

令和 3 年

第 4 回定例会  
決算審査特別委員会会議録

令和 3 年 9 月 15 日

）

令和 3 年 9 月 17 日

田 上 町 議 会

令和3年第4回定例会  
決算審査特別委員会会議録  
(第1日)

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年9月15日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 6番 | 中野 和美君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 7番 | 今井 幸代君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 会計管理者  | 山口 浩一  |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 総務課副参事 | 渡辺 聡   |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 保健師長   | 長谷川 信子 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠  | 政策推進係長 | 泉田 健一  |
| 町民課長   | 田中 國明 | 庶務防災係長 | 今井 俊   |
| 保健福祉課長 | 渡邊 賢  |        |        |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 認定第1号 令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 入

歳 出

- 1 款 議会費
- 2 款 総務費
- 3 款 民生費（1 項 1 目、2 項 3 目）
- 4 款 衛生費
- 9 款 消防費
- 1 1 款 公債費
- 1 2 款 予備費

- 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

---

午前9時00分 開 会

---

委員長（小野澤健一君） では、9時になりましたので、委員会を始めたいと思います。

私、このたび決算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました小野澤でございます。まだ1年生議員ということで、右も左も分かりません。進行の中で皆様方にご迷惑をおかけをする場面も多いかと思いますが、何とぞご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

今日は、緊張のあまり早めに来まして、西のほうを見ましたら稲刈りもかなり順調に進んでいるなというふうに思っております。仮渡金が大分減額ということで、米価はかなりの金額が下がるのではないかというふうに思っております。前職で私がいたときに、新潟県の経済というのは米の出来、不出来でかなり大きく影響を及ぼすというふうに言われています。米というのは、ご存じのように米代金が年に1度大きな金額として農家の所得となるわけでございます、それが経済に与える影響が非常に大きいということで、米価というか、米の出来、不出来については注意しろと言われてまいりました。田上町の米の産出額、私が調べたところによりますと、今現在8億円から9億円ぐらいということで、年々産出高は下がってきておるようでございます。今後、外を見ても、本来であれば刈り取った田んぼだけが目立つのですけれども、残念ながら今は青々と大豆の実がなっている、そんな状況を見るに当たりまして、減反の状況、農業に対する環境は非常に厳しくなってきたなというふうに思っております。

さて、今回決算ということでございます。予算は行政側の意思表示という形であろうと思えますし、決算は行政運営の結果責任が問われる通知表というふうに思っております。よく言われる財政の健全化、これは非常に大事なことでありますけれども、行政の最終的な目的は財政の健全化だけではありません。住民に対する質の高いサービスの提供、そして住民がそれに満足を感じるかどうか、これが一番大きな課題であろうというふうに思っております。財政の中身が立派であったとしても、行政サービス、行政の中身がお粗末であれば、これはまさに本末転倒であります。町民の皆さんがこの決算をどのように判断するかが、非常に大きな部分だろうというふうに思っております。

先日の一般質問の中でも一部決算についての総括が述べられました。実質単年度

収支が黒字となったことから、十分評価してもらえるものであるという形で自己評価がなされました。一方、監査委員による審査意見には不用額が多い事業が見受けられたとあります。こういった不用額が多いということは、財政指数の実質収支の異常値にも多分反映されているのではないかというふうに思っております。執行側は、効果あるいは実績、それから問題点、課題を明確にすると、簡潔明瞭な説明により説明責任と結果責任を十分に果たしていただきたいと思っております。私も不慣れながらこの委員会がスムーズに進行できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。座らせていただきます。

では、出席状況を申し上げます。本日の出席は13名全員であります。傍聴は、三條新聞社より傍聴の申出があり、これを許可しましたので、ご報告を申し上げます。

では、町長、ご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、おはようございます。昨日も申し上げたのでありますが、昨日県は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催して、16日まで出ておりました特別警報の解除を決定をいたしました。それに合わせて時短要請の解除、また県の施設の利用解除、そして部活動の今まで禁止というこれらについても併せて解除というふうな形になりました。今回の特別警報の解除によって、またリバウンドというふうなことも懸念もされているところもあるようですけれども、やはり最終的にといいますか、基本的に一人ひとりが感染対策の基本をしっかりと守っていく、このことにやはり尽きるのかなと、こんなふうに考えておるところであります。

今日は、決算審査特別委員会でございます。今日を含めて3日間の決算審査特別委員会でございます。よろしくひとつご審議、ご協議のほどをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

続きまして、議長からご挨拶をお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。今日から決算審査特別委員会ということで、先ほど委員長からの挨拶の中にもありましたが、決算というのはそもそもは執行側の一つの通知表であるということ、それから私も個人的には1つ気になっているのが不用額が大きいということについて、この点についても私なりにいろいろチェックしていきたいと思っております。これから3日間でございますが、ご苦労さまでございます。ひとつよろしく願いいたします。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

では、これから審査に入りますが、特別委員会に付託された議案は、認定第1号から認定第8号までの8案件であります。日程につきましては、配付済みの日程表に従って進めてまいりたいと思います。

また、決算審査に当たりまして、私から皆様をお願いしておきたいと思います。質疑や意見は趣旨を明確にし、簡潔に発言をお願いいたします。資料の提出を求める場合や、総括質疑として町長に答弁を求める場合は、その旨を明確にさせていただきたいと思います。また、総括質疑をされる方は、内容を所定の用紙にまとめ、本日の審査報告前までに委員長に提出して下さるようお願いいたします。用紙は、副委員長の左側のほうにございます。

それでは、これより決算の概要並びに一般会計歳入の全般について、説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めて、おはようございます。では、まずはじめに今日配付をさせていただきました、決算の説明参考資料がお手元に行っているかと思えます。あと、主要施策の関係で一部訂正をさせていただいて、また本日も手元に資料ということで半ぴら紙で置かせていただきましたが、大変申し訳ありませんでした。その説明については、主要施策のその場面に行ったら説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず令和2年度決算説明参考資料、一般会計総務課ということで、こちらのほうの説明をさせていただきたいと思えます。例年、決算の際に資料として提出をさせていただいている内容でございます。

めくっていただきまして、これ令和元年度になります。今、令和2年度、それぞれの町村で決算議会で提案中でございますので、あくまでも令和元年度ということでの資料になりますが、お願いしたいと思えます。町村の普通会計決算収支ということでございます。積立金、それから地方債ということで載せてございます。まず、財政調整基金の残高でございますが、田上町は6番目ということで、7億6,453万6,000円ということでございます。それ以外の積立金全体では7番目ということで、14億1,186万5,000円。人口、これ令和2年の1月1日現在ですが、その人口で割り返すと12万2,000円という状況。それから、地方債の現在高、これにつきましては4番目ということで、44億3,324万2,000円、1人あたりは38万3,000円という状況でございます。

2ページ目は、それら今私が申し上げましたものをグラフ化したものでございますので、お願いいたします。

めくっていただきまして、3ページ、令和2年度の不納欠損額でございます。一般会計、それから各特別会計、それぞれ税や使用料、保険料、そういった部分の不納欠損額ということで、金額、それから人数、理由等を明記させていただいたものでございます。後ほど決算書でそれぞれ説明があらうかと思いますが、決算書の際にこちらのほうも参考に見ていただければと思います。

それから、4ページ目でございますが、令和2年度の予備費の充用ということで、一般会計だけでございますが、令和2年度におきましては全部で19件、445万1,000円、これらにつきまして予備費のほうから充用させて執行させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、めくっていただきまして、5ページから8ページまでございますが、町でやっている少子化定住対策をこちらのほうに取りまとめたものでございます。事業名、それから担当課、概要、決算額、実績ということでそれぞれ載せてございます。こちらについては、主要施策のほうにもそれぞれの課のところに出てくるとは思いますけれども、全体的にはこういう事業を実施しているということで、一覧表でまとめさせていただいたものでございますので、後ほど決算書、主要施策にも出てきますけれども、併せて御覧になっていただければというふうに思います。

それから、9ページ目でございますが、人口の推移ということで、自然増減、社会増減の推移ということで、平成28年度からそれぞれ人口の推移、それから自然増減、いわゆる出生、死亡、それから社会増減ということで、転入、転出ということで、それぞれ平成28年度からの状況を載せさせていただいております。

それから、令和2年度中ということでございますけれども、町外からの転入者のうち、町の施策ということで、町で把握ができる分ということで、空き家バンクで1世帯ですが、5名の方が転入をされてきたと。それから、新婚、子育て世帯の個人住宅資金の利子補給で5世帯で16人、それから地域おこし協力隊ということで1世帯、1人という令和2年度中での転入者の状況でございます。

それから、10ページでございますが、道の駅関連ということで、実績表ということで作成をさせていただきました。今議会において継続費の精算ということで、道の駅関連が終了しましたということで報告もさせていただきましたが、今回一部効果検証ということで、令和3年度に残る分がございましてけれども、大半の事業が終了したということで、歳入、それから歳出ということで、交流会館、道の駅、地域学習センターということでそれぞれ分けて、経費等をそれぞれ載せてございます。右の一番上には、当初計画と完了後の比較ということで参考に載せさせていただい

ております。こちらもまた歳出のほうでも説明がありますが、全体的な表だということでご理解いただければと思います。

それから、最後になります。11ページになります。後ほど主要施策のほうで説明いたしますけれども、令和2年度におきまして、新型コロナウイルスの関係でかなりの事業を取り組みました。それぞれ歳出では予算が載せてございますが、どんな形かということでもとめたものでございます。4款に入っているもの、あるいは学校関係、10款に入っているもの等もございまして、一応コロナ関連ということで一くくりに、ここにあるとおり25項目拾い出しをいたしました。全体の事業費として15億3,203万1,000円ということで、この財源内訳として国庫補助金、それから県支出金、一部Wi-Fiの関係で地方債の借入れができましたので、その関係。それから一般財源ということでまとめさせていただいた表でございますので、これらもまた歳出の際に、こちらのほうも参考に見ていただければというふうに思っております。まず、決算の参考資料ということで、説明のほうを終わらせていただきます。

それでは、主要施策のほうに移らせていただきます。令和2年度の決算主要施策の成果の説明書をお願いいたします。まず、めくっていただきまして1ページ目になりますけれども、令和2年度の一般会計の決算でございます。令和2年度につきましては、重点プロジェクトである「道の駅たがみ」、「地域学習センター」がオープンを行うことができた。また、継続費として実施をいたしました防災行政無線の整備について、完了しているということでございます。一方で、先ほど申し上げた新型コロナウイルスの関係の感染症の対策ということで、国からの臨時交付金等を活用しながら、国や県の支援の行き届かないところを重点的に支援をしていきたいという町長の思いから、議会の皆様方と協議をさせていただきながら、先ほども資料で説明いたしました様々な事業に取り組んできたところでございます。

そういたしますと、決算規模で、令和2年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額が73億4,328万5,000円、歳出総額で70億7,149万1,000円ということでございます。前年度と比較をいたしますと、歳入では20億8,541万3,000円、歳出では23億3,263万3,000円ということになってございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたコロナの関係の経費が約15億円あります。さらに、まちづくり拠点整備も10億円近い金額があるということで、ここ数年では非常に大きな金額になっておりますけれども、そういった特殊なものが特にあったという部分が大きな特徴かなというふうに思っております。

続きまして、決算収支でございますが、令和2年度の一般会計の歳入歳出差引額



2億7,179万4,000円ということになってございます。翌年度に繰り越すべき財源720万9,000円を差し引いた実質収支が2億6,458万5,000円の黒字、実質収支比率は8%ということで、令和元年度と比較をいたしますと0.3%上回ったと。実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支につきましては、2,024万2,000円の黒字、財政調整基金の積立て、それから取崩しを含めました実質単年度収支は1億67万3,000円の黒字という形になりました。

ここで決算書の192ページをお開きいただきたいのですが、そこに実質収支に関する調書ということで載せてございます。今ほど私が申し上げました歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額2億7,179万4,000円のうち、翌年度に繰り越すべき財源、継続費、それから繰越明許というこれら、その備考欄にありますとおり、あくまでも一般財源分をここから差し引くという形になっておりますので、繰越明許につきましては、総額は3,645万2,000円ということで、未収入の特定財源を含まないという形になっております。主に戸籍の関係ですとかコロナの関係、そういった部分を令和2年度から令和3年度に繰り越しをして実施をしたということで、それらの関係のあくまでも一般財源の差引額を翌年度へ繰り越すべき財源として処理をして、歳入歳出差引額の金額を出しているといった内容になっております。

それから、先ほど来、実質収支の関係の話が出ております。委員長、議長からお話がありましたとおりに、令和2年度につきましても実質収支比率ということで、標準財政規模に対してどの程度残ったかという金額になるのですけれども、昨年もあったのですけれども、令和2年度におきましても、実は令和元年度から令和2年度に繰り越し、通次繰越なり繰越明許を実施いたしましたまちづくり拠点整備、あるいは防災無線の絡みの防災対策費の関係で、これらにつきましては補正ができなかったものですから、不用額として残った金額が2,753万6,000円が残ったと。それから、コロナの関係です。国からの交付金等、いろいろな事業で実施をしております。コロナの関係の経費につきましても、全体的に3,062万3,000円の不用額が発生をいたしております。その中で、昨日も保健福祉課長のほうから話がありましたように、PCRの関係、昨日高齢者の関係、返還するということで説明があったかと思えますけれども、高齢者以外のPCRにつきましてもかなり残が残ったということで、PCRだけで見ますと約1,271万2,000円が不用額として残っております。それから、除雪の関係で800万円、それから道の駅の関係、オープンするというので、なかなか見込みがつかなかったということで、これについては900万円ほど残っております。それから、昨年もそういう指摘を受けた関係がありまして、3月議会では

極力必要な、不用になった金額を落とすように指示はさせていただいたのですけれども、一部の課において補正をせず、執行残として残った金額が約2,300万円ほどございました。そういった特殊な要因等もあったものですから、昨年度に引き続きまして実質収支の金額は相当増えているということで、こちらについては監査委員のその他意見にもありますので、改めて私のほうで庁議でも話をして、今後また補正予算、不用のものが出たら落とすような措置は指示はしているところでございます。今言った特殊なもの、大きなものを差し引くと約5.5%程度に実質収支の金額はなるかと思いますが、引き続きそういう不用額等の整理はしっかりするような形で対応をしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

続きまして、歳入の状況でございますが、こちらにつきましては、ここに細かな部分がそれぞれ載せてございます。こちらにつきましては、後ほどまた決算書の説明と重複する部分がございますので、主に概要ということで資料として5ページを見ていただきたいと思うのですが、3の歳入の状況ということで、過去3か年の歳入の状況が載せてございます。令和2年度につきましては、歳入合計は73億4,328万5,000円ということで、特に国庫支出金、それから繰越金についてはそれぞれの事業へ令和元年度から繰り越しを充当するというので、かなり金額が増えているといったようなのが主な状況でございます。こちらについては、先ほど申し上げたとおり、後ほど決算書の歳入の際にここを一緒に見ていただきながら、決算書で歳入のほうを説明をさせていただきたいと思っておりますので、細かな部分はそちらのほうでお願いしたいと思います。

それでは、めくっていただきまして歳出でございますが、こちらにつきましても同様でございます。7ページのところに7番ということで、目的別歳出状況ということで表が載せてございます。歳出合計として70億7,149万1,000円ということでございます。ここの中で、総務費が93.3%の増、それから衛生費が430.8%という形になってございます。総務費につきましては、まちづくり拠点整備の関係、それから昨年それこそ小野澤委員長から指摘がありましたように、実質収支の計算をする際に、今までであれば決算の剰余金処分ということで、財政調整基金のほうに繰入れをさせていただいておりました。ただ、計算上、その実質単年度収支を計算する際に、その積み立てた金額が計算に含まれないものですから、赤字状態になるということで、そういう部分で令和2年度から補正予算で計上させていただいて、積立てをさせていただくということで、令和2年度から変えさせていただきました。ということで、その計算式にはしっかり入るという形になりますので、今回そうい

う形で黒字になっているという形になります。令和3年度につきましても、この機会におきまして1億3,300万円ということで積立てをさせていただいていると。その辺が大きな要因になってございます。

それから、4款衛生費につきましてはコロナの関係の経費、そちらを計上している部分がございますので、非常に大きな金額が増になっているという部分が要因でございます。

それから、冒頭申し上げました性質別経費の状況でございます。大変申し訳ございませんでした。ここの表、資料を作成した後に、この主要施策の成果の説明書7ページのところの8番のところの性質別経費の状況ということで訂正した部分を、大変申し訳ありませんでした。皆さんに貼ってくださいという形で処理をさせていただきました。実はこれ国に報告する決算統計というのがございまして、普通会計というくくりの中で事務処理をしていく関係がありまして、町でいうと、普通会計というところと一般会計と訪問看護を一緒にセットにするような感じ、さらには基金の繰入れ、繰り出しが歳入歳出であったら、それを相殺するとかという形で、いろいろ調整をして国に報告する関係があつて、それをこの一般会計に合わせるような形の処理をするときに少し間違いがございまして、その辺要因を調べていったとき、その辺の間違いに気がつきまして、総額は変わっていないのですけれども、内訳の部分が少し変わったということで、本当に大変申し訳ございませんでした。それで、ここの表を直して、本来であれば今申し上げたように皆さんにお配りしていた2ページ目のところの表記も一緒に変えるべきところだったのですが、すみませんでした。昨日ようやく気がついたもので、非常に申し訳ございませんでした。そういう理由があったものですから、大変申し訳なく思っておりますが、すみません、では7ページの皆さんに差し替えをしてもらった部分の性質別経費の部分で若干説明をさせていただきたいと思っております。令和2年度につきまして、人件費、物件費等それぞれ増と減という形になっております。以前から指摘がございました臨時職員の賃金、これにつきましては、今まで物件費ですよというふうな話で説明をさせていただいたところでございますけれども、国のほうでの取扱いが変わりまして、会計年度任用職員、今度は1節の報酬で支払うという形になりますので、この性質別経費でいうところの人件費に含まれるということになりますので、それぞれ臨時職員の経費であろうが、今度は人件費という形の中で、一くくりとして出てくるような形になります。その関係がありまして、人件費と物件費での増減が出てきているという内容でございます。

特に大きな部分だけ、では説明をしていきます。3番の維持補修費76.4%ですけれども、これは除雪の関係の経費、これは性質別でいうと維持補修費というところに含まれる関係がありまして、そこが大きな要因でございます。

5番の補助費等につきましては、これはコロナの関係でのそれぞれ補助金的な部分、そういう部分が今回非常に大きな金額を占めているということで、272.8%ということで大きく増加しております。

それから、9の積立金につきましては、今ほど申し上げました財政調整基金の積立てを決算の剰余金を予算に計上して積立てを行うということで、大きく増額をしているところでございます。

11番の普通建設事業につきましては、まちづくり拠点整備、それからGIGAスクール、あるいは両小学校の食堂棟、そういった部分の事業に取り組んだということで、かなり金額的にも多くなっているというようなのが特徴になってございます。

すみません、では3ページに戻っていただきまして、5番の町債の現在高の現状ということで、そちらに載せてございます。具体的には、すみません、また戻って8ページのところに表が載せてございますが、9、町債の現在高ということで、こちらの中で令和2年度の現在高46億3,570万8,000円ということでございますが、特に大きい部分、公共事業等債、これについては道の駅を関連とした事業、それから防災・減災・国土強靱化につきましては、防災行政無線の関係の経費、そういったものがそちらのほうに入っているところでございます。

それから、10番の減収補填債ということでございますが、この3月議会で説明をさせていただきました。本来であれば限定されていたのですがけれども、コロナの関係でということで今回借り入れるものの対象が増えたという関係で、ここ何年かは借りておりませんでしたけれども、新規に減収補填債という形で借入れをしたものでございます。

それから、12番、臨時財政対策債、一般質問等でもいろいろ議論がありました。23億9,127万9,000円で現在高になっております。町の中でも50%を超える金額を占めているというような状況でございます。

それから、8ページの下の部分につきましては、今ほど申し上げました町債の残高と公債費の状況ということでグラフ化した内容でございます。

それから、9ページ、町債の年度別償還予定状況ということで、令和2年度から令和12年度までということで、一般会計、下水道、集落排水のそれぞれ金額を載せてあります。さらに、一般会計につきましては、借入先ということで政府資金、地

方公共団体金融公庫ということで内訳を載せてございます。この償還予定額につきましては、あくまでも令和2年度末現在で借入れをしているということですので、今後借入れ、令和3年度以降の借入れはこの中に含まれておりませんが、令和3年度の償還につきましては、予算委員会でも説明させていただいたとおり、一番ここ数年で償還の金額が減る、庁舎建設あるいは湯っ多里館が終了することによって4,000万円近く減額をいたしますけれども、道の駅及び交流会館等、そういった部分の事業がまた始まっていくということで、令和4年度には4億1,890万3,000円ということで、前の令和2年度の規模に戻るという状況でございます。その後、令和6年から令和7年、令和8年、令和9年とずっと金額が減っております。この要因につきましては、臨時財政対策債の償還が終わっていくということで、減額になっているのはそういったのが大きな要因になってございます。

10ページには、起債の償還の最終年度ということで、主な事業ということで載せていただいております。特に一番上の幼稚園の建設ということで、これらについては平成21年度でこの2本借入れをしておりますけれども、それが終わると、大きい部分でいうとそういう部分が終わるという形になってございます。起債の関係については以上でございます。

そうすると、3ページにまた戻っていただきまして、財政指数の状況ということで、実質収支から始まりまして、財政力指数ということでいろいろ載せてございます。これがまとめてあるのが4ページの2の下のところにあります。財政指数の状況ということでそれぞれ載せてあります。基準の比率、それに対して町がどうかということでございます。実質収支については、先ほど申し上げたとおり様々な要因があってなかなか補正ができなかったという部分、減額補正ができなかったということで執行額が残ったということで、8%という形になりました。

それから、経常収支比率につきましては86.6%ということで、これから道の駅、地域学習センター、そういったもろもろのものがかかってくることによって、今のところの予定ではこの部分が非常に増えてくるのではないかと。ただ、計算式上は、経常一般財源の歳入を歳出で割る、その割合で出すという計算になりますから、町税ですとか普通交付税の割合によってこの金額、率が相当前後する部分がありますけれども、一般的には経常経費が増えればこの率は上がっていくという形になっております。

それから、実質赤字比率、連結実質赤字比率という部分、ハイフンになっておりますが、これは赤字になっておりませんので、そういう形の表記になってございます。

それから、実質公債費比率については9.2%ということで、地方債を借りるための協議をする上で、公債費の率がどの程度かということで比率を出すものでございまして、先ほど申し上げたとおり少しずつ償還が減ってきているということで、9.2%という形になっております。これは過去3か年の平均という形になっておりますので、令和3年度も減りますので、しばらくはもう少しこの辺は落ちるかもしれませんが、今後償還が増えればこの率も上がってくるというような内容でございまして。

4ページのそれぞれのグラフについては、1番は決算収支の状況ということで、過去の状況の決算の状況でございまして。先ほど申し上げました実質単年度収支の計算のところで話をさせていただきました財政調整基金の積立てを変えることによってこの数字が変わる。計算式そうなっているので、処理的には町の部分としては変わっていないのですけれども、基金に積み立てるということは変わっていないのですけれども、やり方は変わっていないのですが、計算式上そういうふうな考え方なものですから、マイナスが今までありましたけれども、今後そういう形で処理をしていくということでございまして。

あと、参考ということで、基金の状況ということで、そちらのほう載せてございまして。

主要施策の概要については一応これで終わらせていただいて、これから決算のほうの説明に入っていくわけですが、その前に決算書の後ろの部分と申しますか、財産の関係について説明をさせていただいた後、具体的に歳入のほうの説明に移らせていただければと思います。

すみません。では、194ページをお開きいただけますでしょうか。財産に関する調書ということで、土地と建物の令和2年度中の増減ということで説明させていただきます。土地につきましては、その他の施設ということで777平米ということになります。こちらについては、下水道の関係の下吉田ナンバー1の雨水調整池の用地になります。それから、建物の木造の681平米は、道の駅関連のトイレ、情報発信、地域連携施設の面積になります。非木造として道の駅のアーケード、プレハブ、カーポート、それから生涯学習センター、それから交流センター部分、原ヶ崎交流センター分が廃止になりましたので、それらを相殺した内容になってございまして。

それから、198ページ、199ページということで、これは積載車の購入を令和2年度、第7分団で実施いたしました。その入替え分の内容になってございまして。

それから、200ページ、201ページのところに基金の状況が載せてございまして。財政調整基金については8億3,166万6,000円ということで、前年度、令和元年度末残

高、決算年度の増減、それから決算、令和2年度末という形で見ていただければと思います。備考欄に元金、利子、処分額という形で載せてございます。それから、国保と介護については黒いひし形の部分がございますけれども、国保と介護につきましては、条例上剰余金処分を行うという形になっておりますので、こういう形での積立てという表記になっておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、歳入の説明のほうに入りますので、まず、町民課長のほうから税を説明お願いいたします。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、決算書12ページをお開きいただきたいと思います。町税の関係について説明をさせていただきたいと思います。

それから、本日皆様のお手元に町民課の追加資料といたしまして町税収入の状況ということで、過去5年分の収納状況をお出ししておりますので、それらも参考にいただければと思っております。

令和2年度の町税全体の決算額といたしましては、収入済額10億8,869万5,750円ということでございまして、町税全体、令和元年度と比較いたしますと1,683万1,351円、率にして1.5%の減という状況でございました。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がどれほどあるかというようなことで様子うかがっていたところですが、結果といたしまして、これまた詳細の部分はそれぞれの税目のところで説明させていただきますが、入湯税の関係で約1,600万円ほど下がっております。そういうことからしますと、基本的にコロナの影響を税で受けた部分というのは入湯税の部分が一番大きく、それ以外の部分では、さほど受けていないというようなことが言えるのではないかというふうなことで考えているところでございます。

それで、滞納繰り越し分を含みます収納率も令和元年度と同率の97.3%ということでございました。この部分につきましては、町民の皆様あるいは企業の皆様それぞれ苦しい中でも、頑張っていたのかなというふうなことで考えているところであります。

それでは、1款1項1目のまず個人の関係からでございますけれども、収入済額といたしましては4億2,882万1,960円ということでございまして、ここは約600万円ほど令和元年度と比較して下がっております。率にして1.5%ほど下がっております。その減額となりました主な要因といたしましては、納税義務者数の減ということで、当初賦課の段階で令和元年度と比較いたしますと約90人ほど減になっているということでございますし、農業所得については、夏場の高温による用水温の高温

の状況が長く続いたということで、米の品質が若干低下していたと。収穫量はそれなりにあったということなのですが、そういうような形で農業所得も減額されているというような状況で、約600万円ほどの減額になっているという状況でございます。

次に、2目法人の関係でございますけれども、収入済額3,710万500円ということでございます。ここにつきましては、令和元年度と比較いたしますと190万円ほど、率にして4.3%ほど減額しておるということでございます。その減額の要因につきましては、法人税割の税率改正によりまして、12.1%であったものが8.4%に引き下げられたというようなことで、その税率改正の影響を受けた部分があるということと。あとは多少ここについては新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減った事業所が幾らかあったのではないかなというようなことで、想定しておるところでございます。ちなみに、令和2年度における法人税の課税事業所数としては277事業所あったということで、ここは収納率100%でございました。それで、収入済額のところに、一番向かって13ページの収入未済額の欄のところを見ていただきますと、三角の2万800円ということで数字が載っておりますが、基本これ三角なので、調定よりも余計に入ってきていたというようなことで、これにつきましては出納整理期間の直前、もう5月31日間際に重複で納めていただいた法人がございまして、歳入から還付ができなかったということで、現年度、令和3年度でその重複納付された分は歳出から還付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2項1目固定資産税の関係でございます。収入済額4億9,647万3,300円ということでございます。ここは令和元年度と比較いたしますと670万円、率にして1.3%増えているという状況でございます。これにつきましては、土地については下落修正に伴う減ということで、田上町の83の状況類似地区があるわけですが、そのうち80地点で下落していたという状況でございました。それから、家屋につきましては、消費増税に伴う新築家屋の増というようなことで、ここが非常に増えたというような状況でございます。それから、償却資産につきましては、大臣配分のほうは若干減ってはいるのですけれども、町長決定分のほうが若干増えたということで、設備投資があったのだろうということでもありますけれども、そのような形で増えているということで、固定資産税は、ここは逆に増えたというような状況でございました。収納率といたしましては98.9%ということでございます。

それから、3項1目軽自動車税の関係でございますが、収入済額4,165万400円ということでございます。軽自動車税も約120万円ほど、率にして2.9%増えているというような状況でございます。ここにつきましては、収納率は99.4%ということ



でございました。

次に、2目環境性能割ということでございまして、ここは令和2年度になって本則課税に基づいて年間通して入ってくるということで、ここは110万円ほど増えております。それで、令和2年度で環境性能割については、中古車であっても50万円以上の車を買えば、この環境性能割というのはかかってくるわけでございますけれども、令和2年度で課税台数、田上町の方が買われた車の台数としましては、67台分でこの122万2,400円入ってきているということでございます。

それから、4款1項町たばこ税の関係でございまして、5,948万1,300円ということでございまして、ここは対前年で比較いたしますと60万円ほど、率にして0.9%ほど減額となっているというような状況であります。これにつきましては、売上げ本数の減ということで、令和元年度と比較すると51万5,000本ほど減っているということであります。そうなのでありますが、実はここ税率改正がなされておまして、令和2年の10月1日から今まで5,692円であったものが6,122円ということで、1,000本当たり430円増えているというふうなことで、さほどそこまで落ち込みがなかったということであります。なお、今回この10月1日からまたたばこが値上がりするわけでございますけれども、これで最後の値上がりというような状況になってございます。

それから、一番最初、冒頭で申し上げました入湯税の関係でございまして、これにつきましては、収入済額が1,634万7,450円ということでございまして、ここが1,631万3,100円下がっているということで、令和元年度と比較すると半分になっているというような状況で、ここが一番新型コロナウイルス感染症の影響を受けたのだなということでございます。入り込み客数としましては、令和元年度と比較いたしますと10万8,754人の減というような状況でございました。結果的に先ほど最初に言いましたが、町税全体では1.5%の減ということで、その下がった金額が1,683万1,351円、それで入湯税の部分だけで申し上げますと1,631万3,000円ということで、その1.5%下がったという部分については、この入湯税の部分が非常に大きいということでございましたので、よろしく申し上げます。

簡単ですが、私の説明を終わらせていただきます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、めくっていただいて、14ページ、15ページからになります。それで併せまして、先ほど主要施策のところでは細かな説明は決算書でということでございましたので、主要施策の1ページ目の歳出の状況というところも一緒に御覧になって、主なものについて説明をさせていただきます。

主要施策の1の(4)の法人事業税交付金というのがあります。決算書でいうと14ページの6款になりますが、こちらにつきましては、法人事業割ということで267万1,000円の受入れをしている部分でございます、これは令和2年度から新設をされたものでございまして、法人事業税の一部を財源として県が市町村の事業者数に応じて交付をされるということで、これは全くの新規になります。

それから、めくっていただいて、主要施策も、ではめくっていただいて地方消費税交付金でございますが、決算書の16ページでいうと7款になりますが、地方消費税交付金が2億4,350万2,000円でございます。こちらについては、令和元年度と比較をいたしますと4,881万8,000円の増という形になっております。こちらについても地方消費税分の本来もらえる率というのがあるのですが、その部分が令和2年4月1日から2.1%と、少し率が変わった関係で金額が増額になっているということでございます。

それから、10款地方特例交付金につきまして、主要施策でいうと2ページの(6)になりますけれども、こちらについて、前年度、令和元年度と比較をいたしますと250万1,500円の減という形になっておりますが、令和元年度に、主要施策のところに書いてございますけれども、幼児教育の無償化の財源措置ということでそれらが措置をされたということで、その部分が全くなかったということで、大きく減少しているというのが状況でございます。

それから、11款地方交付税、主要施策は1ページに戻ってもらって(3)でございますけれども、地方交付税については18億7,969万8,000円ということでございます。その主要施策のところに書かれているとおり、地方交付税、うち普通交付税、特別交付税それぞれ対令和元年度の比較が載せてございます。普通交付税は、7,063万5,000円の増ということでございます。こちらについては、新たに費目が設置をされたということと、包括算定経費の単位費用が引き上げられたということが大きな要因になってございます。それから、特別交付税につきましては7,559万5,000円ということで、こちらについては全協の際にも説明をさせていただいたとおり、除雪の関係、雪の関係の経費でかなり特別交付税が増えたというふうな説明をさせていただいたかと思うのですが、その結果、大きな増額をしているというような状況でございます。

それから、主要施策2ページ目に行きますけれども、決算書でいうと18ページ、19ページ、分担金及び負担金関係ですけれども、こちらについては、令和元年度と比較をすると2,341万5,000円、大きな減になったというか、これは幼児教育無償化に

よる保育所保育料が減額になったというようなものが大きな要因でございます。

それから、決算書は20ページお願いいたします。主要施策は2ページの(8)、国庫支出金の関係になりますけれども、20億7,130万1,000円ということで、対前年度、令和元年度と比較をすると15億9,494万9,000円の増と。これにつきましては、冒頭でも説明した新型コロナの経費で14億4,184万5,000円。それから、そこに都市構造再編集中支援事業ということで、名称が変わって、これ今まででいうと道の駅の社会資本整備総合交付金の名称が変わった関係がありまして、その関係で3,952万円。それから、臨時道路除雪事業費補助金、これも雪の関係で国からの補助金が追加されたということで2,700万円。それから、GIGAスクール、そういった部分で大きな要因になっております。一方、令和元年度につきましては、ブロック塀、冷房設備ということで交付金が3,702万円ほど入ってきましたが、それらが減額になっているということでございますが、新型コロナの関係で非常に大きく増えているというような状況でございます。

それから、決算書の26ページ、27ページで、今度は県支出金になります。主要施策のほうは、今度は(9)になりますけれども、県支出金については全体で2億8,907万7,000円ということでございます。令和元年度と比較すると20万1,000円ということでございますが、令和元年度は参議院議員等の選挙、それから地籍等の事業費等が縮小されたという関係で減額になっております。一方で、地域活性化推進事業費補助金ということで、決算書の26ページ、27ページの2項県補助金の1目総務費県補助金というところののってくる1,072万5,000円という数字がございます。これが道の駅関係の看板の設置工事ということで、全体の2分の1を受入れができたということでの金額が増額している部分ですし、委託金のところで、決算書では30ページ、31ページの3項委託金、1目総務費委託金のところで、4節統計調査費委託金のところの下から3つ目ですか、備考欄、国勢調査が行われましたので、この関係の経費が増えているといったのが大きな要因でございます。

続きまして、繰入金の関係につきましては、決算書でいうと32ページ、33ページからになりますけれども、全体的には1億8,192万3,000円ということですので、令和元年度と比較いたしますと2億2,778万円の減と。これについては、財政調整基金、最終的には減額をし、積立てもできたということで、この財政調整基金の繰入れの減額が非常に大きいというような状況でございます。

それで、繰入金の前に、寄附金の関係の説明を飛ばしました。すみません。それで、今日お手元にお配りしました、ふるさと田上応援寄附金実績報告ということで

1枚物の紙をお配りをさせていただきました。令和2年度につきましては、合計で668件、金額にして1,756万2,000円の寄附をいただいたところでございます。使い道としては、下にございますとおり6つの項目でそれぞれ分かれているというような内容でございまして、この金額は決算書の32ページ、33ページの18款寄附金、1項2目指定寄附金の中の2,161万4,950円の中にこの部分が含まれておりますので、お願いいたします。

それから、めくっていただいて、34ページ、35ページですけれども、先ほど繰入金の説明、概略を説明いたしましたけれども、3目生涯学習センター設立基金について、これは全額取崩しをするということで、これは令和2年度に廃止をするということで、全額の繰入れをするという内容でございます。

それから、20款繰越金につきましては、主要施策の2ページ目の(11)のところにありますとおり、全体で5億1,901万3,955円ということでございますが、備考欄にあるとおり、それぞれまちづくり拠点整備、防災対策、それぞれ財源を持っていかなければいけない部分、令和元年度から持ってきた部分がございまして、実質的に2億4,434万2,955円が実質的な繰越金という形になってございます。

それから、めくっていただいて、36ページ、37ページ、諸収入の関係、(12)でございますが、全体では2億8,555万5,000円ということで、令和元年度と比較をいたしますと9,226万1,000円の増ということでございます。こちらにつきましては、決算書の36ページの4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入のところ、合計で6,680万6,518円の受入れをしておりますけれども、これは道の駅で県が負担する分をここで受入れをしているというような内容でございます。

それからもう一つ、めくっていただいて、決算書の40ページ、41ページのところで、主要施策にある防火水槽の補償料という部分、41ページのところの真ん中ぐらいですか、防火水槽移設補償料ということで1,206万7,133円、県道新潟五泉間瀬線の関係で防火水槽の移設が必要になった部分がございまして、これが補償料としてこの金額の受入れをしている部分でございます。

それから、上から4つ目のところの信用保証料の返還金、これはコロナの国の制度の関係、乗換えをするということで、繰上償還等があったということで、この金額が増えております。

あと、下の電気自動車充電、4番目ですか、インフラ、これは道の駅での充電の関係の工事費に係る補助金、それから道の駅の物販スペース、コンビニ等の関係での光熱水費を受入れをしているといったのが主な内容になってございます。

それから、決算書42ページ、43ページ、町債の関係ですが、主要施策の(13)、令和2年度の町債につきましては、5億9,870万1,000円の借入れを行いました。特に前年度と比較をすると1億1,023万円の増ということですが、こちらにつきましては、22款1項1目総務債2億7,690万円でございます。こちらの部分にまちづくり拠点整備事業での借入れを実施しておりまして、ここは非常に大きく増えているというような状況でございます。

それから、4目土木債のうち、2節河川整備事業、緊急浚渫推進事業債ということで、これ高橋議員のほうから一般質問を受けて、県のほうの協議をして借入れができるということで、今までない事業の起債でございます。

それから、5目消防債につきましては、2節緊急防災減災事業債につきまして、防災無線、それから積載車等を借入れをした内容になってございます。

それから、6目が臨時財政対策債ということで、令和2年度1億2,542万3,000円の借入れを行いました。

それから、7節の教育債については2,760万円ということで、小学校の食堂棟、それからGIGAスクールの工事費に関係する部分の起債の借入れを行ったという部分ですし、最後の8目減収補填債につきましては、先ほど説明をさせていただきました。本来は借入れするのが条件的に決まっていたのですけれども、令和2年度に限りましてコロナの関係で減収が見込まれる分、地方消費税交付金、地方揮発油譲与税、それからたばこ税、これらについて今回新たに拡充して借入れができるというようなことでございましたので、この部分、充当率100%、交付税でもそれなりに措置をされるということで、今回借入れをしたと。これが例年にならぬ起債でございます。

歳入については走り走りになりましたけれども、以上で説明を終わります。

委員長（小野澤健一君） 総務課長も大分しゃべり疲れたというふうに思いますので、また初日ということで、ここで暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時25分 再開

委員長（小野澤健一君） では、皆さんおそろいでございますので、会議を再開したいと思います。

休憩前、いろいろと説明を表に基づいたりとか、分かりやすい説明をしていただきました。これから質疑に入りたいと思います。ご質疑のある方、挙手お願いをい

たします。

11番（池井 豊君） すみません、41ページ、電気自動車の件なのですけれども、今総務課長とも話ししたのですが、これのここに入っている補助金と実際にかかった費用、建設にかかった費用を出してもらいたいのと、ランニングコスト、電気料がこれからどのくらいかかってくるのか。それから、これ利用者がカードを買うようなのですけれども、カードを買って、充電器使用料が令和3年度にはどういってお金で田上町に入ってくるのかという、これを設置したことにおける田上町の負担と歳入歳出に関わってくることをまとめて、何か産業振興課にも関わってくるようなので、それをまとめて後から資料で出してもらいたいと思います。

それから、もう一点、さらっといってしまったのですが、ふるさと納税の件なのです。あれほどいろんな議員がふるさと納税頑張れと言って、またポータルサイト増やしたという努力もしているのですけれども、予算額に対してはオーバーになっていますが、この令和2年度におけるふるさと納税の取り組みに対する評価、どうだったかというところをしっかりと通信簿の点数をつけてください。お願いします。

以上2点。

政策推進室長（堀内 誠君） ただいまのご質問でございます。EVの建設費用というふうな形もありました。まず、1点目の部分といたしまして資料提出というふうな形ですが、本日お配りしました決算説明参考資料のほうに道の駅の充電器の設置設備工事ということで、令和2年度には……

（ページ数の声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） 10ページになります。本日総務課の参考資料というふうな形で、10ページ、ちょうど中ほど、一番左のほうの施設業務名というふうな形ではありますけれども、ちょうど道の駅たがみEV用急速充電機器設備設置工事というふうな形で、横のほうに行きますと1,356万3,000円かかっているという形でございます。そこで、先ほど歳入のほうでご説明しましたが、この表の上の段のほうでございますが、歳入のところの合計の1つ上でございますが、次世代自動車ということで、補助金ということで402万6,000円が入ってきているという状況でございます。建設に関する部分に関しては以上となりますが、利用者のランニングコスト等につきましても、また改めて資料というふうな形でございますので、その辺用意したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ふるさと納税についてでございます。令和2年度というふうな形で取り組みをさせていただいたところでございます。昨年度から比べますと若干落ち込み等もあり

ます。件数でいいますと、59件の減というふうな形ですし……失礼しました。増えております。すみません。若干増えております。逆でございました。金額に関しては若干減っております、こちらが45万9,000円の減というふうな形になっておるところでございます。今回、令和2年度に関しましては、新型コロナウイルスの関係等で若干売上げ等、利用申込み等も少なくなってきたというふうな結果でありました。伸び自体も若干少なくなってきたというふうな現状でございます。そういった部分では、今の新型コロナウイルスの影響があったのではないかというふうな形で見ているところでございますが、実際にこれが新型コロナウイルスの影響というふうな形で、町のほうで一番人気があります湯田上温泉の利用補助等の申込み件数がやっぱり落ちているというふうな状況でございました。そういった部分から若干の落ち込みがあったというふうな形でございます。また、今後の収束等を迎えば、温泉の利用とかの申込みもかなり増えてくるのではないかというふうに考えているところでございます。一応そのような形で今町のほうでは考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 私は、主要施策の成果の説明の5ページのところの下の町税収入の状況のところを確認をしたいのですが、令和2年と令和元年と平成30年が載っていたものですから、これを比較したら、驚いたことに、率直に言うと、先ほど課長が言われたように減少率が非常に低かったのです。それで、この原因について考えたのですが、個人住民税も法人住民税も前年度の実績に基づいて翌年に課税されるわけですね。これはいいよね。所得税はその年の収入を課税するわけなので、そうすると、ここで平成30年というのは平成29年の実績に基づいた収入に基づく税であり、令和元年は平成30年、令和2年は令和元年の状況だというふうに見るのが普通ですよ。そうすると、私も最初コロナの影響って田上なかったのかなと思ったのだけれども、実際には新型コロナが発生していったのは、たしか令和元年の8月頃から大きく広がっていったということがありますから、令和2年に令和元年との比較で大幅に売上げが落ちていくという可能性があり、そしてそれがさらに令和3年になって出てくることになるので、ここではあまり田上町におけるコロナに関する減収というのは、この数字では捉えられないのかなと。だとすると、この減収は何だろうなと思うと、消費税が10%に上がることによる売上げ減のほうが大きいのかなというふうに見たのですが、まずこの点で個人も法人もほぼ似たか寄ったかだったのです、数字的には。そこで、その捉え方については、課としてはどういうふうに見ているかをまず教えてくださいませんか。いかがでしょう。

町民課長（田中國明君） その辺の部分、非常に難しいところもあるのかなというふうに見ているところです。といいますのは、例えばある年によって持ち株を売買をして非常に大きな収入を得た人の申告があったり、様々そういうふうなことで各年違うのです。なので、平成30年から令和元年で大して落ちていないというのは、そういう持ち株を売った人が令和元年で課税をされているということで、個人でいうと減りが非常に少ないというような部分もありますので、実際町民課としましては、なかなか今のコロナの状況でダイレクトに下りてくることはないのだろうというふうな形では見てはいます。ダイレクトに影響があるというのは、先ほども説明させていただきましたが、入湯税のような部分は非常に大きいものだけれども、それ以外の部分というのは、もう少し先にひょっとしたらその波が来るのかもしれないなというようなことで見込んでいるところです。それで、令和3年度に至っては、当然納税義務者数も減ってきますが、今回のようなことにはいかずに、もう少し下がるのではないかなというふうなことで見ています。消費税増税の関係で恩恵を受けたという部分でいいますと、固定資産税が、逆に駆け込み需要等があり、住宅なんか建った関係で、令和2年度ではかなり増えているというようなことでありますので、逆に増税の部分でいいますと、個人の所得を刺激はなかなかしなかったのだろうとは思っていますが、その代わり建物を新たに取得、上がる前に建ててしまおうというふうな方のほうが多かったのかなというふうな見方をしているところでございます。

13番（高橋秀昌君） 何となく納得したような気がします。そこで、要請なのですが、私どもは税務の直接個人的なものを見ることはできないのですが、町民課としてみればそれぞれ個々の実態を見ることができると思うのです。平均割ではなくて、今度は令和3年、令和4年の状況をつぶさに見ていただいて、そしてコロナに関する影響がどんなふうな影響出ているか、つまり私らはつかめないのですが、大体こうではないかは分かるのです。例えば失業してしまった、それからパートで勤めているけれども、行くところがなくなってしまった、そういうのはどんどん収入減るわけなので、それは必ず反映されると思うのです。そういう点は個人でも法人の場合でもあり得ることだと思っておりますので、ぜひそこら辺をつぶさに見ていただいて、決算のときに報告できるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君） 今ほどの関係ですけれども、できる限りそのような形で、私どものほうでつかめる部分については、詳細に把握していきたいとは考えております。それで、ちなみに今保健福祉課のほうで給与収入者の減少対策なんかもやって



いますが、例えば解雇になった人の数ですとか、それらの数というのは必ずしも多くないのかなど。正直なところ。割と、減少率としては確かに下がっているけれども、そこまで多くなく、少なく下がっているというような感じを私自身は受けているところでもありますので、今ほど要請のありました部分につきましては、少しまた詳細に研究して詰めていきたいなというふうに考えています。

13番（高橋秀昌君） そちらのほうは非常によく分かるので、私の場合はざっと、全国で例えば200万人が失業していると報道が出れば、大体田上町って全国の人口の1万分の1なので、田上20人ぐらいいるのかなという、そういう目でしか捉えることができないので、ぜひしっかりと押さえていただきたいと思います。

次に伺いますが、決算書の42ページでなくてもいいのですけれども、臨時財政対策債ということで、ずっと本来国がやるべきことを市町村に負担をさせてきているというのは大問題になっているのですが、これについては後年度地方交付税で面倒を見るという約束がされているのですが、今の財政として見たときに、後年度ですから、恐らく今までだったら翌年からということになるのですが、そのルールが変わったら報告していただきたいのと、それからもし翌年からとなれば、今は交付税にしっかりと入れているということは、その枠が分かって、ああ、入っている、いや、8割しか入っていないという、あるいは全額入っているということをつかむことができるかどうかについて報告していただけますか。

総務課長（鈴木和弘君） 臨財債について、今高橋委員が言うように、理論償還で入ってきます。理論償還というのは、町が借りる金額で算入されるわけではないです。町が借りている借金で100%ではなくて、国が恐らくこれだけの利率で、これだけの償還だろうということで計算して入ってきています、交付税上は。ただ、今副町長も、総務課の副参事、以前計算したときは入ってきているということは確かだそうです。確認はできたそうです。

（以前じゃなくて、間違いなく入っているそのもとはある  
の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） あります。その費目はしっかりあって、計算上借入額が幾らで、何%かといって計算してやると出る仕組みにはなっています。

13番（高橋秀昌君） ちょっと安心したのですが、かつて、これ制度が違うのだけれども、もうどんどんやりなさいと、借金については元利返済金を交付金で見ますよと言っただけけれども、大昔はたしか、鈴木課長が係長の頃にしっかりと押さえて入っていると答弁した記憶はあるのだが、その後はどうも曖昧ではないかというのが

あったものですから、ここに安易に飛びつくというのは非常に危険だなと思ったのですが、この臨時財政対策債については、しっかりと入っているということが確認できれば、比較的安心してできるかなというふうに受け止めたいと思いますが、ぜひ国に対しては、本来交付税で単年度で入れるというのが当たり前のことなので、これは各町村会などでも町長がしっかりと国に要請するという事は、毎年怠らないでやっていただきたいということを要請しておきたいと思います。

以上です。

7番（今井幸代君） すみません。簡単なものなのですけれども、39ページお願いいたします。39ページの幼稚園給食費に関しては、これ児童の給食費なので、月額4,500円ということで議会でも議論されていた結果を把握しているのですが、職員の給食費の月額単価って幾らになるかお聞かせ願えますか。

総務課長（鈴木和弘君） それは、同じ39ページのところの職員の給食費というところに入っていて、4,200円というふうに教育委員会からは聞いています。

7番（今井幸代君） 歳出のほうでも考え方を聞いてみようと思うのですが、財政当局としての考え方を聞かせていただきたいのですが、単純に、子どもの金額が4,500円で、大人が4,200円で、子どもより給食費の月額費が安いというのは非常に理解に苦しむ部分があるなというふうに思っています。あわせて、賄い材料費として1,700万円以上支出しているわけですね。そういったものを支出している中で、あくまでも子どもたちの給食費の材料としてこれは支援、支出しているものだと思うのですが、それを職員のほうも受けているということであれば、公費で税を使って職員の給食代を、お昼代を補助しているというふうな意味合いになりかねないなというふうにも捉えられるのですけれども、その辺り財政当局としてどういうふうにかこれ捉えているのかなというのを聞かせていただきたいのですが。

総務課長（鈴木和弘君） もしあれであれば、その辺の経過、その差があるというのは、できれば教育委員会のほうに確認をしていただきたいと思いますが、令和3年度の予算編成のときは、その議論をして、同じにしていただけませんかというふうなのは話はしました、査定の段階で。最終的には、教育委員会の話の中で令和3年度はこのまんまでいくという話になりましたけれども、そういう問題提起は財政のほうから投げました、教育委員会に。ですが、最終的に町長査定内に含めた中では今年度、令和3年度はそのまんまということになります。また来年度についてもそれは当然検討するような形で、令和3年度の予算のときは教育委員会には指示は出しています。

(何事か声あり)

総務課長（鈴木和弘君） 具体的な部分、もしであれば教育委員会に聞いてもらいたいのですけれども、おやつ代が入っていないというような、教育委員会の言い方は、そういう言い方をしていましたから、今今井委員が言う部分ではないのだろうと財政当局は思っています。だから、財政としてはせめて同じぐらいではないのかという部分もありましたし、今、今井委員がおっしゃるとおりに賄い費を計算していけばどうなのだろうという問題提起はさせてもらいました。今までは、恐らく幼稚園の給食費というものがなくて、保育料の中に給食費という部分が含まれていたという部分があったものですから、逆に言うと、こういうふうに出てきて、この4,500円を設定したときに、あれっというふうに議論していけば、これが令和元年の10月からですから、そういう部分でいうと、私どもとしては令和3年のときはそういう問題提起をして、こういう問題があるのではないかということで教育委員会には投げてありますので、今井委員が言う福利厚生とか、そういう部分があるのかどうかですけれども、その辺確認をしていただければと思います。

委員長（小野澤健一君） では、今の件、教育委員会の部分が3日目の午前中でしたか、そこで質疑のほうをしてください。

12番（関根一義君） それでは、何点か聞かせてください。質疑したいと思います。

まず、委員長からは、財政を見る際は健全性が目的ではないのだと、それがどう町民に還元されたかというところが大きな私たちの課題なのだという話がありましたけれども、あえてお聞きしますが、私の一般質問等々、あるいは今日の総務課長の決算概要説明の中でもにじんでおりましたけれども、田上町としての財政は健全性を維持しているというふうに、そういう言葉は使っていませんでしたけれども、そういうふうに言いたいのではないかというふうに受け止めますけれども、ならば健全性、何をもってそういうことが言えるのかという点について、どのように捉えているのかということをお聞きしたいと思います。財政指数でこうなっていますから健全性が維持されているのだなんていうのは、そんなのは前提の話だから、もうちょっと広義で見て、財政運用だとか、そういう角度から見て健全性が維持されているというふうな根拠になるものを、具体的にお示しできるのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

それともう一点、それと関係するのだけれども、これもいろいろ話がありましたけれども、監査委員の監査報告、総括意見だとか、審査過程における意見、見解だとかというのが出されていて、それを見ると幾つかの中期的な課題が列記さ

れています。冒頭ありました不用額の問題だとかというのはいろいろありますけれども、そういうものを捉えた中で、中期的な課題というのはどういうふうに捉えているのかということ、併せて提示できないのかという点について見解を求めたいと思います。

それから、個別的な関係になりますけれども、まず1点は主要施策の3ページ、減収補填債がありますけれども、これについても総務課長から説明をいただきました。令和2年度、減収補填債の対象税目が拡大されたということをもって、減収補填債を起債することになったというふうな説明だったと思いますけれども、間違っていたらごめんなさい。思いますけれども、もう少し詳しくといたしますか、減収補填債とはどのような制度なのかということについて、かいつまんで解説をお願いしますか。ということは、これも一般質問のときに私は話を出しましたけれども、減収補填債については、県知事は県議会の答弁のところで2024年度まで確保できるという見通しだということを答弁しているのです。そういうふうに答弁しているのだけれども、そういう見通しとの関係で制度はどのようになっているのかということについて、2点目をお願いしたいと思います。

それから、細かい点になって恐縮なのですが、6ページ、森林環境譲与税の関係が載っていますけれども、これは基金的に言えば森林振興基金ということで、額的には少ないのですが、町としては確保してきているわけですが、これが国の指導があったやに聞いていますし、そういう説明を受けたと記憶しているのですが、基金運用については、それは不適切だと。不適切だとは言っていないけれども、運用はきちっと年度に計画的に運用しなさいというふうな中身だったと思いますけれども、そういうふうになっているのだけれども、この運用については、基金は今基金として確保されているわけですから、町としては、今まで分、これをどういうふうに運用していくのか、いわゆる国の指導との関係でどのように考えているのかという点について、3点お願いしたいと思います。

いろいろあって恐縮なのですが、高橋委員からも出されましたけれども、臨財債の関係ですが、臨財債については、令和2年度、起債額は1億2,500万円程度起債していますよね。ところで、8ページの町債の現在高の一覧表がございますけれども、令和元年度決算が24億8,000万円が決算されておって、今私が言いましたように、令和2年度起債額1億2,500万円が起債されているということとの比較の対象でいうと、令和2年度決算額は本来もうちょっと大きくならなければ駄目なのだけれども、この差が今年度補償に該当するというふうに捉えていいのかというふうに思うのだ

けれども、その点見解をお聞かせ願えますか。

それと、多くなってすみません。もう一点だけ聞かせてください。これも総務課長から説明がございましたけれども、起債償還最終年度一覧表が出ていますけれども、10ページ。ところでいろいろ調べてみますと、公債費の決算額を調べてみますと、令和2年度の公債費における決算額、償還金の元金措置額が3億9,600万円が償還されていますよね。これの決算における評価をお聞きしたいのですが。要するに令和2年度で償還が完了した起債は庁舎建設起債ですね。大きいところでは。それから、温泉施設建設債ですね。それから、小さいところでは圃場整備だとかというのがありまして、災害復旧もありますけれども、ありまして、これが令和2年度で集中的に償還が終わったということになるわけですね。ところで、評価というのは私が常々言っています減債基金の活用というのは、ここではないかということなのです。本来的な趣旨からいえば。それを何で来年度から検討するなんていうふうにぐずぐず言っているのだということなのです。だから、この償還年度表を見れば、あとしばらく償還最終年度は来ないのです。相当年度空くのです。だとしたら、減債基金5億何千万円あるけれども、5億何千万円全部使えなんていうことではないけれども、そんなことできないから、そういう主張をするわけではないけれども、ポイントはここだったのではないかという私の見解なのですけれども。それとの関係で、償還金の元金返還が終わったこの数項目の関係について、その評価を当然すべきだろうというふうに思いますけれども、あまり悩まないで、私は単純に聞いているのだから、そんな難しいことを聞いているわけではない。聞かせてくれますか。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） いや、関根委員の難しいのです、質問が。どう答えようか悩んでいます。6つぐらいいろいろあったかと思うのですが、財政の健全性を維持していく根拠は……

（維持したとする根拠の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 維持したとする根拠。財政指数の話はいろいろ出たと思います。根拠。結局は実質収支ということで予算は残りましたけれども、それは当然、支出は不用残というのは、当然予算見ていて必要なものは出てくると思います。一方では、歳入はどうかという議論があると思います。町の場合は、先ほど町民課長が、町税はどちらかというとなんか少しずつ減っていると。では、交付税はどうかと。町の場合は、交付税頼りの部分が正直あります。そういった部分でいうと、交付税はそれなりに国は措置をしてくれているのかなというふうに思います。そういう中で、

雪が今回あった部分、この辺は3月議会か全協のときも話をさせていただきましたけれども、特別交付税とか国の補助金なんていうのは当初見ていませんでしたから、あの時点では、それは予算で財調を取り崩すとか、令和3年度で崩すとか、ある程度の基準であまり崩さない方向でいきたいなという中で予算編成をした部分は、当然令和2年度で歳入がどうなるかというのもある程度財政として把握しながらやってきている部分がありますから、結果的にはそういう形で特別交付税なり国の補助金ができる。それなりに来なくても財政の健全化はやっていくつもりではおりましたけれども、評価としてはそれなりに国は面倒を見てくれたなというふうな判断はしています。そういう部分が少し財調の積み増しができたという部分かなと。そういう部分というのは、財政調整基金、この前関根委員にお褒めの言葉をいただきました。5億円大したものだと言いますが、やはり今後のことを考えていく上では、いろいろなうち事業を抱えています。これからこの決算が終わると、今度はまちづくり財政計画を11月頃に皆様方に説明をさせていただきますけれども、そういう部分でもそれなりの基金残高というのは当然必要になってきますから、そういう部分でいうと、結果的にはそういう部分が入ってきたことによって、今後の財政を健全化する上では、非常に令和2年度はそういう部分、いろいろな問題があったけれども、私としてはそういう部分で非常に評価ができるし、国はそれなりに措置をしてくれたなというふうな判断はしています。

それから、監査委員の審査意見の中での中期的な問題。監査委員の意見書いろいろ出ています。先ほど町民課長も言った町税の関係についても、不納欠損を減らしていくべきではないかというようなこと。これ以外にも、附帯意見ではなくてその他意見ということで実は監査委員のほうからもいただいています。その中にも少しこの辺は触れられて、自主財源の確保という部分も出ていますので、町民課長と話をしている中で、ここにも書かれているのですけれども、徴収機構というのも始まって、今は滞納の処分の仕方なんかもいろいろもう何年もやって、そういういろいろな手法を把握していますから、まずはやはり、私も町民課にいたときは、現年度分を何とか率を上げることによって滞納繰越し分を少なくして、不納欠損にならないような形の処理はしていかなければいけないなというふうな部分でいうと、この部分は引き続きやっていく必要があるという部分がありますし、あとは先ほど池井委員からも言われたふるさと納税、その部分というのはなかなか確かにハードルが厳しいです。国からの条件が。その中でどういうふうなものをしていこうかということで、令和3年度はもう少しいろいろなものが町の中に取り組みができるものか

ということで、担当はそれなりにやっぱり、営業ではないですけども、一応行っています。断られるところもありますけれども、そういう部分はもう少し何とかできないかなということで動いています。あとは、もう少し小分けにするとかというふうな形でいろいろ試行錯誤しているのですけれども、なかなか条件が厳しいものですから、そういう部分を少しでもという部分はあるのですけれども、少し自主財源というのはなかなか厳しい部分があるのかなということであります。

それから、財政指数については、実質公債費比率は減ってきているけれども、将来負担も含めてそういった部分を長期展望にやってくれと。これらについては、当然後でまた起債の部分と兼ね合いが出てくるかと思えますけれども、もともと財政のほうとしては、財政計画をつくる上で公債費の山をなるべく重ならないような形で事業を、私も昔財政していますから、なるべくピークをずらすような形で取り組んできた結果、今関根委員がおっしゃるように、ちょうど落ちたわけです、公債費が。そこで新たな部分が増えてくる。ですから、ならしていけばそんなに大きな状況ではないのかなと。そういう部分を踏まえた中で、事業に取り組むときは公債費の状況を見て、どうなるか、それが増えることによって実質公債費比率が上がってくるということになれば今度許可制度になりますから、なかなか簡単に今度は借りられないということになりますので、なるべくそういう部分はそういう状況を見ながらやっていこうかなと。

あと、不用額は、先ほど申し上げたとおりに庁議でも話をしました。本来であれば、しっかり整理をして、減額できるものはしっかり議会に提案してそれなりの処理をしていくのが本来だと思います。去年高橋委員からも言われました。そういう部分を踏まえた中で、令和2年度についてはコロナで事業をしていない部分がありますから、そういう部分を含めてしっかりと整理をするということで指示を出したのですが、少しまだ残っている課がありますので、それは改めてまた、この前庁議でも話をいたしました。徹底していきたいというふうに思っています。

減収補填債です。もともとの制度は、住民税の法人税割と利子割交付金だけ制度として認められていました。その考え方としては、それだけは何か交付税上で基準財政収入額ということで計算をするのですけれども、その部分、その2つだけは実際に交付税に算入された金額と、町の金額のもし差額が出たりすれば借入れしてもいいと。もし借入れしなければ3か年で精算しますと、そういう歳入が実際入っていた金額との差があれば精算しますという制度でした。ですので、私が昔やってきたときだから、平成五、六年のときに借りたことはあります。それは、金額もか

なり大きかったので借入れしました。その翌年だったか、その後も借入れをしようとしたのですけれども、逆に県から、それを借りなくても、3年で精査することができるから、借りなくてもいいのではないかという議論もありました。そういうもので、どちらかという条件が法人税割と利子割のみだったのです。今回は、コロナの関係で拡充されました。先ほど言った地方消費税交付金ですとか、たばこ税とか、もろもろありました。それは、全国的に非常にそういう収入が減った部分が影響が大きいだろうから、減収補填として認めますと。ただ、先ほど言ったように、では借りなかったら精算するかというと、精算はしないと言われたのです。借りなければ借りないで損だよというふうなことを言われたものですから、それであれば借入れをして、それなりの交付税措置をするということなのですから、それは借りるべきだろうと。基本的な財政的な考えは、なるべく交付税措置とかそういうものをまず優先的に借入れをして、ただの借金はなるべく借りないという方針でいますので、実際には、なるべく交付税措置があるものは借りられるものは借りて、そういう措置がないのは借りないような形の措置していますので、それで一応関根委員が県知事はということなのですが、私どもとして聞いているのは令和2年度のみというふうな形になっていますので、減収補填の考え、また県と市町村で違うのかもしれないけれども、その辺は今後の状況によっては令和3年度も拡充するのかどうかあれですけれども、今の段階は令和2年度のみ措置だということで借入れをしたという経過です。

森林環境譲与税。そうです。関根委員がおっしゃるとおり、今までは基金に積んでいました、産業振興課のほうで。そうしたら、令和3年度にこれでは駄目だと、使えと、本来の目的なのだから使いなさいというふうな……

(何事か声あり)

総務課長（鈴木和弘君） すみません。令和2年度中にそういう部分があったものから、令和2年度は、途中ぐらいだったか、7月か8月に県から指導があったのですが、なかなかそこから事業をどうするかというわけにいきませんでしたので、令和2年度は、申し訳ないけれども、積立てをさせていただいて、令和3年度からは当初予算の段階で取崩しをして、産業振興課のほうで基金の目的に合った事業に充当させていただいています。ですので、令和2年度は、申し訳ないですが、積立てをしています。関根委員がおっしゃるとおり、令和3年度からそれなりの運用をしています。

臨財債。臨財債の関根委員が言ったのは、主要施策の8ページの町債の現在高で



すよね。12番、令和元年度が24億8,037万7,000円が23億9,127万9,000円、令和2年度減額になって、これは借入れした分と償還分の相殺になりますので、令和2年度は先ほど申し上げたように1億2,000万円ほど借入れをしていますけれども、それ以外に過去これだけの現在高がございますので、それなりの償還もしていますので、差し引いた結果が令和2年度の数字というふうになっています。そんな回答でいいですか。

あとは、減債基金。関根委員がおっしゃるとおりで、こういう状況なのだから、そういうふうな減債を活用していくべきではないかということだと思います。今、償還年度でこれだけの金額を借りておりますから、確かに今までは工業団地のところに充て込もうかということで全協でも話をさせていただいた中で、関根委員から本来の目的ではないだろうと。確かにそれはおっしゃるとおり、減債基金というのは起債の償還、あるいは繰上償還的な財源に使うのが本来の目的だから、そのために使うのが本来だと、それはおっしゃるとおりであって、そういう部分から今、令和3年度の予算のときは償還も減ったということですから、特に基金から取崩しをして対応する予定はしておりませんが、令和4年度からは、ここにありますように償還の金額も増えていきますので、これは当然基金を取崩しをして活用していくというふうに、財政としてはそういう予定にしております。当然先ほど言った11月に示させていただく財政計画の中にもそういう形で取崩しをしていく予定になっています。こんなものでいいですか。

12番（関根一義君） いろいろ見解述べられまして、どこから入れればいいのか、訳が分からなくなってきましたけれども、まず1点目の財政状況の評価です。総務課長も言われましたけれども、国がどういう対応したのかだとか、町としてはどういう対応したのかとか、こういうことを町民にも知らしめていくことが必要なだろうと。これはなぜかという、将来的な財政状況を考えたときに、町民からも町の財政状況を理解してもらおうという、そういうために必要だろうというふうな思いがしているわけです。そうなりますと、例えば国の措置がこれはこういうことがありましたと、それはいいのだけれども、町の中における歳入不足に対する対応について、こういうことをやってきたということなんかについても、きちっと项目的に整理しておくことは必要なのではないかと。それを町民にも必要なときにはちゃんと説明してやるという体制を整えていくことが必要なのではないかと、こういうふうに思います。

それから、飛んでしまって申し訳ないのだけれども、ふるさと納税の話がありま

した。池井委員が主張しているようなふるさと納税に対する力の入れ方については、私も賛成の立場です。そうあるべきだというふうに思います。従来は、私は消極的でした。従来は私は、ふるさと納税については、こんなのは邪道ではないかと思っていたわけ。そのうちにこんなのは破綻するのだというふうに思っていました。しかし、今皆さんもみんな主張しているのだけれども、町の財政、10年後を考えたときに、人口減少で税収ががたっと落ちるとのことだとか、いろんな要素を考えたときに、町の税収を確保していくということは必要だ。今ある制度にもっと真剣に取り組むべきだというふうに思います。理屈はそんな言う気はないのだけれども。そこで、私はやっぱり目標を持つべきだと思うのです。今年度はこれぐらいの目標でやりますと、次の年度はこれぐらいの目標でやりますというぐらいの気力があっていいのではないかと思うのだけれども、これは前々回の総務産経常任委員会のところで私も意見を述べさせてもらいました。そういう時期に来たと。ふるさと納税の在り方について論じようなんていう時期はもう過ぎたというふうに、私もそういう立場に立ちますから、ぜひこれはもうちょっときちっとした対応をすべきだという体制を組むべきだというふうに私は思います。

それから、減収補填債、私はそうすると認識が間違っていたのかな。私は、減収補填債というのは、今回のコロナ禍における地方救済の一つの手段として国が提起した、起債を認めるという、そういう制度なのではないかというふうに思っていたのですが、総務課長の説明からいえば、いや、それは前からありましたよ。今回はその税目が拡大しただけなのだというふうに説明ありましたけれども、本当にそういう位置づけなのかということが1つと。それからもう一つは、今年度限りだという、要するに税目拡大については、今年度限りだというふうな内容の答弁だったと思うのですが、私持っているのは、6月30日付けの日報の記事を持っているのです。大事に持っているのです。そこに知事の見解が述べられているのです。質問が出されて、コロナ禍における税収不足に対する対応をどうするのだというふうな質問が出されて知事が述べたのは、今年度はこういうふうになりましたと。2024年までこれは継続していくという動向ですと。なりましたというふうには言っていないのだけれども、そういうふうには言っていると。

それと、もう一つ知事が言っているのは、減収補填債というのは地方の実情に合わせた制度であるべきだと、配分はすべきだと、こういうことをこれからも要求していきましようということ答弁しているわけです。これは、どういうふうに捉えて町長以下、財務当局も努力をしていくのかというところが大事だというふうに私

は思っているのですけれども、私は、コロナ禍における税収減というのは、ここしばらく続くだろうと。いや、そうではないと、もうちょっと先に行ったら影響はさらに出てくる可能性があるのだと、先ほど町民課長のそういう説明もありましたけれども、そういうことを展望したときにどういうふうに対応するのかというのは、非常に大事だなというふうに思っていますが、これは私の捉え方が間違っているのかというふうにも思います。見解をお願いしたいと思います。お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） まず、健全化の関係ですけれども、町民にもしっかり示していくべきだということですので、どういう形になるか知りませんが、町の考え方、そういう部分しっかり整理して、できるような形で対応していきたいと思えます。

それから、ふるさと納税です。目標値、確かに私も最初の頃取りかかっている、今関根委員がおっしゃるとおり、こんなのそのうち終わるのだろうと私も思っていました。ところが、大分変わってきて、今しないわけにいかないなというのが現状だと思います。ただ、そういう割には条件をどんどん、どんどん絞っていくというのは、どんどん、どんどんあまり過激になってから国が縛ってきたのだろうなと。国は最初何でもいいとか言っておきながら、最終的に国が縛っているというのは制度的に違うのではないかなというのは私は思いますが、ただおっしゃるとおり何もなくなるといいかって、今この状況であれば、やっぱりやれることはしっかり取り組んで、やれるもの、条件の範囲の中で動けるものの中ではしっかりやっていかなければいけないと思います。その中で目標値が設定できるか、それはまた検討させてください。

すみません、減収補填、私の説明がうまくなかったのです。もともと減収補填という制度はあったと。コロナの関係があったものですから拡大したというのが、関根委員がおっしゃるとおりなのです。コロナの関係で収入が減ったことに対して国が、本来減収補填という制度があったのだけれども、拡充をしたという、コロナの関係があったから拡充したよということなのです。コロナの影響がなければ、国は多分恐らく貸せるつもりはなかったのだろうなと。ただ、本来交付税上で精算ができるかというとなかなか、精算できるというものとできないものがあるって、あと影響が大きいところがあったのだと思うので、そういう中で国が今回それを措置したという形になっていますので、町としては780万円でしたけれども、借入れをしてやっただと。

それで、関根委員が言う部分、知事がそういう答弁をしているということですが、

その辺が知事が何をどうして答弁しているか、町も把握はしていませんが、国から来ている通知には、分かりません。これからまたそういう通知が出てくるのかもしれない。知事はそういうのを承知して発言をしているのかもしれないけれども、今町として把握できている部分については、令和2年度に減収補填債を借入れができます、それについては拡充します、それについてはそれなりに交付税も措置をするし、精算しないから借りないより借りたほうがいいみたいな感じで、あくまでも令和2年度限定ですよというのがちょうど3月、年度当初、年を越すか越さないぐらいのときですから、もしかしたらそれはまた出てくるかもしれません。あとは、今関根委員がおっしゃるように、これからコロナの関係の影響というのは確かにどうなってくるか分かりませんから、そういう部分は当然、地方の財源を確保するということでは、それなりの部分で、町村会を通じるなり、いろいろな部分で当然要望していかなければいけないというふうに思っています。

11番（池井 豊君） 主要施策の1ページの地方交付税の下のところ、これ確認というか、詳細聞かせてください。

普通交付税が増となった主な要因は、新設費目で算定された地域社会再生事業費や包括算定経費の単位費用が引き上げられて、これどんな事業がそれに該当したのかとか、これが与えた影響ってどのくらいだったのかということ、詳細聞かせてください。来年も続くのか、これからも続くのかも。

総務課長（鈴木和弘君） 細かな部分なので、副参事から説明してもらいます。

総務課副参事（渡辺 聡君） 総務課、渡辺です。よろしくお願いいたします。

まず、地域社会再生事業費といいますのが、令和2年度の普通交付税の算定の中の基準財政需要額、歳出のほうに新しく新設された費目になるのですが、こちらのほうの国の言い方です。どれだという言い方はしていませんので、国の言い方で申し上げます。持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い施策に要する経常的な経費として算定を行ったという言い方をしておりますので、ここの金額が7,000万円程度増えております。ですので、本当にどれだということではないものですから、それ以上お答えがしづらいところがございます。

以上になりますので、よろしくお願いいたします。

（単位費用の声あり）

総務課副参事（渡辺 聡君） 単位費用のほうは、包括算定経費という費目がありまして、これも基準財政需要額の中に算定されている費目になるのですが、これも歳出になりますけれども、ここの中で包括算定経費という、田上町の人口と、それに対

する国が用意した包括算定経費の単価があるのですけれども、この単価が増になったということなのです。それで、そこの部分の引上げがあったものですから、大きく増額になったということなのです。その単価が伸びた要因といいますのが、国の言い方からしますと、算定上単価を伸ばした理由といいますのが、会計年度任用職員の期末手当の支給ですとか、あとマイナンバー制度の広報に係る事業費が要るだとか、そういったところの見直しで単価が引上げがあったということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

(これからも続くのの声あり)

総務課副参事（渡辺 聡君） これについては、これからも続いていきますので。令和3年度の単価は、包括算定経費はまたさらに若干上がりました。よろしく願いいたします。

8番（椿 一春君） 3点聞きたいのですが、1点目がA4の町税収入状況というのですけれども、入湯税の、一番下のところなのですけれども、内訳人数がちょうど令和元年と令和2年と同じ数字なので、どちらが正しいのかが1点です。

それから、決算書の13ページの町税の個人のほうなのですが、減収したものの、税徴収のできる人員が90名減ったということで、全体の人口が167名減の中で、大体53%減っております。だから、これだんだん人口が減っていくと税収、納められる方々も減っていくのですが、中期的にこれ今後どのような減り方でいくのかというのを考えがあったらお聞かせください。

それから、決算説明参考資料の3ページ目のところなのですが、不納欠損です。確かに監査委員の意見書のところにもあったように、全体で620万円で、例年大体270万円ぐらいだったかなというふうな記憶があるのですが、結構高額になっているのと、その中で一番目につくのが固定資産税の320万円、その中で13人いて、時効が8名というのと、あと倒産が2社あるのですけれども、時効になったのは、どうしても払えずに来たというのがありますし、悪質的なものもあるのですけれども、そういったどういう性質のもので時効を迎えられたのかというのと、あと金額、320万円の時効、倒産、それらの大体の金額の内訳、分かりましたら聞かせてほしいのですが。

以上3点です。

町民課長（田中國明君） すみません。町税収入の状況ですが、今ほど言われました入湯税の内訳人数のところ、これ資料が間違っているようですので、正しいものを配付し直させていただければと思いますが、よろしいでしょうか、委員長。後ほど差

し替えさせていただきます。

委員長（小野澤健一君） では、後ほど差し替えてください。

町民課長（田中國明君） それから、2点目の個人住民税の納税義務者数の減少傾向ということだったと思いますけれども、そこについては、これから団塊の世代がだんだん、だんだん退職してきますので、もう少し、先ほど90人程度少なくなったと言っていますが、今度その部分がもう3桁を超えていくだろうというふうなことで想定はしております。ですので、税額としても、今約1.5%程度の減少で済んでいますが、恐らくここは2%、3%程度の今度減少になっていくのかなというふうなことで税額としては考えているところであります。

それから、総務課の参考資料のほうの不納欠損の部分でありますけれども、基本的には既に、時効ですので、税法上の5年間、町のほうで催告なり、様々続けておりますが、連絡が取れなかったりとか、様々そういったようなことで5年間が経過してしまったというようなことで、何の対策も講じていないわけではないのですけれども、そういう自然的に納税義務がなくなったというのがこの8件であります。

それから、倒産というのは過去に、令和2年で倒産したということではなくて、過去に倒産していて、既にそれが時効を迎えたというのが、この2件ということになります。その内訳ですけれども……すみません。総体で今回不納欠損をさせていただいた金額がこの金額でありまして、個別に倒産の部分が何件というようなのは今手元に資料がありませんので、申し訳ありませんが、後ほどでもよろしいですか。お願いします。

委員長（小野澤健一君） 椿委員、どうでしょう。後ほどで、よろしいですか。

8番（椿 一春君） はい。

委員長（小野澤健一君） では、後ほど資料を配付をしてください。

12番（関根一義君） 最後に、1点私の意見を言わせてください。

総務課が示しました決算説明参考資料10ページのところに道の駅関連の実績表、その隣に当初計画と完了後の比較一覧表がありますけれども、これは令和2年度決算の特徴点だと思うのです。将来的に事業見直しが必要だよという議論が始まった、そのときを捉えて、あのような集中した事業が展開されているさなかに事業見直しがやられたという、これは実績なのです。1つは、地域学習センターの経費見直しをやったと、900万円。もう1,000万円に近いですね。原ヶ崎運動広場について、これは2,000万円計上していたのだけれども、これは皆減させたよということ。それから、あじさいロード。合計でこれはどのぐらいなのか、5,000万円近くになる

のですか。ぐらいの実績を上げたわけですよ。これは、本来ここではなくて、こっちなのだと思うのだよ、私。主要施策の成果。どういう項目のところで整理するのかというのは、私は今思いついて言っているわけではないのです。どこに記載するのかというのはあるけれども、それはお任せというか、要するにいろんな検討をしてもらいたいのですけれども、ここはやはり町民の皆さんにこういう見直しを実施してきたということのアピールが必要だと思うのです。決算の特徴点として。というふうに思いますけれども、総務課長、いかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） すみませんでした。そこまで私が。関根委員がおっしゃるとおりだと思います。これは、私がここに入れたほうがいいというのは、全体的に仕事が終わった部分なので、一応全体的な経費を分かりやすくする必要はあるだろうということで室長にお願いした部分であります。確かにおっしゃるとおり、議会の中でもいろいろ議論いただいた中で、こういう形で最終的に見直しをした結果だという部分は、本来であれば主要施策のところ、これだけの事業をやった結果、こういういろいろ議論があつて、予算を縮小してやってきたという部分は一つの評価だということで、しっかりそちらに入れるべきだというふうに反省はしています。ありがとうございました。

委員長（小野澤健一君） ほかございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、私言いたいのですけれども、いいですか。委員長から。すみません。

もう皆さんお分かりになるので、あまり質問されなかったのですが、私はまだ質問したいのがあります。主要施策の説明のところの4ページですけれども、私がやった一般質問とも関わるのですが、経常収支比率がやはり、まちづくり拠点整備云々の関係でこうやって上がってきています。恐らく上がる要素はあっても下がる要素は今後ないのだろうというふうに思っているわけであり。算式等を見るときいろいろありますけれども、私は、ここが上がってきているから、例えば健全性が損なわれてきているという、そこまで断定するつもりはないのですけれども、それに見合った行政サービスの提供があれば、私はある程度の数字であれば釣り合うのではないかと考えてあります。したがって、私も挨拶の中で申し上げたように、財政の健全化は当然のことながら、確保していかなければいけない要素であるとは私は思うのですけれども、ただこの決算が、どうも行政の場合は、予算を組んで、ところどころで補正予算を組んで、そのゴールが決算ということで、決算に重きを

置いていないというところまで言うつもりはないのですけれども、民間の企業は逆に決算に基づいて、例えばいろんな配当原資どうするかとかというものを決めていくわけで、非常に決算に関する重みが違うのです。したがって、決算のこういういろいろな内容について、例えば黒字になった、赤字になった、これは全然問題ないと、大切なことだろうと思うのですが、私は、この決算を執行して、町民に対する行政サービスの質が維持をされた、あるいは質が上がった、そういったものを検証する行政評価と言われるものを、定期的に行っていく必要があるのではないかというふうに思っておるわけです。次期総合計画も今作成途中、あるいは審議途中という形でありまして、やはり決算をしてみたときに当然、財政の健全化を確保できた、できなかった、それからそれに伴って町民に対する行政サービスの質が維持できた、あるいは向上できた、こういったものを評価をしていただく行政評価、これをぜひとも、できれば私はこの決算のときにしていただけるのが一番いいのかなというふうに思っておるわけです。今こういう形で大所高所の話をしましたので、今やるとかやらないとか結論は出ないと思いますので、これ私は総括質疑ということでお出しをしたいと思いますので、今後そういった形で行政評価を定期的に行い、なおかつ町民に対して公表する、そういった形のものを行っていく必要があるのかと、町側の見解をお聞きをしたいというような形の内容にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

では、ほかございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長（小野澤健一君） では、予算の概要と一般会計の歳入歳出の主だったものについての説明がありました。この質疑については、これで終了したいというふうに思います。

それ以降は、1款、あれなので……

(議会費やりましょう。すぐ終わりますもん、時間の声あり)

委員長（小野澤健一君） やるのですね。では続けてやりたいと思います。

次は、では1款議会費、こちらのほうの説明をお願いをいたします。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出のほうを説明させていただきます。

決算書の44ページ、45ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費であります。ほぼ経常経費でございます。7,710万2,163円の決算額となっ



ております。

それでは、節ごとに説明させていただきますので、備考欄のほうを御覧ください。  
1節報酬から3節職員手当等につきましては、13名の議員皆さんの報酬と職員2名分の人件費でございます。

下がっていただきまして、4節共済費でございますが、1,397万3,364円、こちらは議員共済の掛金と共済組合等の負担金となっております。

次に、12節委託料でございますが、259万720円、こちらにつきましては会議録作製委託料となっております。昨年度より20万円ほど増となっておりますが、要因といたしましては、会議の日数及び会議時間が長くなったことによるものとなっております。

次に、18節負担金補助及び交付金174万8,274円、各種負担金及び政務活動費となっております。ページをはぐっていただきまして、46ページ、47ページになりますが、上から4段目、政務活動費につきましては、こちらコロナ感染症による影響で研修会等に参加できなかったことによりまして、会派及び4名の方から35万円ほどの返還金がありました。次に、その他事業としまして備品購入費になりますが、こちらにつきましては議会控室の冷蔵庫の購入代という形になっております。

なお、主要施策の成果の説明書の11ページのほうに議会関係を掲載してありますので、御覧ください。

議会費の関係については以上でございます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。1款の説明が終わりました。

1款についてご質疑のある方。

12番（関根一義君） 将来を見越したとき、今日ぐらいのところから議論を開始しておく必要があるというふうな問題意識を強く持っていて、その点について提起したいと思います。

私は、議会のデジタル化、これの方向性をやはり議論する時期に来たというふうに強く思います。そうしないと乗り遅れてしまうよというふうな思いがして、その辺の問題意識は立てるのかどうかお聞きしたいのと、それからこれもあえて私は申し上げておきたいと思います。議員活動、議会活動をさらに活発化していくためには、一つの考え方として政務調査費、これでいいのかという議論も必要だと。これは、私たちの側の議論も必要だけれども、執行内においてもそういう課題を据えていくということが必要になってきているのではないかというふうに思いますけれども、この点についての見解があればお聞かせ願いたいし、私のそういう問

題提起に対して、どういうふうな受け止めができるのかという点があればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議会事務局長（渡辺 明君） 1点目のデジタル化の関係です。これについては、このコロナ禍もあって結構加速しているという町村があります、正直言うと。ですので、当町においても、何月でしたか、日報から一応調査という名目でこの件について取材といいますか、考え方はどうかということが聞かれました。私今答えた中で、今後についてはやはり遅かれ早かれする時期は来るのだろうというお答えはしました。先ほど言いましたように、ほかの町村を見ていますと、その方向性で動いているというところは今かなり、10町村のうち出てきているのは事実です。ただし、当然ながらお金がかかる話があります。それと同時に議員皆さんのその辺の認識というのも当然出てきます。そこら辺が解決しない限り話は進みませんので、その辺についてはまた、議会の運営の関係になってくれば議運の委員長とでしょうか、あと皆さんのほうとも調整しながらまとめていくというか、今後の方向性ということで進めていくような形になろうかと思えます。

2点目の政務活動費につきましては、今10町村のうち、ほぼほぼ月額5,000円というところがいっぱいです。聖籠町と、もう一つ忘れちゃったけれども、そこは1段高いというか、金額になっていますが、町は今、月額5,000円ですけども、その辺も財政当局との話もございます。ただ、先ほど決算で言いましたようにコロナの関係がありましたので、確かに決算としては皆さん返金という形になっていますが、それがまた通常に戻った場合、個人の議員としてのところで研修とか、そういった部分で行かれている方もかなりいらっしゃるんで、そういう部分については、またその辺も今後どうするかというところは話し合っ、方向性を出していくという形になろうかと思えますので、その辺でよろしいでしょうか。

12番（関根一義君） さすが我が事務局長ですね。さすがです。本当にそう思いました。事務局長、心配しているデジタル化なんていったって、議員の皆さんの資質のほうの問題なのだと、こういうことも言われましたよね。それは、最も苦手とする私が言うのだから、そういう時代に来ましたよということを私が言うのだから、最も苦手です。最も苦手としている私が言うのだから、ぜひこれからの議論の対象にしてほしいということを求めておきたいと思えます。

政務調査費だってそう。あるときは議会の活性化だ何だという議論をしてきているけれども、政務活動費で議員の議員活動、議会活動を補償していくなんていう、

このことだって必要だということをあえて私が言うのです。御年76歳の私が言うのです。事務局長、私のそういう意見について、既にそういう課題もあるのだということでもいろいろ調査もしたり、自分なりの方向性で考えてみたりしてくれていますから、安心してお任せしますけれども、ぜひ財政当局にも、そういう課題についてもこれからの課題なのだということについてご理解をいただいております。

以上です。

11番（池井 豊君） 主要施策のところを見てもらいたいのですけれども、これ局長よくまとめてくれて、非常に傍聴者数が増えている。それから、皆さんもお気づきでしょうけれども、一般質問はいつも9人、10人と安定して多い。過去には一般質問なんか4人だったときとか、6人だったときがあったぐらいなのが、議員活動をちゃんとやっているのを我が議会だよりに載せると自画自賛になってしまうので、何かどこか「きずな」か何かで議員一生懸命やっていますよぐらいの、こういう数字で一般質問はほとんどの議員がやっていますとか、傍聴する人も増えていますとか、それでこの間びっくりしたのが、一般質問のときに田上出身の大学生がゼミの研究課題として傍聴しに来ましたという、それほど町民が意識し始めたというのは非常に大事なことなので、それを機にもうちょっと、議会活動活性化していますよというところはちゃんとPRすべきだなと思っております。誰に言ったらいいのか分からないけれども、言っておきます。

議会事務局長（渡辺 明君） 今ほど池井委員の関係、過去5年間の経過等をこちらに載せてありますが、確かに平成30年においては町長選、令和元年においては議員の選挙ということで、こういったことがあった関係で多くなっているという形ですし、年々町民の方々の関心というところもありますので、先ほど広報の関係のほうもありますので、広報委員会もありますから、議会としても広報紙の中でまたその辺をアピールするような感じでしょうか、というのも入れ込まれますし、あと「きずな」の関係になると総務課になりますので、その辺の見解は私がどうこう言えませんので、総務課長のほうの見解ということになりますので、一応議会のほうとしてはそういった対応も取れるという形になりますので、よろしく願います。

総務課長（鈴木和弘君） 局長に振られましたけれども、私は、池井委員そう言いますけれども、議会として活動がどうかという部分でいうのは議会だよりの中にしっかり言っていくべきものではないのかなと。物によって、その必要によって「きずな」に入れるのはいいのでしょうかけれども、基本はやっぱり議会の中で、広報委員会も

あった中で、どうやっていくかというのを決めて、議会だよりで発行してアピールするというのが、私はそっちがいいのではないかと局長にお返しします。

委員長（小野澤健一君） 今後、では検討するという事でお願いします。

9番（熊倉正治君） 局長があまりはっきり言うのを忘れたのだらうと思いますが、タブレットを入れる、ITを進めるというのはいいと思いますが、この議場の映像、25年ぐらいになるのですか、もうほとんど画像も、下のモニターどうなっているのか、私ら本会議に出ていますから分かりませんが、もう多分ああいうふうになっているところはないのだらうと思います。議会をユーチューブで流すとか、ケーブルテレビなんていうところまでいかないとは思いますが、金額は私何となく聞きましたが、そこまで言いませんが、議場の音響とか映像の改修、数千万円かかるとも言われています。もう25年もたって、そもそもこのマイク自体ももう多分電波法で駄目みたいなマイクになっているのです。だから、そういうのも含めて、一気にやれなんて私は言いませんが、ぜひそういったものも考えてほしいということで、さらに畳みかけて質問をしておきたいと思いますので、総務課長、あれば。

総務課長（鈴木和弘君） マイクは、たしか1回、コロナの関係で上げようかということで局長からもらって、予算を上げたのですが、それよりも、議員の皆さんからは、それは後でいいから別な施策だということになって、局長自身からはそういう、これは確かにいろいろな問題があって替えなければ駄目だという認識を持っていますから、マイクは替えなければいけないかなというふうに思います。今熊倉委員がおっしゃるように、設備的な部分は財政計画上はいただいていますけれども、相当な経費がかかりますから、それこそ今関根委員が言われたICの関係もあります。その辺もどういうふうにしていくか、それは当然局長とも話はしていきますけれども、優先順位を持ってやっていかなければいけないという部分はありますけれども、財政的な立場から言うと、ほかにやるのがあるから、どっちを優先するかって、なかなか私の立場から言いにくい部分がありますけれども、そういう部分はしっかり、どれを優先的にやっていくかというのは当然経費を見た中で検討していきたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） 今の件について注文しておきます。やっぱり執行は議会を重視するというのが大事だ。議会と執行があって初めて双方で切磋琢磨できるわけですから、そういう点で考えていけば、ほかの事業がたくさんありますから議会は後回しですと議会が言えば別だよ。そうでなければ対等に物を見ていくと。議会あつての執行であり、執行があつて議会があるのだから、この点では五分五分で見ていただ

きたい。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 議会をないがしろにしているということはないですから。先ほど言ったように局長としっかり協議します。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） 時間も12時に近づいてきましたので、ここでお昼のために休憩をいたしたいと思います。

午前 11時52分 休憩

---

午後 1時15分 再開

委員長（小野澤健一君） では、時間より1分ほど前ですけども、全員お集まりですので、会議を再開いたしたいと思います。

それに先立ちまして、椿委員から町民課に対して資料の提供の要請がありました。

それについて、では一番初め言ってください。

町民課長（田中國明君） 大変失礼いたしました。うちのほうで出しました町税収入の状況について、数字が誤っていたということで、正しいものを皆さんの机の上にお配りさせていただきましたので、そちらをまたご参照いただければと思います。

それから、もう一点、総務課提出の決算説明参考資料の3ページの不納欠損の固定資産税滞納繰越し分の不納欠損額320万3,800円の倒産による不納欠損額は幾らかという椿委員のご質問であります。ここにつきましては2社で10万8,500円分が不納欠損というような形でありますので、直前まで頑張っていたいただきましたが、最終的にその分だけが僅か残って倒産というような状況かと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございました。

椿委員、よろしいでしょうか。

8番（椿 一春君） 今、法人のほうで10万円ということで、すごく少ないというふうに感じたのです。あと320万円というのは、ほとんど時効の方ですとかという方のほうが多く占めているということで理解してよろしいですか。

（何事か声あり）

8番（椿 一春君） はい、分かりました。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございました。

では、1款のほうをこれで終わらせていただきまして、次、では2款のほうに移りたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 決算書の46ページ、47ページお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。これは、総務課の関係のほぼ経常的な経費と、あと電算絡みがこちらのほうに入っているというのが予算の科目になっております。予算的には、令和元年度と比較いたしますと2,370万円ほど減額という形になっております。令和元年度につきましては、電算絡みのシステム改修的部分の委託料あるいは備品等の入替え等がございまして、この部分が非常に大きく影響しているという部分で、あとは通常の部分でございます。特に不用額が多い部分につきましては、こちらコロナの関係で、例えば1節報酬ですと、こちらのほうで運転手、議会もそうでしょうけれども、なかなか外に出る機会がなかったものですから、その関係の報酬が残っている部分、それから8節ですと旅費、これも職員の旅費とか研修とか、そういった部分のそれぞれの経費がコロナの関係でなかなか行けない、リモート的な部分になったということでの大きな要因でございます。あと、職員手当につきましても、時間外がかなり残った部分がございます。内訳として、運転業務でも25万円ほど見ているのですけれども、それはコロナの関係でない。それから、庶務もそれなりに見ているのですけれども、後で定額給付金のほうでも説明いたしますが、庶務のほうは、初めの頃かなり定額給付金の部分で、こちらのほうに時間外事務費ということで認められた部分もあるので、こちらのほうをうまく活用したというような状況でございます。

一般管理費については以上でございまして、50ページまでお願いいたします。2目財政管理費については、財政関係の経費になりまして、これらも経常的な経費になってございます。

続きまして、3目財産管理費、これ庁舎の関係の経費等が載せてでございます。それから、基金等の積立て等も載せてございます。令和元年度と比較をいたしますと1億7,531万5,000円ほど増額になっておりますが、これの一番の要因は、歳入のほうでも説明をさせていただきました54ページ、55ページのところに基金の積立金ということで、一番下のところに財政調整基金元金積立金ということで、今までは剰余金処分です計上して処理をしていた部分を令和2年度から予算に計上し、積立てをしていくという形で変わった部分が大きい部分でございます。

それで、すみません、戻ってもらって、不用額の多いところ、52ページ、53ページですけれども、需用費の関係につきましては、こちらはガソリン代とかそういう

部分、これもコロナの関係でなかなか出る機会がなかったという部分、あと電気料についても業者を毎年見直しをしております、その関係で電気料が安くなったということでの不用額でございます。

それから、すみません、では54ページ、55ページですけれども、4目交通安全対策費につきましては、交通安全に関係する経費ということで、これらについてはほぼ経常的な経費になってございます。

それから、5目自治振興費ですが、総務課関係ですと、防犯灯の関係についてはほぼ経常的な経費になっております。本来ここの中に、例年ですと町の表彰の関係の経費も若干計上させていただいているのですが、令和2年度は該当する方がいなかったということで、こちらのほうに決算として数字が載ってこないといったのが状況でございます。

では、自治振興費は町民課のほうにお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、決算書の56ページ、57ページを御覧いただきたいと思えます。右側の備考欄のところ、自治振興費というひし形の黒いのが載っていますが、その関係になります。自治振興費につきましては、区長及びそれぞれの行政区に関する経費ということで、町民課のほうで執行させていただいております。令和2年度の支出済額といたしましては2,192万8,351円ということでございまして、令和元年度と比較いたしますと435万2,940円の増額という決算でございました。その増額となりました要因につきましては、集落集会場施設整備費補助金及びコミュニティ助成事業助成金の対象地区が増えたというようなことでありまして、それぞれ400万円ちょっと増えているというような状況です。内容につきましては、区長報酬、それから区長補助員への助成金を支出をさせていただいているほか、集落集会場補助でいいますと、上横場地区、それから坂田公民館、千刈の四千堂、令和2年度はこの3か所を改修したというようなことで、一番大きかったのが千刈の四千堂で、四千堂の屋根あるいは外壁の修繕ということで182万5,239円ほど出してありますし、コミュニティ助成事業助成金ということで470万円支出しておりますが、これは坂田と上横場と2地区支出したというような状況になってございます。それで、こここのところでいいますと、昨年の決算委員会、それから今年の予算委員会のときに、区長の報酬について、高橋委員、それから小嶋議長のほうからいろいろご意見いただいております。それで、その辺の部分、町民課のほうでいろいろ検討もし、区長会の役員会にも聞いているところではありますが、区長会の役員としては、上げてくれるというのだったら上げてもらってもいいよねというく

らいの話はいただいておりますが、近隣の市町村の状況とか、様々そういうのを見ていく中で、田上町は決して安くはないなというような状況が今あります。それから、各それぞれの区に回覧板を今留めていたり、区長業務としての内容も若干ここ一、二年変わってきている部分もありますので、その辺のことをいろいろ参酌しまして、もう少し研究させていただきたいなというふうなことで、今のところ考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

私の説明は以上で終わります。

会計管理者（山口浩一君） 引き続きまして、では6目会計管理費について説明をさせていただきます。

同じ56ページ、57ページの中段ほどになりますが、会計管理費、予算額450万4,000円に対しまして、支出済額が406万7,478円となりました。主なものとしては、11節役務費、手数料になりますが、こちら町税等の公金を収納した際に指定金融機関あるいは収納代理金融機関に支払うものであります。令和2年2月から指定金融機関の会計課への派出職員に係る手数料負担ということで、令和元年度の決算と比較して3倍ほど増えているという状況でございます。それ以外の経費につきましては、例年同様の経常経費でございますので、簡単な説明であります。私からは以上でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、7目企画費でございます。こちらのほう、支出済額といたしまして1,177万69円と。対前年比に関しましては204万5,661円の増額であります。要因といたしましては、総合計画の策定業務を令和2年度、令和3年度で今実施しているというふうなことで、それらに関する経費が増額というふうな形になっているところでございます。内容といたしましては、備考欄のほう、右のほうを御覧いただきたいと思いますが、企画事業というふうな形で、その中には今ほど言いました総合計画に関する業務と、ふるさと応援寄附金に関する支出分というふうな形になっております。総合計画に関しましては、58ページ、59ページのほうになりますけれども、12節委託業務のところでは総合計画策定業務委託料ということで322万3,000円の出来高というふうな形で支出をしております。ふるさと応援寄附金に関しましては、主要施策のほうの成果ということで13ページのほうに記載をさせていただいておりますが、応援寄附金の記念品として226万8,000円、クレジット等の決済手数料等37万3,475円、ふるさと応援寄附金業務支援業務委託というふうな形で447万1,414円というふうな形で、ポータルサイト利用料が41万4,964円というふうな形で、これらの経費に関しまして今この59ページのほうに書かれておると



ころでございます。

続きまして、8目地域づくり推進事業費でございます。支出済額10万円というふうな形で、前年に比べまして86万4,376円の減額というふうな形でございます。こちらのほう、例年ですと東京都の成増地区との児童交流または「ふるさと田上会」との交流、成増地区との交流事業ということで農業まつり、梅まつり等の参加に関する経費を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業が中止になったことから、「ふるさと田上会」への補助金のみの執行となりました。

続きまして、9目広報費でございます。こちらのほうが支出済額といたしまして259万5,449円となっております。こちらは、広報紙「きずな」等の印刷に係る経費で、経常経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ページが60ページ、61ページになりますが、10目少子化・定住対策費といたしまして、支出済額514万7,400円、対前年比といたしまして131万5,502円の減額となっておりますのでございます。こちらのほうにつきましては、入学お祝い品の贈呈、または新婚世帯家賃支援事業、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金の利子補給金に関する経費というふうな形になっております。減額の要因といたしましては、新婚世帯家賃支援事業の補助金あるいは新婚・子育て世帯向けの個人住宅の取得資金利子補給金の制度等の見直しによりまして、減額というふうな形になっておるところでございます。主要施策の成果の説明書13ページの下段のほうにも記載をさせていただいておりますので、参考に見ていただければと思っております。また、本日総務課の資料としても併せて5ページから8ページにかけまして掲載をしておりますので、そちらも御覧になられていただきたいと思います。

続きまして、11目まちづくり拠点整備事業費でございます。こちら支出済額といたしまして9億1,738万8,548円というふうな形で、対前年に比べまして5億9,726万6,119円の増額というふうな形でございます。こちらのほうは、「道の駅たがみ」、「地域学習センター」の建設に関する経費でございます。増額となった要因といたしましては、令和元年度に予算措置をした道の駅、地域学習センターの経費について、出来高不足によりまして令和2年度に逡次繰り越しまたは繰越明許としたことによりまして事業費が増額となっております。備考欄のほうを御覧いただきたいと思います。こちらまずまちづくり拠点整備事業というふうな形で書いてありますが、こちらは令和2年度で予算配分されました事業費として1億175万1,548円というふうな形になりました。こちら、継続費の令和2年度分の年割額と合わせまして竣工式に関する経費等を執行をさせていただいたというふうな形でございます。62ペー

ジ、63ページのほうに移っていただきたいと思います。黒いひし形のところでございます。こちら、まちづくり拠点整備事業(明許繰越)というふうな形で1億8,489万9,000円を執行をしております。こちらは、令和元年度に予算配分しました道の駅の地域連携施設に関する経費を繰り越しをしたため、明許繰越しとしてその分を施工監理業務、工事請負費を執行させていただいたというふうな形でございます。また、その下の黒いひし形のところですが、こちらまちづくり拠点整備事業(逡次繰越)というふうな形で書いてありますが、こちらで6億3,073万8,000円を執行したというふうな形でございます。こちら令和元年度の継続費の年割額として予算配分しましたが、道の駅に関する経費または地域学習センターに関する経費を繰り越したため、逡次繰越しとして施工監理業務と工事請負費を執行したというふうな形でございます。

この中で不用額が多い部分に関しましての部分をご説明をさせていただきます。まず、工事請負費のところでございますが、不用額といたしまして1,112万7,200円というふうな形でございますが、こちらのほう、繰越明許をした関係で、こちらのほうの経費の部分、契約が令和2年の3月というふうな形でございました。ですので、予算措置をさせていただいたもの全額を繰り越しをさせていただきました。これは、今後の変更等も考えられることから全額を繰り越しをさせていただきましたが、工事執行のときには変更もなく執行したというふうな形で、当然繰越し予算のため補正等ができなかったことにより、不用額として多くなったことが原因というふうな形でございます。

主要施策の成果の説明書といたしまして、14ページ、15ページにかけて関連する委託料と工事費等の実績を掲載をさせていただきました。また、主要施策の成果の説明書17ページから、4段目辺りからですけれども、それから18ページにかけてですけれども、主要建設事業といたしまして金額、概要、請負者等を記載してありますので、参考に御覧いただきたいと思います。また、本日配付しました参考資料というふうな形で、10ページ目に、先ほども総務課長のほうから説明ありましたけれども、まちづくり拠点整備事業の各年度の事業費、財源、全体事業費、また、当初計画との差を比較をした一覧表をつけさせていただきました。こちら参考に見ていただきたいと思います。とおるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

町民課長(田中國明君) 続きます。2項徴税費、1目税務総務費でございますが、支出済額が4,439万3,738円でございます。内容につきましては、税務係7名分の

人件費が主なもので、経常経費がほとんどでございます。決算額で令和元年度と比較いたしますと700万円ほど増額となっておりますのでありますが、その要因といたしましては、税務係が1名増員になったということでございます。なお、不用額といたしまして目計で102万5,262円出ておりますが、これにつきましては3節職員手当等で68万6,358円の不用額でございます。この部分につきましては、住民税の申告前事務及び賦課事務において町民課のほうで若干業務の見直しを進め、効率化できたことによりまして、当初800時間の時間外を想定しておりましたが、実質的にはその半分の400時間で済んだということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、また1ページおはぐりいただきまして、64ページ、65ページを御覧いただきたいと思っております。2目賦課徴収費の関係でございます。支出済額1,664万1,989円でございます。内容につきましては、税金の賦課徴収に必要な電算関連業務委託料や各税目別の納税通知書の印刷代、あるいは送達するための郵送料のほか、固定資産税、これ土地になりますが、その評価に係る委託料等を支出させていただいておるものであります。令和2年度の決算額ですけれども、評価替に伴う標準値の鑑定評価業務が終了したことによりまして、令和元年度と比較いたしますと300万円強、決算額としては減額となっているという状況であります。不用額の関係ですけれども、目計で125万7,011円出ておりますけれども、その内容は、22節償還金利子及び割引料で過年度分の期限後申告等による税額更正が当初見込みよりも少なかったと、少額で済んだという結果でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、また1ページおはぐりいただきまして、66ページ、67ページでございます。続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費の関係でございます。支出済額といたしましては7,106万3,372円でございます。令和元年度と比較いたしますと640万6,000円増えてございます。その要因といたしましては、住民系の職員、これも1名増による人件費の増と、マイナンバーカードの交付枚数が増えてきたということで、J-LISに対する負担金の増額によるものでございます。内容といたしましては、職員の人件費、それから窓口業務で使用いたします戸籍関係の電算業務委託料、あるいはシステム使用料のほか、住民基本台帳ネットワークに係る電算業務委託料、それからマイナンバーカードの交付に要する経費を支出させていただいているということでございます。また、67ページの縦で見ると繰越明許費というところに642万4,000円が出ておりますが、これにつきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に関連したシステム改修が令和2年度ございまして、国のほうの

システム改修がなかなか明示されなかったということで大幅に遅れておりました。そのため、令和3年度へやむなく繰り越しをさせていただいているということでございましたが、それも令和3年5月11日に全部システム改修完了しているというような状況でありますので、お願いいたします。なお、不用額といたしまして、目計で235万5,628円でございますけれども、その内容は、18節負担金補助及び交付金でマイナンバーカードの発行枚数が田上町としては、非常に令和2年度多かったのでございますけれども、国はもっとそれよりも出るだろうというふうなことで見込んでおりました、その実績の差額による負担金が不用額として残ったという状況でございます。ちなみに、令和2年度から、町民の利便性の向上のために、夜間窓口のほかに土曜日半日、土曜開庁もしておりました。その実績について申し上げますが、延べ253名の方が毎週水曜日、第2水曜日はやっていませんが、月12日間の土曜の開庁と、それから第2水曜日を除いた夜間の窓口にいらしたということで、平均しますと、水曜日は大体4名、それから土曜開庁になりますと平均9名の方がそれぞれいろいろな用務で土曜開庁等、夜間窓口等を利用したというような状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

総務課長（鈴木和弘君） 68ページ、69ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費ですが、こちらにつきましては選管の報酬等、経常経費になっております。令和2年度については、特に選挙がなかった関係で、令和元年度と比較をいたしますと、令和元年度は参議院議員、それから県議会議員、町議の選挙ということで、全体で約1,700万円ほど歳出の予算を計上しておりましたが、令和2年度はそれらの選挙がないということでございますので、それが大きく令和元年度と比較すると減少しているというのが要因でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、2款5項統計調査費でございます。ページ数70ページ、71ページ、1目統計調査総務費でございます。こちら、支出済額といたしまして472万3,862円というふうな形でございます。こちらは、統計に関する職員1名の人件費等の経費でございます、経常経費であります。

続きまして、2目経済統計調査費というふうな形で、支出済額414万9,980円というふうな形でございます。こちら、令和2年度に関しまして国勢調査が実施されまして、それらに関する経費が昨年度よりも増額となった要因でございます。こちらのほう、備考欄のほうを御覧いただきたいと思うのですが、こちらのほう経済統計調査その他事業というところではありますが、こちらが黒いひし形で、ちょうど真ん

中から、ちょうど中段から下のほうでございますが、そちらの部分が5年に1度実施される国勢調査に関する経費というふうな形になります。こちらで409万5,570円というふうな形でございます。主要施策の成果のほうの16ページの下段のほうにも掲載がありますが、国内の人口の地域分布、年齢構成、職、産業構造等を把握するため、各種行政施策の基礎資料となることを目的に実施されております。町でも調査員50名、指導員9名からご協力をいただきまして実施をし、それらに関する経費を執行させていただいているところでございます。

続きまして、決算書に戻りまして、72ページ、73ページでございます。こちらのほう、3目教育統計調査費でございます。こちらは、毎年実施しております学校基本調査に係る調査の経費でございます。経常経費でありますので、よろしくお願いたします。

私のほうからは以上です。

議会事務局長（渡辺 明君） 続きまして、6項1目監査委員費でございますが、決算額116万860円であります。これにつきましては、2名の監査委員の報酬、旅費等の経常経費となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上で2款の説明を終わります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

これで2款の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。質疑のある方。

11番（池井 豊君） 個人ナンバーカードのところで聞きたいというか、何かよく分からなかったのですが、主要施策の成果の16ページのところにいろいろ書いてあって、総発行枚数が1,634枚、令和2年が840枚だったとか書いてあるのですが、令和元年が794枚で160万円ぐらいの決算だったのが、令和2年は僅か50枚ぐらい増えただけで498万円、約500万円の負担金がかかってくるというところが、そんなに違うのかなというところと、課長の説明の中で、令和2年は頑張ったつもりだったけれども、何か国はもっと頑張れと言っていたみたいなのがあったのですが、国が示した目標値みたいなのはどのくらいだったのかということも含めて、この事業が順調にしているのかどうかということをお聞かせください。

町民課長（田中國明君） 国は相当発行枚数が伸びるだろうというような形で予算措置をしていまして、それでそれぞれ市町村が払う負担金については、計算式はあるのですが、実は町のほうでもなかなか解説しづらいような内容になっていまして、正直J-LISと言われるところから今回これだけの金が田上町としては払っていた

だく必要がありますよというようなことで数字が来るのです。それに基づいて予算措置をさせていただいているところなのです。そういうことから、確かに池井委員が言われるように発行枚数でいえば約50枚ほどしか増えてはいないのですけれども、そのような関係で今回余計めに予算的な措置もされてきていて、それに基づいて町のほうとしては払っているというような状況なのです。なかなか説明しづらい部分はあるのですけれども……

(枚数じゃないんだねの声あり)

町民課長（田中國明君） そうなのです。様々な要因を加味して、全国の状況を見ながらそれぞれ配分して、予算でこれだけ措置してくれというのがJ-L I Sのほうから通知があり、それに対して町は予算を計上させていただいて、その実績に基づいて精算をかけていくというような形になっていまして、そのような形でご理解いただきたいと思います。

それで、国のほうで実績値とか、そういったような部分は特に示されてはおりません。今の状況でいいますと、おおむね3分の1の方が取得されたというようなことで報道もされているところでもありますけれども、田上町としましては、直近の8月末の状態で21.8%という状態になっています。ですので、そういう部分からすれば、できるだけ国の発行の状況に追いついていきたいなどは考えてはいるところではありますけれども、なかなか進まないというのが現実でありますので、その辺努力していきたいなというふうに考えているところでもあります。

13番（高橋秀昌君） 同じところで聞きたいのだけれども、平成30年に発行枚数が656枚で、令和元年で794枚で、令和2年度840枚を単純に足すと、私の電卓は2,290枚なのだけれども、個人番号発行総数が1,634枚となっているのだが、ここら辺はどう読み取ればいいのでしょうか。

(何事か声あり)

町民課長（田中國明君） 平成30年が抜けているような形の書き方になってしまっているように思われますので、ちょっとここは、発行枚数としましては、今現在、8月末で交付枚数として2,486件でありますので、ここの数字が、すみません、間違っているかもしれませんので、確認させてください。

(何事か声あり)

町民課長（田中國明君） 交付枚数として2,486件です。

委員長（小野澤健一君） では、これ確認してください。平成入れないと数字が合うのですよね。

(何事か声あり)

7番(今井幸代君) すみません、予算書の57ページなのですけれども、こういった主要施策の成果の説明書等に記載がないので、実績とか状況を教えてほしいのですけれども、会計管理費で、今役場の窓口のところでいろんなお支払いしていく方おられると思うのですけれども、おおよそどの程度、何件ぐらい年間で利用されて、どれぐらい金額的に動くのかなんていうふうに思っているのですが、もしそういった状況等分かれば教えていただきたいのですが。

会計管理者(山口浩一君) 具体的な数字というのは集計はしていませんし、9時から12時、1時から2時半というのが派出職員と、それ以外の時間は我々会計課職員ということで分かれている部分があるので、はっきりとは言えないのですが、金額でいいますと1日当たり数十万円、多いときでは100万円を軽く超えるという日は、特に税金の納付書が発行された直後とか、納期限間近とかというと、そういった100万円を超えるという日が何日かあるというような状況でございます。はっきりした数字は申し上げられなくて申し訳ございませんが、そんな状況でございます。

(何事か声あり)

会計管理者(山口浩一君) 申し訳ございません。少ない日であれば20万円とかという日もありますし、大分その日によって幅があるというような状況でございます。

7番(今井幸代君) すみません。何げなく見ているので、正直これまであまり気にしたことがなかったのですけれども、どれぐらい利用されているのかなという、1年間で、例えば金額でいうとどの程度の金額利用されているとか、もし、今後分かるようだったら、少し数字拾ってみて、その利用頻度とか見ていただけるといいのかなんていうふうに思いました。おおよそ、結構私もそうなのですけれども、利用して、窓口の信金さんの方と話ししたりとかしながら、町の方も結構おられるようなので、その辺今ざっくりとしたご答弁だったので、今後少し1年間でおおよそどれぐらい利用されているのか、利用状況を分かるようにしておいていただけるとありがたいです。

6番(中野和美君) 私もマイナンバーカードのことでお尋ねします。

マイナンバーカードを10月から保険証として使えるようになるという話を聞いておりますけれども、それを医療機関に持って行って保険証代わりにするみたいなのですけれども、調べてみたら、でも今までの保険証、透明なケースに入れている、あれももちろん併用できると思うのですが、では以後マイナンバーを作った方に関しては、健康保険証を発行しないという形になるのですか。どんなふうになる

のか教えていただきたいと思います。

町民課長（田中國明君） マイナンバーカードをお持ちになって、保険証機能を持たせるためには、一旦役場のほうで申請をしていただくまた必要が出てきます。その上でICチップにインセンティブというか、付加価値をつけるような形で使っていただくような形になりますので、今うちのほうで実際に聞いているのは、数名そういう方が来られて申請をされたという話は聞いておりますが、決して多くありません。保険証、今までの紙といいますか、その保険証はそのまんま使っていただくような形になってきます。ただ、医療機関で、新潟県でいいますと、マイナンバーカードを読み取れる設備をしているところが非常に少ないと聞いておりますので、もう少し普及するのには時間がかかるのかなというふうに考えています。

6番（中野和美君） そして、このマイナンバーを作るのにいろんなシステム改修費や補助金等をいただいているのですけれども、今後またそんなふうにシステム改修が必要だったりするという可能性はあるのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 詳細なことは、いろいろ今言われているのは、例えば2025年から運転免許証としての機能を持たせるとか、様々そういったような形のものはいろいろ言われておりますけれども、今後のまた状況の中で様々出てくるのかなというふうに理解はしておりますが、今のところ、マイナンバーカードに関連をして何か改修があるかという、それはないのだろうなと。それを利用して戸籍の付票とか様々なそういうオプション的な使い方の部分で改修というものは進めてはきておりますが、今のところそういうふうな状況ですので、お願いしたいと思います。

6番（中野和美君） マイナンバーカードを持っていると今度確定申告なんかもスムーズだという話もあるのですが、今まだ今年私も作ったばかりでやってみたことがないので、その辺これからということでしょうか。これからできるようになるとい話ですか。

委員長（小野澤健一君） 町民課長、今後何かそういう機能があったら言ってください。

町民課長（田中國明君） そこまで正直私も詳しくないので。確定申告については、専用のカートリッジか何か備付けで持っていただければ、マイナンバーカードを使って申告等はできますので、お願いします。

総務課副参事（渡辺 聡君） すみません、総務課の渡辺です。今のマイナンバーのカードを使ってのシステム改修の関係なのですが、令和4年度に予定されているもので、オンライン申請が可能になる業務が26業務だったと思うのですが、増えることになるためのシステム改修が来年予定をされておりますので、その辺の関係、ただ



まだ仕様等が出ておりませんので、金額等はまだ分かりませんが、一応そのような情報が入っておりますので、よろしくをお願いします。

13番（高橋秀昌君） 確認したいのですが、会計課に確認したいのだけれども、先ほど口頭では令和2年から銀行出張が3倍化したということで思い出したのですが、町長が全員協議会を開いて、これまで協栄だったものが、協栄が一切受け付けないと、予定どおりにお金出さなければ駄目だよということで、いろいろ紛糾した年のことを言っているのですか。

会計管理者（山口浩一君） ただいま高橋委員のご質問ですが、令和元年度と令和2年度を比較して、その手数料関係が3倍になったということで説明をさせていただきました。

13番（高橋秀昌君） では、私が今聞いたことはそうだというふうでいいね。  
（はいの声あり）

13番（高橋秀昌君） これまで延々と何も問題なくやってきたのが、いきなり協栄からそういうふうに言われて大きく変わった年がこれだよ。だったら、主要成果の説明ではないのだけれども、決算説明書にそういうことは載せるべきですよ。口頭でぺろっと言って、いつもと変わらないようなふうな書き方すべきでない。大激論したのだから。しかも、全協でいろんな議論を行ったわけでしょう。そしたら、そういうものはやっぱり、あなたのところ何も書いていないです、探しても。そういう激論したときというのはやっぱり書くべきです。そういう資料をぜひ改めて作って出してください。終わり。委員長、要求してください。

委員長（小野澤健一君） はい。では、会計管理者。

会計管理者（山口浩一君） それでは、後ほど資料提出をさせていただきたいと思えます。

7番（今井幸代君） すみません、予算書69ページなのですけれども、選挙管理委員会って定例の会議とかってありますか。そういったところで令和2年度どういった会議内容等があるのかということと、加えて以前、大分前だったのですけれども、議員選挙が終わった後ぐらいだったと思うのですけれども、選挙公報あるではないですか。各候補者が出す選挙公報。選挙公報のデータ入稿といいますか、要はあれって紙をばあんと、この原稿に持ってきてください、貼ってきてくださいという形で、その後提出していただくと思うのですけれども、結局紙ベースで頂いたものを選挙公報に、皆さんに配付するに当たっては、結局それをスキャンで読み込んでデータ化して印刷かけるわけです。であるならば、もうデータをそのまま例えばPDFだ

ったりとかでいただくことというのもきっと可能なのだろう、実際にやっている自治体もあるので、可能なだろうと思うのです。それを紙ベースで提出しなければいけない理由というのは、今現在においてあまり見つからないなと思うと、それはデータでの提出等も選択肢としてあり得るだろうということで、検討してほしいと言ったままどうなっていくのかなんていうふうに思っています、定例の会議等あれば、そういったところでもぜひ検討していただきたいと思うのですが。

総務課長（鈴木和弘君） 今、後半のは私がいなかったかもしれないので、補佐なり係長から話をしてもらいますが、一応選挙管理委員会費は定例で、定時登録を県のほうに報告する関係がありますので、その時々を選管集まっていたいて会議をするというのが、4回かな、そのときにそういう会議をしますのの経費になります。

選挙公報については、では。

庶務防災係長（今井 俊君） では、選挙公報の関係でお話しさせていただきます。前回、令和元年4月21日執行の選挙の時点では、たしか選挙公報についてデータでの提出のやり取りという特にうたい文句はなかったかと思うのですが、選挙が終わった5月か6月か、すみません、日付までは分からないのですが、国のほうからそういったことが可能になるということで、先ほど今井委員が言われたとおり、紙ベースでやり取りするというのよりもデータでやり取りしたほうがということで、そういった通知がたしか、何月だったか思い出せないのですが、あったかと思うのです。実際、今後また町の選挙のときには、そういった形での提出が今度可能ということで話はしなければなということでありましたので、具体的にどういうふうな提出方法とか、そういったものはまだ勉強していませんけれども、そういった形でいきたいと思っています。

7番（今井幸代君） ぜひ定例の会議等でその辺りしっかりと検討していただいて、方向づけしていただきたいなと思います。

以上です。

6番（中野和美君） 私も今、今井委員なので、そういえばこれとも思い出したのがあります。これ総務課なので、「きずな」のほうなのですけども、「きずな」にいろんなイベントや広告なんかを上げるときにもそのようなデータの提出、今でもできるものでしょうか。今までは紙ベースで出していたのですけれども、今後データで出せるものかどうか。それとも、今でも出せるのだったかを確認したいのですが。

政策推進室長（堀内 誠君） データでの提出はオーケーというふうな形になっており

ます。

委員長（小野澤健一君） では、これで2款を……

町民課長（田中國明君） 申し訳ありません。先ほどの主要施策の16ページの発行枚数の関係でございますが、今ほど確認してきましたら、令和元年度までの累計が794枚であり、令和2年度で新たに840枚を交付し、令和3年3月31日現在1,634枚ということで、資料のほう間違いございませんでした。分かりづらい資料の書き方で申し訳ありませんが、数字的には間違いはないということでございますので、よろしくお願いいたします。

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） その各年の累計なのです。平成30年のところに656枚、ここまで交付しました、令和元年度では794枚まで交付しましたということで、書き方がまずくて申し訳ございません。

（そうすると、令和2年は840枚が累計ではないんだねの声あり）

町民課長（田中國明君） そうです。840枚が累計ではなく、総体では1,634枚ですということで、すみませんでした。以後気をつけますので、お願いします。

委員長（小野澤健一君） それでは、多分次回もこれまた出てくるのだよね。出てくるから直しておいてね。

（はいの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、これで2款の質疑のほうを終わりたいと思います。

次、今度4款です。4款、コロナの部分は担当しているところだけの説明ですよ。ね。

総務課長（鈴木和弘君） では、決算書は104ページからになります。総務課の関係ということになると、主要施策の成果の説明書35ページにあります。そうするとコロナの関係は決算書の104ページからになります。総務課の関係でいくと、決算書でいうと109ページお願いします。特別定額給付金事業です。決算書でいうと109ページの特別定額給付金事業11億5,320万582円です。主要施策の成果の説明書のほうでいうと35ページ、一番上、特別定額給付金で11億4,740万円です。これは、1人10万円の支給の関係でございます。決算書では、それ以外に事務費等の関係、時間外、需用費、役務費、それから電算のシステム改修、それから事務機の借り上げという部分を載せてございますし、18節負担金補助及び交付金で11億4,740万円、これの内訳が主要施策のところに載ってございまして、受給権者、世帯主として4,206人、給

付対象者としては1万1,484人ということでございました。実際に給付させていただいた世帯が4,198人、未申請者は8人だということでございますので、これが特別定額給付金の事業の内訳になります。

その下、庁舎等LAN整備事業、今回コロナの絡みで大分リモートでの会議等も増えるということで、今回このコロナの関係でということで整備をさせていただきました。決算書でいいますと112ページ、113ページのところになりますけれども、役場庁舎等の会議室にLAN関係の整備を行いました。役場庁舎の会議室5か所、保健センター2か所、それぞれインターネット接続用のLAN整備工事をさせていただきました。それから、リモート会議用のパソコンということで、これ10台購入をさせていただきました部分ですし、併せまして地域学習センターの通信ということで、災害対策本部等をそちらのほうにという場合に備えまして、ここで34万1,000円ということで整備をさせていただきました部分が総務課関係の内容でございます。

町民課長（田中國明君） 私もここで説明したほうがいいのかどうなのか分からないのですけれども、取りあえずいるので説明します。

決算書でいいますと110ページから111ページの中ほどにちょうどあります固定資産税相当額助成金事業ということで、支出済額としましては1,378万61円ということでございました。これにつきましては、目的としましては新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、当該事業者が所有する償却資産に係る令和2年度固定資産税額の2分の1に相当する額を助成ということでありまして、これ対象にした事業者としては116事業所ございまして、実際に申請があり、助成した事業者数としては90事業所ということでございました。

簡単ですけれども、以上で説明のほうを終わらせていただきます。

委員長（小野澤健一君） では、4款のコロナ対策のところでは総務課と町民課のほうから説明がありました。

これにつきまして質疑をしたいと思います。質疑のある方。

7番（今井幸代君） 成果の説明書でいうと35ページで、庁舎等LAN整備事業ということで、役場庁舎のLANの配線の整備をしたのですけれども、こういったコロナの影響でリモート会議等が非常に増えました。そういった中で、こういった場合に、交流会館のWi-Fiって、今ロビーでしか通っていない状態なのです。主に交流会館って会議等で使う場合は2階、3階等になっているわけです。リモート会議でリモートの参加等もやりたいのに、全然つながらなくて困りましたというような話を

聞きました。その背景としては、コロナの影響で、会議でリモート出席をする機会等が、そういった場面も普及化してきて当たり前になってきたという背景があるのだなというふうに思っています。なので、庁舎の今回はLAN整備だったのですが、コロナ対策の一つとして、公共施設のWi-Fi環境の整備等も課題になってくるのだろうなというふうに感じましたので、決算の場なので、意見をさせていただければと思っています。

以上です。

委員長（小野澤健一君） 今井委員、答弁は求める。

7番（今井幸代君） 基本的に交流会館と教育委員会の所管課の施設になるので、その考え方もあるのだろうと思いますけれども、今回コロナ対策というふうなところでLAN配備等あったので、そういった町の公共施設、特に会議等で使う公共施設においてもそういったWi-Fi等の整備というのも、コロナ対策としては重要な視点ではないかということをお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。特に所管課ではないですが、コロナ対応を進めていく課としてそういったところを踏まえておいていただきたいということです。

以上です。

委員長（小野澤健一君） では、ご意見ということで。

13番（高橋秀昌君） 主要施策の35ページのところで、今ほどのLAN配線を整備したという、庁舎の中のね、リモートで会議を行うということで、これ自体は全く否定するものではないのですが、実際に運用というのはどのようなもので、設置してから何回の会議の機会があって、実際に利用したのは100%でしょうか。それとも、半分でしょうか。それとも、ほとんどしなかったのでしょうか。その程度でいいですから、数字を押さえているなら教えてもらいたいだけでも、どんな状況ですか。

政策推進室長（堀内 誠君） 今実績というふうな形で会議の開催等の回数等のことだと思いますけれども、泉田係長が集計しておりますので、そちらからご答弁させていただきます。

政策推進係長（泉田健一君） 総務課の泉田です。よろしく申し上げます。今ほどの高橋委員のご質問ですが、実際に入れたのは3月頃から運用を開始しております。まず、会議の状況なのですが、今年度に入ってからという形にはなりますが、ほぼリモートの回数のほうが多いです。大体、今用意している中でもほぼ毎日のように機械のほう出ておまして、1日平均しても2台から3台ぐらいずつ出ています。ちなみに、4月から8月の末までということで数を数えておいた部分があるの

ですが、延べになりますけれども……

(今年だよねの声あり)

政策推進係長(泉田健一君) はい、今年の4月から8月になります。延べで165回使用しております。昨年中もいろいろありはしましたが、整備のほうに間に合っていなかった関係もありまして、なかなか不便をかけたかと思いますが、整備したことによって職員のほうもこれだけの会議のほうに対応できるようになっておりますので、よろしくをお願いします。

13番(高橋秀昌君) 今脇からお話聞いたが、ほとんど県との対応、県とか国等の対応での会議にほとんど使われていると理解してよろしいでしょうか。

政策推進係長(泉田健一君) 主にあるのは県、国等の会議になります。

委員長(小野澤健一君) ほかがございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) なければ4款を終わりたいと思います。

次、今度9款消防費でございます。

では、説明のほうをお願いします。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、決算書をお願いいたします。148ページ、149ページでございます。9款消防費、1項1日常備消防費1億8,591万3,000円でございます。こちらにつきましては、加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金ということで組合のほうに支出している部分でございます。令和元年度と比較をいたしますと473万9,000円の減という形になっております。これにつきましては、組合のほうで退職される人、あるいは工事等によって金額が変わってくるわけでございますが、令和2年度は空調の整備を行ったのですが、それは起債が利くといった部分がございまして、負担が減っているというような部分が主なものでございます。

2目非常備消防費でございます。1,625万582円ということになってございます。令和元年度と比較をいたしますと449万582円の減という形になっています。令和元年度におきましては、県の消防大会へ参加したということで、この経費が215万円ほどございました。あと、これ以外に、執行残を見ていただくと分かるのですが、費用弁償ということで、消防もコロナの関係でほとんど行事ができませんでした。そういう関係で、3月議会で補正で費用弁償の関係361万3,000円減額をしたのですが、なお残っているという部分がございまして、あと、同じように行事がなかったということで、10節需用費の中で各行事用品ですとか、諸会議の賄いといった部分の経費が残ったという部分が主な内容になってございます。

めくっていただきまして、150ページ、151ページ、3目消防施設費になります。令和元年度と比較をいたしますと1,953万404円の増でございます。こちらにつきましては、14節工事請負費、防火水槽の移設ということで、歳入でもご説明させていただきました。新潟五泉間瀬線の絡みで移設が必要になったということの経費、それから積載車を購入をしたということで、これ17節備品購入費でございますが、この関係が大きい要因でございます。あと、不用額につきましては、修理関係、当初予算で見込んでおりましたけれども、実際にはそこまでかからなかったということで、不用額として残っているという部分が主な内容でございます。

続きまして、4目防災費9,672万3,393円でございます。令和元年度と比較をいたしますと2,540万2,371円の増でございます。こちらにつきましては、めくっていただいて152ページ、153ページにあります12節委託料のところがございますが、防災行政無線の整備委託料、それから令和2年度には、移動系の防災行政無線の整備もさせていただきます。それから、その下は逡次繰り越しをした分の防災行政無線の経費、これらが令和2年度に計上されたということで増額になっております。一方、令和元年度につきましては、ハザードマップのほうを作成をさせていただきました。その関係の経費が約630万8,000円、これが令和元年度と比較をするとマイナスという形になっております。なお、152ページ、153ページの12節委託料の不用額の金額につきましては、冒頭、午前中も申し上げました。逡次繰り越しにつきましては、2,554万8,000円を逡次繰り越しをしたのですけれども、実際は673万円ほどで済んだということで、ここが非常に大きな要因、これが補正ができなかったという部分が大きい要因でございます。

消防の関係は以上です。

委員長（小野澤健一君） 説明ありがとうございました。

9款の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。ご質疑のある方。

7番（今井幸代君） 質疑というか、意見になるかも分かりませんが、153ページ、防災行政無線もろもろ関係なのですけれども、防災行政無線を整備していく中で戸別受信機の設置率がなかなか上がっていかないという部分の背景に、携帯電話をお持ちの方が非常に増えてきて、ほぼ皆さんお持ちでいるというところの背景もあったとこれまでの説明等でも聞いているのですが、実際に地域の方と話をしている中で、各避難所に、例えば災害が起きました、避難をします、避難所に行きますとなったときの一つのインフラとして、Wi-Fiであったりとかそういった部分は非常に重

要な部分なのだろうというふうに思っています。というのも、学校が行けませんかといったときにリモートの対応が避難所でできたりとか、Wi-Fi、通信インフラが10年前と今とでは、地域の皆さんたちの生活における重要度というのはもう全く違うので、それが各地区の避難所等であれば、その地区の方たちと例えばちよつとした打合せではないですけれども、話をするとき、対策本部にいながらといいましょうか、役場にいながら現地の人たちときちんと話ができたり、フェース・ツー・フェースで話ができたりとか、いろんな予算もあると思いますので、そういった部分も今後はしっかり考えていく必要があるのだろうというふうに、今回防災行政無線の整備をしていく中で、改めて地域の声を聞かせていただいたなというふうに思っています。そういった中なので、今後防災対策の一環として公共施設、避難所等のWi-Fiの配置、整備等をどのように考えていくのかということができたら総括質疑でお願いをしたいなというふうに思いますが、その前に担当課のほうで考え方があればお聞かせいただきたいなというふうには思いますが、多分あまり返ってくる答えがないのではないかなというふうに思っていたので、総括質疑をさせていただこうかなというふうには思っています。

総務課長（鈴木和弘君） 最初、戸別受信機を普及しなさいという質問かと思っていたのですが、Wi-Fi。そうですね。今そういう確かに時代、さっきの交流会館も含めてという話になってくるので、それは全体的な部分を考えていかなければいけない部分がありますし、避難所の関係は、逆に言うと、まずその施設をどうするかというのをこの議会でもいろいろ議論があったと思いますから、そういった部分の中でその施設をどうするかもありますし、それ以外の施設でもそういうものを設置することに対して、経費的な部分ですね。それが単費で対象になるのか、例えば起債の対象になるのか、その辺もまだ調べておりませんが、今後は確かに今井委員がおっしゃる、そういうのも必要になってくるのだろうなという状況だと思います。今度どうしていくかを含めて少し研究するなりさせていただければと思います。

10番（松原良彦君） 1つお聞かせください。

153ページの上から5番目ぐらいなのですがけれども、全国瞬時警報システム保守点検業務委託料、これどんなもので、どんなことなのですか。とにかく何かしらどういふものなのかというのを聞かせていただきたいのですけれども。

総務課長（鈴木和弘君） 詳細は、では係長のほうから説明してもらいます。

庶務防災係長（今井 俊君） 先ほどの松原委員のご質問ですが、ここの備考欄に書い



てであるとおり、全国瞬時警報システムというのはJアラートの関係になります。そのJアラートの機械設備がまた役場、総務課のほうにありまして、その設備の年間の保守管理業務委託になります。

以上です。

11番（池井 豊君） 同報系のまず防災無線なのですけれども、これは決算に当たってこれの評価がどうだったかという、町民の評価がどうだったかというところを、評判。5時になると音楽が鳴って、農作業をやめて帰るのにちょうどいいように聞こえるとか、町長がコロナについて直接呼びかけられて、とても分かりやすかったとか、猿が出たとか一々細かく教えてくれてありがたいとか、そういう評価、同報系の防災無線の評価はどうだったかというのが1点と。あと移動系のほうの実績というか、これ車載系は消防団の車に積んでいるのだと思うのですけれども、これ実際に運用訓練とかしているのかどうかというところと。あと携帯型というのは、これ役場の職員が持ち歩くのかと思うのですけれども、これもちゃんと運用訓練とか運用実績を聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） 細かなもの私も把握していないので、係長から答弁してもらいますけれども、確かに池井委員がおっしゃる、まず防災無線については、たしか池井委員からも言われて、毎日鳴らしてくれとかという話で町も対応したり、いろいろな部分で活用させてもらっていますけれども、具体的には今井係長のほうで区長からいろいろ話を聞いているということですので、では今井係長のほうから。

庶務防災係長（今井 俊君） まず、戸別受信機の関係ですけれども、直接町のほうから何か調査をしたとか、そういうことは実際はまだあれ以降していませんけれども、実際防災訓練をするに向かって区長を通じていろいろと協議している中で、この戸別受信機の有効性というものをまたその訓練を通じて今後も声をかけていかなければいけないということで、区長のほうからいろいろ各地区の住民のほうにお声がけしている中で、非常に聞こえるようになってよかったという声も聞きますし、携帯電話でも十分だと、もう結構ですという人と、はっきり分かれているような話を区長からはよく聞きます。それと、各住民の方々から夕方のチャイムですか、そういったものが突然聞こえなくなったとか、毎回自分が利用するから欲しいということで皆さんのところに手元に渡っていますので、その都度その都度そういった連絡は来るようになっていきますので、渡っているものについては使っていただいていると思いますし、あとはもうそこから周知を引き続き続けていきたいなど、周知を図っていききたいなと思っております。

あと、移動系の無線の関係ですけれども、全部で23台ありまして、そのうち、先ほど池井委員が言われたとおり12分団ありますので、12台車載無線機として行っています。その差引き11機が役場の職員が使えるものになっております。役場で使えるものは携帯型です。こんなような形の無線機になりますし、消防団は車載、車、バッテリーをつけてエンジンをかければ常に使えるような無線機。消防団については、年間数回でしょうか、本部との通信テストということで無線の試験をやっておりますし、また職員の移動系の無線機についても、第1配備、第2配備ということで常に必要なときに使って、テストというよりはもう実践で使いながら行っているという状況であります。

以上です。

13番（高橋秀昌君） Wi-Fiのことなのですが、全てのところに入れるべきだとは思わないのだけれども、ちょっと見たら国が2分の1助成をするという制度があるのだそうです。ただし、財政力指数が0.8以下でなければ駄目なので、田上町は該当すると思いますので、それでしかもいろんなへ理屈が必要みたいなのです。研究して、設備にもどの程度のお金がかかるかも、全体として各施設ごとに出した上で検討するというふうに、議会にも明らかにしてもらいたいと思います。

以上。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 私が言ったのは、個々の施設ごとに、どこが可能で、それで実際の程度のお金がかかるかというものは1年かけてでいいですから検討してもらって、議会にもつまびらかにして、本当にWi-Fiが要るではないかとなるか、いや、いいではないかとなるかは、全体で議論したほうがいいのではないかと思うのだ。お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど今井委員からも言われた部分もありますので、少し時間いただいて、今高橋委員からそういうふうな話もありましたが、研究させていただきたいと思います。

副委員長（渡邊勝衛君） 去年の6月か7月頃のお話なのですけれども、自動車分団の屋根の修理、雨漏りがしたということで修理したかと思っておりますけれども、その金額はどこに入っているのですか。

総務課長（鈴木和弘君） 151ページの3目消防施設費の10節需用費の修繕料の中に入っています。

（金額はどのくらいなんですかの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） すみません、金額までは調べてきませんでした。申し訳ありません。後でまた必要であればお答えしますけれども。

（必要ですの声あり）

委員長（小野澤健一君） 後ほど、では調べてもらっていいですか。

では、ほかございませんので、これで9款を終わりたいと思います。

次、11款公債費と12款予備費は、これ一緒に説明を受けたいというふうに思いますので、説明のほうよろしくお願ひします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、決算書の190ページ、191ページお願ひいたします。

11款公債費でございますが、4億1,685万4,439円ということで、1項1目元金です。3億9,623万4,815円ということでございます。こちらは、午前中にもいろいろ話をさせていただきました、元金、利子ともに。元金につきましては、令和元年度と比較をいたしますと825万9,129円の減。利子につきましては、対前年度と比較をすると880万7,238円という形になっています。こちらにつきましては、庁舎の関係、それから湯っ多里館の関係が償還が終わったということで、それらの関係で昨年度と比較して減額になってきているという部分です。それから、利子につきまして、不用額、こちらは244万5,376円ということですが、一時借入金利子ということで、当初予算の段階では基金からの取崩しをした場合と、市中銀行から借入れをするという2段重ねで一借の利子を計上しておりました。基金であれば、積み立てている利子、それに相当分を、借りて返すときにその利子をつけて返しますけれども、市中銀行であればそれなりの利率になりますから、実際には基金からの対応で十分だったということで、この部分が減額というか、残ったという状況です。

それから、最後の12款予備費でございますが、冒頭総務課の参考資料でも説明いたしましたとおり、予算は567万円ということでございましたけれども、予備費の充用ということで445万1,000円を充用させていただいたということで、冒頭予備費の充用の一覧で話をさせていただきましたものに予備費を充てさせていただいたということでございます。

説明は以上です。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

今ほど11款と12款の説明がありました。この2つについてご質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） ありませんね。なければ、11款、12款は、ではこれで終わりたいと思います。

それで、ちょうど切りがいいものですから、ここで休憩をさせていただきたいと思います。再開は2時55分……

総務課長（鈴木和弘君） すみません。さっきの渡邊副委員長から指摘をいただいた修繕、先ほどの金額は3万3,000円です。

委員長（小野澤健一君） では、ありがとうございました。

今ほど申し上げたように休憩に入りたいと思いますので、では55分まで休憩ということをお願いします。

午後2時36分 休 憩

---

午後2時53分 再 開

委員長（小野澤健一君） では、皆さんおそろいでございますので、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

今回は3款民生費、説明のほうお願いをいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 皆様、大変お疲れさまでございます。委員の皆様から保健福祉課にかかっているということで先ほどお話がございまして、非常に私プレッシャーを感じているところでございます。なるべく私も端的に説明をしたいと思いますが、私のことでございますので、気持ちが入ってしまいまして長い説明が、もしそういうふうにお感じになられましたら大変お許しをいただきたいというふうに思っております。申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、3款、保健福祉課の説明に入らせていただきます。今年、令和2年度につきましては、保健福祉課にとりましては非常にもう前途多難という年でございました。新型コロナウイルス感染症に始まり、ワクチン接種の準備、令和3年度に入ってワクチン接種ということで、非常に怒濤な年でございました。その中でございますけれども、3款民生費につきましては、施政方針にもありますとおり、高齢者や障がい者の誰もが住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう基盤づくりを進めてきたところでございます。3款、4款に共通することでございますけれども、まず、おわびということで申し上げたいと思います。不用額の欄でございますけれども、保健福祉課の3款、4款につきましては、不用額が多く出ているものがございます。本来、執行状況を精査いたしまして減額補正をしていくものでございますけれども、精査が足りず不用額が多く出ているところがございます。まずもっておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。

それでは、決算書72ページ、73ページでございます。3款民生費、1項社会福祉

費、1目社会福祉総務費でございますけれども、これにつきましては対前年度比8万5,000円ほどの増ということになってございます。若干の増でございます。この中で、73ページに不用額ということで報酬のところ、95万9,520円出ております。これは、会計年度任用職員1名採用したのですけれども、勤務日数の減によりまして執行残ということで残ったというところでございます。それから、3節職員手当等というところでございますが、不用額で75万8,907円、これは福祉係職員の時間外勤務手当執行の残ということでございます。なお、職員数につきましては、対前年度比プラス・マイナス・ゼロということになってございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、74ページ、75ページでございます。2目老人福祉費でございますけれども、支出済額、真ん中の欄でございますが、3億7,406万5,774円ということで、令和元年度に比較いたしまして981万4,230円の増となっております。主なこの増の要因といたしましては、介護保険特別会計の繰出金が1,100万円ほどの増、後期高齢者医療特別会計が400万円ほどの増ということになってございます。その下の1節報酬でございます。不用額として24万5,000円残ってございますけれども、これはB型機能訓練ということで、地域で軽体操を行い、健康づくりを行う事業でございますが、新型コロナウイルスの影響で地区から実施は中止してほしいという要望がございましたので、中止による執行残でございます。その下、7節報償費でございますが、43万9,500円の執行残でございます。これにつきましては、昨日の社会文教常任委員会で説明をさせていただきましたが、今回、昨年、令和2年度におきまして88歳の米寿の記念品、竹炭枕セットでございますが、94人分、31万1,000円の経費でございましたけれども、それを令和2年度において支払いするのをこちらのほうで忘れておりました。昨日もお話をさせていただきましたが、大変申し訳ございませんでした。その関係で43万9,500円執行残ということでございます。なお、これにつきましては、令和3年度におきまして支払いを行うということで補正予算に計上させていただいたところでございます。大変申し訳ございませんでした。

では、続きまして1枚めくっていただきまして、76ページ、77ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金、不用額で128万230円、不用額として出ております。これにつきましては、老人クラブ連合会の補助、あと単位老人クラブへの補助ということで、今回新型コロナウイルスの関係でなかなか事業ができなかったというところで、執行残ということで不用額として残っているところでございます。

続きまして、すみません、備考欄のところでございます。上から2つ目に委託料

というところがございしますが、配食サービス業務委託料147万6,684円、これにつきましては、主要施策の成果の説明書19ページを御覧ください。19ページに配食サービス事業ということで出ております。右側に令和2年度ということで69名の方に利用していただきました。令和元年度に比べまして19人増というところになってございます。

決算書に戻ります。地域たすけあい事業委託料でございます。12万1,700円。これにつきましては、本田上、川ノ下、山田、湯川、この4団体に対しまして委託料ということで支払ったというところでございます。

その2つ下、緊急通報装置委託料230万8,147円でございますが、これは決算資料の19ページでございますが、緊急通報装置貸与事業ということで、令和2年度70人の方から利用していただいたところでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金、老人クラブ補助金ということで113万770円というのがございますけれども、老人クラブの会員数が令和2年の4月1日では863人、その前年度、平成31年の4月1日では882人ということで、19人減ということになってございます。単位クラブは20クラブということで変わりはありませんが、それらに対しまして補助を行ったわけでございますけれども、これは決算資料の20ページの一番下に老人クラブ助成事業ということで出てございます。令和2年度につきましては、事業がなかなかできなかったという部分はございますが、一番下にありますけれども、学習塾、芸能大会、スポーツ大会ということで274人の方から参加をしていただいたということで、令和元年度に比べますと1,500人ほど少なくなっております。このコロナ禍においてですが、輪投げ大会であったり、グラウンドゴルフ大会、高齢者学習塾、あと転倒予防教室ということで、老人クラブ連合会として、事業は少ないのでございますけれども、事業を行ったというところがございます。

続きまして、その下、19節でございます。19節の2つ目、紙おむつ支給事業411万360円ということで執行いたしました。これは、すみません、主要施策の成果の説明書に戻っていただいて19ページに出ておりますけれども、紙おむつ、一番下でございます。令和2年度は123名の方が受給されたというところがございます。その下でございます。決算書でございますが、在宅ねたきり老人等介護手当482万5,000円の執行でございました。これは、すみません、主要施策の成果の説明書の20ページになります。一番上でございます。在宅介護手当支給事業ということで、令和2年度、右側にありますけれども、上半期が95人、下半期が96人ということで利用、支

給をしたところでございます。

それから、下に下がりまして、決算書でございますが、繰出金、介護保険特別会計繰出金でございます。1億9,440万315円の執行でございますが、これにつきましては、消費税の引上げによります低所得者対策の介護保険料の減免強化による増というものと、あと介護給付費の増ということでございます。約1,100万円ほど増というふうになってございます。

その下、老人福祉その他事業というものがございまして、修繕料42万329円でございます。この修繕につきましては、デイサービスセンター康養園の休憩室の屋根の修繕を行ったところでございます。

それから、敬老事業でございますが、18節負担金補助及び交付金、敬老事業助成金11万5,000円の執行でございます。主要施策の成果の説明書の20ページを御覧ください。敬老事業、上から2つ目です。今回、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、敬老事業ということで行う地区、または行わない場合は、1人当たり75歳以上の方500円を上限ということで事業を行ってまいりました。その中でも1地区だけ行ったところでございます。青海地区が敬老会を実施したということで、参加人数が50人と。75歳以上につきましては44人ということで、敬老会を開催したということでございます。

では、下の3目になります。3目障害者福祉費でございますけれども、真ん中の支出済額2億8,460万4,264円の執行済み額でございますが、対前年度比2,143万5,944円の増でございます。主なこの増の要因といたしましては、障害介護給付費の増、障害児給付費の増、あと障がい者の福祉計画策定業務の委託ということで行いまして、その増が主なものでございます。

決算書1枚はぐっていただきまして、78ページ、79ページをお開きください。まず、不用額のほうを説明させていただきます。18節負担金補助及び交付金125万6,016円ということで不用額が出ておりますが、これにつきましては、地域活動支援センター負担金、新潟市にあるところでございますが、その利用者の減ということで65万円ほどの執行残が出ております。あと、身体障がい者用の自動車改造費の助成ということで、窓口40万円取っておるのですが、利用がなかったということで、それらが執行残ということで残ってございます。

あと、その下の19節扶助費で388万3,169円、不用額として出てございます。これにつきましては、重度心身障害者医療費助成が約140万円ほどの不用額、あと更生医療の給付ということで約120万円ほどの不用額が出ているところでございます。備考

欄のところがございますが、19節扶助費ということで出ておりますが、その3番目、身障者等交通費助成56万8,980円執行してございます。これは、主要施策の成果の説明書の21ページの中ほどに、御覧いただきたいと思うのですが、福祉タクシー利用料助成というのがございます。令和2年度は62人の方からご利用いただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

決算書、次のページをお開きください。80ページ、81ページでございます。12節、一番上です。委託料ということでございますけれども、この中に、上から6つ目に障害福祉計画策定事業委託料224万4,000円ということで執行させていただきました。この計画につきましては、当初予算の説明でもいたしましたけれども、第6期の障がい者福祉計画、令和3年から令和5年、3年間の計画でございます。これは、障がい福祉サービスの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画というものがまず1つございますし、あと第2期の障がい児福祉計画、これも令和3年から令和5年、これ3年間の計画でございます。障がい児の通所、障がい児の相談支援の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画ということで、3年間の計画を策定させていただいたところがございます。

続きまして、その下、扶助費でございますが、一番上、障害介護給付費1億9,593万4,121円の執行がございます。あと、一番下に障害児給付費2,438万7,952円ということでございます。一番上の障害介護給付費につきましては約1,500万円ほどの増、障害児給付費につきましては約1,000万円ほどの増となっております。これは、主要施策の成果の説明書の22ページお開きください。22ページ、一番上になります。障害介護給付費ということで、ここに令和2年度ということで、障がい者支援センター、社協にございますけれども、ここの利用者の方が1名、就労継続支援でございますが、1名増えたというものがございます。当然日数も増えてきますので、主にこれが増の要因でございますし、障害児給付費につきましては、一番下、障がい児入所施設、いわゆる放課後等デイサービスの利用に係る費用ということで、利用者が令和元年度に比べて1人増えていると。当然ながら増えることによって日数も増えてございますので、これによります増というふうになってございます。

続きまして、決算書でございますが、4目母子父子福祉費でございます。支出済額448万5,639円でございます。対前年度比61万3,366円の減でございますが、これはひとり親医療費の減ということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5目老人福祉施設費でございます。支出済額1,796万6,908円、対前年度比416万215円の減でございます。これは、主な要因といたしましては、心起園、



老人福祉センター光熱費の減と、あと心起園の工事費の減ということになってございます。まず、執行残のほうをお話しさせていただきます。81ページのところで、需用費のところでは208万9,147円不用額が出ておりますけれども、これにつきましては、老人福祉センターの光熱費として約65万円、心起園の光熱費として約56万円、あと心起園の燃料費として約60万円の執行残ということになってございます。備考欄でございまして、老人福祉センター管理事業ということでございまして、これについては主要施策の成果の説明書の23ページを御覧いただきたいと思っております。主要施策の成果の説明書23ページのところの中ほど、老人福祉施設費ということで目のところにはございまして、まずこの決算書の順番から言いますけれども、老人福祉センター管理運営費ということでございまして、令和2年度につきましては、コロナの感染症の影響によりまして4月と5月に30日間休館をしてございます。その影響もございまして、年間利用者ということで、令和2年度1万1,951人、令和元年度に比べまして7,535人の減というふうになってございます。1日当たりの利用者も24.1人の減というふうになってございます。

決算書でございまして、すみません、82ページ、83ページ、今度心起園のところになります。心起園管理事業ということになりますけれども、これにつきましても同じ主要施策の成果の説明書の23ページ、心起園管理運営費というところに出ておりますけれども、心起園も同じく令和2年度は4月と5月に30日間、新型コロナウイルスの感染症の影響により休館しておりまして、令和2年度は1万6,669人ということで、令和元年度に比べますと5,094人の減少と、1日当たりの平均利用者も18.6人の減ということになってございます。休館に伴いまして光熱水費等が不要な部分があったので、そういう部分で減となっているところでございます。

それでは、84ページ、85ページ、決算書でございまして、お聞きください。修繕料というところに出ておりますけれども、これは心起園の修繕料ということで200万円ほどの減となっております。今回、令和2年度におきましては心起園の小便器、地盤沈下によりましてトイレの男性の小便器の下が下がっておりまして、配管がずれて排水が漏れたりという部分があったので、それらの修繕を行いました。令和元年度は、ここに工事費というものがございまして、高圧気中開閉器、高圧ケーブルの取替え工事ということで123万2,000円ほどございました。それがなくなったということで減と。心起園とか、この老人福祉施設費、これも減の一つの要因となっております。

私の説明は一旦ここで終わりとなります。

町民課長（田中國明君） 決算書84ページ、85ページの6目平和祈願式典事業ということで、当初50万7,000円予算計上させていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、3月議会で全額減額をさせていただいておりますので、執行は何もございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、飛びまして、決算書90ページ、91ページをお開きください。3目児童手当費でございます。支出済額として1億2,535万6,695円、対前年度比496万8,084円の減でございます。これは、児童手当の受給者の減というのが原因でございます。備考欄のところでございますけれども、児童手当事業の19節扶助費がございます。この人数等につきましては、主要施策の成果の説明書の24ページに記載をしております。主要施策の成果の説明書の24ページ、下のほうになります。児童手当費、児童手当の支給というところがございますけれども、右側に表が出ております。3歳未満につきまして、令和2年は95人、令和元年度に比べまして7人の減、3歳以上小学校修了前、1子、2子につきましては518人ということで、令和元年度比較26人の減、3歳以上小学校修了前につきましては95人ということで11人の減、中学生は221人、逆に16人増というふうになってございます。特例給付という部分につきましては25名ということで、令和元年度に比べまして4人の減ということになってございます。合計といたしまして954人、38人の減というところで児童手当費、扶助費が減というふうになっているところがございますので、よろしく願いをいたします。

3款の説明は以上でございます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

3款の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。ご質疑のある方。

11番（池井 豊君） 3款と4款またがる話になるのですが、この令和2年度一番大変だったのは保健福祉課だと思うのですが、人員に対しては民生費のところではプラス・マイナス・ゼロという話だったのですが、残業時間とか、衛生費も合わせて、保健福祉課内の職員が残業で過重労働になっていなかったのかとか、または休日出勤等々で大変だったのかどうかという、そういうところはちゃんと総括されていないので、そこら辺をしっかりと明らかにしてください。

（言にくいかもしれないねの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 言にくいということでもないのですが、正直、

コロナが国内で初めて確認されたのが令和2年1月。そこからずっと対策いろいろ講じて、会議とかもいろいろ開いてまいりました。令和2年の7月の終わりに田上で初めての方が感染確認されたという中で、いろんな広報とか、会議とか、そういう部分の対策、また4款に行くと今度検診の部分が出てくるのですが、その検診の体制、どのようなふうにしていかなければいけないかという部分を本当に課の中で議論させていただきました。そういう中で当然時間外も発生したわけでございますし、過重労働というのは正直あります。もちろんあります。ただ、そういう部分につきましては、サービス残業ではなく、当然ながら残業手当、時間外勤務手当をつける、ないしは帰れるときは早く帰ってくれと、土日は極力来るな、来るなという言い方悪いですけども、体を休めるのも必要ですので、帰れるときは帰れと、土日は来るなということで、私のほうで話をさせていただいたところでございます。そういう中で、12月の終わりから今度ワクチン接種ということで、国から話が出てきておった中のさらに過重というか、負担はかかりましたが、幸いなことに国の補助ということで時間外勤務手当も対象となりまして、その辺は時間外勤務手当等もつけさせていただいたところでございますが、職員本当に一人ひとり一生懸命やっただきまして、私としても本当に感謝しているところでございます。大変だったのは本当に大変でしたけれども、何とか課内一丸となってそれを乗り切って、今乗り切っている最中と言ったほうがいいのですね。まだ終わっていませんので、最中というところでございます。

11番（池井 豊君） 大変だったのだ。大変だったのだという言い方、大変な途中なのは重々理解しているのですけれども、本当にこの状態で大丈夫なのかというところが非常に心配で、課長は特に職制なので、残業も時間外もつけにくくて大変な部分もあったのではないかなとも思うのですけれども、あと長谷川保健師も一言、どんな状況だったかというのを、勤務状況どんなだったかというのを聞かせていただければと思うのです。現場の保健師がどんなだったかというところを聞いてみたいのですが、委員長、取り計らいをお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、今の件につきまして長谷川保健師長から回答いたします。

保健師長（長谷川信子君） 保健福祉課、長谷川と申します。それでは、コロナのワクチン接種のほうの準備ということで、昨年度の12月ぐらいからいろんな会議とか説明会、それから結局は地元の医師会を中心に地域で体制を整えていくというような辺りで、お隣の医師会一緒の加茂市と結構打合せとか会議を重ねてきまして、準備

をしてまいりました。準備もとても大事だったと思いますし、それを踏まえてまたワクチン接種の実際のほうにつながっていきまして、本当に課全体で協力をしながら準備をして、実際今始まっているわけですが、正直なかなか時間内で、限られた人員で十分な準備というか、できない部分がたくさんございましたので、正直言って毎日みんなが残っているとか、土日はなるべく来ないようにはしてあげたけれども、正直言ってかなり職場にいる時間のほうが、みんなが長くなっていたかなと思われまます。体調管理についても、みんなで声かけ合って、無理しないようにとか、体調悪いなというときは早めに休んだりとか、受診したりとかということで、その辺は気をつけて、協力してやってきております。

あともう一つ、ワクチン接種については本当に現場のほうで一生懸命みんな頑張ってください、責任者、ほかの課の課長とか、あと補佐、係長の方、大勢の方から協力してもらって、保健福祉課だけではなく全庁で協力をして進んでいますし、あと事務的な部分では事務職員、あと保健師が調整員をさせていただいているのですけれども、本当によく頑張って、頑張ってと言っているのか分からないのですけれども、すみません、一生懸命やってきております。おかげさまでありがとうございます。

(ご苦労さまですの声あり)

委員長(小野澤健一君) ありがとうございます。

13番(高橋秀昌君) 主要施策の成果の説明書の19ページのところで、老人福祉費の中段に緊急通報装置の貸付事業というのがあるのですが、これ最初は無料で、500円で、現在1,000円になっているのですが、無料から500円になった、それから500円から1,000円になった、この年代がこの範囲内の中に入っているかどうかというのはつかめまますか。

保健福祉課長(渡邊 賢君) 高橋委員おっしゃられるとおり、最初は無料で行ってありました。平成27年か平成28年に周りの状況を見た中で1人当たり500円ということで、月ですね、頂くようになったところがございます。令和3年の4月から、今度は住民税の非課税の方については今までどおり500円と、住民税課税世帯につきましては一月1,000円ということで変えてきたところがございますので、今70人ということで令和2年度なっておりますけれども、この中には当然ながら無料の時代からの方もいらっしゃいます。それが何人かと言われると、今……すみません。平成28年度から500円というふうになってございます。この70人の中には、無料のときだった方、500円のときだった方、この4月から500円と1,000円に段階的に変えたのですけ

れども、そういう中の方もいらっしゃると思いますが、人数までどれくらい、その世代と  
いうか、そのところに何人かというのは、そこまでは、申し訳ございません、把握  
はしてございません。

13番（高橋秀昌君） 私は予算のときに全然気がつかなかったのですが、住民からこう  
いうふうに言われたのです。自分も500円なものだから、500円でつけられるのだから  
と言って住民に説明をして、つけるようにしてもらっていたら、今度は1,000円に  
なったと。それで、自分も勧める側だったものだから、逆に1,000円ですごく自分が  
嫌な思いというか、勧めた側としては500円ということで勧めたのに、1,000円取ら  
れるということで、非常にその方が落胆していたのです。そうすると、令和3年か  
ら非課税の人は500円で、課税対象者は1,000円ということになると、佐野町長にな  
ってから1,000円になったというふうな理解の仕方でもいいですよ。私、これぜひ住  
民の、確かに理屈は分かります。理屈は分かるというのは、というのは単純に70人  
でそれぞれ割って見たのですが、平成28年のときは、単純な利用者で割ってしまう  
と、1人当たり3万2,000円の負担になっているのです。町の負担だと思います、こ  
れは。それから、その翌年は3万4,660円になるのですが、その次は3万232円、令  
和元年で3万2,179円、令和2年で3万2,973円というふうに上がり下がりしている  
のは、この数で割って1人当たり出すのが正しくないのかなと思いながらも割って  
みたらそういう状況で、率直に言うとあまり変わらないと。1人当たりでいうと。  
そんなに大きな変動がないわけなので、そういう面ではもう少し、特に高齢者のそ  
ういう方々は、収入があるないにかかわらず自分で自分が自由に動けないからこそ  
緊急通報装置を持っているわけで、そういう人にあなた収入多いから1,000円だよ、  
あなた収入少ないから500円だよというのは、どうもぴんとこないのです。例えば大  
変な富裕層で年間2億円も3億円ももらっている人は、恐らく緊急装置なんかつけ  
ないで直接看護師を雇っていると思うのです。そういう緊急装置をつけている方々  
というのは、そういうことはもちろんできない、富裕層とは違うわけで、この点で  
はぜひ、今町長がいるから強く言っているのだけれども、来年度の予算で、まず所  
管課が理屈をつけて町長を説得しなければならない。お金は総務課であり、町長な  
わけですから、所管課がそのところのきちっと理論を身につけて、これは富裕層  
と違うわけだから、ただにしなさいとは言っていないのです。前の500円に戻すとい  
うことはやるべきではないかということで、課長、答弁お願いします。今町長に答  
弁求めるとそれ以上先がないので、課長に求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 課税の1,000円の方がどのくらいいるかというのを調べさ

せていただきましたら、七、八人ぐらいなのだそうなのです。ただ、町には1,000円になったということで苦情はいただいても、苦情というか、要望はいただいてもありません。ただ、今高橋委員言われるとおりに、そのような方がいるという現実があるということであれば、今どうこうというのは言えません。当然言えませんので、そのような意見もあるということで課の中でまず検討していきたいなというふうに考えております。

13番（高橋秀昌君） 今1,000円の人が七、八人いるということは、今知ってつかんだとか、実はそういう人って声大きく言えないのだ。お世話になっているという感覚なのだ。権利という感覚ではないわけで、それとそれでも苦しいけれども、我慢するしかないのではないかとということで、恐らく私に訴えてきた方に漏らしたのだと思うのです。そうでなければ本人は私に言うわけないので、自分自身が緊急通報装置あるのだから利用したほうがいいよと勧めていた側だったのだそうです。もちろん町の職員ではないです。そういうことがあるので、七、八人程度であればなおさらのこと、財政的にそんな大きな影響がないわけなので、ぜひ財政当局を説得し、財政から町長に進言をすると、あるいは直接課長からも来年度予算で申請をするというぐらいの努力をしてもらいたいということで、質疑を終わります。

議長（小嶋謙一君） 社会福祉協議会の補助についてお聞きします。

これは、主要施策のところに書いてありますように、協議会が自主財源で賄えない職員の人件費を補助するのだということでありまして、例年2,000万円からずっとかかっているわけなのですけれども、実際協議会の中での実情に照らした形で当面もこのままの金額で果たしていくのかどうか、検討といいますか、そういう余地はないのかということです。

それから、協議会のほうから何かしらそういう要望はいろいろ上がってきているかと思うのですけれども、私も福祉委員長を拝命しております、現場の人たちの声もいろいろ聞いているのですけれども、協議会の中も一生懸命で、もうなかなか経営の面でも、現場の上でもいろいろ難儀しているところは実情なのですけれども、その辺の声も聞き入れて、例えば職員の数の増減の判断だとか、それからあと当然協議会等も年度ごとに会議をしていると思いますけれども、その辺の中身の実態はどんな実態で町は捉えているのか聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 社会福祉協議会からは、平成28年度と平成29年度に要望をいただいております。その要望の中身につきましては、この補助金の増ということで要望をいただいております。ただ、町といたしまして、今までこの社会福

祉協議会の補助というのが人件費5人分で、その内訳としては、事務局の3人分が80%、残りの2人につきましては100%補助ということにしてございます。あと、プラスボランティアセンターの運営費の補助ということで定額の50万円、これを補助の額としています。これをずっと続けていた状況の中で、町としてはこれ以上上げることはできないというような回答をさせていただいたところでございます。その流れで今のところこのままだってるところでございまして、今後社協の補助金の在り方という部分も今考えていっているところでございまして、この額が変わることも当然考えられます。そういうところで今検討しているところでございまして、よろしく願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 説明は了解しましたが、確かに人件費の補助とはいいいながらも、町としても活動の評価というのは、社協に対する評価といえますか、いろいろそういったところはチェックしていると思いますけれども、今ここで町で、課長をはじめ所管のほうでも、この点がいろいろ問題だとか、この点改めてもらいたいとか、そういった点はあるのでしょうか。

それと、もう一点お聞きしますけれども、今度は相談支援事業委託料のほうなのですけれども、これは81ページ、相談支援事業委託料780万円ということなのですが、主要施策のところを見ますと、町以外にも相談先が増えるということで、令和2年度780万円、そして件数が4,286件と件数が多いのですけれども、これ町外の方も当然入っているということなのだと思うのですけれども、費用はその分、町外の人が見ている分も町でこれ払っているというか、見ているということなのでしょうか。その辺分からないもので、お願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 社会福祉協議会につきまして、こういう評価とかということでございます。社会福祉協議会につきましては、社会福祉法できちっと定義づけられた社会福祉法人であります。社会福祉協議会の本来の目的は、地域福祉の推進でございます。その中で、それも社会福祉法に規定されているのですが、自治体は社会福祉法人に対して、補助することができるというようなのが規定されております。それに基づきまして補助をしているというところでございます。社会福祉協議会は、先ほど言いましたけれども、地域福祉を推進するのが本当の役割であります。そういう中で、ボランティアの育成であったり、ボランティアの活用、いろいろなものの地域福祉づくりというところでは、こちらの町と一緒にあって、それぞれ一般質問の藤田議員の質問とかではございませんけれども、ございませんというわけではないですね。そういうのもあるのですけれども、町と社協と一緒にあって今

後のボランティアをどうしていくかというような話合いもしております。そういう中で、私としては社協にもよくお話をするのですが、まずボランティアを一生懸命推進させるように、一緒に頑張っていこうというような話はしているところでございますので、その辺を望んでいるところでありますし、社協としてもなかなか、コロナの影響でボランティアセンターの活動もなかなか今できていないというような状況でございますが、それらもありますけれども、何とか地域福祉の推進という意味では、保健福祉課と社協両輪となって地域福祉を進めていきたいということで、よくお話をしているところでございます。

あと、相談支援事業についてでございますけれども、相談支援事業、社協に委託しておるところでございますが、基本的には全て町の障がいのある方が利用されております。町の方の利用でございますので、その方のプランをつくったりとかというものの委託ということになってございますので、町外の方は入っていない。普通の相談を受ける部分は町内の方ということになってございますので、よろしく願いをいたします。

議長（小嶋謙一君） そしたら、主要施策のところを書いてある、町以外にも相談先が増え、これは相談する側が町以外にも行って相談しているということなのですか、これ。

（何事か声あり）

議長（小嶋謙一君） 分かりました。ということは、これ1人の方が、ある障がい者の人が1人でもって何回も、例えばこの間行ったけれども、1週間後にまた相談に行くというカウントなのですね。

（何事か声あり）

議長（小嶋謙一君） 分かりました。

あと、社協につきましても、実際現場もご存じのようにいろいろ大変な面もございますので、できる限り、町の予算も当然ございますから、できる限りのところで支援をお願いしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

6番（中野和美君） 私理解をしていなかったようなので、教えていただきたいのですが、77ページの高齢者障害者向け住宅補助金というところなのですが、介護保険とは別に、高齢者の障がいのある方が補助金を受けられる制度のようなのですが、これ何人が何件ぐらいあったのか、どのような工事だったのか分かったら教えていただきたいのと。あと違うことを聞くのだけれども、老人クラブの令和2年度の助成事業費が、決算書と成果の説明書の数字が何か似たようで違う数字が出てい



るのですが、77ページの老人クラブ補助金のところは113万770円なのですが、成果のところは110万3,770円になっていて、これどっちが本当でしょうか。それとも、私の見ているところが違いますか。

(何事か声あり)

6番(中野和美君) 20ページ。一番下のところ。

保健福祉課長(渡邊 賢君) まず、主要施策の関係の老人クラブ助成事業、20ページの助成金額でございますけれども、申し訳ございません、決算書のほうが正しい数字でございますして……

(決算書と同じの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) そうです。決算書と同じになります。単純に打ち間違いでございます。大変申し訳ございませんでした。正確には113万770円です。申し訳ございません。間違っております。

それから、77ページ、高齢者障害者向け住宅補助金59万1,000円、これですよね。

(はいの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) すみません、主要施策のほうには載せてはおりませんけれども、これにつきましては、介護保険も併用しながら、例えば介護保険の方であれば、その介護保険20万円の住宅改修がありますけれども、それを併用してこの事業を使えると。なので、限度額50万円ですけれども、介護保険で20万円使うので、この高齢者障害者向けの事業では30万円使えるという事業であると。

あと、障がい者につきましては、障害者手帳1、2級の方が対象となるものでありまして、これは限度額50万円という事業です。ただ、世帯年収が600万円以上ある方は対象外という事業でございます。

(世帯年収の声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) そうです。同一の世帯の合計の年収が600万円以上は対象外と。

(何事か声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) そうですね。すみません。600万円以上は対象外という事業であります。これにつきましては、件数につきましては、2件から3件ぐらいの利用がございましたので、そういう事業でございます。

7番(今井幸代君) 教えてください。単純な話なのですけれども、老人クラブへの補助金って連合会と各地区老人クラブへの補助金あると思うのですけれども、これって連合会には定額幾ら、各地区も定額幾ら、会員で基本的に何人以上というような、

そういった要綱あるのだらうと思うのですけれども、それ教えていただけるとありがたいのですが。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 老人クラブの補助金、今、今井委員おっしゃるとおりに、単位クラブの補助金と老人クラブ連合会の補助金2種類ございます。単位老人クラブにつきましては、1クラブ当たり4万円でございます。老人クラブ連合会につきましては、運営費と活動費に分かれます。運営費につきましては、町の補助金交付規則にあるとおり3分の2以内です。事業費の3分の2以内というふうにしております。活動費につきましては、その当該年度の4月1日現在の老人クラブの会員数、連合会の会員数掛ける1,000円ということで交付をしているところでございます。単位クラブの何人以上というものにつきましては、町自体の補助としては、それはございませんけれども、県の補助金も受けるわけございまして、県の補助金につきましては30人以上と。1クラブ30人以上が補助対象というふうになります。ただ、今老人クラブの入り手がいない。ただ、連合会としては一生懸命活動するために増えては、新規で入る人はいるのですけれども、それ以上に亡くなったりとか施設に入ってしまったとかという人が多くいらっしゃいまして、総体としては減っているような状況ですので、30人に満たないクラブも実際ございます。それが4クラブぐらいございます。そういう状況でございます。

7番（今井幸代君） 単純に何でこんなことを聞いたかということ、実際に1クラブ何人以上いないと補助金が受けられないのだなんていう話を地区の方から聞いたりして、実際に名簿、要は会員数を集めなければいけないから、老人クラブに参加するつもりはないのだけれども、名前だけ載せてくれみたいな話も少々出ているようで、実際にシニアの方たちの老後の楽しみ方というか、過ごし方というのは非常に多様化してきていて、かつては、老人クラブが出来上がった当初は恐らく老人クラブしかそういった交流であったりとか、同世代の方たちが一緒になって何かをするという機会があまりなかったのだと思うのです。それが時代の変化とともに様々に多様化してきている中だと、もしかしたら県は30人以上という規定があって、町のほうは特段ないということなのですからけれども、老人福祉の在り方として、地域の老人クラブのサークルではないですけれども、そういった活動への助成も含めて多様な老人福祉の在り方を、老人クラブだけの補助ではなくて、シニアの活動も多様化をしてきている、ひいてはそれが介護予防であったりとか健康増進につながるという部分を含めて、老人福祉という部分を考えていく転機にそろそろなっているのではないかなというふうに感じています。それらに対する保健福祉課としての考

え方等あればお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今現在、高齢者福祉という部分では老人クラブの活動ということで、それに対する補助という部分でしかございません。確かに昔と違っていろいろな交流のやり方というのも多種多様というような状況になってきておりますが、今後その辺につきましても、今のご意見を参考にしながら、どのような支援ができるかというのもこれからまた考えていきたいと。今すぐ答えは出ませんけれども、そういうのもまた一つの視野に入れて検討を考えていきたいというふうに思っております。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

では、これで3款を終わります。

続いて、では4款です。また説明をお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、4款に移ります。決算書の90ページ、91ページを御覧ください。4款衛生費でございますが、施政方針にもありますとおり、子育て支援ということで、母子健診、妊産婦、子ども医療費助成、あと子育て環境の変化に伴います祖父母手帳の交付であったり、そして生活習慣病、がん予防、疾病の早期発見と治療、健診の利便性の向上、これは半日ミニドックということでございますけれども、その推進ということで実施をしてまいったところでございます。また、令和3年3月に子育て世代包括支援センターを立ち上げまして、本格始動は令和3年4月からでございましたけれども、切れ目のない子育て支援を行える体制を構築したところでございます。それらを中心に説明をまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、90ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございますが、支出済額1億2,264万2,910円でございます。対前年度比135万1,144円の減というふうになってございます。この減の要因でございますが、人事異動ということで保健師1名、これ増員ということで増となっておりますけれども、子ども医療費の減、あと国保の特別会計の繰出金の増、妊婦健診委託料の減、あと保健センターの光熱水費の減、これらが増減の要因の一つになってございます。

それでは、決算書92ページ、93ページをお開きください。まず、執行残、不用額から説明をさせていただきます。92ページ中ほどの需用費ということでございます。不用額として122万1,964円というふうに出てございます。これにつきましては、コロナ感染拡大防止によりまして保健センター事業が少なくなりまして、その保健センターの光熱水費の減ということで、これだけ不用額として残ったという部分でござ

ざいます。

それから、12節委託料のところでございますが、285万6,777円不用額として出ておりますけれども、これが妊婦健診の委託、主な要因としては、これが当初50人見ていたところでございます。37人ということで減となっているところでございます。

それから、19節扶助費でございますけれども、838万7,208円ということで不用額が出ております。これにつきましては、子ども医療費の助成約640万円、精神障がい者の医療費の助成ということで約68万円、あと特定不妊治療の助成ということで40万円、これが主な執行残ということで残ったものでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、93ページの備考欄でございます。給料、職員手当、共済費というところがございます。2節、3節、4節でございます。これ一般職給料ということで7人というふうになってございますが、これ1人増ということでございます。これは、子育て世代包括支援センター開設準備に当たりまして、保健師を1名増としていただきました。その1名の増でございます。この1名増によりまして、約320万円ほどの人件費ということで増えてございます。

備考欄の中ほどに行きますけれども、母子健康診査事業、それと次のページに行きますけれども、母子保健事業がございます。これにつきましては、主要施策の成果の説明書の26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。26、27ページでございますけれども、各健診と、あと学級ということで出ております。全部読み上げることはしませんけれども、26ページに2か月児学級、これは4月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をしたところでございます。それ以降は行っております。乳児健診につきましては、4月から9月、新型コロナウイルスの感染症の防止のため、個別健診に変更して実施をしておりましたけれども、10月から集団ということで再開をしたところでございます。一番下の1歳6か月児健診、これもコロナの感染拡大の防止のため延期をしていた健診を7月から再開しました。これは、4月から6月の対象児も含んで再開をしたところでございます。主要施策の成果の説明書27ページになります。3歳児健診、これもコロナの影響のために延期していた健診を7月から再開したという部分でございます。両親学級、その下でございますが、これもコロナの感染拡大のため4月は中止したというところでございます。あと、中ほどに母子保健推進員訪問活動というのがございます。令和2年度ゼロというふうになってございますけれども、これはコロナの感染拡大のため中止をさせていただきました。ただ、電話での聞き取りとか、そういう電話での相談と

いうのは行ったところでございます。対面での訪問活動は中止をさせていただきました。ただ、フォローということで電話とかの相談は行ったところでございます。一番下、言葉の相談会ということでございます。これも新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月は中止をしたところでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、95ページ、決算書の母子保健事業の中に10節需用費、ここに2つ目に印刷製本費ということで6万8,244円、これは額的には少ないのですけれども、これにつきましては子育て支援策のものでございます。子育て応援カードの印刷、あと祖父母手帳ということが入っている部分でございます。これは主要施策の成果の説明書の29ページに出ておりました、29ページ、一番上でございます。子育て応援カード事業ということで、令和2年度につきましては配付枚数653枚ということで、協賛店、田上では9店舗でございます。平成31年4月から新潟市、聖籠町ということで、約760店で田上の町の子育て応援カードを使用できるようになってございます。非常に好評ということで、新潟市内とかでも買物ができるということでございます。逆に田上の協賛店にも新潟、聖籠の方も来られているというふうなお話も聞いてございますので、非常に田上町にとってもありがたい、いい制度というふうになってございます。あと、祖父母手帳、祖父母講座ということでございますが、令和2年度は39世帯、75冊、これは2冊配付をいたしまして、1冊は父親側のおじいちゃん、おばあちゃん、もう1冊は母親側のおじいちゃん、おばあちゃんということで、2冊お配りをしまして行っている制度でございます。子育て環境が昔と変わってきておりますので、今と昔ということで、今の子育てはこういうものですよということで、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんと話し合うきっかけづくりの一つとして祖父母手帳を数年前から行っているところでございます。交付をしているところでございます。祖父母講座につきましては、今回は感染症拡大防止のため中止ということでさせていただいたところでございます。

決算書に戻ります。乳幼児育児用品購入費助成ということで、165万2,000円を執行させていただきましたけれども、これにつきましては、主要施策の成果の説明書28ページに戻りますが、上から3つ目でございます。令和2年度は71人ということで助成をしたところでございます。

決算書の子ども医療費の助成事業、医療費助成ということで2,132万732円を執行いたしました。対前年度比575万8,624円減となっております。これも主要施策の成果の説明書の28ページ中ほどにありますけれども、令和2年度は助成延べ件数として1万3,090件、令和元年度に比べますと4,051件の減ということでございます。

これは、医療費につきましては、インフルエンザがはやらなかったという部分が非常に大きいと思います。今年の冬はどうか分かりませんが、今回の冬につきましてはインフルエンザがはやらなかったということで、これだけの残というか、対前年度比として減というふうになっているのが主な要因であるというふうに考えております。

それから、決算書でございますが、96ページ、97ページでございますけれども、備考欄の最初のひし形でございます。特定不妊治療助成事業8万円ということで執行してございますが、これも主要施策の成果の説明書の28ページでございます。令和2年度は1組1回ということの助成にとどまりました。残念ながら妊娠には至らなかったというところでございます。

それから、1ページ飛びましてページ、98ページ、99ページをお開きください。2目予防費でございます。支出済額4,796万8,755円、対前年度比364万5,071円の増でございます。この増となった主な要因といたしましては、健康増進計画の策定を今回行いましたので、それらの増という部分が主なものとなってございます。すみません、このところ、執行残説明させていただきます。1節報酬ということで、一番上にありますけれども、92万3,560円執行残、不用額が出ております。これは、緊急事態宣言下の中で検診を行ったわけでございます。今まで検診に協力していただいた方がそういう状況の中で協力が得られなかったという部分がございました。そのため最小限の人数で検診を行っていたという部分がございます。次、7節報償費62万3,300円の執行残がございます。不用額がございますけれども、これはコロナの感染拡大防止によりまして、先ほども触れましたけれども、各種相談会など中止にしたという部分がございますので、それによる執行残が出ております。10節需用費85万215円の不用額でございます。これも同じく相談会などを中止したと、コロナの関係で中止したというものでございます。12節委託料1,464万984円の執行残がございます。これかなり大きい額でございますけれども、これにつきましては緊急風疹、後で説明いたしますけれども、3年間かけて男性の抗体のウイルスが低い世代に対しましての風疹の助成の事業でございますが、これで580万円ほどの執行残がございます。あと、水ぼうそう120万円、特定健診160万円、あと胃がん検診で120万円ほどの執行残が出ているというところでございます。

それでは、備考欄で説明させていただきます。まず、予防接種事業でございますが、予防接種事業の委託料の個別接種委託料2,267万8,479円ということでここに出てございますけれども、これにつきましては、主要施策の成果の説明書の32ページ

をお開きください。主要施策の成果の説明書の32ページと、あと33ページにまたがるというか、なるのですけれども、32ページに法定の定期予防接種の実施ということで、日本脳炎からずっと来ましてロタまでございます。あと、右側に行きまして緊急風疹ということで、先ほど執行残で触れましたけれども、特に抗体の低い昭和37年の4月2日から昭和54年の4月1日生まれの男性に対しということで、3年間に限りワクチン接種にかかる費用を助成すると。令和3年度まででございます。すみません、32ページに戻りますけれども、今回特別に増えたというのが、32ページの予防接種の中ほどより下にインフルエンザというところがございます。65歳以上で2,635人の方が接種を受けられておりますが、これは令和元年度に比較して492人増となっております。これは、マスコミ等ですとかよく言われておりました、コロナとインフルエンザが同時にはやるのではないだろうかというような状況の中で、高齢者の方が積極的にインフルエンザの予防接種を受けたという部分でございます。それらもあってインフルエンザがはやらなかったという部分もあるのかもしれませんが、大勢の方から、約500人、492人ですね、令和元年度に比べて多く接種をしていただいたところでございます。

あと、その下にロタということで1価、5価ということでございますが、このロタウイルスにつきましては、令和2年の10月から、補正予算でも昨年、令和2年度で説明させていただきましたが、令和2年の10月から法定接種化になりました。生まれて間もないお子さんに対して接種ということでございますが、ロタウイルス、重症化すると死亡するおそれもあると。胃腸の関係でございますけれども、そういう部分で令和2年の10月から法定接種化になったということで、これが新たに増えたものでございます。

あと、予防費の右側、33ページでございます。先ほど触れましたけれども、緊急風疹ということで、令和2年度は対象者が1,197人ございました。このうち抗体検査を助成した方は261件で、ワクチンの接種助成数としては80件ということでございました。これも多くの方から抗体検査を受けてワクチン接種をしていただきたいたいということで、私どもも広報等を通じて呼びかけは行ったのですけれども、なかなか思うように接種が進まなかったという状況がございました。こちらも精いっぱいさせていただいたのですが、こういう結果となってしまいました。

それから、すみません、決算書の100ページ、101ページをお開きください。ひし形の下のほう、保健衛生事業というものがございます。この中で、すみません、もう1ページはぐっていただきまして102ページ、103ページのところの備考欄に委託

料というところが出てきます。健康増進事業計画等策定業務委託料268万4,000円、これが今回増となった要因の一つでございます。これにつきましては、4つの計画を1つにしたものでございます。まず、第3次の健康増進計画、この計画については全て令和3年から令和8年の6年間の計画でございます。健康増進計画につきましては、健康づくり、疾病の発症を予防するための対策、具体的な目標であったり、方向性を示す計画でありますし、第3次食育推進計画につきましては、食育の取り組みを効果的に推進するということで、その方向性、目標値を示す計画。歯科保健計画につきましては、歯科保健を効果的に推進するということで、具体的な目標、方向性、目標値を示す計画でありますし、4点目としては自殺対策計画ということでございます。町の自殺者ゼロを目指しまして平成31年に計画を策定いたしました。今回の計画の中に盛り込んで対策を実施していきたいというものでございますので、この計画を策定したもので268万4,000円を執行したところでございます。

私からの説明は一旦これで終わります。

町民課長（田中國明君） それでは、102ページの3目環境衛生費について説明をさせていただきます。

支出済額といたしまして2億1,574万1,649円ということで、令和元年度と比較いたしますと3,828万3,000円ほど増額となっている決算になっております。その増額となった要因ですけれども、まず1つ目としまして、令和2年度よりごみ収集を祝日も行うこととした関係で、委託料110万円ほど増えているというのがまず1つ。それから、2つ目として加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金の増額ということで、これが約4,000万円ほど、ここが増えております。その負担金が増えた要因としましては、清掃センターの通常修繕に従前に増して少しお金をかけて修繕をしていきたいということで、町負担分でここが3,100万円ほど増えているということ。それから、衛生センター、川西の土手下にあるし尿処理の衛生センターですけれども、そこに不燃物の中間ストックヤードを建設したということで、町負担分で約310万円。それから、ごみ処理施設整備基本構想等、それら計画に関わるもので、町負担分で75万円増えているということで、令和元年度と比較すると3,900万円ほど増えているというような状況になっております。

それでは、それぞれ環境衛生費の内容についてですけれども、最初に備考欄のところ、合併処理浄化槽補助事業ということでありますけれども、令和2年度においては5人槽を8基、それから6から7人槽はゼロ基ということで、149万6,000円の支出をさせていただいております。



次に、その下の環境衛生事業の関係になりますけれども、その中で特に大きなものが12節委託料で、ごみ収集委託料3,234万1,320円と、18節負担金補助及び交付金で1億7,594万4,595円を支出させていただいているところでございます。これが今ほど申し上げました消防衛生保育組合への負担金ということであります。そういうことでこの環境衛生費については増えているということでもあります。また、目計で不用額が992万7,351円と、ここ多く残っておりますけれども、この大半が消防衛生保育組合の負担金でございまして、当初予算作成時に加茂市のほうから計上すべき額をお聞かせ願うのですが、加茂市より最初に聞いた金額から加茂市のほうの市長査定において減額になったのですけれども、うちのほうの予算を作成するのが早くて、なかなかその辺が調整が間に合わなかったということで、本来3月議会で減額補正をするべきところでありましたが、そこもしなかったということで反省しております。そういうふうな形です。

それで、主要事業の成果の説明書33ページから34ページを御覧いただきたいと思うのですが、新たに昨年取り組んだものとして、中ほど辺りに生ごみ処理機購入費補助金というものが、17万3,300円というものが載っておるかと思いますが、ごみの減量化等を目指しながらこういう制度も始めました。その結果、令和2年度で出たものが、電動の生ごみ処理機が4基、それからコンポスト容器7基の全部で11基の支出でありました。この辺少し広報等も何回か打って周知に努めたのですけれども、少し足りなかったかなという部分も反省もありますので、その辺を踏まえてまた今年度対応していきたいなというふうなことで考えているところであります。

それから、決算書1ページおはぐりいただきまして、次に4目健康生活推進対策費の関係でございまして、支出額といたしましては39万2,316円でございます。内容といたしましては、消費者行政に係る弁護士等への講師謝礼などの経費のほか、消費生活活用パンフレットを全戸配布して、その啓発活動を実施してきたという内容でございますので、よろしくお願ひします。

私のほうの説明は以上で終わります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、決算書、その続きになります。5目新型コロナウイルス対策費でございます。支出済額14億6,071万7,424円ということでございます。説明欄で新型コロナウイルス対策総務事業というところでございますが、まず職員手当ということで、時間外勤務手当227万1,441円、これは感染対策、予防対策などの時間外勤務ということで、庁内、役場の中の全課分ということで執行でございます。すみません、この5目の中で不用額が3,062万3,576円出ております。こ

のうち保健福祉課の不用額分といたしましては1,838万4,037円ということになってございます。これも説明をさせていただきます。すみません。では、続きでございませうけれども、新型コロナウイルス対策総務事業の続きでございませう。10節需用費、消耗品でございませう。これは、保健福祉課の分でいいませうと、衛生用品、アルコール消毒液であったりですとか、マスクとか、手袋とか、そういうものを230万円ほど執行させていただきませう。あと、事務用品で12万円ほど執行させていただいたところでございます。13節使用料及び賃借料、これはコピー代ということで執行させていただきませう。

106、107ページに移ります。11節役務費ということで執行残が150万5,712円出ております。これ一番多いというものでいうと、庁舎等の消毒の手数料100万円ということで窓口としておりました。庁舎内等、町の公共施設とか庁舎で新型コロナウイルスが発生した場合の消毒の手数料ということで、100万円ほど窓口で上げておきましたけれども、それがなかったということで、執行残ということで残ってございませう。

それから、12節委託料939万1,225円、執行残、不用額として残っております。これにつきましては、高齢者のPCR検査事業、これが309万7,350円残りました。これは、12月23日から始めた事業でございませうので、何人受けるか分からないというような状況の中で減額補正はできなかつたということで、執行残として残っております。それから、一般の65歳未満の方、一般のPCR検査の助成事業、これが629万3,350円執行残として残っております。これは令和3年の2月1日から始めた事業でございませうして、これも何人の方が受けるか分からないということで、減額補正はできなかつたということで、執行残として残っております。

それから、18節負担金補助及び交付金でございませう。不用額として1,475万7,678円残っておりますが、これは減収対策の緊急支援金313万円、執行残として残りました。1回減額補正はしておりますけれども、これだけ残つたという部分でございませうし、あと一般のPCR検査、65歳未満のPCR検査の助成事業、これは償還払い分でございませうが、これが323万7,000円残りました。先ほどと同じ理由でございませう。あと、たがみの赤ちゃん特別給付金の事業ということで、これが70万円ほど執行残として残つた主なものでございませうので、よろしくお願ひします。

あとは、コロナ対策の保健福祉課の事業ということで、108ページ、109ページを御覧ください。中ほどに子育て世帯臨時特別給付金事業1,186万5,307円ということで執行しております。これは、主要施策の成果の説明書の35ページを御覧いただき

たいと思います。主要施策の成果の説明書の35ページの中ほどより下でございますけれども、子育て世帯臨時特別給付金ということで出ております。給付額が1,097万円ということになってございますが、これは国の事業ということで、10分の10国の補助事業ということになってございます。令和2年の4月の児童手当の本則給付受給者に対しまして、対象児童1人につき1万円を上乗せ給付をしたものでございます。これが給付対象児童ということで出ております。1,097人ということで支給をさせていただいたところでございます。

決算書に戻りまして、109ページの一番下でございます。ひとり親家庭等応援特別給付金事業632万9,010円ということで執行させていただいたところでございます。これも主要施策の成果の説明書の35ページの一番下でございますが、給付額としては630万円。2回給付を行いました。1回目といたしましては、右側の成果というところがございますが、令和2年の4月1日時点でのひとり親の医療費の助成事業の受給対象となっている方57世帯に対して、10万円ということで支給したところでございます。2回目の給付といたしましては、令和3年1月1日を基準日といたしまして、69世帯の方に1世帯10万円ということで給付をしたところでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、決算書の110ページ、111ページを御覧ください。すみません。大変失礼いたしました。別のと勘違いしました。ひとり親家庭、先ほど主要施策の成果の説明書の35ページでひとり親家庭の応援特別給付金、1世帯10万円という話しさせていただきまして、すみません。頭ごちゃごちゃになってしまいまして、5万円でした。申し訳ございません。1世帯5万円でした。大変申し訳ございませんでした。

それでは、111ページでございますが、備考欄の中ほどに地区敬老会開催中止に伴う祝品配布経費補助事業97万1,835円、その2つ下にたがみの赤ちゃん特別定額給付金事業270万4,284円でございます。これにつきましては、主要施策の成果の説明書の36ページでございます。地区敬老会につきましては、上から2つ目、順番が逆になっていて申し訳ございませんが、地区敬老会につきましては上から2つ目でございます。18地区、1,951人の方に500円を上限として敬老の祝い品ということで、地区の方々からご協力いただきまして祝い品を配付させていただいたところでございます。

たがみの赤ちゃんにつきましては、その上でございます。これが、すみません、10万円でございます。申し訳ございませんでした。定額給付金の基準日が4月27日でございますので、その均衡を図るために児童1人に対して10万円を支給したとい

うことで、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児を養育する父、母もしくは養育者ということで配付をさせていただきました。27人でございます。

すみません、今度決算書に戻ります。111ページの一番下でございしますが、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業5万4,189円、これは国の事業でございしますが、児童扶養手当などの受給者、子ども1人当たり5万円を支給するというので、支給自体は県で行いましたけれども、町は事務費の執行ということでございしますので、少額ということで執行させていただいたところでございます。

決算書の112ページ、113ページでございします。備考欄の中ほどでございしますが、減収対策緊急支援金事業ということで187万2,505円執行させていただきましたが、それとその下の高齢者等PCR検査助成事業11万5,650円、その下のPCR検査助成事業として346万9,650円を執行させていただきました。これは、主要施策の成果の説明書の36ページでございします。減収対策の緊急支援金事業ということで、上から3番目に出ておりますけれども、減収率が10%から30%未満が10名、30%から50%未満の方が3名、50%以上が15名の方、あと解雇等された方は8名ということで、合計36名の方に支援を行ったという部分でございします。あと、高齢者のPCR検査事業ということで、その下にございしますけれども、高齢者8名、基礎疾患を有する方1名、合計9名ということで検査の費用の助成を行いました。あと、PCR検査助成事業ということで、主要施策の成果の説明書36ページの一番下でございしますが、これにつきましては、一般から福祉施設、学校、事業所ありますけれども、合計270人の方のPCR検査の助成を行ってまいったところでございします。

最後になりますけれども、決算書112ページ、113ページになります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費というところでございしますが、備考欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業513万6,943円の執行をいたしました。当初は3月下旬から接種開始というようなことでございました。ただ、国の方針の変更によりまして令和3年度からの接種開始となったということで、接種の準備に係る経費の執行を行ったところでございします。なお、繰越明許ということで1,874万4,000円につきましては令和3年度に繰り越したという部分でございしますので、よろしく願いをいたします。

4款の説明は以上となります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

今、では4款の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご質疑のある方。

7番（今井幸代君） まず、4款の母子健康診査事業等に関連するのですが、コロナで大分影響が出てきての1年間だったと思うのですが、健診事業等を通して、健診等でお母さん方と町の保健師の皆さんが一番接する機会が多いのだろうというふうに思います。そういった中で、こういったコロナが始まってからの母親等への影響であったりとか、変化みたいなものがあれば教えていただきたいというふうに思うのですが、何か気づきや感じておられるようなことがあったら教えてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 保健師がお母さんとかは関わっております。そのことについては、長谷川保健師長から回答いたしますので、お願いいたします。

保健師長（長谷川信子君） 長谷川と申します。母子の事業は、なかなか対面とか保健センターに集まってという部分が今までどおり、感染症予防を配慮して、やれなかったというのでも確かにあるのですが、母子担当の保健師を中心に電話で連絡をいろいろ取ったりとか、相談できるようにPRしたりとかというのは、今まで以上に配慮してやっていたかと思えます。きちんとした分析とかはしていないのですが、妊婦の数とか子どもの数って本当に、私も何回も申し上げているのですが、数は本当に減ってきているのですが、お一人お一人がちょっとしたことで妊娠期から不安になりやすかったり、またさらにコロナといういろんな不安材料というか、そういう心配事もさらに上乘せされて精神的に不安定になられる方が目立っていたのかなという感じがします。妊娠期から精神科のほうにかかられたりとかしている方も実際いらっしゃって、そこはもう本当に個別にサポートと言うとおこがましいのですが、まめに連絡を取ったりとか、訪問はできないにしても電話でお話を伺ったりとか、来てもらったりしていたこともあるのですが、そういった形で寄り添うといいますか、やっていました。なので、何が大きく変わってきているのかははっきりと分からない部分もあるのですが、本当にお一人お一人にきちんとしていくことが必要なのかなと思えますし、家に籠もっているということも実際多かったので、いろいろネットとかでつながっているのもたくさんあると思うのですが、それだけではカバーできない部分というか、不安とか精神の心配な部分でしょうか、そこは目立っていたような感触がありました。

以上です。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。非常に母親の孤独化というか、不安の

度合いみたいなものが、コロナが始まったおかげで、よりそういったものが深くなってきているということで、さらに母子保健に対する重要度が増してきているのだなというのを、改めて長谷川保健師長の話聞いて感じさせていただきました。ありがとうございます。きめ細やかなサポートを今していただいているということなので、引き続きぜひお願いしたいと思います。

次に、健康増進計画の策定委託料に関連してなのですが、これ策定するに当たってぜひ、食育の部分は非常によく取り組んでいるので、今後体を動かす運動という部分を大事にしていただきたいということで、以前話をさせていただきました。今、県のほうから働き世代や子育て世代、若い人たちに向けた運動の定着化ということで、県がアプリを活用して、運動してそれをポイント化して行って、地域のお店で還元できるというか、お得になるみたいなアプリを作って今運営をしています。そういったものもせっかく県で事業としてあるので、ぜひ活用して、活用といっても、町としては、そういったものがあるので、ぜひ使って、皆さん、運動や健康に関する関心を高めていきたいと思いますというふうなことは、非常に重要な視点かなというふうに思っています。保健福祉課がやるのか産業振興課がやるのか分からないのですけれども、例えば町内の事業所の皆さんの従業員の健康管理だったりとか、そういった部分にも役立っていくのではないかなというふうに思います。私も実際にそのアプリをダウンロードして見てみたのですけれども、例えば体を動かすという具体的ところでいうと、ヨガとか、ストレッチとか、動画とかもそのコンテンツで自由に見れたりとかして、非常に活用しやすい部分もあるななんていうふうに思っているので、そういった県でやっている事業等も町のほうでも周知等をして、運動の定着に働きかけをしていくのも、一つの手段なのではないかななんていうふうに感じました。最後は提案になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（小野澤健一君） 質問ではなくて提案でよろしいですね。

（何事か声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 健康増進計画の中で今井委員から前からご指摘いただいていました、食育とかそういう部分についてはいろいろ出ているけれども、スポーツの部分の弱いというような話を前からいただいていた部分でございまして、今回健康づくり推進協議会の委員の中にスポーツ協会の会長さんも入っていただいたのですが、残念ながらコロナの感染拡大というのがあって会議はできなく、書面決議ということで計画を見ていただいたところでございます。そういう中で、保健福祉

課といたしましては、まず教育委員会と連携しながら、スポーツ、体の運動関係、そういうのを連携しながら令和3年度から行っていくということで進めているところでございます。今井委員が言われるアプリというのを私見たことないので、その辺も見ながら、また、課内でいろいろ活用できる部分があるかどうかという部分も含めて研究していきたいというふうに思っております。

6番(中野和美君) 私、昨日の社文でも確認した内容も一緒になります。決算書で99ページの検診の報酬のところなのですが、令和2年度の検診数、子宮頸がん検診、この決算書には子宮がんになっていますけれども、子宮頸がんと同じと思っていいのでしょうか。この子宮頸がんの検診の場合は必ず内診台と婦人科の先生が必要なのですが、一応これお願いしてあるから払わなければいけないものだったのでしょうけれども、検診実績がゼロにもかかわらず、残念ながら報酬を払わなければいけないという。乳がん検診も、これマンモグラフィーだと思うのですが、マンモグラフィーの場合は先生は要なくて、放射線技師がいれば検査はできるわけなのですが、放射線技師も胃がん検診や肺がんのほうのレントゲンと兼ねられると思うのですが、女性の場合兼ねられると思うのですが、この辺昨日も確認して、後で数字を教えてくださいというふうに話ししていたのですが、例年と比べまして去年、コロナが始まってからどんなだったのか。そして例年も数が少ないのであれば、逆に町でやる必要があったのかどうなのか、外注でもよかったのかとか考えたりしてしまうのですが、その辺どのようなお考えでいらっしゃるのでしょうか。あと、乳がん検診の場合は、触診もあるようだったら産婦人科医でないといけないと思うのですが、その辺お聞かせください。

保健福祉課長(渡邊 賢君) 今の中野委員の質問に対しましては、保健師長のほうから答弁いたしますので、お願いいたします。

保健師長(長谷川信子君) がん検診ですけれども、子宮がんについては、そうです。子宮頸がん検診で、町のほうでは検診車で、先生が検診車に乗ってしまっていて、入り口の検診ということでやっております。乳がんにつきましては、マンモグラフィーということで、技師が検診車に乗ってしまっていて、そちらでやっております。子宮がんも乳がんについても、どちらも検査プラス問診ということでやっております。受診者につきましては、子宮頸がん検診、乳がん検診につきましてもコロナの影響でいろいろ対策というか、日程も含めまして検討したのですが、結局、感染予防に配慮して地区割りをしたり、細かく時間を分けまして、日程は変更せずさせていただきました。受診者数につきましては、さほどというか、ほとんど変わってい

なくて、横ばいで実績は上がっております。

6番（中野和美君） ありがとうございます。そうしますと、子宮頸がんに関しては横ばいということは、見込みは56人なのだけれども、実績ゼロ人前後という解釈でよろしいのでしょうか。そんなに少ないのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） すみません、私説明するのを飛ばしてしまったのですが、主要施策の成果の説明書の30ページをお開きください。30ページに、検診の一番上のところで検診の状況ということで出てございます。健康診査ということで445人受診したということでございます。これは、令和元年度に比べて54人増えてございます。肺がん検診につきましては、1,421人受診しておりまして、これは84人減でございます。胃がん検診につきましては686人でありまして、令和元年度に比べると44人の減。大腸がん検診については1,159人受診されまして、令和元年度に比べると67人の減。子宮がん検診につきましては304人受診されまして、これは3人の増。乳がん検診につきましては398人受けられまして、これは10人の増。肝炎ウイルス検診21人でございますが、これ75人の減。前立腺がん検診288人受けられておりますが、これは5人の減ということになっております。その検診によって増減はありますけれども、昨日お話しした新たなステージに入ったがん検診というのはクーポン券ということで、節目年齢の方が無料で受けられるというものでございます。それで受診がなかったということでございますが、子宮がん検診については全体では304人の方が受けられたということになってございますので、よろしく申し上げます。

6番（中野和美君） 分かりました。そういうことなのですね。新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業と、ふだんからの検診とはまた別のシステムだということで、では理解します。ありがとうございました。

委員長（小野澤健一君） では、これで4款のほうを終わりたいと思います。

若干、5分間の休憩を取ります。

午後4時41分 休 憩

---

午後4時49分 再 開

委員長（小野澤健一君） 皆さんおそろいですので、会議を再開したいと思います。

なお、間もなく5時になります。本日のこの委員会の時間は、議事の都合により、あらかじめ議事日程を終了するまで延長したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続き議事を継続いたします。



では、次は今度特別会計の国保、それから後期高齢者医療、訪問看護、介護保険特別会計、以上について順番に説明をいただきたいと思います。

町民課長（田中国明君） それでは、決算書でいきますと242ページからになりますし、主要施策の成果の説明書73ページからになりますので、そこをまずお開きいただきたいと思います。

それで、まず最初に令和2年度の国民健康保険特別会計の主な内容について説明のほうをさせていただきたいと思います。令和2年度は、課税方式の見直し及び税率の引下げ2年目になりました。田上町の国保としては安定した運営ができたと思担当課のほうでは考えているところであります。詳細については後で説明させていただきたいと思いますが、町長も一般質問で答弁されていたとおり、財調の残高から確認できるように、安定した運営ができたという状況であります。そうなのですが、新たに新型コロナウイルス感染症による、例えば国保でいえば傷病手当金であったり、収入減少者に対する減免措置など、新たなそういう課題もありまして、それらに取り組んできたというのが令和2年度の主な内容になろうかと思

そのような状況の中、町の国民健康保険の運営方針、令和2年度の運営方針では、1つ目としまして保険税の収納率向上対策、それから2つ目として資格の適正化、それから3つ目として医療費の適正化、4つ目として保健事業の推進など、各種の取り組みを進めてきたところであります。その中で、特に令和2年度で新規に取り組むを進めてきたものとしましては、医療費の適正化では、柔道整復療養費の適正受診対策として、患者調査を県内市町村の共同事業としまして国保連に委託し、実施してきたほか、一番担当課として力を入れてきた部分が4番目の保健事業の推進でございまして、特定健診受診率の向上を目的としまして、従来実施していた節目年齢の方を無料としていた制度を廃止しまして、新たに健康ポイントを創設したほか、人工知能と行動経済学を活用した特定健診受診者勧奨を推進してきたというような状況でございました。そのほか、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありましてかなり制限のある中で事業の実施となり、思うような結果が残せなかったという部分も状況としてはあります。といいますのは、その健康ポイントでは事業参加者が36名しかいなかったと。対象者は約600名ほどいたのですけれども、そういう部分でなかなか思うように取り組めなかったかなという部分もあります。それから、特定健診未受診者受診の関係になりますけれども、勧奨対象者としまして395名に勧奨のはがきを送りましたら、何と126名の方が新たに受診をしてくれたと。これは、前に受けていた方で、しばらく受けていない方に対して出した結果、約32%の方が

またそのはがきを見て検診を受けてくれたというような、そういう結果も出ているところでもあります。そのような取り組みをした結果、結果的に令和2年度の特定健診の受診率としましては、速報値で45.9%ということで、令和元年度と比較いたしますと3.8%の減という結果でございました。ここの部分につきましては、コロナの状況を考えれば、それなりに達成できたのかなというふうなことで考えているところがございます。

なお、保険税等の収納率の関係でありますけれども、現年分といたしまして、国民健康保険税の収納率97.5%を目標としていたところなのですけれども、97%にとどまったということで、対前年0.5%の減ということで考えております。先ほど一般会計の税のほうでは頑張っていたいただいて、前年同率まで収納率を引き上げることができたというお話をさせていただきましたが、国保については、やはりここは多少影響したのかなというふうなことで考えているところでもあります。ただ、その反面、滞納繰越し分といたしましては31.7%の収納率でございまして、令和元年度と比較いたしますと6.37%の増ということで、適正な滞納処分等を行った結果、そういうような結果が出たというようなことで考えているところでもあります。

なお、国保については、基金条例の規定によりまして歳入歳出差引額の2分の1以上を基金に繰り入れることになっているということで、朝、総務課長のほうから説明がありましたが、歳入歳出差引額で900万円ほど基金のほうに歳計剰余金処分してございます。その結果、令和3年度末での基金残高の見込みとしましては2億3,200万円を維持できるだろうというふうなことで考えているところがございます。

それでは、個別の内容について説明をさせていただきますので、決算書の246ページ、247ページをお開きいただきたいと思います。まず、1款1項国民健康保険税の関係でございまして、1目一般被保険者国民健康保険税の関係でありますけれども、2億960万5,000円ということでございました。ここにつきましては、対前年で比較しますと1,150万円ほど減額になっております。率にして5.2%の減ということであります。ここにつきましては、被保険者数の減というようなことが影響している部分と、あと今回新型コロナウイルス感染症による減免も実施してございます。ここの部分につきましては26世帯で、金額としましては435万4,300円減額をしているということでございます。なお、その26件の内訳としましては、収入減が24件、廃業が2件ということになってございます。

それから、ずっと決算書のほう進んでいただきまして、決算書252ページ、253ページを御覧いただきたいと思います。9款1項1目国民健康保険災害等臨時特例補

助金ということで、新型コロナウイルス感染症対応分ということで290万2,000円、これ頂いておりますが、ここは令和2年度の減免分の10分の6をここで受け入れているというような形で、減免に係る分については、令和2年度分は100%国のほうから財政支援をいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、歳出のほうですけれども、基本的に内容は例年どおりでありますので、先ほど一番最初に説明しました、まず健康ポイント制度、それから未受診者勧奨、それから新たに取り組んだのがインフルエンザ、おたふく風邪の予防接種の費用助成等でございますので、そこについて説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、健康ポイント制度の関係になりますが、町民が自主的に健康づくり活動に取り組むことのきっかけづくりとして、令和2年度に実施をさせていただいているものでございまして、実績としましては、先ほど言いましたように、60歳から69歳までの411名のうち36名からポイントの交換の申出があったということで、内容としては梅干しが19名、湯っ多里館8名、それから商工会の年末商品券が9名というような状況でありました。当初600名を見込んでいたのですけれども、感染症の影響や検診受診者に対する周知方法がなかなかうまくいかなかったのかなというようなことで、申請が少ない結果となりました。ここで実際に支出した金額としましては、2万円程度の支出しかなかったということであります。そこら辺の部分の反省を踏まえまして、今年度においては、これからまた検診が始まるわけでございますけれども、全ての対象者にポイントの関係の申請書といひますか、ポイントカードが届くように、ポイント配分なども見直した中で、しっかりまたその辺もPRしていきたいと考えているところであります。

それから、AIを使った特定健診未受診者勧奨事業の関係でありますけれども、実際に行動心理学を用いた健康意識に合わせて5種類のはがきをそれぞれ案内をして出したということであります。それで、令和2年度については、先ほど来申し上げておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、勧奨効果が最も見込まれる健診前2回勧奨する方法を、1回に変更しまして勧奨したということであります。その結果、先ほど申しましたとおり395名に勧奨を実施し、126名、約31.9%の方が健診を受診したということであります。令和3年度も引き続きこの勧奨を実施をさせていただくということで、これについては100%補助事業として取り組んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、インフルエンザ、おたふく風邪予防接種費用の助成の関係になりますけれども、疾病の罹患または重症化を予防することを目的に、昨年9月議会でし

ようか、補正をさせていただいて、対応をしてきたところであります。当初、高齢者のインフルエンザの実績から見込みまして700回分を見込んでいたのですが、実際は140回分の助成にとどまっております。そうでありますけれども、インフルエンザに罹患して、今回、令和2年度でかかったという方は、国保は一応ゼロになっておりますので、それなりの効果、新型コロナの影響もあるでしょうけれども、ゼロというようなことで聞いているところであります。

それから、あと総体的な医療費の関係になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えというのはやっぱり多少あるようで、件数としては減少傾向にありますけれども、医療費の総額としてはなかなか、難病といいますか、難しいそういう入院とか、様々そういったような形で医療費自体は横ばいを維持しているというような状況でございます。そのような形で、令和2年度の決算としましてはそのような内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

国民健康保険特別会計の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） 成果のところかというと76ページになろうかと思いますが、保健事業のことでののですが、予防をどういふふうに進展させるかということが非常に大きなポイントだと思うのですが、たしかこの年からなのでしょうか、その前の年からなのでしょうか、なかなか特定健診を受けてもらえないけれども、実際にはそれぞれの国保の被保険者が医療機関からそういう同じようなことを、健診を受けているものに対して、医療機関に町が通知を出して情報を得るということをやったのがこの年かな、それとも前の年かな、やっているのですが、そこら辺は全くここに反映されていないのだけれども、その点のところはどういふ状況なのかについて、この令和2年度について報告をお願いします。

町民課長（田中國明君） 大変申し訳ございません。そこの数字が載っていないということで、今ほど高橋委員が言われるのは、医療機関からその健診している人の許可をもらって、それを町が特定健診を受診したと同じような形でカウントしていいよという制度の部分になりますのでありますが、今回その分の成果が載っていなかったということで、大変申し訳ありません。正確な数字は私今持っていませんが、たしか130件程度医療機関のほうから協力いただいて、それぞれ提出をいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

13番（高橋秀昌君） 何でこれ聞くかという、そのことによって全体として受診率をカウントしていくということで、いかに予防医療について国保が一生懸命かということが見えてくることなのです。それで、そういう資料を作っていただいて、後で結構です。今日でなくて結構ですので、配付をしてもらうことによって担当課がどれだけ努力しているか、あるいは何が足りないかが見えてくると思いますので、ぜひ資料の提出をお願いします。

委員長（小野澤健一君） では、資料の提出を求めますけれども、町民課長、どうします。いつまでというふうな。

町民課長（田中國明君） 分かりました。それは、医療機関から提供を受けたのが何件というふうな形でよろしいですか。それ過去何年か、ここでいいますと令和元年、平成30年、平成29年とありますので、この3年間でよろしいでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 始まったのはいつから。平成30年から。

町民課長（田中國明君） たしか平成30年でしょうか。では、始まったところからまとめたいと思いますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） そうすると受診率が見えてくるのではない、全体の。この中に入っているの、受診率は。

町民課長（田中國明君） 受診率としては、この中に入っております。数は入っていますので。

7番（今井幸代君） すみません、教えてください。成果の説明書の75ページの高額療養費になるのですけれども、高額療養費の状況ということで、平成29年度から令和2年度まで上位3つ上げていただいているのですが、その中で統合失調症だったりとか、糖尿病、悪性新生物等はそうだよなと思いつつ、齲蝕に関しては、もう少し抑制できるような手だてと言うと変、予防医療的なところでもう少し抑えていくような可能性は何か見えるのではないかなんていうふうに感じていたもので、実際に齲蝕が高額医療で上がってくる背景みたいなものが分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

町民課長（田中國明君） 齲蝕の関係、一般的に歯の関係になってくるのですけれども、単純に虫歯という形になると思いますので、それ以上のところは今のところ私のほうで承知していないので、少し確認したいと思います。

7番（今井幸代君） いや、単純に、これって1人の方が100万円以上のレセプトという考え方なのですか。それとも、齲蝕全体で100万円を超えているということではないですよ。1人で100万円以上のレセプトが上がってきているという意味ですよ。そ

うすると、単純に虫歯でお一人100万円、高齢になってきて、齲歯だけではなくていろいろ口腔内の状況が複合的に悪くなってきているからこういった金額になってくるのだろうとは思いますが、その辺り、歯科の部分、もう少し保健福祉課とも連携をしながら、この辺りはもう少し予防医療できるところなのではないかなというふうに今感じたので、ぜひ担当課のほうでも状況とか背景とか、もう少し捉えながら検討していただけるといいのかなんていうふうに思いました。

以上です。

町民課長（田中國明君） 今ほど前任の板屋越から、歯医者にかかっている人がとにかくいっぱいいるのだということだそうなのです。

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） ではなくて、総体ということだと思いますので。すみません。

お願いします。その辺の部分についても、できるだけまた分かるようにしてはおきたいと思いますので。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、国民健康保険特別会計の質疑をこれで終わります。

続きまして、後期高齢者医療の特別会計の説明をお願いをいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、決算書270ページからになりますし、成果の説明書でいきますと77ページになります。令和2年度の後期高齢者医療特別会計の特徴であります。令和2年度、この後期高齢者医療の制度につきましては、被保険者数の増加や、あるいは医療給付費の動向などを見越した場合に財源不足が見込まれるために、保険料率の引上げの改定がなされた初年度でございました。具体的には、均等割を7.4%から7.84%に0.44%引き上げるとともに、均等割を2万6,900円から3万400円に3,500円引き上げる改正が行われておりまして、それと合わせるような形で、保険料の軽減制度についても見直しを実施された年でありまして、均等割額の軽減割合が変更されるなどの大きな制度改正がなされた年でございました。その結果、271ページのところですが、収入額としまして1億4,167万5,397円、これは対令和元年度と比較しますと8.1%、約1,000万円の増で、率にして8.1%の増ということでございますし、273ページにつきまして、支出済額として1億3,976万5,467円ということで、ここにつきましても同額の1,000万円増の、率にして8%の増というような状況でございました。後期高齢者特別会計につきましては、保険料の賦課徴収に必要となる経常経費のほか、町で徴収した保険料を広域連合に納付す

るという会計でございますので、簡単ではございますが、説明のほうを終わらせていただきます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、後期高齢者医療特別会計の質疑をこれで終わります。

続きまして、訪問看護の特別会計の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、訪問看護事業特別会計の説明を行います。

決算書は283ページからになりますし、主要施策の成果の説明書は79ページということになります。まず、主要施策の成果の説明書79ページ、若干ですけれども、説明させていただきます。1番の決算規模ということで、歳入総額4,807万円と。歳出総額としては4,199万9,000円ということでございます。歳入では、前年度に比べまして405万1,000円の増、歳出で453万円の増というふうになってございます。ここに表がございまして、訪問看護の利用者実数ということでございますが、令和元年度に比較いたしまして、実数としては4名の増、うち医療保険の対象者は2人増、介護保険の対象者は2人増ということでなっております。あと、訪問の延べ回数も7回の増ということでなっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算書の説明を行います。決算書290ページをお開きください。歳入でございます。290ページ、291ページでございます。1款訪問看護料でございますけれども、収入済額1,612万4,090円と。対前年度比58万5,600円の増ということでございますが、これも先ほど訪問看護の実数ということでお話しいたしましたけれども、これは医療保険分の訪問看護利用者利用分ということでございますが、2人増のために増えているというところでございまして、今度2款介護給付費、これは介護保険分の訪問看護の利用分でございますが、2,478万5,080円収入ございましたけれども、57万7,550円の増ということで、これも2人増えているということで増となっております。

1ページはぐっていただきまして、292、293ページでございます。7款県支出金、1項1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金ということでございますが、60万円の収入がございました。これは、3月補正を行いましてさせていただいたものでございます。これにつきましては、医療機関用の交付金ということで、

要は訪問看護ステーションというのはいもう医療機関ということで位置づけられてございます。その関係で県からの交付金を受けれるということで、歳出の衛生用品であったり、あと訪問看護ステーションの事務所の中に空気清浄機を購入させていただきました。その購入に充当させていただいたところでございます。

続きまして、歳出、294ページ、295ページになります。295ページの説明欄の一番下のほう、27節繰出金、一般会計繰出金ということで127万8,000円というものがございます。これは令和2年度からの事業でございます、繰出金でございます、令和2年度の当初予算の説明でも行いましたけれども、訪問看護事業に関わる課長の人件費の1割分、そして保健センター内にある訪問看護ステーションが使用している面積、107.21平米なのですけれども、その分の光熱水費を一般会計へ繰り出すというものでございます。訪問看護事業につきましては、独立採算というかで行っておりますので、その使用料分、あと課長の人件費の1割ということで、繰り出しということで令和2年度から行ったものでございます。

1ページはぐっていただきまして、296、297ページでございます。2款基金積立金でございますけれども、訪問看護事業財政調整基金積立金ということでございます。今回、利子と元金ということで合わせて370万6,000円ほど積み立てさせていただいたところでございます。これによりまして、令和2年度積立金の残高としては1,700万8,000円になる見込みでございますので、よろしくお願いをいたします。

訪問看護は以上でございます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

訪問看護事業特別会計の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。ご質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、質疑がございませんので、訪問看護事業特別会計の質疑をこれで終わります。

では、続きまして介護保険特別会計の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、本日最後となりました介護保険特別会計決算ということで説明をさせていただきます。決算書は299ページからになりますし、主要施策の成果の説明書は80ページからになります。主要施策の成果の説明書、若干説明させていただきます。

決算についてでございます。65歳以上の被保険者、令和2年度末においては4,248人ということになりまして、高齢化率ということで37.5%ということになりました。



令和2年度末の要介護、要支援の認定者数は731人ということで、年度当初の709人と比べまして22人の増加というふうになってございます。

その下に介護保険料の段階別の1号被保険者数ということでございますが、令和2年度は4,248人、令和元年度と比較して37人の増ということになってございます。その下にございますけれども、要介護別の認定者数ということでございますが、要支援1から要介護5までございますが、731名、令和元年度に比べて22人の増ということになってございます。

決算規模ということでございますが、歳入総額14億1,089万9,000円ということでございますし、歳出総額としては13億4,510万1,000円ということでございます。実質収支としては6,579万8,000円ということになりまして、その実質収支のうち3,300万円を基金に繰入れしたというところでございます。基金残高でございますけれども、令和2年度末では約1億6,900万円ほどの見込みでございますし、令和3年度の年度末の基金残高としては、約1億9,300万円ほどとなる見込みでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、決算書の説明に入りますが、306ページ、307ページ、歳入でございます。お聞きください。それから、本日皆様にお配りしております介護保険特別会計ということで、令和3年9月15日決算審査特別委員会保健福祉課資料、両面印刷しているものでございます。そちらも一緒にお出しいただきたいと思っております。毎回、予算委員会、決算委員会になりますと財源構成ということで説明をさせていただいております。財源構成は今まで説明しておりますので、細かい説明はいたしませんけれども、このような形で保険給付費、またその下に地域支援事業ということで財源構成ということでなっております。歳入につきましては、歳出のこれらの財源構成で賄われるということになってございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、歳入につきましては保険料だけ説明をさせていただきます。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料ということで、1節現年度分の特別徴収保険料が収入済額2億8,035万3,400円、2節現年度分の普通徴収保険料1,489万7,200円ということとなっております。対前年度と比較いたしますと、1節現年度分の特別徴収の保険料につきましては365万2,500円の減、2節の普通徴収の保険料につきましては48万5,600円の減でございます。この理由につきましては、37人被保険者は、1号は増えておりますけれども、要因がございます。今ほどの介護保険特別会計の資料の裏面、2ページ目を御覧ください。介護保険料の減免措置ということでございます。まず、1番目です。消費税率10%への引上げに伴いまして、低所得者の介護

保険料、第1段階から第3段階の保険料の軽減を実施したというものでございまして、基準額に対する割合としては、第1段階が0.3%、第2段階0.5%、第3段階は0.7%ということで、それぞれ人数は第1段階410人、第2段階では293人、第3段階では347人ということで、人数。軽減額としては590万円、520万円、120万円ということで、これだけの軽減をしているところでございます。軽減の財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということになってございます。

もう一つ、2番目でございますが、先ほど国保でもございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、被保険者等に係る介護保険料の減免を実施したという部分でございます。減免基準は①、②ということで、前に説明しておりますので、そこまでお話ししませんけれども、①、②というものがございませぬ。要件につきましても2つございます。これらに該当する方で、令和2年度減免を行った人数としては23人、減免額としては179万5,200円というふうになります。なお、この減免額の財源は2つに分かれますが、国が10分の10ということで補填されますので、よろしく願いをいたします。歳入につきましては、先ほど表面にありました財源構成で構成されますので、歳入の説明は以上で終わりにさせていただきます。

今度歳出になります。歳出、316ページ、317ページでございます。1款総務費でございますが、備考欄の一般管理費の中で、委託料の介護保険事業計画策定業務委託ということでございます。204万9,300円を執行させていただきました。これは、3年を1期とする介護保険事業に係る円滑な実施、あと、介護給付サービスや地域支援事業の量の見込みから、介護保険料額の算定を行うという計画などということで、第8期分ということで策定をさせていただいた経費でございます。

1ページはぐっていただきまして、318ページ、319ページでございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、これにつきましては要介護認定分のサービス分ということでございますが、まず1目居宅介護サービス給付費の18節負担金補助及び交付金でございますが、4億7,144万6,501円の支出済額でございますけれども、対前年度比757万5,019円の増となっております。これは、要介護認定者のデイサービス、ヘルパー、ショートステイなどの経費でございますが、この増の主な要因といたしましては、デイサービス、件数の増ということで、去年は2,293件、令和2年度は2,342件、49件の増ということで増となったというのが主な要因でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費でございます。支出済額5,559万9,854円、対前年度比497万157円の増というふうになってございます。これは、要介護認定者の

地域密着型サービスの経費ということでございますが、主な要因といたしましては、小規模多機能居宅介護施設の件数の増ということで、前年度138件が令和2年度は160件と、22件の増ということで、これが主な要因でございます。

3目施設介護サービス給付費でございますが、支出済額5億8,109万9,799円でございます。対前年度比1,576万8,025円の増ということでございます。これは、要介護認定者の施設入所に係る経費でございます。主な増の理由といたしましては、介護医療院の件数の増ということで114件、昨年でございますけれども、令和2年度におきましては139件と、25件の増というふうになっております。なお、介護医療院とは何ぞやというものでございますが、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象として、日常的な医療の管理、またみとり、あとターミナルケアなどの医療機能と生活支援施設としての機能を備えた施設でございます。この辺でいいますと、三条東病院であったり、富永草野病院、あともしか病院などがございまして、これらの件数増によるものでございます。

318ページの一番下でございますが、2項介護予防サービス等諸費でございますが、要支援認定者のサービス分ということでございます。

1ページはぐってもらいまして、320ページ、321ページでございますが、1目介護予防サービス給付費1,451万6,161円、これは約30万円ほどの対前年度比減となっております。これは訪問リハビリの件数の減ということで、25件減になっておりますし、2目地域密着型介護予防サービス給付費55万7,964円、これは40万2,471円減となっております。これは、小規模多機能居宅介護施設の件数の減ということで、5件ほど減となっているということで、この辺は、予防の部分につきましては減額というふうになってございます。

1ページはぐっていただきまして、322ページ、323ページでございます。3款地域支援事業費でございますが、これは総合事業に係る要支援1、2、あとチェックリスト該当者に係る区分のものでございます。

1ページめくっていただきまして、324ページ、325ページ、2項一般介護予防事業ということで、533万3,686円の支出済額でございますが、これは対前年度比280万7,000円ほど減となっております。この理由といたしましては、次のページをめくっていただきまして、326ページ、327ページでございますが、一般介護予防事業の一番下、委託料、一般高齢者事業委託料ということで390万6,375円執行しておりますけれども、令和2年度から足腰しゃんしゃん教室を廃止をいたしました。足腰しゃんしゃん教室は、運動の初心者の教室であったわけでございますが、参加申込み

が少なく、費用対効果の面から廃止をしたものでございます。ただし、この一般高齢者事業委託料はアクティブシニア教室というものを行っております。これに、上級者の教室だったわけでございますが、初心者もこのアクティブシニア教室に入っただけながら、総合的に初心者、ベテランの方でも参加できるような体系をつくって、今実施しているところでございます。

続きまして、3項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費でございますが、21万6,000円、少額の執行でございます。これは、成年後見制度利用支援事業費ということで、報償費、後見人報償ということで21万6,000円を執行させていただきました。これは、親族の申立て1件ということで、女性の方でございますが、ありました。家庭裁判所で後見の対象となる人の収入を見て、支払いができないというような状況から、町の成年後見制度利用支援事業実施要綱によりまして、報酬を支出したところでございます。なお、この後見人につきましては社会福祉士が務めております。

続きまして、その下、2目在宅医療・介護連携推進事業費でございますが、12万5,765円の執行でございます。これは、対前年度比288万3,000円ほど減となっております。これは、臨時職員1名が退職したということで減となっております。

あと、その下の3目認知症総合支援事業費ということでございますが、備考欄にあります認知症初期集中支援推進事業費と、あと認知症地域支援・ケア向上事業ということでございますけれども、認知症に対する事業でございます。認知症サポーターの養成講座、あとオレンジカフェということで開設した経費でございますので、よろしくお願ひいたします。

1ページはぐっていただきまして、328ページ、329ページの上にあります4目地域ケア会議推進事業ということでございますが、地域課題ということで把握するというのでケアマネとの情報交換、あと介護予防のための地域ケア個別会議を開催したという経費でございますので、よろしくお願ひをいたします。

最後になりますけれども、5目生活支援体制整備事業ということでございます。567万6,000円の執行。これは、生活支援コーディネーターの事業委託ということで社会福祉協議会に事業を委託した経費でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

介護保険特別会計の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 確認したいのですが、令和2年末には基金残高が1億6,900万円、令和3年末には1億9,300万円を予定しているというふうに受け取ってよろしいですか。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 分かりました。では、そこでこの会計を見ますと、歳入のところでは基金繰入金を約1,600万円近く繰入れを行って、一方、積立てで1,760円ごめん。1,700違うか、これ。間違えているか。これ円だったっけ。円だ。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 基金積立金が円だね。1万7,640円。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） これ利子分。基金の利子分か。ごめんね。結果としては基金が令和2年の末と比べて2,400万円ほど増えていくわけなので、県のほうでは、コロナを理由にして保険料を下げるのはうまくないよと、給付費が下がっていくということであればオーケーだよという話がありまして、答弁では基金を理由にはできないということになってはいますが、確実に基金が増えているわけなので、こうした点ではやりくりをして、県への報告についても給付費の減ということで報告することによって、少しでも住民負担を減らすことができるのではないかとというふうに考えます。なぜなら、国保の場合でも僅かなものでも国保税を下げ進めていこうという姿勢があるわけですから、保健福祉課にとっても僅かなものでも住民負担を減らしていくということがとても大事だと思いますので、ぜひ来年度に向けて検討してもらいたいということを述べておきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高橋議員からの一般質問でもございました。第8期の介護保険事業計画がスタートしたばかりで、今のところ、今のところというか、介護給付費が伸びていく、それで基金を半分ぐらい取り崩して介護保険財政運営に当たるということになっておりますけれども、町長の答弁があったとおり、適正な執行を踏まえながら、介護保険料が下げられるかどうかというのも当然研究していく必要はあると思っておりますので、その辺は十分今後の執行状況を見ながら研究してまいりたいというふうに考えております。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、介護保険特別会計の質疑をこれで終わります。本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、大変お疲れさまでございました。委員の皆さんはしばらく自席でお待ちください。

では、委員の皆さん、大変長時間に及ぶ質疑、大変お疲れさまでした。本日の審査報告でございます。質問数と総括質疑について副委員長からご報告をさせていただきます。

副委員長（渡邊勝衛君） 今ほど委員長より報告がありましたように、長時間大変ご苦勞さまでございました。

今日の質問数は、59件です。あと、総括質疑2件ということで、私から総括質疑2件を説明させていただきます。

最初の1番目、小野澤委員長の質問項目といたしまして、行政評価の実施と公表について。予算は町側の意思表示で、説明責任が求められ、決算は行政運営の通知表であることから、結果責任が求められます。予算の執行の結果である決算により、各種施策の執行により町民の皆さんに対して質の高い公共サービスの提供がなされたのか、町民の皆様はそれに満足しているのかについて総括、評価する行政評価は、行政運営上非常に大切な行為です。

質問事項としまして4つございます。1番目、そもそも行政評価は実施されていますか。2番目、決算審査特別委員会の審査項目に行政評価の添付が必要と考えますが、見解をお聞かせください。3番目、行政評価の公開も必要と考えますが、見解をお聞かせください。最後の4番目、行政評価の妥当性を検証するために、町民の皆様宛てに定期的なアンケートの実施と町民の皆さんの満足度を把握する必要があると考えますが、それに対する見解をお聞かせください。以上です。

続きまして、2番目、今井委員のほうからの質問項目名、避難所等の公共Wi-Fiの設置について。防災行政無線の配備、戸別受信機の設置率が伸び悩む背景としてスマートフォン端末の普及がある。今後の防災対策の視点の一つとして、避難所の公共Wi-Fiの設置も重要ではないか。

4項目ございまして、まず1番目としまして学校のリモート対応。2番目としまして、要支援者避難所へのリモート面談、町保健指導。3番目といたしまして、各避難所へのスムーズな情報伝達。4番目といたしまして、避難者のストレス軽減、情報収集ということで、以上のような導入後のメリットが考えられる。地域住民におけるWi-Fiは重要インフラとなっており、今後整備をしていく必要があると考えられるが、町の見解を伺いたいということでございます。総務省、公衆無線LAN環境支援事業もあり、設置に向けた具体的な検討をぜひ進めていただきたい。研

究ではなく進めていただきたいということでございます。

以上です。大変ご苦労さまでした。

委員長（小野澤健一君） では、今ほど副委員長のほうからご報告がありましたとおりでございます。

では、今日これで散会という形にしたいと思います。

（何事か声あり）

委員長（小野澤健一君） 改めまして、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして本日は散会といたします。

大変お疲れさまでした。

---

午後5時40分 散 会

令和3年第4回定例会  
決算審査特別委員会会議録  
(第2日)

- 
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年9月16日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 6番 | 中野 和美君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 7番 | 今井 幸代君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |                 |       |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 町民課長            | 田中国 明 |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 会計管理者           | 山口 浩一 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠  | 産業振興課長<br>補佐    | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 農業委員会<br>事務局長補佐 | 宮嶋 敏明 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正  | 農林係長            | 長谷川 暁 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 認定第1号 令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中



歳 出      4 款 衛生費（1 項 5 目）  
             5 款 労働費  
             6 款 農林水産業費  
             7 款 商工費  
             8 款 土木費  
            1 3 款 災害復旧費

認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（小野澤健一君） 皆さん、おはようございます。昨日は、大分遅くまでご審査いただきまして、執行側のほうも疲れたと思いますし、議員の皆さん方も多大なる労力使われたと思います。昨日の長い時間審査したことに鑑み、今日はもう少しできばきとさばいて、ある程度の時間で終わっていきたいなというふうに思いますので、執行側の皆さん、要点を明確にした説明と、それから委員の皆さんにおかれましては、活発なる質疑の中で、めり張りのある質疑をお願いをしたいというふうに思います。

本日の出席は13名全員であります。三條新聞社より傍聴の申出があり、これを許可しましたので、ご報告を申し上げます。

これから審査に入ります前に、昨日審査の中で資料等要求された事案がありますので、町民課と会計課のほうから資料の提出が、皆さんのお手元に届いているかと思いましたが、これについてひとつ説明をしていただきたいというふうに思います。

まず、では町民課長から。

町民課長（田中國明君） おはようございます。昨日は大変ありがとうございました。

それで、昨日の国民健康保険特別会計の説明の中におきまして、高橋委員より特定健診に関する部分の追加資料を求められましたので、本日皆様のお手元のほうにお届けさせていただいております。これ中身見れば分かるようにきちんと精査して分かりやすく作ってきましたので、そういうことでお願いしたいと思います。

私のほうは以上です。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

では、続きまして、会計管理者。

会計管理者（山口浩一君） 改めましておはようございます。

昨日の委員会で高橋委員よりご指摘をいただきました会計管理費の関係ですが、主要施策の成果の説明のところに記載がないということで、追加で出させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 会計管理者にお伝えします。私が求めたのはこれではないのです。私が求めたのは、あなたが令和2年度から派出所で3倍かかったという話から、この年これまで2つの金融機関が交互にやっていたものが、1つの金融機関がものす

ごい料金請求をして、そうでなければ撤退するというので、直接的には信金が対応することになった、そういうことというのはこれまでないことなのだから、きちんと記述する必要があるのではないかという趣旨でお伝えしたのです。主要施策の説明によると、こんなこと私何にも要求していないのだ。つまりそういうことを記述する必要があるのではないかということを指摘したのですが、そのように受け取られなかったのでしょうか。

会計管理者（山口浩一君） 私の受け取り方が悪くて、派出所の部分だけということで記載をさせていただきましたが、そういうことであれば訂正して出し直しをさせていただきますと思います。

委員長（小野澤健一君） では、出し直しというのは、今日中ぐらいにできますか。どんなでしょう。

（何事か声あり）

委員長（小野澤健一君） 今日中。では、今日審査が終わるまでの間にお出しをいただくということで、分かりました。

13番（高橋秀昌君） A3でなくて結構ですので、A4で結構ですから、そのところできちっと必要なこと書いてください。もし何を書いていいか分からなければ聞きに来てください、言いますから。

委員長（小野澤健一君） 分かりました。

昨日の要求された資料の件は、これで取りあえず終わらせていただきまして、決算審査の本題に入ってまいりたいと思います。

今日は産業振興課と農業委員会ということでご出席をいただいております。

では、第4款について説明を求めます。説明のほうお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めまして、おはようございます。

それでは、4款の関係、これからご説明申し上げます。決算書のほうは、104ページ、105ページになります。それと、皆様のお手元のほうに主要施策の成果の説明書という書類あるかと思うのですが、そちらのほうは37ページのほうを御覧いただきたいと思います。決算書は104ページ、105ページですが、主要施策は37ページ御覧いただきたいと思います。

まず、決算書のほうですが、4款1項5目新型コロナウイルス対策費ということで、支出済額のほうが、105ページの真ん中ほどになりますが、14億6,071万7,424円ということになっております。そのうち産業振興課の関係につきましては、後で説明申し上げますが、中小・小規模企業対策事業、それからもう一つ、雇用確保対策

事業の2つの事業で新型コロナウイルス対策の事業をさせていただきました。

説明のほうは主な施策の概要ということで、37ページのほうの主要施策の成果のほうを少し御覧いただいて、そちらのほうで中心的に説明のほうさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、一番上でございます。新型コロナウイルス感染症に対しまして、地域経済の下支え及び事業継続を目的として各種事業を実施させていただいております。まず、1番上でございますが、信用保証協会の保証料の助成ということでございます。こちらのほうは、こちらに書いてありますとおり、申請8件、事業所から受け付けさせていただきまして、保証料の助成を行ったところでございます。事業所の軽減を図ったということでございます。

その下でございますが、雇用調整助成金の申請経費の助成ということでございます。こちらについては、従業員の雇用に寄与したということでございまして、広報「きずな」、それからホームページ、商工会を通じたお知らせで周知をさせていただいた中で、21件の助成ということでさせていただいたものでございます。

それから、続きまして、その下のプレミアム付き飲食券の運營業務の補助金ということでございます。こちらのほうにつきましては、ここに書いてありますとおりで、飲食店への支援ということで、それから町民の自粛疲れに対応するための事業化ということで、事業所からも効果があったということで聞き取りをしておるところでございます。プレミアム率100%で、3,000セットということでここに書いてありますとおり、99.2%の購入といひますか、執行が、購入があったということでございます。

それから、その下であります感染予防及び事業継続等緊急支援金ということでございます。これが一番事業規模としては大きいものでございます。国、県の補助金と併せ、各事業所の支援に大きく貢献したということでございます。国の持続化給付金の受給事業所、それから国の持続化給付金を受給しておらない事業所も含めまして、支援のほうさせていただきました。1回目が270事業所、2回目が227事業所ということでございます。1回目の事業所270の内訳でございますが、製造業が全部で68、それから建設業が64、小売業が44、飲食業が21、サービス業が73ということで、トータル270件の内訳という形になっています。

それから、その下のプレミアム付き商品券の運營業務の補助金ということでございます。こちらにつきましては、飲食券と同じような形で売上げが落ち込んでおります事業所の支援と自粛疲れの町民に対して事業を実施したということで、町内

での経済循環に寄与したというものでございます。1回目が限定の5,000セットということでございますし、2回目は全町民を対象に1万1,450セットということでさせていただいたものでございます。

それから、その下になります湯田上温泉の宿泊費の補助ということでございます。こちらのほうは、町民向けに割引を実施し、旅館をはじめ関連する取引事業所への支援につなげ、町内の事業所支援にもつながったということでございます。それで、すみません、こちらのほうの利用実績のほうが少し、すみません、数字が逆になっておりまして、訂正のほうをお願いいたします。1,377人が利用ということになっておりまして、内訳、宿泊が「577」、日帰りが「800」となっておりますが、大変申し訳ございません。これ逆でございまして、宿泊が「800」、日帰りが「577」ということになります。その宿泊の800の内訳でございますが、大人が711人、子どもが89人、合計で宿泊は800人ということでございますし、日帰りのほうは大人が531人、子どもが46人ということで、合計で577人ということになります。申し訳ございませんでした。

それから、その次になります。湯田上温泉の宿泊費等の補助ということでございます。こちらについては、湯田上温泉の各旅館をはじめ、関連業種への支援につながったということでございまして、県のG o T oキャンペーンに合わせまして3,000円相当の割引ということで、うち1,000円については町内の買物を補助するという形で実施したものでございます。宿泊割引につきましては、996の方がご利用いただいたということになっております。それで、町内の買物、1,000円の利用の店舗の数でございますが、スタンドとか土産物屋、飲食店等の利用で15店舗の利用があったということで確認をしております。

それから、観光キャンペーンプレゼント、その下でございます。こちらにつきましては、町の観光施設の紹介を兼ねまして、今後の誘客につながる事業となったということで、椿寿荘、YOU・遊ランド、湯っ多里館の施設利用券について、宿泊された方に1人2枚を配布し、合計で900人に配布をしたということになっております。

それから、その下になります町内商店等利用割引券の発行ということになります。こちらは、町内の商店を知っていただきたいということで、町内の消費につながったというものでございますが、町外者が宿泊の際に町内の商店の利用券利用して物を買っていただくということでございます。こちらについては、すみません、こちら900人となっておりますが、これすみません、当初900人を予定していたものですから、「900」というのをそのまま書いてしまったのですけれども、実際の利用は835人

でございました。大変申し訳ありません。「835」と直していただきたいと思います。835人の利用で、こちらのほうは14の店舗のほうで利用いただいたということで確認をしております。

それから、一番下になりますが、観光キャンペーン事業の補助ということでございます。こちらのほうは、町と観光協会、旅館組合が一体となりまして、町のPRを行い誘客に努めまして、昨年度の駅の開業をとともに相乗効果があったものというふうに思っておるところでございます。

それから、次ページをはぐっていただきまして38ページになります。一番上でございます。中小・小規模企業対策事業ということでございます。こちら町内に事業所を置きます交通事業所の経営継続の維持を図るために実施ということでございます。4事業所に支援をさせていただいたということでございます。

それから、その下であります交通利用回復応援事業負担金ということでございますが、こちらのほうは現在も実施しておるところでございますが、昨年も同様に交通利用が大幅に落ち込んでおりますタクシー事業者などの支援として、実施をさせていただきました。昨年は、11月から2月の4か月間、1回500円の補助券を掲載しまして、事業所の支援ということでさせていただきました。

その次になります。農業経営継続支援金ということでございます。こちらのほうにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、米価の下落による農業所得が落ち込んでいる農業者への支援ということでさせていただきましたものでございます。実績のほうは、171名ということで確認をしております。

それから、その下になります。指定管理者の支援金ということでございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の関係で入館者が減少しておりまして、休業期間もあった中で事業継続を可能とするために2回支援金を交付し、指定管理者の業務維持につなげることができたということでございます。

それから、その下になります新規雇用奨励金ということで、こちら57万4,332円ということになっております。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った町民の雇用の確保をするために、事業所に対して採用を促すための支援ということで、これは1事業所50万円を上限としまして、申請を1回という形で行わせていただいたものであります。正規職員については、3か月以上の雇用で1人10万円を上限とさせていただいておりましたし、臨時職員については1か月の給与、賃金の半分、2分の1相当ということで、上限を5万円ということでさせていただきました。町内の3つの事業所からそれぞれ申請ございまして、奨励金のほう

の支出をさせていただいております。

それから、4款の関係については、主な事業ということで主要施策の成果の説明書のほうの、こちらのほうに概要が載っておりますので、こちらのほうということで説明させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

産業振興課から4款の新型コロナウイルス対策についてご説明がございました。

これから質疑に入りたいと思ひます。

ご質疑のある方。

6番（中野和美君） 2点あります。

今後のために、これから、今も事業をやっているわけなので、聞かせていただきたいのですが、プレミアム付き飲食券運營業務補助金なのですけれども、全部で3,000セット販売して、99.2%使用していただいたということで、そうしますと使わないでしまった5万円相当、金額でいうと2万5,000円なのですが、後から町民の方が、あっ、どこかにやってしまつて分からなくなったのだけれども、今頃出てきたのだわなんていう場合は、返金に応じるとかいう可能性はあったでしょうか。その辺どういうふうを書いてあったのか。余計な心配かもしれないですけれども、今後、まだ同じような事業をやっているのです、そんなこともあるのかなと思つて見ていました。

それから、2つ目なのですが、観光キャンペーンプレゼントで、宿泊に合わせて町の観光利用券を1人2枚ずつ配布したわけなのですが、90万円というのは印刷費がほとんどなのでしょう。それとも、湯っ多里館、椿寿荘はちゃんとした利用券という形で入場券がありますけれども、YOU・遊ランドのほうはどのような扱いだったのか。それで、ぴったり900人に配布する予定だったということなのですが、ちょうど90万円の内訳はどんなだったのかなと思ひまして、お聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） 最初の99.2%の関係です。即日完売で、すぐ売れてしまつて、そういう状況でしたが、実際に使つたのが99.2%ということで、確かに0.8%の方は何らかの形で使われなかったというのがあります。でも、それはもう当然期限も過ぎてしまつていますので、大変申し訳ありませんが、それはもう使えることにはなりませんので、お願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの観光キャンペーンのプレゼントの関係でございます。椿寿荘、それから湯っ多里館、それぞれ券がございますので、それぞれ入館券を買わせてい

ただいて、枚数それぞれ600枚ずつ、各施設600枚ずつ買わせていただきました。YOU・遊ランドについては、おっしゃるとおり特別に券がないのですけれども、あそこはそりとか、結構子どもがいっぱい来て、そりがいっぱい売れたりしますので、それを何かYOU・遊ランドの中で利用できるというか、そういった券を特別に出してもらえませんかという話をした中で、それであるそこに飲食というの何かありますし、そういったもので利用いただくような形で実際に使用していただいたということをお聞きしております。

以上です。

2番（品田政敏君） 聞き漏らしたのではないかと思うのですが、この成果の38ページ、タクシーの関係で、三角の券だと思います。これ実績といたしますか、成果の関係での説明がありましたでしょうか。私の聞き漏らしでしょうか。どれぐらいの成果でしたでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、交通利用回復応援事業の49万3,000円のお話でしたね。申し訳ありません。どのぐらい利用があったかということで、986枚でした。全体で986枚です。

13番（高橋秀昌君） 同じページのところの新規雇用奨励金で、説明があったのですが、まず確認したいのだが、正規職員を雇用した場合1人10万円を上限として支給する、臨時職員を雇用した場合は1か月の給与の2分の1ということで、1人5万円を上限に支給するものというふうに説明あったのですが、そういう認識でいいですか。

それで、伺いたいだけでも、3社に対して支出したということですので、A、B、Cで結構ですから、それぞれどういう形態で雇用したのか、そしてそれぞれ幾ら支給したのか、詳細を説明してください。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、申し上げます。

A社ということで、正規職員が2名、20万円。B社、非正規、臨時ということでございますが、非正規が2名、7万1,251円。それから、C社でございますが、これも非正規で7名、30万3,081円です。

以上です。

7番（今井幸代君） 令和2年度、新型コロナウイルスということで、まずはスピード重視で事業を進めていったという部分もあるのですけれども、例えば観光キャンペーンで今る様々な、宿泊補助だったりとか入館券等のプレゼントしつつ、広報的なメディア等への露出も増やしたわけですね。例えばこういったものを一体的に行うことによって、行う前の予約状況と比較して、こういったキャンペーンをやっ



たその後、予約率がこれぐらい伸びたとか、そういった部分を捉えていけると事業実施の効果というのが、より分かってくると思うのです。非常に誘客につながったと思うのですけれども、では実際に具体的な数字がどの程度そういった形で、問合せの件数がおおよそ2倍に増えたとか、実際の予約がそれ以前と比べて1.5倍になったとか、何かそういった数字がつかめるようなものがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

湯田上のもろもろのキャンペーン等なのですけれども、事業開始当初、町が想定していた展開と少々異なる使い方をされていた旅館も一部あったように思います。改めて今後そういったことがないように、担当課のほうも各組合としっかりと事業の内容を精査するとか、そういったすり合わせはいま一度徹底をしていただきたいなというふうに思います。令和2年度決算ということなので、これいつも指摘はしているのですが、改めて指摘をさせていただきたいなと思います。

以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） 実際にキャンペーンとか行った中でどの程度数字が伸びたとかって、そういう話だったかと思います。キャンペーンを打ったのですけれども、その後またすぐ新型コロナウイルスの波が来たりとかということで、なかなか正直把握できない状況もありました。そこで、確かにおっしゃるとおりそういうものを把握してどの程度効果があるかというのは、当然こういう形で振興策打つわけですから、必要かと思います。その辺も今後十分考えた中で、実際に数字を把握しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、旅館組合との関係、それこそ補助の関係で、なかなか実施するのに当たってうまい具合に調整ができなかったという部分も若干あったのかと思います。したがって、その辺は事業やるに当たっては当然綿密な打合せをする中で、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番（松原良彦君） 1点お聞かせ願ひたいのですけれども、38ページですけれども、修学旅行キャンセル料等補助金というのが出ているわけですから……

（教育委員会の声あり）

10番（松原良彦君） そうですか。

委員長（小野澤健一君） それは、教育委員会のところでお願いします。

ほかございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ私から。

今、今井委員が言われたのとも関連あるのですけれども、こういう経済施策を打つときに、まず当初予算決めますよね。1,000万円なら1,000万円。その消化の状況がどうだったかというのは意外に大事なのですけれども、一切書いていないのです。これは駄目です。1,000万円を要は市場に投入しようと思ったけれども、800万円しかやらなかったということになると、当初市場に200万円落とす予定のが落とせなかったということなので、当然何人来たかということも大事なのですけれども、予算の消化状況、これ非常に大事だと思うので、その辺もし分かればお聞きかせいただきたいし、分からなければ、どの道総括する中で必要になってくると思いますので、表か何かで表してもらおうと助かる。昨日総務課のほうから出た新型コロナウイルス対策に関わるものは、これ予算の絡みで消化率とか書いていないので、分からないのです。だから、当初1,000万円の予算を組んだのだけれども、今言ったように800万円しか消化しなかった。その内訳は、では何人来て、何人どうだと、こういうふうな形で、そこを明確にしていきたいと思うのですが、いかがでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） 今補正予算の関係の要求書といいますか、手元にはあるのですが、かなりの件数があるので、改めて別紙ということで作らせていただいておりますという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員長（小野澤健一君） では、そうしてください。

それから、もう一つ、さっき今井委員が言ったの私非常に大事だと思うのですけれども、忙しいから集計ができないなんていうのは駄目ですよ。今やらなかったらいつやるのという話。例えばあなたたちは、町にというか、出向いていろいろなヒアリングしているわけでしょう。忙しいから行かないなんていうのは一番駄目だ。あれは定期的にやらなければ駄目だし、職員が行くのか、町長が行くのか、副町長が行くのか分かりませんが、定期的にやってこそ初めて景気の状態を把握できるわけですから、やったりやらなかったりするのであれば、やらないほうがまだいい。だって、相手に期待をさせておいて何もしないのでは、これ二階に上げてはしご取るのと同じことになる。だから、きめの細かい経済施策をやるのであれば、今現在どういう状況なのか、過去のデータを分析したらこういう形で予想ができる、そういったものを全て駆使しなかったら、ただ行ってお茶飲んで帰ってくるだけだ。相手にしたって、いや、役場の人に来るのだ、町長が来るのだといえ、せっかくいろんなことを言っているにもかかわらず全然何もしてくれないではないかと、こういう形になりますので、そこは忙しいのであれば、変な言い方ですけれ

ども、時間をかけてもしかるべきタイミングの中で、総括あるいはデータをしっかりと蓄積をしていくと、こういうやり方を地道にやらない限り、いつまでたっても田上の経済沸かないですよ。そこをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

産業振興課長（佐藤 正君） おっしゃるとおりで、私どものほうも地場の状況の把握については、当然把握をしなければ駄目だと思ひていますし、また、今商工会のほうにも商工会員向けの景況調査ということで、9月の理事会、22日の日の理事会にそういう形で調査のほうをしていただくようにお願ひをしておるところでございます。今委員長のお話のとおり、そういう形で把握に努めてまいりたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。大いに期待しておりますので、よろしくお願ひします。

では、4款についてほかご質疑のある方いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、4款についてこれで終わりたいと思ひます。

続きまして、では5款労働費、説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、5款労働費になります。

決算書のほうは、114ページ、115ページ、それから主要施策の成果の説明書につきましては40ページになります。決算書の114ページ、真ん中ほどでございますが、5款1項1目労働諸費ということで、支出済額のほうは1,078万7,555円の支出でございました。労働費につきましては、駐輪場事業ということで、田上と羽生田の駅にそれぞれあります駐輪場の関係の維持管理の経費、それから雇用その他事業ということで、このたびは新しい公共交通の仕組みについて検討するために地域公共交通会議等々を行い、方向性を決めるために支出のほうをさせていただきました。

それから、地方バス路線対策補助金ということで、新潟交通のほうのバスの補助のほうもさせていただいたところでございます。

一つ一つまた細かい説明させていただきたいと思ひます。主要施策の成果の説明書のほうの40ページのところ御覧いただきたいと思ひます。一番上になりますが、駅駐輪場の管理の関係はここに書いてあるとおりでございます。

それから、労働金庫に預託の関係は、毎年500万円ということで預託しております。

それから、地方路線バス対策補助金ということでございますが、バス路線の維持、確保のため、補助金を県と町で補助を行ったということでございます。この483万8,000円のうち、県の補助が7万2,000円いただいておりますので、その残りの8割

が国からの特別交付税ということで、特別交付税措置されております。それで、今回地域公共交通会議開催させていただきましたが、3回公共交通会議のほうを開催させていただきました。このたび4月からデマンド交通ということで実証実験を行っているところでございます。簡単ですが、説明は以上であります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

ただいま5款の説明がございました。

質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

7番（今井幸代君） すみません、駐輪場の管理運営ということなのですけれども、今回の定例会の補正予算の中で、駐輪場のほうに防犯カメラを設置していくというふうな件もあるのですが、駐輪場の領域で、例えば自転車の盗難等の事案がどの程度発生しているかとか、もし分かればご報告願いたいのですけれども、そういった事象があるのかないのか含めて。

産業振興課長（佐藤 正君） 直接警察のほうから盗難の話は聞いていません。前によくあったのは、それこそ乗り捨てられてという状況では何か照会があったりとかということも場合によってありましたが、駐輪場の関係でのお話というのは聞いておりません。

2番（品田政敏君） たしか予算のときだったと思いますが、この預託金、小野澤委員長のほうからいろいろ考えるべきだということ……

（何事か声あり）

2番（品田政敏君） 失礼。

預託金のほう、信金関係だと思ったのですが、それであったと思いますが、今回はこれについて課内での審議といたしますか、あったら教えてほしいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 労働金庫の預託金につきましては、以前から労働者がお金を借りやすくする環境をつくるということで、随分ずっとやられてきた施策ということで聞いております。幾らでもないのですけれども、一応預託をすると翌年、利子といたしますか、若干プラスされて町のほうにまた返還されるという形でずっと続いているものなのですが、今回決算でございまして、また、来年の予算に向けて、預託金の在り方、考え方については、少し検討させていただいて予算時期を迎えたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、5款についての質疑をこれで終わります。

続きまして、では6款、説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、6款農業費になります。

ページのほうが114ページ、115ページの下です。下のところ、すぐ農業委員会費になりますので、決算書のほうは116ページ、117ページのほう御覧いただきたいと思います。それから、主要施策の成果の説明書のほうは、40ページの労働費の下のほう御覧いただきたいと思います。まず、決算書のほうの説明、概要を話しさせていただきます。6款1項1目農業委員会費でございます。支出済額のほうは、真ん中ほどにあります2,347万1,778円ということでございます。この中身につきまして、農業委員会事業ということで農業委員会の関係の職員の人件費、それから委員の活動に係ります報酬等々の経費等が主でございます。それから、農業委員会の関係、農業者年金の関係だとか農地の移動に係る経費ということで、農業委員会の経費、支出のほうさせていただいております。今回農業委員会改選がございまして、令和2年7月19日で任期切れになって、その年の7月20日から新たに3年の任期で委員の構成が少し変わっております。新たに農業委員が3人新しい方、推進委員が2人新しい方加えまして、新しい農業委員会の体制で農業委員会活動を行っております。そういった活動に係る経費を今回支出をさせていただいております。農業委員会の関係、あとは経常的な経費でございますので、説明のほうは以上であります。

それから、2目農業総務費のほう御覧いただきたいと思います。ページのほうは、118ページ、119ページになります。こちらのほうは農業総務費ということで、ここに書いてありますとおり、各種団体の負担金、それから集落農業推進員謝礼ということで、農家組合の組合の方に配布物の謝礼ということで支出をさせていただいたもの、それから資金関係ということで、以前農業経営の基盤強化のために借入れをした方に対しまして、利子の助成をしているということでございます。

それから、次の3目農業振興費になります。こちらのほうは、支出済額が2,354万6,107円ということでありまして、119ページの下の辺りに書いてあります。この農業振興費につきましては、職員の給料、それから次、120ページ、121ページ御覧いただきたいと思うのですが、職員の給与に係るもの、それから最近問題になっております有害鳥獣の捕獲に係る関係の経費、執行のほうさせていただいております。

それから、その下の4目、水田農業構造改革対策事業ということでありますが、3目のところ、40ページのほうの主要施策の成果の説明書に戻っていただいて、3目農業振興費のところ、有害鳥獣捕獲対策ということであります。昨年も猿とか熊、

目撃なり発生したというような通報をいただきまして、その被害防止のために捕獲箱の設置、パトロールを実施させていただきまして、猟友会の方からご協力いただいた中で、154人の鈴をいただいたということでございます。

それから、狩猟者登録更新補助ということで、括弧が小さくて申し訳ありません。3名で1万5,000円というふうに書いてありますが、狩猟者を確保するというところで、既存の猟友会の方の登録の更新の際に、1人5,000円の補助をしているという形になっております。

それから、次、決算書の120ページ、121ページ戻っていただきまして、水田農業構造改革対策事業費ということでございます。支出済額は2,955万4,290円ということでございます。こちらのほうは、水田農業構造改革対策事業ということで、これにつきましては生産調整の助成金ということでございまして、転作に係る補助金ということで、2,500万円程度の助成金を助成させていただきましたし、その下、経営所得安定対策推進補助金ということで、田上町再生協議会のほうに303万4,000円の補助をさせていただきましたし、その下の機構集積協力金の交付事業ということであります。これにつきましては、農業をリタイアといたしますか、農業を辞められる方、離農する方に対しまして、機構集積協力金ということで、今回4名の方にそれぞれお金のほうを助成したということでございます。その方の面積につきましては、全体で合計しますと662アールということで確認をしております。

それから、次1枚はぐっていただきまして、122ページ、123ページになります。5目畜産費でございます。こちらにつきましては支出済額は350円ということで、こちら畜産振興事業で、牛の定期検査の助成を1件させていただいているものであります。

それから、その下の6目農地費でございます。農地費につきましては、支出済額8,678万6,145円ということでございます。こちらのほうにつきましては、農地一般事業ということで、田上郷の排水機場の管理に係る経費、それから、土地改良事業等の各種負担金、それから県営圃場整備の負担金等が主な内容になります。こちら主要施策の成果の説明書41ページのほう御覧いただきたいと思っております。真ん中ほどに6目農地費で、県営ほ場整備事業ということで、358万320円ということになっております。町の負担のほうは、10%負担するという形になっておりまして、現在上横場地区と新津郷田上地区のほうで、それぞれ圃場整備事業を進めておるという状況でございます。

それから、決算書を1枚はぐっていただきまして、124ページ、125ページになり

ます。7目農地整備費になります。こちらのほうは、支出済額が64万2,530円ということになっています。こちらのほうにつきましては、主に中学校の裏の梅林の周辺整備、環境整備の関係で、道路周辺の草刈り等々をやる経費ということで、委託しているものが主な内容となります。

それから、次の8目多面的機能支払交付金事業費ということでございます。こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書41ページのところでご説明申し上げますので、そちら御覧いただきたいと思っております。多面的機能支払交付金事業で、農地維持支払交付金ということで、1,715万9,000円ということでございます。これ4つの組織のほうに576.02ヘクタールの面積を、団体のほうにそれぞれこういった農用地の関係とかそういった泥上げ、除草等の経費の活動のために、交付したものでございます。

それから、その下、資源向上支払交付金ということで、995万1,672円ということでございます。こちらのほうは、軽微な補修、それから農村環境保全活動を行ったということで、これらの経費について各組織のほうに支払いをさせていただいたものでございます。

それから、その下、今度林業費になります。林業費の1目林業振興費でございます。こちらにつきましては、林業振興のための基本的な事務的な経費、森林の関係の委託料でありますとか、それからあとは各種団体への負担金、それから記念樹等の贈呈を行ったということで支出をしているものでございます。

それから、その下の2目林業整備事業でございます。こちらにつきましては、支出済額が380万7,719円ということになっております。

決算書を1枚はぐっていただきまして、126ページ、127ページのほう御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、林道の整備ということでございまして、経常的な経費でございますが、林道の草刈り、それから林道の路面清掃等々の経費、それから一番最後、24節の積立金でございますが、森林振興基金の元金の積立てということで、平成31年度に続きまして227万8,000円の積立てをさせていただきました。ちなみに、平成31年度、107万2,000円を積み立てておりますので、利息も含めますと令和2年度末では335万107円の今森林振興基金の残高がでございます。

6款については、説明は以上になります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

6款についての説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思っております。

ご質疑のある方。

11番（池井 豊君） 主要施策の40ページのところ、農業振興費で、要は鳥獣被害のところなのですが、1つ私一般質問した経緯もあるので、今後その年度の被害額を毎年載せるようにしていただいてよろしいでしょうか。年々、今まではいたずらみたいだったのが、去年あたりから被害額というふうに出てきているので、今年被害額の推移みたいなのを分かるように載せてください。

それと、私記憶が曖昧だけれども、この大口径ライフル射撃場というの、これ毎年出ていましたっけ。今年からだったら、だってこれ大口径ライフルって、これ何なのかなという、詳細を聞かせていただきたいのと。それからもう一点、これもどう見たらいいのか、畜産業なのですけれども、何か牛って今もう田上町内に何頭いるのみたいな感じなのですが、ここも田上町内に畜産業として牛が何頭いて、豚は、変動はあると思うのですけれども、豚もおおむね何頭ぐらいが生産されているみたいな形のところが毎年分かると推移がいいかなと思っているので、もし可能であれば牛と豚の頭数なんかもお聞かせください。

以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） 大口径の関係のライフル射撃場の整備の負担金の関係は、新津といいますか、新津の射撃場のところに新たに、猟友会といいますか、駆除するメンバーが減っているということで、新潟県の中にもそういったところを造って育成をしていきたいという県の動きがございまして、それでそういう射撃場を造るに当たって、各市町村から負担を願いたいというようなお話がございまして、でも正直進んでいないようなのです、なかなかいろんな部分で。調整がなかなか難航しているという部分、どうもあるっぽいのですが、それで今、すみません、そういう形で負担金、市町村のほうに負担が来て、細かい話についてはまた担当のほうから話ししてもらいます。

あと鳥獣被害額の関係、それからそういった牛とかの関係ですが、確かに酪農家とか、あと養豚業を営んでいる方の数については把握しているのですけれども、豚が何頭いるかというのは、すみません、細かい部分が分からなくて、おっしゃるとおり、その辺も含めて数字のほう載せていくような感じで対応していきたいというふうに思っていますので……

（牛は分かるの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 戻ると分かるので、後で報告させていただきます。

あと大口径の関係のライフルの射撃場の関係について、では補足で担当係長から



説明してもらいますので、よろしくお願いします。

農林係長（長谷川 暁君） 産業振興課の長谷川です。

では、大口径ライフルの関係で補足説明させていただきます。令和2年度の決算額15万円につきましては、これはライフル射撃場の建設に係る調査設計費用に係る市町村の負担となります。合計金額が大体900万円。これに対して県内30市町村で均等割をしまして、1市町村当たり15万円ということで負担金が決まっております。ただ、このライフル射撃場につきましては、今建設については地元で調整中ということなのですが、話がまとまりましたら、今後建設工事に係る費用が発生してくるというような状況になります。県の資料ですと、今その建設費用の概算費が大体8,400万円ということですので、これに対して国の補助も入りますが、残りを市町村、県、猟友会のほうで負担をするというような形になりますし、負担割合についても今後検討していくような形ということで話は聞いております。

議長（小嶋謙一君） 主要施策のところの41ページ、生産目標数量推進助成金のことなのですが、転作助成金の表がございます。教えてほしいのですけれども、この表の備蓄米等新規需要米というのはどういうことか教えてください。転作助成なので、米もこれ入るのかという私疑問に思っていますので。

それとあと、2,500万円使っているわけですが、対象者が86人となれば1人当たり29万円なのです。となってくると、要するにあくまで助成金だから、もうこれは必要だし、大事なことなのですが、産業として見ていった場合、毎年毎年こうやってこういう出し方していくのか、一步でも二歩でもひとつ産業に結びつけていくような考えといいますか、そういったものも前に出してもらいたいと思うのですが、その辺の取り組みを教えてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 最初の質問の備蓄用米とか新規需要米の関係ですが、すみません、細かい内容については担当係長から話はしてもらいますが、もともと主食用米ということで、それらが過剰といいますか、量がなかなかいっぱい米余りの状況になっているということで、こういった備蓄用米とか新規需要米を作ると幾らか補助が出るということで、ここに出ているのはそういった形で作付する中で、農家に対する転作の助成金として支出したものについて一覧でまとめているものですので、そのような形で見えたいと思います。

それから、生産目標数量推進助成金の関係ですが、今後の話だと思いますが、そこについてはまた町のほうで、これから転作という部分も含めましてどのような対応をしていくかにつきましては、少しまた内部のほうで、農業振興という観点から

どういう形のものがいいのかということで少し研究、検討していきたいというふうに思っています。今のところまだ明確な方向性といえますか、その辺はまだありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農林係長（長谷川 暁君） 先ほど質問がありました備蓄米等新規需要米の内訳になりますが、備蓄米はそのまま備蓄用米になりますし、新規需要米の中に飼料用米と米粉用米、この2つが含まれて集計されておりますので、お願ひいたします。

議長（小嶋謙一君） 備蓄米というのは、そうしたら最初からもう備蓄ということで作るということなのですね。私また米って余ったのがそっくりそのまま備蓄になると思ったのだけれども、そうではなくて最初からもう備蓄ということなのですか。分かりました。

13番（高橋秀昌君） すみません、同じく40ページの成果のところの最初の農林業のことで2つ聞きたいのだけれども、1つは田上町の水田、畑、果樹ぐらいに分けていいのだと思うのだけれども、平均耕作面積がどういうふうに変化しているかというのを知りたいので、データをお願ひしたいというのが1つ。

それから、もう一つは、数字が私読み取れなかったのですが、農地法の3条というのは耕作目的で売買や貸したり借りたりする面積を指すのです。ところが、利用権設定のところで、所有権設定が63.4アールですから、6反ちよつとなわけなので、数字が見えないのです。その辺の、多分90.2アールの農地法3条によるものの中では、売買と賃借というものが含まれているためにそういうふうになっているのだなと思われるので、そこら辺分けて説明をお願ひしたいのです。

それからもう一つは、利用権の設定というのは、例えば3年とか10年の利用権設定して、期限が来たからもう一回更新するという、そのトータルだと思うのですが、それでいいと思ひますが、その次の利用権移転というのは、まさにこの3条に該当しないのかなと思ひているのですが、その法の関係とここの数字の関係が整合性を感じないのだけれども、説明をお願ひしたいと。

この2点だけお願ひします。

産業振興課長（佐藤 正君） 一番最初の話の水田と畑と、それから果樹の平均耕作面積の推移ということですが、今手元に資料がないものですから、少し調べまして後で提出のほうさせていただきたいと思ひております。

それから、利用権設定、それから農地法の3条の関係、農業委員会の関係でございまして、農業委員会の担当補佐のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） 農業委員会事務局の宮嶋と申します。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問であります、まず農地法3条の関係、主要施策のほうに記載されております。これについては、あくまで農地法で売買、貸し借り、使用貸借権とかいろいろ権利があるわけですが、事案があった件数に対して、総トータルの面積が90.2アールというような令和2年度の中身となっております。

それから、その下に利用権設定促進事業ということで、所有権移転で2件と、63.4アールというふうにあつて、ここの部分がという話ですが、これにつきましてはまた法律が違ひまして、農地法とは違ひまして、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて所有権の移転を行ったものが令和2年度の実績として2件、63.4アールありましたよという中身であります。

それと、利用権設定については183件、9,959.9アール、この中身については、言われるとおり再設定、利用権設定という、これも経営基盤強化法でやっているのですが、田んぼ、畑の貸し借りの期間が切れたよというのも含めまして、新たに新規で結ぶのも含めての話であります。

（何事か声あり）

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） はい、そうです。

それから、利用権移転の関係でございます。利用権移転というのは、借手が耕作権を持っているわけでございますので、今ある契約の中身をそっくり引き継ぐ耕作、それで権利を移転するという意味で、これも経営基盤強化促進法の中で利用権移転、権利の移転という意味になりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

13番（高橋秀昌君） その解釈が分からないで聞いていて申し訳ないのだけれども、そうすると農地法第3条との関係は全くこれ、90.2アールというのは農業経営基盤強化促進法に基づくものとの区別をどういうふうにするの。同じようなことをやっても、Aさんについては農地法で設定する、Bさんについては同じ中身なのだけれども、利用権で設定するというふうになってしまうのではないかというふうに今の説明では感じるのですが、そこら辺はどういうふうに分けをしているのですか。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） 田んぼというか、畑、農地の貸し借りの部分からまず言いますと、農地法3条という部分で今まで、今までと申しますか、昭和二十何年頃からあつたわけですが、その後制度が厳し過ぎるといふ、田んぼを貸して返ってこないとかいふような話もあつた部分もありまして、昭和54年

ぐらいだと思ったのですけれども、農業経営基盤利用増進法という法律ができました、その中で今度はまた平成4年か平成5年だと思ったのですけれども、経営基盤強化促進法という法律名に変わりました、その中で農地の貸し借りについては経営基盤強化促進法でほとんどの方がやられているという状況であります。売買については、斡旋等もあるわけでございますので、税金の控除とかそういった部分を含めた中で、それも経営基盤強化法で行っているのが実態となっております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） そうすると、もともとの農地法というのは戦前の大農地所有、自分は働かないで小作で働かせていた、そういうものの再現を抑えるためにつくられたものがこの農地法の趣旨なのだ。この趣旨に沿っていくと、どうも思うように簡単にできないからということで、緩い法律の下でできるようにしたのだという理解の仕方でいいですね。分かりました。そういうことでは、どこまでが3条でどこまでが農業経営基盤強化促進法だという考え方ではないよと。皆さんが農地を貸し借りしたり、自分が耕作するのであれば基盤法のほうに基づいてやれば手続は極めて簡単にスムーズに行くよという理解の仕方でいいですね。

農業委員会事務局長補佐（宮嶋敏明君） 今おっしゃるとおり、簡単に言うと農地法の縛りといいますか、制度上が厳しくてという部分で新たにこういった農業経営基盤強化促進法という法律が出来上がっているという形に、おっしゃるとおりでございますので、よろしく申し上げます。

10番（松原良彦君） 1点だけお聞きいたします。

桃の被害といいますか、猿が来て、8月に入ってからちょうどお盆前に猿が来て全部食っていたとか、それからトウキビでは、トウモロコシではハトが来て食べていくとか、いろいろな動物が来て、私たち、作っている人に大変迷惑をかけているのが鳥でございますが、ここの表見ると、そういう電気の配線をぐるっと回して使う、そういうものがないのですけれども、そのような電気配線して、びりっとしてたまげていくようなもの、それから今回音楽とドーンというのを兼ね合わせられたものすごく新しいのが入ってきましたけれども、そういう鳥よけ、防止柵のそういうものはここの表には出ていないのですけれども、これから出るのですか、それとも利用者はいなかったということですか。そこら辺聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどのお話は、例えば猿の駆除の関係で電気柵のお話をされているのかなと思いますが、町内まだそういう電気柵の設置をしているところは正直ありません。ただ、有効かどうかという部分も含めて検討したらどうかと

ということで関係者と話はしています。ただ、当初、今年そういった研修会も行いました。電気柵がある程度こういう有害鳥獣に効果があるのではないかとということで、そういう専門の方から来ていただいてお話をしていただいたり、現場でそういう研修もやりました。やったのですが、鳶ヶ沢自体の形状がすごく山坂があって、結構木があったりするので、猿は木から木に飛び降りるので、柵の効果がなかなかないのではないかとという話もある中で、本当に有害鳥獣の駆除の関係、これからこういうものが本当に有効なのかというのを研究しなければ駄目だと思っていますので、その中でももしそれが非常に効果があるということであれば検討しなければ駄目なのかなというふうに思っていますが、今のところそのぐらいの段階で考えているところです。

それからあと、鳥の駆除の関係とかですが、今は果樹組合のほうで、例えばカラスよけの鉄砲とか、そういうものは特段猟友会に頼んではいないみたいです、正直。そういった駆除も昔はやっていましたが、今駆除やっていないという状況で聞いております。

以上です。

10番（松原良彦君） 何が一番取られるかという桃系統、それからとうきび、トウモロコシですけれども、あれは鳥がきれいに1本ずつバウンドして落として、結構上手に持っていつてくれるので、幾つも被害があるのですけれども、鳥がどういうその性格であるとか、そういうところも研究していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（小野澤健一君） いいですか。執行側から答弁は要らないですか。

10番（松原良彦君） いいです。

13番（高橋秀昌君） 前にも訴えたことがあるのですが、もっと情報をしっかりつかんで、早くつかんで住民に流したり、対策取ることが必要でないかということをおは何回か発言したことあるのですが、それに関連するのですけれども、農水省はとも来年新規就農者に1,000万円の融資を行うと。その大部分は、投資に使っていいし、月13万円の自分の給与として使っていいよと。融資と言うからには本人に返させるのかなと思ったら、無利子で融資するのだと。返すのは、国が50%、地方が50%するという案を今つくっているらしいのです。こういう情報というのは、私も9月3日に知ったばかりなのだけれども、このやり方がいいかどうかって別なのです。というのは、地方の負担がすごくなるわけだから、例えば国が50%、県が4分の1、町が4分の1になれば、町としても新規就農者に250万円、1人当たり、融資ではな

くて負担することになるわけですから、こういう情報をいち早くつかんで、町としてもどう対策するか、県としたらどうなのかというあたりをつかんでおくことがすごく大事だと思っているのです。新しい就農者が欲しいというのは誰もがあのだけれども、そういうときに、表向きは融資なのだけれども、実際には本人負担ゼロなので、こういったあたり研究するという、ぜひ努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、この情報を知っていましたか。

産業振興課長（佐藤 正君） 実はそのお話初めてお聞きします。そういう話がもしあるようでしたら、またその辺は研究をしたいというふうに思っています。新規就農者、農業経営の関係、非常に農業者少なくなっておりますので、その辺は十分研究していきたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） この情報は、インターネットで知った情報です。そんなに難しいのです。農水省にひもとかななくても、大体こういう情報は農業新聞がウェブで出しています。私は、会員になったのだけれども、これは完全無料で会員になれますから、そうすると全部記事を読むことができるということが分かりましたので、ぜひ参考にして、できるだけアンテナを広げて情報収集するというところにも努力してもらいたいということを求めていると思います。

委員長（小野澤健一君） 高橋委員、答弁要りますか。

13番（高橋秀昌君） うなずいたからいいわ。

委員長（小野澤健一君） 分かりました。

副委員長（渡邊勝衛君） 成果の説明書の41ページ、6款1項8目ですか、多目的機能支払交付金事業という欄がありますけれども、その右にその成果ということで、4組織、576.02ヘクタールというところがあるのですけれども、その下にもまた4組織ということで書かれてありますけれども、これ同じような組織なのだから。それと同時に、合計人数ですか、どのくらいになるか聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 農地維持支払交付金、それから資源向上支払交付金については、それぞれ同じ組織、4組織であります。田上郷と曾根、上横場、新津郷広域ということで4つの組織という形になっています。すみません、人数なのですから、それぞれ構成員の数まで、すみません、今手元にないので、分かりかねるのですが、すみません。

以上です。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、6款、これで質疑を終了したいと思います。

時間あれなので、ここで暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時35分 再開

委員長（小野澤健一君） では、再開の時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

では、7款の説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） 委員長、すみません、7款の前に1点だけ。先ほど池井委員のほうから照会のありました牛と豚の数字です。資料のほうの手元に来ていますので、お話しさせていただきます。

牛ということで、乳用牛、牛乳、牛の、そちらのほうですが、そちらが16頭です。

（16頭の声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 飼育頭数ということで16頭です。これは、令和2年当初の数字ということでお聞きしています。それから、豚の数ですが、農場は2つあります。合計が飼育頭数ということで2,037頭、合計で2,037頭ということです。次回からこの数字については掲載する形でさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、7款のほうお願いしたいと思います。決算書のほうは126ページ、127ページになります。それから、主要施策の成果の説明書42ページ、43ページになります。それぞれ御覧いただきたいと思います。まず、決算書のほうの126ページ、127ページのほう御覧いただきたいと思います。7款1項1目商工総務費ですが、支出済額が2,728万6,365円になります。右の備考欄でございますが、商工総務事業ということで、こちらのほうにつきましては職員4人の人件費ということで、経常経費となっております。

それから、2目商工業振興費でございます。支出済額が1億8,439万7,040円ということでございます。これにつきましては、商工振興事業ということで、同額1億8,439万7,040円ということになっております。こちらは、商工業振興に係ります各種団体の負担金、貸付金、それから本田上工業団地へ進出しました2つの事業者への工場設置奨励金の支出などが主なものでございます。

それでは、商工振興費の関係、主要施策の成果の説明書42ページのほうでご説明申し上げますので、よろしく願います。2目商工業振興費ということでご

ざいます。こちらについては、上から商工業振興事業の助成ということで、商工会のほうの補助金500万円から始まりまして、あと信用保証協会の保証料の助成ということで、助成につきましては右側のほうのとおりでございまして、産業育成資金、それから小規模企業支援資金ということで、それぞれ1件ずつの認定によって保証料の補給を行っているところでございます。

それから、その下が制度融資の関係でございます。それぞれ地方産業育成資金、商工業近代資金、住宅建設緊急対策資金と、中小企業の不況対策の緊急特別資金ということで、それぞれ制度資金の内容はこのようになっておりますし、実際の貸付けにつきましては産業育成資金ということで1件、令和2年度、500万円の貸付けがございました。

それから、その下になります。農商工の連携推進協議会ということで、220万6,140円の支出ということでございます。こちらについては、農産物の販売、それから農産物の活用による商品づくり、情報発信することで町の活性化を図ったということでございます。

それから、その下でございまして、工場設置奨励金ということでございまして、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、本田上工業団地に進出した企業について、支援金ということで2社に支出のほうさせていただいたというものでございます。

それから、続きまして、決算書の128ページ、129ページ御覧いただきたいと思えます。3目観光費でございまして、こちらにつきましては、支出済額が6,653万5,343円ということでございます。これにつきましては、各種観光施設の管理の経費でございまして、椿寿荘、それから護摩堂山、YOU・遊ランド、梅林公園、森林公園、道の駅整備、それから管理に係ります経費、地域おこし協力隊の設置などに係る経費が主な内容となっております。

主要施策の成果の説明書42ページのところを御覧いただきたいと思えます。42ページの下でございまして、3目観光費ということで、椿寿荘の維持管理ということでございまして、椿寿荘の維持管理につきましては、町のほうで指定管理をお願いし、管理をしていただいておりますが、令和2年度の関係につきましては入館者数が7,462人ということで、少し新型コロナウイルスの関係もあって入館者のほうが減っているという状況になっております。

それから、43ページ、右側のほうを御覧いただきたいと思えます。護摩堂あじさい園、それからふれあい広場の維持管理ということでございまして、あじさい園、



それからふれあい広場の清掃、それから防除、剪定等の経費、それから護摩堂登山道の整備の委託、山頂の広場の立ち木の伐採ということで、大分眺望よくなったかと思いますが、そういった経費につきまして、こちらのほうで支出させていただいたということでございます。

それから、その3つ下です。地域資源活用事業ということで、26万5,200円ということでございます。こちらにつきましては、東京藝術大学との連携によります地域おこし的な事業でございますが、なかなかコロナ禍で思うような活動ができなかったということございまして、今回令和2年度については、このような支出となっておりますところでございます。

それから、続きましてYOU・遊ランドの維持管理でございます。こちらのほうも指定管理委託料ということで、指定管理者に委託をして施設の管理をお願いしているところでございます。右のほうを御覧いただきたいと思いますが、YOU・遊ランドの推定入場者数ということで、これは指定管理のほうからいただいた数字でございますが、1万3,224人ということになっております。管理棟の利用の状況は、ここに書いてあるとおりでございます。

それから、その2つ下になりますが、地域おこし協力隊業務委託料ということでございます。これにつきましては、昨年10月、男性の方お一人、地域おこし協力隊ということで田上のほうに来ていただいて、約1年近くになります。道の駅の開業の支援、それから田上町の地域振興の掘り起こし等々を行っていただいたということでございます。

それから、その下になります。道の駅たがみの管理事業ということでございますが、道の駅の管理、オープンが10月の末でございましたので、それ以降、管理に必要な光熱水費、それから駐車場整理に係るもの、指定管理の委託料、清掃業務に係る経費などを支出をさせていただいたということでございます。

それから、道の駅たがみの整備事業でございます。道の駅のほうの整備事業につきましては、施設の中にあります施設の備品でありますとか、開所に向けてのいろいろな用品等の購入で、施設のほうの開所に向けて準備を行ってきたということでございます。おかげさまで先般50万人ということで、入館者のほうも順調にきておまして、非常にありがたいなというふうに思っているところでございます。

それから、その下の道の駅たがみのホームページ等の作成委託料ということで、道の駅たがみのPRをするということで、ホームページの作成委託ということで委託のほうさせていただいております。

それから、次のページ、44ページになります。こちらは、湯っ多里館の事業費ということで、ごまどう湯っ多里館の維持管理のほうの関係でございます。こちらにつきましては、営業日数がここに書いてありますとおり279日、それから湯っ多里館の入館者の数は7万5,000人ということでこのような内訳になっております。指定管理料を指定管理者のほうに支払いをしまして、管理のほうをお願いしたということでございます。

それから、一番最後になりますが、護摩堂温泉の浚渫工事ということで、源泉の湧出量が非常に低下したということで、今回源泉の浚渫を行わせていただきました。ある一定量の回復が行えたという形になっております。

こちらの主要施策の成果の関係については以上であります。あとこのたび本日皆様のお手元のほうにお配りした資料の関係、若干説明させていただきたいと思いますが、まずは一番最初についております、これは先ほどの6款の内容も少し含まれておりますが、決算審査特別委員会の関係の資料ということで、各委託につきまして、委託の金額、それから委託先を明記したものでございますので、これは後ほど皆様御覧いただければというふうに思っております。

それから、A4の横の椿寿荘年度別、月別入館者状況というふうに書かれております。これにつきましては、椿寿荘、それから1枚はぐっていただきますとYOU・遊ランド、それからその下がごまどう湯っ多里館、それから一番最後、裏面になりますが、道の駅たがみの直売所及び飲食コーナーの年度別、月別の利用者数ということでまとめたものでございます。今コロナ禍でございまして、なかなか入館者伸びない状況にはなっておりますが、これらを一応皆さん入館者ということで参考に御覧いただければというふうに思っております。

それから、一番最後になりますが、昨日道の駅たがみの電気自動車の急速充電器の関係につきまして、どういう形で、内訳といいますか、内容がなっているのかということで、資料のほうの作成ということでお話があったようでございますので、資料の作成をいたしました。

それでは、私のほうで概要の説明をしまして、細かい内容になりますと、建設時の関係のものがありますので、政策推進室長からも来ていただいておりますので、細かい内容については、政策推進室長をお願いするかもしれません。

まず、この道の駅たがみの電気自動車の急速充電器、仕組みの概要ということで、こちら矢印を書いたのを御覧いただきたいと思っております。まず、左が利用者ということで、利用者は利用の方法が、充電器が2つあるということで、充電器といいます

か、機械は1つなのですけれども、カードみたいなもので利用することになりまして、1つは旧NCSというやり方と、それからエネゲートということで、これはスマホの登録によって充電ができるという2つのやり方があるということでもあります。そこで、充電器の仕様ということで、1分間9.8円、それから下のほうは30分500円ということで、それが充電器の設置者にお金が入る形になりまして、歳入という部分については、これは町に入るお金という解釈でございますし、歳出という部分については、充電器のメーカーのほうに管理委託料ということで保守費としてお金を払うということが必要になりますので、令和2年の実績ですと約17万円、保守費ということで支払いをしていますし、エネゲートということでスマホの登録、さっきの2番の利用をするという場合になりますとこちらを使うので、そのサービスの利用料が年間、途中からの実施でございましたので、2万2,000円、それから電気料ということで令和2年の実績ですと約29万円、これを東北電力のほうにお支払いするという形で、お金の流れはそうなっています。流れはこういう形なのですが、では実際に歳入歳出がどのくらいあったのかという、これから見込めるのかということでまとめたものが裏面になります。道の駅たがみEV用急速充電器のランニングコストについてということでございます。令和3年の歳入の見込みということですが、充電器の使用料ということで、これは令和3年度末に入金されるということで業者のほうに確認をしております。これの算出につきましては、真ん中ほどに月別の利用実績ということで、令和2年11月からの利用になりますので、ずっと利用実績を拾っていきますと、今のところ4,354分、9月14日までのあくまでも数字でございますが、そういった数字が出ています。それで計算しますと、充電器の使用料が今現在では51万2,030円、使用料として返ってくるかなど。歳出の見込みですが、管理委託料、それからサービス委託料、電気料ということで、電気料も計算していきますと大体120万円程度お金がかかるかなというふうに思っています。

あと参考までに、これは政策推進室のほうで数字のほうを確認したところですが、今回充電器の設置にかかった経費ということで、次世代自動車の充電インフラの補助金ということで約400万円、それから歳出につきましては、設置工事費ということで約1,350万円の支出をしているということで確認をしたところでございます。

十分な説明ではなかったかもしれませんが、概要は以上であります。もし建設時の細かい内容等々で不明な点がありましたら政策推進室長から答えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

取りあえず7款商工費の関係、概要は以上でございますので、よろしくお願ひし

ます。

委員長（小野澤健一君） 7款の説明と昨日ありましたE V用のランニングコスト等についての説明がございました。

まず、これ池井委員のほうですよ、E V関係の。資料はこれでよろしいですか。

11番（池井 豊君） はい、いいです。

委員長（小野澤健一君） 分かりました。

では、7款の質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

11番（池井 豊君） 資料出していただいたので、一言だけ言っておきたいのですけれども、思いのほかランニングコストがかかって、もうからないのだなと思っています。これ国に対して、脱炭素社会、電気自動車、E Vの普及を図るのだったらE V充電器設置にもうちょっと補助をくれるように国に働きかけてください、ぜひ。意外と大変なものだなと。これでは電気自動車なんか普及しないのではないかなというような気がしております。それは意見です。

それから、道の駅たがみです。これに関しては、担当課を褒めておきます。道の駅来場者、さっき50万人という話もあったのですけれども、当初利用者から、あんなところ1回行けば二度と行かなくなっていくとかいう厳しい声もあったりして、人数が減るかと思ったら、直売所利用者は季節がよくなってきたらある程度増えて、維持していると。飲食においては、多分これうめ味噌ソフトの頃といいましようか、あの頃テレビ、ラジオが非常に取材に来た頃だと思うのですけれども、そこからしっかりと倍増させていますし、だから心配したほど、オープンだけが期待されて、あと飽きられるというような状況ではなく、しっかりと維持できて、いつも道の駅たがみ混んでいるねと言われるような状況が作り出されているということは、これ担当課の努力、また道の駅運営管理者や道の駅長が頑張っていることだと思いますので、ここはよく頑張っていると褒めておきますので、ぜひこれからも飽きられないような努力を続けてもらいたいと思います。

質問として2つほど。このその他って何だろうかというのと、この表のその他。直売所、飲食コーナー、その他、その他って何だいまいたいなところと。あとさっき課長の説明で50万人という話あったのですけれども、その50万人の算出方法ってどういうふうな、この数字とは違うわけなののですけれども、どういうふうな感じで算出しているのかお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） その他という部分については、広報で、道の駅に来てい

ただいた方の数というふうに直売所のほうからの、直売所といいますか、道の駅のほうの関係からデータをいただいたものをここに記述をしております。マスコミです。

それから、50万人の数字の根拠といいますか、カウントの仕方でございますが、あくまでもレジ通過者という考え方です。POSレジといいますか、直売所のレジの通過者でカウントして50万人という形で聞いています。

(何事か声あり)

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、今の考え方、うちの補佐から答えてもらいますので、よろしくお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今回お示しした資料のところにPOSレジ、直売所のほうでお買物された方の人数、ここ数字上げさせてもらっているのですが、それ以外にコンビニのほうのお客様、そちらのほうも加算した中で、最終的には当然お一人で来るわけではないので、2.5というような係数を掛けさせていただいた中で、今ほど課長のほうから50万人というようなお話のほうをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

3番（藤田直一君） 昨年井戸の浚渫をやりました。1年を経過したわけですが、今までのデータを見ますと大体四、五年で湯量がどんどん、どんどん少なくなってくる。1年ですから、どういうデータ取っているか分かりませんが、どんななのでしょう、その後の湯量の出は。

産業振興課長（佐藤 正君） 毎月湯量の調査は、職員が行って簡易検査やっておりますので、ついこの間やった検査の内容について近藤補佐から説明してもらいますので、よろしくお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 浚渫工事のその後なのですけれども、浚渫したすぐの段階では400リッター以上ということで、前回とほぼ同じところまで回復いたしました。その後約1年間たつところなのですけれども、どうしても湯田上温泉あるいは湯っ多里館は使う時間帯もあるので、なかなか正確の量が取れなかったときもあるのですが、今段階、おおむね300リッター超えの数字が出ているというふうにこちらのほう押さえておりますので、当然増えるということはなかなかないのですけれども、緩やかな減少ということで、今までと同じような湯量の減少というか、恐らく数年後またしないといけないときが来るかなと思っておりますが、今のところは特に大きな障害等はないというふうに考えています。

3 番（藤田直一君）　ということは、三、四年するとまた浚渫ということもしなければならぬということが見えてくるわけですね。この繰り返しですとずっといくのかどうか、今後検討はしなければならないと思います。でも、温泉ですから、どうしても出ないから沸かし湯でいきますというのでは、これからの温泉だというPRが崩れるわけですから、その辺どうしようもないのかどうかよく分かりません。でも、維持には注意をしながら、ぜひ長くもつようにしていただきたいし、そのお願いです。ありがとうございました。

8 番（椿 一春君）　先ほどの道の駅のEV急速充電器についてなのですが、これから電気自動車が普及するには充電器の設置というのがあって、そこを設置すると、設置したところに利益が発生するという仕組みでないとは置く意味がないというか、普及していかないと思うのですが、今80時間ぐらいの使用量なのですが、もっとこれ利用頻度、1日10時間ぐらいの使用が始まるといいということかな。月当たり300時間の充電時間が発生してくるのですが、そういった場合になると赤字が増えてくるのか、ある程度のところまでいくと設置したところに収益が生まれるような形なのか。これどういう特質なものなのか、その辺検証したものがあるのか、あったらお聞かせ願いたいと思うのですが。

産業振興課長（佐藤 正君）　すみません、今の案件、少し建設費の関係も絡みますので、政策推進室長から説明してもらいますので、よろしくをお願いします。

政策推進室長（堀内 誠君）　今回のこのEV急速充電器というふうな形での部分でございます。使用頻度等が上がってくるというふうな形で、そのときにもどうしても電気料というのは当然かかってくるというふうな形ですが、メーカーのほうから言われているものとしたしましては、1日当たり10台以上だとか何台以上というふうな形での部分で、経費的には大体似通ってくるのかなというふうな形では言われていますが、恐らく日に10台以上だったと思うのですけれども、そういった部分を充電してもらおうというふうな形であると、経費の部分と似通ってくるのではないかとこのふうには、そういったお話はいただいていたところでございます。ですので、まだ使用頻度としては、もっと多くなればそういった部分ではカバーできるのではないかとこのふうには予測はされていますけれども、今の現状ではまだそこまでいっていないというような状況でございます。

8 番（椿 一春君）　1日10台以上であれば設置経費が元取れるという理解でいいのでしょうか。そうすれば、積極的にEVの場所を案内して利用頻度を高めていただけるとなると、町の負担、今のマイナス要因が早く解消できればというふうにな

ることをお祈りします。

以上です。

10番（松原良彦君） それでは、1点だけお願いします。

直売所の飲食コーナーの話なのですけれども、ここは何でもありといいましょうか、いろんな着るものから、自転車みたいなのがあって、運動したりなんかしてもいいのですけれども、私が一番驚いたのはコーヒーが無制限に飲まれるというか、2杯目も3杯目も、そういう人たちが持ってきて、どうぞ、要りませんかと言って置いていくのですけれども、要らなければ要らないでいいのですけれども、田上も何かの大きなイベントがあったとき、コーヒーを2回目無料で出されるぐらいのものがないと、じいちゃん、ばあちゃんもなかなか寄ってこないと思うので、そこら辺どんなでしょうか。無理だったら無理、できるのだったらできるようにして、一つのメインコーナーをつくっていったらもっとはやるのではないかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 指定管理者のほうにお話はしてみますが、こちらのほうの運営ではないものですから、そのようなお話があったということはお伝えしておきます。

（道の駅じゃなくてまちの駅、見附のの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 見附でやられている内容について、ここの道の駅の中でそういう形でやられたらどうかというお話ですよ。そこは、道の駅の指定管理者のほうに今のようなお話があったということをお伝えしておきます。

7番（今井幸代君） すみません、成果の説明書43ページ、パンフレット類の作成というふうになるのですが、道の駅が開業してから非常にたくさんのお客様が来られるようになって、そういったパンフレット等のはげが非常によくなってきているというふうにも思います。実際ネイビー色の何枚か、いろんな季節によっての紹介があったりする町の観光パンフレットあると思うのですけれども、あれも今年度、令和3年度だったかな、印刷して置いているものが全部なくなってしまって、今きちんと置けるものがなかったりなんていうふうなときがあったとも聞いているので、そういったパンフレットの在庫もしっかりと確保して、せっかく来ていただいて、田上町ってどんなところなのだろうと情報発信のところ来ていただいたのに、お渡しできる配布物が切れてしまうなんていうことがないように、ぜひ、担当課のほうもそのような状況を指定管理者とよく連携をとっていただきたいなというふうに思います。まずそれが1点です。

産業振興課長（佐藤 正君） 田上をPRする大事なパンフレットでございますので、その辺は十分確認した中で、在庫があるかどうかも含めて確認してまいりますので、よろしく申し上げます。

7番（今井幸代君） 次に、湯っ多里館に関するものなのですけれども、こういった日帰り入浴施設も、近隣も大分Wi-Fi環境が整ってきています。湯っ多里館利用される方からもWi-Fiを設置してほしいのですよねという声も結構聞いています。そういった部分も含めて、整備といいましょうか、指定管理者のほうとも協議をして、そういった部分もぜひ町のほうとしても検討していただきたいと思うのですが、その辺り近隣の状況も含めて、状況等何か捉えているものあればお聞かせ願いたいと思うのですが。湯っ多里館は設置していないのですけれども、それこそ近隣でいうとお隣の小須戸しかり、下田しかり、Wi-Fiの設置をもうしているところが、非常に進んできているので、近隣の状況踏まえながらそういった部分の整備を進めていってほしいなというふうに思って、それらに関して近隣の状況とかもし把握しているようなものがあればお聞かせ願いたいと。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません、今の状況について、では近藤補佐のほうから回答してもらいますので、よろしく申し上げます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 湯っ多里館等の観光施設のWi-Fiの状況で、少し前に新潟広域都市圏の中でWi-Fi事業に取り組むということで協議題として上がっていました。ただ、その費用がかなりかかるということで、各市町村そこに乗ろうとしたのですが、実際乗れなかったという経緯がついこの間まで続いていたのですけれども、今これだけ普及のほう進んでおりますので、改めて設置のほうどのぐらいかかるか、費用当然かかる話になりますので、その辺もまた調べたいと思いますし、あと近隣の状況、多分ほとんど入っているのではないかなと思われるのですけれども、その辺も含めて調べたいと思います。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 護摩堂事業について、あじさい園、それから護摩堂ふれあい広場、委託料を出していますけれども、草刈りやっているのは私見ていて分かるのですけれども、委託の中身が分からないので、教えてもらいたいということと、草刈りとかその期間、どのくらいを目安にしてやっているのかというのを聞かせてもらえませんか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 決算書ですと恐らく129ページの部分が一番順番がいいかなと思うのですけれども、129ページ、護摩堂事業ということで委託料、全部で



ぼちが1、2、3、4、5、6とありますけれども、浄化槽委託料のその下からになると思います。あじさい園のまず維持管理委託料ということで、こちらのほう、場所はまず、似たような名前になっていて分かりづらいのですが、あじさい園の維持管理、こちらの部分に関しては山頂碑のアジサイが咲いているところの部分というふうに捉えていただければと思います。こちらのほうの内容、今どんなふうな作業をしているのか、草刈りは分かるけれどもというようなお話があったのですけれども、こちらのほうですけれども、草刈りのほう、実際に草がどのぐらい生えてくるかにもよるのですが、台帳等見ますと草刈りのほうが年3回、それ以外に防除のほうが、延べの日数ですけれども、4日間。その後、今度秋以降、ちょうど10月以降になりますけれども、冬囲い等で延べで65日間、昨年度作業のほうに入っていました。その下、今度ふれあい広場のほうになります。こちらのほうは、湯っ多里館の駐車場の脇のふれあい広場の維持の部分になりますけれども、こちらのほうに関しては、芝刈りが年4回、その周囲の除草が年2回、あとあちらのほうもアジサイがあったり、藤棚がありますので、剪定のほうが年1回、あと防除、予防のほうが1回となっています。

もう一つ、下に護摩堂山・ふれあい広場維持管理委託料とありますけれども、こちらのほうは護摩堂山の登山道の整備、例えばU字側溝だったり、山頂広場の清掃だったり、中腹付近のトイレの清掃だったりするのですけれども、主なものとしては、まずトイレの清掃になります。こちらのほう、トイレ清掃は4月から11月の間、一番お客様が登られる時期になりますけれども、こちらのほうが月に8回。同じくトイレ、12月から3月、比較のお客様が少ない時期ですけれども、こちらが月に4回。それ以外に、今イベント等はなかなか難しいのですけれども、イベントがあるときは全て全日入ということで、こちらのほうを委託のほうお願いしておりますし、あとU字側溝ですけれども、U字側溝、横に入っていたり、縦に入っていたりしますけれども、こちらのほうが4月から10月までの間、月1回、ただどうしても大雨が降ったりいたしますと詰まりますので、その際は随時お願いしたいということでお願いをしているところでございます。

主な内容は以上のような内容になります。

議長（小嶋謙一君） ありがとうございます。

それで、あじさい園の維持管理なのですけれども、草刈り、それから防除、冬囲いというのはいいのですけれども、要はあれだけのお客さんが時期になると来てくれるわけだし、花が咲いてから枯れたのも取ってやらなくてはならないのです、花

のためには、力つけるためには。その辺はやっていないようだし、またプロだと思うのだけれども、剪定も、普通アジサイというのはせいぜいが腰の高さぐらいでないかなと私見るのだけれども、皆さんどうでしょうか。今の状態だと、もう人が隠れて見えないようなところまで伸ばすのが本当のプロの仕事かと、植木屋の仕事かと私思って眺めていますけれども、その辺町としても、にぎわうわけですから、その辺もうちょっとプロ意識といいますか、そういうのを見てもらいたいという形で指導、指示してもらいたいのですが、それとあとふれあい広場、これも草刈りとか藤棚の剪定、それはいいですけれども、あそこ、あれだけ桜があるわけです、ずらっと、きれいに。時期になるとものすごくきれいに咲きます。でも、その桜の剪定も、大分枝ももう化けているような、私に言えば私が切ってやるのだけれども、今は勝手に切られないものだから、桜もひとつ枝張り等見て剪定したほうが、訪れた人はあの辺で休憩できると思いますけれども、実際ベンチに座る方もあまり見ていないし、もうちょっとその辺も管理の仕方見直してください。

産業振興課長（佐藤 正君） まず、護摩堂山のアジサイの関係です。おっしゃるとおり私どものほうも、以前に大分背丈が高くなったり、アジサイがかなり背が高くなって、人が隠れるぐらいの大きさまでいったりしたこともありました。どうも以前はそういうのもあったので、1回刈り込んでやったりしたことがあったのですけれども、ちょうど翌年、花苗までどうも切ってしまうと、翌年さっぱり花が咲かないという状況があったということも聞いています。それは、そういうことあまり配慮しなかったという部分もあったのかもしれませんが、その辺もありまして、少しずつ押さえ込むような形で、あまり大きくならないような配慮はしてあります。ただ、おっしゃるとおり、そんなにひょんひょん、ひょんひょん伸びていくような形での維持管理というのは、私どものほうもそれよしとしていませんので、きっちりそれを管理する中で、皆さんから見ていただくのであればきちんとした管理、ある程度の背丈で管理をしていきたいというふうに考えておりますので、そのような形で配慮してまいりたいと思っています。

あと、ふれあい広場の桜のことでしたよね。枝の部分、確かにもしかするとあずまやの部分だとかがかなり桜の枝が出ていて、少し利用する方にとっては何となく利用しづらいというか、鬱蒼とした感じもある部分もあるかもしれません。その辺は状況見ながら、その辺枝の切ったりする部分も含めて検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（小嶋謙一君） あじさい園の管理の提案なのですけれども、あれ一斉にやろうとするからそういうことだと思のです。だから、あれだけの株数があるわけだから、例えば1つ置きずつ刈り込んで、あと1つは一旦そのままにしておいて、そういうやり方していけば必ず点々と花が見えるはずなので、その辺も工夫したほうがいいと思います。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、7款の質疑をこれで閉じます。

続きまして、第6款のほうに移りたいと思いますので、執行側終わりましたらご退席いただいても構いませんが。

しばらく執行側が入れ替わるまで時間がかかりますので、自席で休憩ください。

午前11時19分 休憩

---

午前11時21分 再開

委員長（小野澤健一君） 会議を再開をいたします。

では、6款国土調査事業、地域整備課より説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） お疲れさまでございます。それでは、6款農地費の中の国土調査事業の説明をさせていただきます。

決算書123ページのほうお願いいたします。123ページの下のほうになりますが、この国土調査につきましては、平成25年から実施しまして、令和2年度で8年目になってございます。登記から調査まで3年かかりまして、その後固定資産税に反映させるということになってございますが、さきに皆様方にご説明させていただきましたが、この国土調査の事業の補助金が要件が大変厳しくなりました。それで、やむなく令和4年度から一応休止ということで予定しておりますが、この令和2年度につきましては、今回上吉田の一部のほう実施いたしましたので、その事業の内容のほう説明させていただきます。

それでは、国土事業調査ということで、決算額918万6,400円の支出をさせていただきました。3節職員手当等、時間外になりますが、17万9,385円。

7節報償費につきましては、各地区の推進員の方へお支払いさせていただきます謝礼2万9,140円。

それから、10節につきましては、事業につきます消耗品、燃料費、修繕料、それぞれ支出をさせていただいております。

ページはぐっていただきまして、125ページのほうお願いしたいと思います。一番上段になりますが、12節委託料、地籍調査業務委託料としまして753万5,000円、こちらの内容が先ほど触れましたが、上吉田の一部の調査区域ということで、調査面積0.04平方キロメートルになってございます。令和2年度のこの調査によりまして、国土調査の進捗率が25.4%となりました。

続いて、13節使用料及び賃借料につきましては、こちら地籍のシステムのリース代でございますし、18節の負担金補助及び交付金につきましては、推進協議会のほうへの負担金の支出となっております。

以上であります。

委員長（小野澤健一君） 6款国土調査事業について説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

6番（中野和美君） この事業が終わってしまうのは、休止ということですかね、終わるのではないですかね。休止ということはとても残念なのですが、この中でシステムリース料の事務機借上料というのがあるのですが、リースって途中でやめたりできなかったと思うのですが、ちょうど切れのいいところだったりするのでしょうか、それとも違約金か何か発生する可能性があるのでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） こちらのシステムリースの関係につきましては、地籍業務で行いました各地籍のポイントの座標値が入っております。法務局にもない数字も管理しているもので、機器を買い上げて町のほうで管理をするのか、それともこのリース料を払っていくのか、今検討しているところなのですが、一応座標値を管理するための機器類のリース代ということになってございます。

6番（中野和美君） では、まだ今後どうするか決めていないということで、まだ一応リース料払っている状態ですか。

地域整備課長（時田雅之君） 令和3年度は、まだ事業実施中なので、今現在まだリースしています。また、令和4年度の当初予算の作成に向けましてシステム会社と協議してみたいと思います。

13番（高橋秀昌君） すみません、決算書の計上のことで、国土調査事業を農地費の中に入れるのはどういうものかなと思って。探したけれども、なかなか探せなかったというのがきっかけなのだけれども、本来農地費ではないよね。令和4年度にやるとすれば別なところに国土調査費を入れるべきではないかということが第1点。

それから、第2点は、ごめんなさい、私覚えていないのだけれども、採択基準が

厳しくなったというのはどんなふうに、どう厳しくなって令和4年からやるのが無理の状況だとなるのか、もう一度説明してくれませんか。

地域整備課長（時田雅之君） 予算科目のこの6款の関係につきましては、こちら補助金が農林水産省の補助金関係になります。そういったことから6款のほうに予算については計上させていただいております。

それと、補助金の規制が厳しくなったという件につきましては、以前お話しさせてもらったのですけれども、大きく言いますと、調査区域の中に浸水区域、要は河川が切れた際にそこが浸水するエリアになっているのかどうか、それと土砂災害の警戒区域が調査区域の中に入っているかどうか、主な原因を申し上げますとそういった厳しい規制が入ってきました。それで、既にもう川通りのほうずっと地籍調査入ってきてまして、今JRを越えて暁星高校付近のほうに入ってきております。そうしますと、浸水区域と言われるものがほぼほぼ発生いたしません。国道403号から山手のほうは、ほとんど浸水区域に入りませんので、それで残るは土砂災害警戒区域になるのですけれども、それらを含めると調査区域があまりにも広くなり過ぎて、今の人員の体制や、それから調査区域の設定等ができないということで、休止を令和4年度からさせていただきたいということでございます。いい資料持ってくればよかったですけれども、すみません。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、6款国土調査事業についての質疑を閉じます。

時間が微妙なのですが、8款に入って説明だけできますか。

（はいの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、お昼までまだ30分ありますので、8款、説明を受けるような形で行いたいと思います。

では、地域整備課長、お願いします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、8款入らせていただきます。

決算書136ページ、137ページお願いいたします。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、支出額が4,640万7,925円となりました。備考欄のほう御覧いただきたいと思いますが、人件費等こちら経常経費となつてございますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

それと、2目道路維持費になつてございますが、こちら予算現額9,367万8,000円に対しまして、支出済額が8,996万598円となり、不用額368万1,402円となつてござ

います。こちらそれぞれ各地区の区長さんからご要望いただいた箇所、それから地域整備課のほうで大きな道路、幹線の道路の整備等計上している科目になってございますが、備考欄のほう御覧いただきたいと思いますが、まず道路維持総務事業になりますけれども、こちらが決算額1,323万8,483円。主なものを申し上げますと、12節委託料、道路維持管理業務委託料としまして939万2,163円、こちらは町道における草刈り業務、それから毎月2回、道路維持作業ということで業者から道路の穴埋め、それから水路の点検等回ってもらっておりますが、それらの経費、それと立ち木の剪定の委託料がこちらに計上されてございます。その下の羽生田・横場線他2路線除草作業委託料につきましては、土地改良区に委託しております羽生田・横場線、それから本田上・横場線、川ノ下・後藤3号線、こちらの3路線について除草剤のほうまいていただくということで委託をさせていただいております。

ページはぐっていただきまして、139ページのほうお願いいたします。ここから具体的な工事になってございますが、まずひし形の印の2番目のほう、側溝改良工事業ということで、決算額595万3,200円、こちらのほうは羽生田・本田上宮下線ほか3路線、合計4件の側溝改良の工事をさせていただきました。

続いて、舗装補修工事業としまして、3,358万7,400円の決算額であります。こちら坂田・湯川2号線ほか3路線、工事の本数として5本発注してございます。上から2番目の坂田・湯川3号環状線他、金額にして2,772万3,300円、こちらがその1工事、その2工事ということで2本で発注してございます。場所につきましては、中店地内、特別養護老人ホームあじさいの里を過ぎて、湯っ多里館に向かうルーテル幼稚園等あるところの路線の舗装補修になってございます。

それから、防護柵設置工事ということで311万3,000円、こちら原ヶ崎・横場線ほか4か所、合計5件の工事をさせていただきました。

区画線標示工事業、こちら千刈・四ツ郷線のほうの区画線をさせていただきまして83万1,600円の支出。

それから、路肩保護工事業ということで、保明・後藤等線ほか3路線、次のページ、141ページにわたりますが、合計4本工事させていただきました、189万7,500円の支出。

それと、橋梁修繕工事業としまして、橋梁の長寿命化修繕計画の負担金、こちら橋梁の積算については、新潟県建設技術センターのほうへ依頼しておりますが、そちらへ対する負担金となっております。

それから、道路維持その他工事業の中の工事請負費198万3,300円ですが、

こちらにつきましては坂田・湯川1号線、川船地内になりますが、横断樋管の修理、これで31万1,000円、川船・茗ヶ谷線、こちらも川船地内になりますが、茗ヶ谷の一番奥になりますが、路肩補修ということで約76万円。それから、羽生田・横場線、羽生田川沿い、バイパス付近になりますが、こちら雪のときに防護柵が押されまして傾いたことから、急遽修繕をさせていただきました。金額にして91万3,000円、3件の工事を出させていただいております。

それと今度は、社会資本整備総合交付金事業、維持のほうになりますけれども、12節の委託料、橋梁点検業務委託料になりますが、こちらは町内の橋梁179橋ございます。それを5年間かけて全部点検するという内容になりますが、2周り目になります。令和2年度につきましては、55橋の点検をさせていただきました、6,007万2,000円の支出をさせていただきました。

その下の工事請負費409万9,700円、坂田・湯川3号線であります。こちら五明寺トンネルの補修の工事費となっております。トンネルにつきましても、橋梁と同じく5年に1回の点検をして悪い箇所を修繕していくという、大体道路メンテナンス事業ということで、橋梁、トンネル、それから舗装の関係もそうですが、5年に1回のサイクルで直していくような形で事業のほうさせていただいております。

最後、社会資本総合整備交付金事業で、繰越し分ということになっておりますが、こちら橋梁の長寿命化修繕工事、橋梁の修繕工事になります。令和元年度の国の補正の関係によりまして、令和2年度に繰り越した分となっておりますが、3橋実施させていただきました。山田地内で2橋、川船河地内で1橋、金額にしまして835万3,400円の支出をさせていただいております。

続いて、3目除雪対策費になりますが、補正後の予算1億7,834万3,000円に対しまして、支出済額1億7,024万6,926円、不用額が809万6,074円となっております。1月から2月にかけて全協を何度か開催させていただきました。その都度専決の予算をお認めいただきまして、何とかこの雪のシーズンを乗り切ることができました。ありがとうございました。専決の状況につきましては、1月8日付け、7,000万円、2月4日付け、5,000万円、2回の専決をいただいて、結果的に3,360万円ほど残がありまして、これ3月末の専決で落としたわけですが、早朝除雪が車道で8回、歩道で8回、日中除雪が車道で3回、歩道で2回、出勤総回数、車道分で11回、歩道分で10回となっております。総降雪量が412センチということで、直近で一番多かったのが平成29年度になりますが、ちなみに平成29年度が397センチとなっております。備考欄のほう御覧いただきたいのですが、それぞれ除雪に係る経費のほ

う支出させていただきました。結果的に委託料としまして、13節委託料、141ページの下から3段目になりますが、除雪委託料1億1,773万4,117円の支出をさせていただきました。

次の143ページのほうに行きまして、主なものということでは除雪対策その他事業の中の17節備品購入費、こちら1,162万7,000円支出させていただいておりますが、歩道用小型ロータリーの除雪車を入れ替えさせていただきました。こちら補助金がありまして、3分の2が補助金になってございます。除雪の関係の補助金でお話しさせていただきますと、社会資本整備総合交付金で当初569万1,000円、これが除雪の関連の経費で交付決定いただいておりますが、この大雪の関係で追加交付ということで425万4,000円、それから平成29年度にもございましたけれども、臨時道路除雪事業費補助金ということで2,700万円の交付を受けてございます。合計しまして、除雪の交付金ということで言いますと、3,694万5,000円の受入れをさせていただきました。

続いて、道路新設改良費になります。予算現額2,565万4,000円に対しまして、決算額2,441万4,962円の支出を行いました。こちらの主なものにつきましては、真ん中ほどにあります道路改良工事事業、四ツ合2号線ほか1路線、564万8,500円の工事をさせていただきましたし、舗装新設工事事業としまして、本田上地内、本田上・中2号線、125万4,000円。それと、社会資本整備総合交付金事業としまして、継続事業であります。保明・後藤線路肩拡幅工事、こちら2本発注してございます。金額にしまして1,656万8,200円の支出をさせていただきました。こちら社会資本整備総合交付金、補助率が52%となっております。

続いて、河川費になります。2項河川費、1目河川総務費、予算額105万5,000円に対しまして、102万8,490円の支出をさせていただきました。こちら143ページから145ページの上段にかけまして、各種負担金等経常経費でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは、144、145ページお聞きいただきまして、2目河川改良費2,022万8,000円の予算額に対しまして、1,834万5,196円の支出をさせていただきました。こちらにつきましては、河川の浚渫、それから護床の関係の工事事業のほう掲載させていただいております。まず、河川改良工事事業としまして、調整池整備、それから茶園川の支流、こちら2本で343万2,000円。

それと、河川改良法面復旧工事事業ということで、こちらが茗ヶ谷川の関係になりますが、357万5,000円。



河川改良浚渫工事事業としまして、古屋敷排水路ほか4本、合計5本で547万9,100円。

河川改良護床工事としまして、茗ヶ谷川、川船の浄水場の付近になりますけれども、そちらの護床工事ということで143万5,500円。

最後に、河川改良その他事業としまして、その他工事57万2,000円の記載がありますが、こちら中学校の丸山新堤、上の堤ございますが、その排水樋管のところがえぐられたということで、堤体の補修のほうさせていただきました。

続いて、都市計画の関係になります。3項都市計画費、1項都市計画総務費、予算額591万3,000円に対しまして、583万7,230円の支出をさせていただきました。

ページはぐっていただきまして、146ページ、147ページのほうお願いいたします。こちら主な事業としまして、ダイヤモンドの1つ目になります、大規模盛土造成地調査事業、金額にしまして561万円の支出をさせていただきました。今ニュースでも話題になっておりますが、盛土の関係で土砂崩れ等、熱海市なんか記憶に新しいところだと思っておりますけれども、そういった関係から町内におきます谷埋め型、3,000平米以上、もしくは腹づけ型と言われます高さ5メートル以上、自山の傾斜20度以上の部分が町内のどこに存在するかを調査させていただきました。これ国による調査で、町の支出はございません。令和元年度に調査したわけなのですが、調査の結果としまして、谷埋め型の箇所が全部で19か所、そのうち令和2年度のこの調査の関係で地盤調査安定計算などが必要だと判断された箇所が3か所ございます。場所につきましては、まず1か所目が竹の友幼稚園のちょうど上の辺り、田上中学校のグラウンドになります。過去に1度法面が崩れた経過もあるのですが、そこが1か所。それと、羽生田小学校の清水沢団地の辺りになるのですが、羽生田神社の裏手のほうに砂防堤が1つあるのですけれども、ちょうどその砂防堤の上の辺りになります。そこで1か所。それと、最後が新潟経営大学の辺りに1か所。全部で3か所、今後地盤調査等が必要になってくるということで判定を受けてございます。この調査につきまして、今後ボーリング調査等をしまして、こういった地滑り対策の工法が必要かというところまで行き着かなければいけないのですが、この3か所のボーリングをしますと3,500万円から4,000万円ほどの事業費がかかります。1か所当たり15メートルほどのボーリング調査かけるのですけれども、来年度で実施したほうがいいのか、財政的にどうなのか、いろいろ総務課と調整させていただいて、今後の調査かけさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(何事か声あり)

地域整備課長（時田雅之君）　そうですね。

次行かせてください。

（腹づけはなかったのねの声あり）

地域整備課長（時田雅之君）　腹づけはないのです。谷埋め型と言われるものだけでした。

今度2目公園管理費になります。予算額725万2,000円に対しまして、支出済額689万2,739円となっております。公園の管理の経費が主なものになりますが、こちらの下のほう御覧いただきたいと思います。公園その他事業ということで、決算額516万4,118円、工事請負費御覧いただきたいと思いますが、上から滑り台設置工事、これが保明の処理場の隣の公園になります。そちらへ滑り台を1基設置しまして、68万7,500円。それから、川船のみずきの団地の一番奥、公園があるのですが、そちらにブランコの設置をいたしました。金額にして35万2,000円。あと本田上西地区公園、福対協団地になりますけれども、こちらの公園へ乗り入れる段差の解消ということで19万2,500円。最後、平成の里団地公園、これ羽生田地区3区になりますが、公園の草が大分ひどいということで、表土の入替えと防草シート施工させていただきまして、工事費が230万5,600円ということになってございます。

3目下水道対策費につきましては、支出額1億7,434万1,000円となっておりますが、こちら下水道事業会計の繰出金になりますので、特別会計のときに説明させていただきたいと思います。

説明は以上になります。

委員長（小野澤健一君）　ありがとうございました。

説明が終わりましたし、時間が時間ですので、ここで一旦お昼のため、休憩をいたします。質疑については、お昼が終わってからという形にいたします。再開は1時15分からといたします。

では、休憩に入ります。

午前 1 時 5 2 分　　休　憩

---

午後 1 時 1 4 分　　再　開

委員長（小野澤健一君）　では、定刻まで若干1分ほど早いですけれども、皆さんおそろいでございますので、会議を再開をいたします。

まずはじめに、会計課のほうから資料の提出がありましたので、説明をしてください。

会計管理者（山口浩一君） ご苦勞さまです。再三審査に割り込みまして申し訳ございません。

高橋委員から指摘のあった部分訂正して、再度配付をさせていただきました。記載のとおりであります。一番大きい部分につきましては、今まで派出所にかかっている人件費相当になりますけれども、その部分が月額20万円プラス消費税ということで、これが大きく変わったということで記載をさせていただきました。

簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（小野澤健一君） 高橋委員、よろしいですか。

13番（高橋秀昌君） うん、まあ……。

委員長（小野澤健一君） では、会計管理者、どうもお疲れさまでした。

では、お昼前8款の説明をいただきました。8款についてこれから質疑を行いたいと思います。

ご質疑のある方。

2番（品田政敏君） 今ほど小型除雪車の話が出ましたので、この件につきまして、なかなか除雪関係以外にも、今のシーズン草刈りにも使っています。アタッチメントもみんな含めまして、これ共有できるものでしょうか、それとももう使い捨てで、新しいのが来たら新しいのを買うという予定でしょうか。その辺聞かせてください。草刈り用のアタッチメントあるわけでないですか。

地域整備課長（時田雅之君） 小型ロータリー除雪車につきましては、冬場は歩道除雪、夏場は頭変えまして路肩の草刈り機として使用しております。ということでいいですか。

（何事か声あり）

地域整備課長（時田雅之君） 車両が変わるとアタッチメントも一応新しいものに替えます。

11番（池井 豊君） 一応言っておきます。さっき聞いたのだ。個人的に聞いたのだけれども、例の大規模盛土造成調査事業で、谷埋め型の危険な場所3か所というところで、最初聞いたとき竹の友なんかはもし園舎に土砂が入ったら大変ではないかと思ったら、そこまで行かないという話ですし、経済大学も崩れても、グラウンドが崩れて、奥に行く通路が埋まるぐらいだと、人的被害出ないらしいと。問題は、羽生田小の裏の辺りが崩れたところに乗っかっている家と一緒に落ちると被害が出るかもしれないけれども、崩れた土砂は園庭の中に入るといような話を聞きましたのですが、被害が出そうなところはぜひ国からお金を出してもらえるようにいろいろ

ろ申し出て、何とか工面して、できたらすぐ行うようにして、被害が出ないところはじっくり作戦を練ってやっていただきたいと思います。これは私の意見でございます。何かコメントがありましたらお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 参考にさせていただきますして、今後は十分精査したいと思います。

委員長（小野澤健一君） では、ほかございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、8款、これで質疑のほう終了したいと思います。

次、13款災害復旧費、こちらのほうの説明求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、午後からもよろしく願いいたします。

決算書190ページ、191ページお願いいたします。13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害復旧費であります。こちら9月補正させていただきました、予算額518万1,000円に対しまして、支出額231万円。残りにつきましては、令和3年度へ繰越しということで287万1,000円ということになってございます。履行欄のほう御覧いただきたいのですが、小規模崩壊防止工事補助金ということで231万円の支出を行いました。こちらにつきましては、令和2年7月の雨に伴いまして、中店地内、あじさいの里の町道挟んで反対側のほうになるのですが、ルーテルの下のほうです。そこで法面が崩落したということで申請者の方から申出ありまして、事業費総額770万円に対して、30%の補助ということで231万円の支出を行いました。令和3年度に繰越ししました287万1,000円につきましては、上野地区のゾウザカのほうの補助金になりまして、既にもう工事は終わっておりますが、一応令和3年度に支出予定ということになってございます。

説明は以上です。

委員長（小野澤健一君） ただいま13款の説明が終わりました。

13款についてご質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） ご質疑がないようですので、13款の質疑についてこれで終了いたします。

続きまして、下水道事業特別会計、それから集落排水事業特別会計、それから水道事業会計、この3つをやります。

はじめに、下水道事業特別会計について説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、認定第2号、田上町下水道事業特別会計歳入

歳出決算認定ということでご説明のほうさせていただきます。

決算書は、205ページからになるのですが、早速中身のほうに、説明入らさせていただきますたいと思いますので、210ページ、211ページのほうおはぐりいただきますたいと思います。まず、歳入のほうになります。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業負担金、予算現額3万2,000円に対しまして、収入済額3万2,440円、こちら山田地区におきまして1件ご加入があったということで、負担金1件分のほうを計上してございます。

2項分担金、1目下水道事業分担金、予算現額4万6,000円に対しまして、同額の収入をいただいております。こちらにつきましては、興野地区の1件加入があったということで、分担金のほう受入れしてございます。

それから、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節現年度使用料でございますが、こちら収入済額が6,517万2,969円となっております。令和元年度と比較しまして1,005万8,813円の減額となっております。こちらの使用料が減りました主な理由としまして、まず新型コロナウイルスの関係で旅館支援、下水道の温泉利用分の減免のほうを行ってございます。そちらのほう丸々1年分で511万1,469円、約1,000万円に対して半分近くこれで減収ということになっています。それから、もう半分、約500万円、こちらのほうでも原因を探ったのですが、旅館以外にも工業団地があったり、それから商売屋、床屋とかラーメン屋とかいろいろあるわけでございますが、それらの営業時間が短くなったのか、それとも休みが長くなったのか、温泉の排水使用料以外にも通常下水道使用料が温泉旅館にもかかっているわけですが、それ自体も減収の一つになっています。そういったことから、今回使用料が落ち込みが激しかったのかなとこちらのほうでは考えてございます。

それから、2節滞納繰越分ということで68万737円の収入がございました。

続いて、2項手数料、1目下水道手数料、1節督促手数料、こちら収入はございません。

2節の登録手数料1万円でございますが、排水設備の登録手数料ということで、1件掛ける5,000円で1万円受入れのほう行ってございます。

それから、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金、2億5,451万5,000円の受入れということでございますが、こちらにつきましては、特環汚水、処理場の改築更新、それから公共雨水としまして、雨水調整池整備工事の関係で2億5,451万5,000円の補助金のほう受入れしてございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金、1億7,434万1,000円でございますが、こちらにつきましては決算整理いたしまして、1億7,434万1,000円の繰入れを一般会計からいただいております。

それから、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金990万7,999円となっております。

ページはぐっていただきまして、212ページ、213ページお願いいたします。諸収入の関係であります、1項、2項、3項とも収入はございませんでした。

4項雑入、1目雑入につきまして、1節雑入、金額が308万円でございますが、備考欄のほう御覧いただきますと、県道新潟五泉間瀬線の道路改良に伴います下水道管の移設補償費ということで、新潟県より受入れのほう行ってございます。それと、消費税還付金ということで1,761万5,916円、確定申告により還付金のほう受け入れてございます。

7款町債、1項町債、1目下水道事業債、1節下水道事業債としまして2億9,210万円、こちら公共の補助事業、単独事業、それから特環汚水の関係の補助事業、単独事業、補助裏分の起債の借入れのほう行ってございます。

あと2節の下水道資本費平準化債ということで、2,400万円の起債をさせていただいております。

続いて、歳出のほうになりますが、214ページ、215ページのほう御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額が630万262円でございます。備考欄のほう御覧いただきたいのですが、こちら人件費等経常経費でございますので、説明は割愛させていただきます。

2項維持管理費、1目管渠維持費、予算現額1,528万7,000円に対しまして、支出済額1,329万4,454円となっております。不用額が199万2,546円ございますけれども、主な不用額の内容としまして、一番上の10節需用費、こちらの不用額が164万8,027円ございますけれども、マンホールの交換、またマンホールポンプの修繕ということで、年度末までいつ修理が出るか分かりませんので、予算のほうを計上していたのですが、結果的に修繕がなかったということで、不用額として計上させていただいております。

続きまして、216ページ、217ページ御覧いただきたいと思っております。2目処理場管理費でございますが、予算現額6,292万2,000円に対しまして、支出済額6,002万9,066円、不用額としまして289万2,934円となっております。こちらの不用額で主なものにつきましては、同じく10節需用費の不用額2,009万711円ありますが、こち

らにつきましても、各修繕料の関係、それから薬品代、あと電気料が安く済んだといえますか、かからずに済んだということで、それぞれ大体の金額申し上げますと、処理場の修理代で残が72万6,000円、それから高分子の関係の薬品代で31万円、電気料で63万6,000円ほど残が残っております。

備考欄のほう御覧いただきたいのですが、10節需用費の修繕料としまして約800万円ほど支出しておりますけれども、こちらの主な内容につきましては、処理場のほうでディストリビューターの交換ということで、信号の変換器になるのですが、そちらで377万3,000円。それから汚泥引き抜きポンプの修繕ということで、190万3,000円の修繕のほう行わせていただきました。

あと委託料等につきましては、毎年行っている委託業務となります。

続いて、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費、予算現額5億6,778万5,000円に対しまして、支出済額5億6,630万6,194円の支出となっております。主なもの申し上げますと、ページはぐっていただきまして、218ページ、219ページ御覧いただきたいと思います。処理場の改築更新と雨水調整池整備の関係がほぼほぼになります。まず219ページの中段のあたりで委託料ということで、田上終末処理場改築更新施工監理業務委託979万6,000円の支出をさせていただきました。こちら電気設備で329万円、それから機械設備397万6,000円、あと計装設備のほうで253万円の施工管理のほう委託をしてございます。

それと、その下になりますが、14節工事請負費、決算額3億2,887万5,800円でございますけれども、一番上の管渠布設工事、こちらにつきましては、歳入のところでも出しましたが、県道新潟五泉間瀬線の移設工事費ということで308万円の工事を出させていただきました。それから、公共汚水柵設置工事につきましては、これ2件でございます。最後、田上終末処理場改築更新工事3億2,488万8,300円でございますが、こちらにつきましては令和元年度、令和2年度で継続事業で行いました電気設備、機械設備の工事費の関係と、それから計装設備の工事費の関係を計上してございます。電気設備につきましては8,192万8,000円、それから機械設備につきましては2億950万6,000円、計装設備が3,345万4,300円となっております。

その下、今度公共下水道事業、雨水の関係になりますが、ページはぐっていただきまして、220ページ、221ページのほう御覧ください。221ページのまず一番上になりますが、下吉田川排水区業務委託料1,306万1,400円でございますけれども、こちらの委託料につきましては、まず工区付近の建物調査、こちらのほうで968万円、それと事業所が1つございましたので、精密機器の調査代ということで134万2,000円。

また、その調査の事後調査ということで95万7,000円。あと掘削した土砂を搬出するところの湯川の排水路のところなのですが、その立ち木伐採料ということで108万2,400円の支出のほうさせていただきました。

その下になりますが、14節工事請負費1億9,904万6,100円の決算となりますが、こちらがナンバー1、雨水調整池整備工事で1億8,842万100円、それと調整池までの枝線の管渠の工事で765万6,000円、あとは附帯工事としまして297万円の支出のほうさせていただいてございます。

3款公債費につきましては、それぞれ起債の償還分の金額を計上させていただいております。元金、それから利子のほう、それぞれ支出の金額を上げてございまして、予備費のほうは使用はいたしておりませんでした。

説明は以上になります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

今下水道事業特別会計についての説明がございました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。いらっしゃいませんね。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、これで下水道事業特別会計の質疑を終わります。

続きまして、集落排水事業特別会計についての説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、認定第3号、田上町集落排水事業特別会計決算のほうに入らせていただきます。

決算書が225ページからになりますが、早速中身のご説明させていただきますので、230ページ、231ページのほう御覧いただきたいと思います。歳入からになりますが、1款分担金及び負担金、こちらにつきましては、ご加入の方いらっしゃらなかったもので、歳入のほうはございませんでした。

それから、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、まず現年度使用料ということで、収入済額1,605万1,215円の収入がございました。こちら令和元年度と比較しまして、67万4,142円の増額でございます。下水道使用料のほうは1,000万円の減額ということになったわけですが、農集のほうは逆に増額となりました。その原因ということになりますと、あまり工事業者がないということで、大体農家の方が多いのでございますが、新型コロナウイルスの関係で巣籠もりがあったということで、若干の増額だったのかななんて、すみません、推測してございます。



それから、2節の滞納繰越分ということで26万2,141円。

それから、下行きまして3款国庫支出金になりますが、1項国庫補助金、1目農業集落排水事業国庫補助金、1節農山漁村地域整備交付金ということで、800万円の受入れをさせていただきます。こちらにつきましては、歳出のほうでまたお話をさせていただきますが、農集の処理場の機能診断というものを実施しております。また歳出のところでお話をさせていただきたいと思います。

それから、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金ということで5,335万2,000円の繰入金のほう受け入れさせていただきました。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金であります。473万9,412円の繰越しとなっております。

以下、諸収入、それから雑入のほう、ともに歳入のほうはございませんでした。

それでは、歳出のほうに移らせていただきたいと思います。234ページ、235ページのほうお願いいたします。農業集落排水事業につきましては、整備ももう完了しております。事業自体が維持管理の内容がほぼほぼになってございます。説明のほうは、先ほどの国庫補助金で受け入れしました事業の関係を説明させていただこうかなと思いますが、頭から行きます。1款1項1目一般管理費につきましては、こちら経常経費となっておりますので、説明のほうは割愛させていただきますし、2項1目管渠維持費につきましても、管渠の清掃委託料等実施してございます。例年の事業費のほう支出させていただきました。それから、2目処理場維持費につきましては、10節の需用費の不用額174万6,592円あるのですが、こちらのほう電気料が見込みよりもかからなかったこと、それから処理場の機械修理代としまして予算を見込んでおりましたが、100万円ほど修理代が浮いたということで、不用額のほうが174万6,000円ということになってございます。

ページはぐっていただきまして、236ページ、237ページになりますが、2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費、予算現額805万2,000円に対しまして、支出済額、同額でございます。備考欄のほう御覧いただきたいのですが、委託料としまして、機能診断・最適整備構想策定業務委託料805万2,000円ですが、こちらのほう、国庫補助100%の事業でございます。内容につきましては、今後の農集排の処理施設の効率的かつ効果的な維持管理のために機能診断、それから最適整備構想の策定業務委託を行ったわけなのですが、今機械の老朽度合いがどのくらいかとか、この後例えば統合するに当たり、横場と保明、こういった形で統合するかとか、そういった策定業務をさせていただきました。農集の修繕これから出てく

るときに、この計画がないと国庫補助が使えないということでこれを、国の補助金100%でございましたので、計画のほうを立てさせたということでございます。

それから、3款公債費、1項公債費、1目元金、それから利子につきましては、起債の償還で元金と利子のほう計上してございます。

予備費についての支出はございませんでした。

説明は以上となります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

ただいま集落排水事業特別会計について説明を受けました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

10番（松原良彦君） 2点ほどお聞かせ願いたいのですが、管路掃除というのは、たまに3台か4台して来て掃除しているみたいなのですが、何年に1回とか、何かそういうことになっているのか、それを1つ聞かせていただきたいと思います。まずそれ1つお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 管路清掃につきましては、おおむね5年で一回りするような形で管渠のほうの清掃を行ってございます。下水道の説明終わったのですが、下水道のほうも管渠の清掃を行っておりまして、そちらは大体12年で一回りできるぐらいのサイクルで管渠掃除のほう行ってございます。

10番（松原良彦君） 家の前のちょうど県道から回ってくるとき、何か電気系統のが入れているのですけれども、たまたま真っ赤なランプがついているのですけれども、私なんかが見ると、赤いランプがついていると何か心配なののですけれども、別に必要ないのだったら直してもらいたいのですけれども、それはどういうわけであの中のランプが赤いのか聞かせてください。

地域整備課長（時田雅之君） 電気が入ると赤になります。正常に動いているということでございます。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、集落排水事業特別会計の質疑をこれで終わりたいと思います。

続きまして、水道事業会計について説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、最後になりますが、認定第8号、田上町水道事業会計決算の関係についてご説明のほうさせていただきます。

決算書335ページからになりますが、まず冒頭で水道の実際お金が入る水量、年間の有収水量というものがあるのですけれども、そちらの説明のほうさせていただきます。令和2年度の年間の有収水量につきましては、131万3,082立方となりました。令和元年度と比べまして324立方の増、率にしまして0.02%増えてございます。こちらの原因、見たのですが、巣籠もりなのかなという、安易かもしれませんが、私のほうそんな感じで受けております。

では、具体的に説明のほう入らせてください。336ページと337ページのほう御覧いただきたいと思えます。収益的収入及び支出になりますが、まず上段の収入でございまして、1款水道事業収益、補正後の予算額2億5,053万8,000円に対しまして、決算額は2億4,952万9,085円となりました。予算額に比べまして100万8,915円の減となっておりますが、先ほど有収水量のお話させてもらいましたけれども、令和元年度と比べますと180万5,345円の増となっております。

内訳になりますが、1項営業収益2億4,031万4,653円、それから2項営業外収益921万4,432円となっております。営業収益につきましては、令和元年度と比べて220万7,787円の増額となっております。原因は、先ほどお話しさせてもらった巣籠もりかなということと考えておりますが、令和元年度に比べて多少なりとも増額となったということでございます。

それから、営業外収益につきましては、令和元年度に比べますと逆に40万2,442円の減額となりました。こちらにつきましては、住宅建築のほうがなかなか伸び悩んだということで、水道加入者が令和元年度よりも少なかったということが考えられるということで見えてございます。ちなみに、加入者の数字をご説明させていただきますと、大体住宅建てられますと、口径13ミリの水道の加入者の方が一番多いのですが、その口径ですと令和元年度で24件の加入者がございました。それがこの決算、令和2年度になりますと18件ということで、6件の減少ということになっています。13ミリの口径で、加入金が税抜で5万6,000円になりますが、大体そこに6件掛けて消費税込みに直しますと40万円弱ぐらいのお金になりますので、この水道加入金の減が大きかったかなということ推測しております。

それから、今度下段の支出に移らせていただきます。1款水道事業費用、補正後の予算額としまして2億6,857万2,000円、決算額2億5,634万5,771円で、令和元年度と比べますと653万1,271円の減でございました。決算の内訳としまして、1項営業費用2億3,901万5,215円。それから2項営業外費用1,661万1,932円。それから3項特別損失71万8,624円となっておりますけれども、令和元年度と比べまして支

出額が減った理由については、人事異動によります人件費の減額、まずそれが1点と。それと水道法の改正によりまして、令和元年度に水道台帳の電子化を行いました。機器類の整備を行ったわけなのですが、それが600万円ほどの金額になるのですが、それらのことが大きな原因ではなかろうかということで数字のほう見てございました。

それから、4項予備費の支出はございませんでした。

それでは、資本的収入及び支出のほうに移らさせていただきたいと思います。決算書338ページ、339ページお願いしたいと思います。まず、上段の収入でございますが、1款資本的収入の予算額1,004万1,000円に対しまして、決算額は1,178万7,528円となっております。その内訳といたしましては、全額3項補償金ということになってございますけれども、県道新潟五泉間瀬線の道路改良工事に伴います仮設工事の繰越し財源、これが835万1,000円含まれておりますが、県工事の遅れによりまして仮設管の工事が令和元年度で終わりませんでした。それで、事業費とも令和2年度に繰り越したわけですが、その県からの補助費の財源ということで、835万1,000円の繰越し財源のほうも計上してございます。

それから次に、下段の支出になりますけれども、1款資本的支出、こちらの補正後の予算額が1億836万2,100円となっております。決算額は1億576万9,622円となりました。その内訳については、1項建設改良費5,058万9,718円。それから3項企業債償還金としまして5,517万9,904円となっております。先ほども歳入のところでお話しさせていただきましたが、県道新潟五泉間瀬線の改良工事に伴います仮設管の布設工事につきまして、県工事の遅れによって令和元年度で仮設管の撤去まで至らなかったことから、令和元年度からの繰越しとして仮設管撤去の工事を行い、令和2年度事業として撤去後の排水管の移設工事のほうを実施してございます。

また、欄外に記載してございますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,398万2,094円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額414万172円。それと過年度分損益勘定留保資金8,984万1,922円のほうで補填してございます。

続いて、340ページお願いいたします。こちら水道事業会計の損益計算書になってございますが、金額につきましては税抜き表示となっております。340ページの中段の一番右側に営業利益の数字が書いてございますが、三角表示でございますので、損失となるのですけれども、954万9,743円。それから、今度隣のページ行きまして341ページが一番上の段になります。経常利益になりますが、こちら三角表示で損

失になりますが、1,052万7,898円。それと、特別利益と特別損失を合わせた当年度純利益につきましては、帳簿上1,124万6,522円となりまして、これ赤字なのですが、これに対しまして前年度の繰越利益剰余金を合わせますと、当年度未処分利益剰余金につきましては、341ページの一番下の段になります。1億4,781万1,538円ということになりました。次の342ページのほうに利益剰余金の計算書を記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

それから、343ページから347ページにかけて、令和2年度末におきます貸借対照表のほうを添付してございます。この貸借対照表の中で私が一番見ている数字が、344ページお願いできますでしょうか。一番上に、2、流動資産という項目があるかと思えます。そこに(1)、現金預金ということで数字が上がっておりますが、数字が2億4,532万2,677円、今現金がこれだけございます。毎年ご説明の中でもお話しさせてもらっているのですが、水道事業、2億円ちょっとの現金を手元に置きまして、地震、それから渇水、災害等、こういったときこのお金でそれぞれライフラインを保てるような考えで、2億円を下らないようにということで一応考えております。この2億円の関係につきまして、キャッシュフローをつけてございますが、355ページのほうお願いしたいと思えます。こちらに令和2年度のキャッシュフロー計算書ということで、それぞれ金額のほうを計上してございます。今ほどの現金預金の金額が一番下の資金期末残高というところに計上してあります。令和2年度の期首の残高がその上の2億3,773万1,415円ということで、結果的に759万1,262円の増額ということになってございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ページお戻りいただきまして、348ページのほうお願いしたいと思えます。こちらは、今度は水道事業の報告書になってございますが、まず(1)の総括事項については記載のとおりでございます。毎年お話しさせてもらっているのですが、一番下段から2行目において記載しておりますとおり、今後とも良質な水道水の安定供給を図り、健全な水道事業を運営していくため、投資効果、経済性を十分考慮し、計画的な施設整備と経費の削減に努めていきますというふうで記載させていただきましたが、関根委員、すみません、公設公営という文字をここに入れるのを忘れまして。来年度十分注意しまして、ここの総括事項の中に公設公営という文字も整合性を図って入れられるように調整いたしますので、お許しいただきたいと思えます。

以下、349ページから最終ページの364ページまでにつきましては、地方公営企業法施行例第23条に基づく資料のほうを記載してございます。

簡単ではございますが、水道の決算の説明につきましては以上となります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

水道事業会計についての説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） まず、第1点に伺いたいのですが、351ページの供給単価と給水原価のところ、有収水量と、それから供給水量、これは供給単価と給水原価のところで見たのですが、こういう見方でいいでしょうか。年間配水量と年間有収水量の差が1日で731.4トンの差があるというふうに計算したのですが、まずこの原因は何だろうかなと思っていたのですが、私の指摘に間違いはないかどうかと、それから原因について報告してくれませんか。

地域整備課長（時田雅之君） この供給単価と給水原価についてご説明をさせていただきます……

13番（高橋秀昌君） 年間配水量と年間有収水量、この差を調べたのだ。そしたら、結構大きな差が出たものだから、これは何だろうと思ったのです。

地域整備課長（時田雅之君） 年間配水量と年間有収水量の違いですが、年間有収水量というのはお金になった水の量です。要は給水収益が入った。年間配水量というのは、それ以外に例えば火災、それから漏水等、お金にならない水量がございます。それら全部配水地から流れた配水量がこれだけということになります。

13番（高橋秀昌君） 何でこんなのを調べたかという、頭の中は上水道は利益が出ているというふうに思い込んでいたのです。でも、令和2年のを見ていくと、おいおい、危ないなど。現実にマイナスだから、営業収入は。資料古いのだけれども、調べてみたら、全国的に水道事業がものすごく経営が厳しくなっているということが見えてきました。田上だけではないと。ところが、公営企業法に該当するものだから、私の頭の中は消防水利とかそういうもの以外は、一切一般会計に入れられないのだと思い込んでいたのですが、どうもそうではなくて、それ以外にも幾つもの一般会計を入れることができるというのが見つかったのです。そこら辺のところもう少し研究されて、例えば今私が言ったように消防のために水を使用したと。それはお金にならないわけですから、でもそれは一般会計の中から充当するということがどうも可能ではないか。それから、田上は今やっていないけれども、耐震用の給水管を入れた場合も一般会計から入れられるではないかというようなことも記述されている項目がありました。ただし、これは日本水道協会の古い資料なのです。今の

公営企業法だと、とにかく使用者から金を取れというのが原則なのだが、ということ的前提にしつつも、実際田上町はそういうことは、あるのかどうか分からないけれども、低所得者の人の水道料金を減額するというのは、多分田上はないと思うのだけれども、例えばそういうところについても一般会計から入れてもいいですよとか、そういうことを見つけることができたのです。もう一つは、水道管の近代化ということで、老朽化した管の更新もいいですよと書いてあるのです。だったらほとんど入れられると私は思ったのだけれども、そのところもう少し研究して、町長にも堂々と一般会計から入れられるような可能性があったり、具体的な事例があれば、そういうふうに入れていくということが必要ではないかというふうに感じたものですから、指摘させていただきたいと思います。

考え方の点で、一方下水道は、私の記憶ははっきりしないが、下水道も今年度から公営企業会計にしたのですよね。来年度か。

(令和6年度の声あり)

13番(高橋秀昌君) 令和6年か。まだやっていないのだね。下水道はあれだけ大赤字なのに、公営企業会計にしないと施設更新については国が50%の補助出しませんよということで、やむなくやらねば駄目だということを町としては考えているわけです。ところが、私が危惧しているのは、もうとにかく料金から取るということが前提になるから、住民負担を強めるだけでないのかと言ったら、そうでない方法があるということを行っていますので、それは答えたのです。そういう点からいくと、水道についても赤字でどうしようもないから、値上げしなければならないという方法ではなくて、一般会計から入れることによって経営的に危機を乗り越えていくことができるという、ではないのかということを見つけた。見つけたという言い方は正しくないのだけれども、そういう点で大いに研究して、町長にも提言できるような準備をしてもらいたいということで今日質疑を準備してきましたので、よろしく。

地域整備課長(時田雅之君) 今ほどの繰入れの関係になりますが、毎年4月に総務省のほうから、地方公営企業会計に対する繰入金の基準というものが示されます。水道に限って言いますと、町で該当するのは消防水利の維持管理費というところが該当するのですが、ただそこには財政のほうとの協議も必要となっております。今現在、一般会計から繰入れという形ではないのですが、補助金という形で受け入れているのがあるのですが、それについては口径150ミリ以上の水道管を更新もしくは布設した場合、その工事費に対する5%の金額を一般会計から繰り入れさせていただく、そういった条件で財政と協議して繰入れのほうさせていただいております。当

然ながらそういった関連工事がなければ繰入金は発生しないわけなのですけれども、ただ苦しいながらとはいえ、そういった経費もいまだかず、何とか単独でまだ経営が可能でございます。現金のほうも2億円ちょっと持っておりますし、布設替え工事のほうも十分できる体制です。そういった会計の中身を今後精査して、高橋委員おっしゃる繰り入れというものが今後検討できるようであれば、また財政とも協議していきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） この150ミリの5%は、恐らく神田町長の時代に、私の記憶だと国の基準は消防水利の配管等にかかる費用について150ミリ以上という規定を入れていたのですが、田上町って消防水利、消火栓は150ミリではないのです。田上は特殊だということで、落方式のために、たしか最低が70ミリだと思うのです。

（75の声あり）

13番（高橋秀昌君） 75ですか。75でも消防署のほうで、いいねっかと。国はそう言っているけれども、田上の場合は特別水圧が高いから、75でもいいということで、そのとき神田町長と論争して、そういうところについては一般会計へ入れるべきではないかということで、当時たしかその規格でも神田町長は一般会計へ入れたと私は記憶している。あまり記憶力よくないので、すみませんが、そういうこともあるので、今の段階では赤ではないのでというお話ですので、直ちに入れるべきだと主張することではないのですが、そうした窓口を大きくとって、常に財政とも協議を行って、住民負担が増えるようなことがないように、担当所管として、課長として常に注意を払ってもらいたいというふうに思っていますし、それからそういったやっでもいいということについては、役場全体の中の共通認識にする必要があると思うのです。大変だから金よこせでなくて、もう公然とそういうものについては、一般会計投入オーケーなのだよと。そうすることによって蓄えもできるわけじゃないですか。いよいよ金がなくなったから入れてもらうのではなくて、日々そういうことが可能なのだという共通認識を持ってもらうということ非常に大事だと思うので、その点ぜひ、課長、あまり下手に出ないで、堂々と主張してもらいたいなと思っています。いかがでしょう。

地域整備課長（時田雅之君） 今後強気で財政のほうと折衝してみたいと思いますが、高橋委員、一応水道会計は損益上は赤字です。それは、341ページ、小野澤委員は見ると一発で分かると思うのですけれども、一応赤字なのですが、繰越利益剰余金で最終的に数字を出しているというような感じになってございます。それで、この決算の中身の中で、一般会計からの繰入金というお話をいただいているところなので



すが、水道から一般会計のほうへ私の給与の負担分ということで3分の1を一般会計に繰り入れております。

(一般会計からの声あり)

地域整備課長(時田雅之君) 一般会計へ、水道事業会計から。ですので、もしやり始めるとしたら財政にお願いしまして、その繰入れを勘弁してくださいというところから始めようかなと私は思っています。小さな目標ですが。

13番(高橋秀昌君) それはともかくとして、それは役場の中のやりくりですから。

もう一つ指摘をしておきたいのですが、田上町の飲料用の井戸水から、これまだ生きていると思うのですが、500メートル以内については、業者は井戸を掘ってはいけませんよと、一般に言うと住民も掘ってはいけないというのがありますよね。ところが、かつて大量に水道を利用する企業が来たときに、500メートルから僅かしか離れていないのに、いいですよと言ってしまった。そのためにもう多くの水道を使う業者が自前の井戸を掘ることができて、それで水道にほとんどお金が入らないということ、私かつて現役議員の頃に経験したのです。だから、そういうことはやってはいけない。500メートルだって、そこの店が515メートルだったからいいですよなどということを認めない。ぜひ水道を使ってくれと言って、もしあのときに水道に入っていれば、町の水道を使っていれば極めて優秀なお客さんになっていたはずなのだが、そういうこと私も経験したのです。ですから、決して500メートルから15メートル離れているからいいとか、500メートルから50メートル離れているから井戸を掘っていいですよなんてことは言うべきではないと。そういう大量に使う企業が今後来た場合は、しっかりと水道を使っただいて、そういうところからしっかりとお金を頂いて全体として収益を上げていくという、そういう努力してもらいたいと思いますので、最近あまり景気よくないので、どんどんお客さんが来ないのだけれども、そういうことがある場合について、非常に課としても十分注意してもらいたいと思います。

地域整備課長(時田雅之君) ありがとうございます。井戸につきましては、町の水源から半径300メートル以内は禁止区域、500メートル以内が規制区域になっています。禁止区域については、町が許可を出さない限り井戸の掘削はできないのですけれども、500メートル以上離れますと届出は一応不要なのです。今、高橋委員おっしゃったように、お客様なのだから水道を使っただけでもいいというお話もいただいているのですが、我々も水源の水が潤沢に、もうどんどんと配水できるような状態であれば幾らでもお客様来ていただいてもいいのですが、例えば日量300立方使うとか

500立方使うなんていう事業者が出てきますと、今度、一般家庭への配水量に影響が出始めてきます。ですので、一般家庭が増える分にはまだ余裕はありますが、そういった大量の水道使用をする事業者が来るときは、その辺もよく注視して見ていかないといけないと考えています。

委員長（小野澤健一君） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、私から1つ。

損益計算書と貸借対照表を見させていただいて、なおかつキャッシュフロー計算書も見させていただきました。見慣れたことなので、課長が言われたように現金をしっかりと保つというのは生命線なのだろうと思うし、課長のほうから2億円は死守したいということでお話ありました。ぜひともそこを守っていただければそこそこ大丈夫かなというふうに思っています。キャッシュフローの計算書、355ページですか、これを見て思うのは、営業活動のキャッシュフローで投資活動と財務活動賄えるというのは、これはなかなかできないことなのです。これができるから現預金が上積みになるということで、さっき言った損益計算書では赤字だよ。赤字であることは間違いない。赤字なのだけれども、資金繰りは非常に潤沢だということなのだ。逆に危ない企業というのは、黒字なのだけれども、資金繰りが詰まるという、このパターンが一番悪いので、水道会計、赤字をよしとは全然するつもりはないですけれども、今のところ資金繰りは非常に順調なので、これを崩さないように持つていく必要があると思うのです。したがって、課長が目をつけている現預金の増減については細心の注意を払うべきだろうというふうに思いますので、質問というよりも私の感想ということで述べさせていただきました。

では、ほかはございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、水道事業会計の質疑をこれで終わりたいと思います。

副町長のほうから皆さんにお話があるということでございますので、では副町長、ひとつよろしくお願ひします。

副町長（吉澤深雪君） 大変お疲れさまです。本日の審査ありがとうございました。

私のほうから1点報告があります。県の特別警報、今日までということで、明日から解除ということでもあります。県の特別警報に合わせまして、町もそれぞれ同じような形で公共施設等臨時休館、今日までさせていただきましたが、予定どおり明

日から再開というようなことでありますので、住民への周知はホームページ、メール配信等はいたしますが、特に臨時休館するときにチラシを全戸配布いたしました。今回配布日ではないものですから、緊急な話でもないのに、特に改めて別に配布はいたしません。一応そういうことで皆さんのほうに連絡いたします。大変貴重な時間をありがとうございました。

(業者も好きにやれるということだねの声あり)

副町長（吉澤深雪君） 時間短縮は今日までであります。

(何事か声あり)

副町長（吉澤深雪君） その辺施設関係は、それぞれ各担当課で利用のほうの周知は進めているかと思えます。

(何事か声あり)

副町長（吉澤深雪君） そこまで確認はしていませんが、施設には貼り紙等、そういうものはしているかなと思えます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございました。

これで本日の審査は終了いたします。

執行の皆様、大変お疲れさまでございました。

委員の皆さんは、しばらくこの場でお待ち願いたいと思います。

では、本日の審査報告ですが、質問数、それから総括質疑はございませんが、副委員長からご報告をしていただきます。

副委員長（渡邊勝衛君） 大変ご苦労さまでございました。

朝、小野澤委員長より短めにやってくださいと言ったら、本当に短い2日目でした。明日は3日目でございますので、教育委員会が待っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それで、今日は質問数が45件です、45件。それで、昨日が59件でしたので、2日間で計104件になります。ようやく100件に乗りましたので、明日もう少し先ほど言いましたように頑張ってくださいいただければいいかと思えます。大変ご苦労さまでございました。

以上です。

委員長（小野澤健一君） では、これをもちまして本委員会を散会といたします。

どうも皆さんお疲れさまでした。

---

午後2時26分 散 会

令和3年第4回定例会  
決算審査特別委員会会議録  
(第3日)

- 
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年9月17日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 6番 | 中野 和美君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 7番 | 今井 幸代君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |               |       |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 町民課長          | 田中国 明 |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長        | 渡邊 賢  |
| 教育長    | 安中 長市 | 教育委員会<br>事務局長 | 小林 亨  |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 農林係長          | 長谷川 暁 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠  | 第2学校<br>教育係長  | 中野 祥子 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 生涯学習係長        | 相田 岳人 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正  |               |       |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社

9 本日の会議に付した事件

認定第1号 令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 出 3 款 民生費（2項1目、2項2目）

4 款 衛生費（1項5目）

10 款 教育費

町長への総括質疑

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（小野澤健一君） 皆さん、おはようございます。9時になりましたので、委員会を始めたいと思います。

本日の出席は13名全員であります。

今日は、決算審査特別委員会最終日ということで、午後から総括質疑であるとか討論、採決、こういったスケジュールになっております。午前中は教育委員会ということでございまして、質問されるほうは趣旨を明確に述べるとともに、回答するほうは何を聞いているのかしっかりと理解をした上で、的確に答えていただきたいというふうに思っております。

では、これより3款の幼稚園関係の部分について説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めておはようございます。

それでは、3款のほうに入らせていただきますが、説明に入ります前に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いしたい部分がございます。主要施策の成果の説明書になりますけれども、23ページのほうをお開きいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。こちらのほうに、竹の友幼稚園の入所児童数の状況ということで表のほうの下に載っているかと思っております。それで、令和2年度の数字が誤っておりますして、訂正のほうをお願いしたいと思います。まず、4歳以上児というところで「103」という数字が入っているかと思っておりますが、それを「104」に訂正をお願いしたいということですし、併せまして合計の「232」を「233」という数字に訂正のほうをお願いをしたいと思います。そうしますと、前年同期の増減数ということで、三角で「13」となっておりますが、三角の「12」となりますので、大変申し訳ありませんが、訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、説明のほうに移りたいと思っております。決算書になりますけれども、84ページ、85ページからになります。主要施策の成果の説明書については23ページからになりますので、お願いいたします。

それでは、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では2億5,454万7,000円ほど執行しております。最初に、令和2年度の状況ということで、竹の友幼稚園の入園児童数につきましては、3月末の数字でございまして、今までご訂正いただいたところがございますように、定員278人、3歳未満児79人、3歳児50人、4

歳以上児104人、合計233人ということで、充足率83.8%となっております。

決算書の備考欄お願いしたいと思います。児童福祉総務事業1億7,933万2,000円ほどにつきましては、こちら幼稚園運営に関わります内科医、歯科医の勤務報酬、それから嘱託の園長を配置した経費のほか、職員27名の人件費などの経常経費となっております。

次のページ、87ページのほう移っていただきまして、一番上のほうに加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金ということで、こちら病児保育の運営に係る経費の負担金ということで、592万7,000円のほう負担しております。病児保育の利用状況につきましては、本日お配りしてございます資料の1ページ目に令和2年度の病児保育の利用者数のほうが一覧表としてありますので、ご参考にしていただければと思いますが、コロナ禍の関係で非常に令和2年度については利用者数が少なかったと。田上町の利用者としては年間で5名、全体では53名という利用者数となっておったということでございますので、お願いいたします。

続きまして、その次の決算書のほうの四角のほうに移っていただきまして、児童福祉総務費その他事業ということで、7,521万5,000円ほどの執行となっておりますが、こちらにつきましては、幼稚園に係ります会計年度任用職員に関わる人件費ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、その下、児童運営費ということで7,133万2,000円ほど執行いたしました。こちら備考欄のほうお願いしたいと思います。こちらにつきましては、幼稚園運営事業ということで6,540万9,000円ほどの執行となっております。こちらにつきましては、施設の維持管理、保育に要する経費などの経常経費ということで執行しております。

下のほう行って12節の委託料のところ御覧いただきまして、広域入所委託料ということで985万1,000円ほど執行しておりますけれども、こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書23ページの一番下でございますように、近隣市町村への広域入所の実施ということで、令和2年度につきましては11名のお子様を、加茂市になりますけれども、広域入所ということで委託のほうをしているところでございます。

続いて、あっちこっち行って申し訳ありません。決算書の88ページ、89ページのほうお願いしたいと思います。こちらのほうの18節のところになりますけれども、地域型給付費負担金、18節の真ん中のぽちのところには地域給付費負担金ということで1,337万7,000円ほど執行してございますが、こちらにつきましては、小規模保育事業の施設、こちらルーテル幼稚園のつくしルーム、そのほか五泉のほうの1園と

ということで、3歳未満児のお子さんを預かっているところに給付しているものなのですが、8名分の給付を行っております。こちらにつきましても主要施策の成果の説明書24ページのほうに数字を載せてございますので、御覧いただければと思います。

その下に施設等利用給付費ということで147万1,000円ほど執行してございますが、こちら私立幼稚園の預かり保育を利用する児童に対する給付ということで、26人分の給付を行っております。6施設、26人分ということで、こちら主要施策のほうに載せてございますので、御覧いただければと思います。

次に、決算書の中ほどのぽちになりますけれども、幼稚園運営その他事業ということで、245万3,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、施設の消耗品の交換であるとか修繕料、令和2年度につきましては、園のほうでお弁当を温める機械であるとかAEDであるとか、そういった部分の備品の修理を行っておりますし、あと施設備品として6人乗りといいますか、子どもを何人か乗せられるようなカートのほうを購入をさせていただいております。そのほか、令和元年度の事業に対する国庫交付金、県補助金などの返還金のほうをこちらの事業で執行のほうさせていただいております。

その下の四角になりますけれども、幼稚園運営その他事業、明許繰越ということで78万6,500円が載っておりますが、これは令和元年度から繰り越した事業で、たまご組のほうで手洗いのシンクを交換した事業が令和元年度に完了できなかったということで、明許繰越をして令和2年度に完了した内容となっております。

一番下の子育て支援センター運営事業ということで、約268万3,000円ほど執行してございますが、こちらにつきましては、子育て支援センターの運営に要する経常経費ということになっておりますので、お願いしたいと思います。こちらのほうも主要施策の成果の説明書のほうで、子育て支援センター事業ということで、開設日数、令和2年度につきましては236日、利用者数につきましては1,434人、相談件数については10件ということで実績のほうがございますので、よろしく申し上げます。

3款のほうの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長（小野澤健一君） 小林局長、監査委員の決算の審査の意見の中で、不用額が多いという指摘があるのです。したがって、ご自身のところでも不用額の多いものについては、あらかじめ説明をしていただきたいと、こう思うのですが、分かりませんか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大変失礼いたしました。不用額でこのたび多かつ



た部分につきましては、児童運営費ということで86、87ページになろうかと思えます……すみません。84、85ページのほうで、不用額という部分で多いものにつきましては、正職員のほうの部分になりますが、3節の職員手当、4節の共済費で200万円を超えるものがあるかと思えます。これにつきましては、職員の育休に伴うもので、これだけの経費が残っているという形になっておりますし、続いて86ページ、87ページのほうの需用費の関係でございます。こちらにつきましては、需用費の中で賄材料費、それから消耗品ということで、こちらのほうで園児数が見込んでいたよりも少なくなったということで消耗品のほうは減っておりますし、賄材料費については給食費の節約という部分で、こちら努力して減らしたところ、執行残が出たということで、本来3月補正で減額すべきでございましたが、こちらのほうで減額処理のほうしなかったということで執行残となっております。

あと12節の委託料につきましては、広域入所の委託料となりますが、こちらの請求が来ますのが非常に遅く、3月を過ぎてから請求が来るもので、なかなか額の確定ができなかったということで、そのままの状態にしておいたということで、これだけの執行残となっております。

あと、申し訳ございません、85ページのほうの共済費の関係ですけれども、こちら会計年度任用職員に関わります社会保険料のほうなのですけれども、こちらのほうが執行残として出ておったのですが、これにつきましては、報酬のほうは3月の定例会で減額のほうさせていただいたのですけれども、社会保険料を減額するのを失念しておりまして、執行残となったというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（小野澤健一君） では、3款の幼稚園関係の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

6番（中野和美君） 消防衛生保育組合の病児保育園のことについてお尋ねいたします。

6月の一般質問でもさせていただいたのですけれども、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業なのですが、そういうふうに関わってくださる方がいればぜひ取り組んでみたいという局長のお話をいただきましたので、私も進まなければと思っているのですが、ただ、このコロナ禍でなかなか今の状態では難しいのかなと考えていますけれども、でも来年からすぐでなくても、次の年からでもということで取り組んでいく可能性はあるのかどうか、その辺お尋ねしたいと思う

のですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 一般質問の際にも答えさせていただいていたと思いますけれども、そういったファミサポを受けていただけるような組織というものが出来上がってくれば、こちらのほうでもサポートしていきたいということでお答えをさせていただいていたと思うのですけれども、町でファミサポを立ち上げるといものではなく、そういった子どもをサポートしていただけるような団体があればそこに対して支援をして、それをファミリーサポートセンターにつなげていければというようなことで、ご回答のほうさせていただいたかなと思うのですけれども、そういった内容ですので、よろしく願いいたします。

6 番（中野和美君） ありがとうございます。

それで、今心配なのはこのコロナ禍、今までと状況が違うので、なかなかまだ落ち着く様子が見えないということで、私もお願いするにしてもちゅうちょしています。でも、そういう団体が立ち上がれば、コロナ禍であってもサポートしていきますよという考えでよろしかったでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） サポートにつきましては、コロナ禍云々関係なしに進めていければと考えております。

7 番（今井幸代君） 初日に給食費の関係で少しお尋ねをしていました。でも、詳細なところは所管課のところということで言っていたので、改めて。昨日、幼稚園のほうにお邪魔をさせていただいて、給食担当しております栄養士の唐木沢先生と実際どのような形の運営をされているのかを聞かせていただきました。その際に、実態としては給食費を徴収しているのは3歳以上児からですから、給食費の中には、給食のおかずや汁物を含んだ副食費とおやつ代と含まれていて、副食費はおおよそ1食165円で、おやつの方が午後1回、3歳以上児がありますから、60円程度見て提供しているということで、職員に関してはおやつはありませんから、給食のおかず、御飯お持ちになるので、副食費に3歳以上児のおおよそ、大人ですから、1.2か1.3倍程度の量を増やして準備をしているというふうに聞きました。そうすると、計算をすると給食費自体も非常に適正な価格であると思いましたが、職員の給食費もトータルで、副食費165円から1.25掛けて実質の提供数20日程度掛けると4,125円ということで、これも金額に関しては非常に適正な価格なのだなというふうに感じました。ですので、当初職員も安いのはどうなのだろうというふうに思っていたのですけれども、実態を確認したら非常に適正価格であるなというふうに思いましたので、財政当局、ここどうなのでしょうかとということ自分たちは指摘したというふう

におっしゃっていたので、教育委員会としては、しっかりと価格が適正であることを踏まえて、しっかりと価格維持に努めていただきたいなというふうに思いました。

そして、賄材料費のほうで不用額が大分出ているということなのですからけれども、食材の高騰は大分進んでいます。野菜関係は相当上がっていますし、砂糖、油、小麦粉等、もう食材の高騰は年々続いている状況ですので、単価設定をして、唐木沢先生のほうでその単価内に収めるように努力していただいているのですけれども、所管課としてはしっかりと子どもたちの栄養摂取、そして楽しい給食の時間となるように予算確保にしっかりと努めていただきたいなということにおいても、給食の質が下がることのないような、予算確保を引き続きしっかりといただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 非常にありがたいご意見ありがとうございました。

もちろんそのように予算確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

7番（今井幸代君） あと最後に1点だけ教えていただきたいのですけれども、年々少しフォローが必要なお子さんが増えているというふうにも聞いています。発達障がい等の確定の診断がなされないけれども、非常にフォローしていかなければならない、お子さんが増えているというふうに聞いていますのですけれども、おおよそそういったお子さんがどの程度おられて、加配でつけている保育士や保育補助の先生たちが加配分としてどの程度いるのかということだけ、令和2年度で結構なので、教えていただけるとありがたいですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 加配の状況ということでのご質問でしたが、大変申し訳ありません。今日資料のほうを持ってきていないということなのですが、確かに今井委員おっしゃるようなケアが必要なお子さん、非常に増えておりまして、全体の園児数は減っているのですけれども、非常に率のほうが高くなっていて、そこで職員のほうも子どもが減った割には職員の数が多いのではないかと言われてはいるのですけれども、そういったお子さんへの対応で、今現在の人数で何とか回しているところがございますので、数字的には、申し訳ございませんが、お願いいたします。

7番（今井幸代君） その辺りの数字をしっかりとつかまえておいていただきたいなと思います。というのも、園児数、子ども自体の数は相当数、年々減ってきていると思いますので、しかしながら保健福祉課の決算の審査の中でも、すくさぽを立ち上げて、そういった中でも不安定なお母さん等も非常に増えてきているというふうな

懸念を言っておられました。そうなってくると、幼稚園の保育士の役割、お子さんをきちんと保育をしていくに合わせて、お母さんの、保護者のフォローといひましようか、支援というのも非常に重要になってくるのだらうというふうに思ひます。そうなってくると、保育士の役割というのはさらに高くなつていくのだらうというふうに思ひますので、その辺りをしっかりと、どの程度そういう方がおられて、だからこの人数だから必要なのだといひことを、しっかりと示せるようご準備いただきたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そして、昨日お邪魔したときに、去年、令和2年度で廃止をしていた園児の写真の提供が幼稚園なりに工夫をして、令和3年から始まっていることも分かりました。園のほうで、保護者の様々な声に対応できるように努力を重ねているのだなといひことも感じさせていただきました。そういったことに関しては大きく評価をしていきたいと思ひていますので、ぜひこのまま保護者の方の声も、幼稚園に関しては非常にいいお話をたくさん聞く機会が、よく見てもらっているという形で、保護者のほう、幼稚園に対する安心感、信頼感といひのも年々高まってきているのだなといひうふうに私自身も実感していますので、ぜひ引き続き保護者、子どもたちの保育が適切な形で進んでいけるようにしっかりとした人員確保、予算確保に教育委員会は努めていただきたいと思ひます。

以上です。

委員長（小野澤健一君） 今井委員、先ほど言われた園児の数といひのは、資料を求めますか、求めませんか。

7番（今井幸代君） すぐには求めないので、いずれ予算の場面等でしっかりとこの程度おられるので、この程度必要だといひうふうな形で、次予算等の際にはしっかりとした数字を示していただきたいなと思ひます。

以上です。

2番（品田政敏君） 主要施策の24ページに私立幼稚園及び認可外保育園の扱ひのがありますが、6施設といひのは、これ町内で6施設でしょうか、それともきっと私の想像するところ、ご実家が近辺の市町村であつて、そこに仕事の関係で預けるとかといひ考えなのでしょうか、詳しくこの6施設について説明お願ひします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 施設名に関しましては、係長のほうから説明をさせていただきます。

第2学校教育係長（中野祥子君） 竹の友幼稚園の中野です。よろしくお願ひします。

こちら私立幼稚園ですので、ルーテル幼稚園、加茂の白百合幼稚園、葵幼稚園、

あとは新潟の青陵幼稚園、それから去年は認可外の保育施設ということで2施設、新潟市のほうの2施設で認可外の預かり保育を利用された方がおられましたので、合わせまして6施設となります。

11番（池井 豊君） 成果の24ページのところの子育て支援センターの利用者数の推移を見ると、平成28年度は4,800人いたのが1,400人まで減っているわけです。今年1年というか、今年というか、令和2年度に関しては、新型コロナウイルスということもあって利用を控えたという人もいると思うのですけれども、でも年々減っていくという、それも平成29年からは1,000人単位で減っていくというこの状況状況。それで、利用人数を開設日で割り返してみると、平成28年では1日平均20人、令和2年では1日平均は6.9人ぐらいまでになっているのですけれども、これ以上減っていくと今度何か開設意義が問われてくるような状況にもなりかねないと思うのですけれども、これが減り続けている要因はどのように分析されているのかお聞かせください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 子育て支援センターの利用者数が減少している傾向につきまして、こちらでも状況を把握しているところなのですけれども、ご存じのとおり出生数が少なくなっているというのが第1の要因ですし、あとは0歳児からの保育ということで、かなりの数お預かりしているということで、支援センターに行くよりも保育のほうに移っているということで、支援センターの利用者が少なくなっているということで、こちらのほうは担当者のほうから聞いておりますけれども、実際のところ、大きく減っているのは新型コロナウイルスの影響というのが一番大きな部分かなとは考えております。

以上です。

11番（池井 豊君） 新型コロナウイルスもあったのですが、令和2年度においては利用者数がゼロだったという日は何日くらいあったでしょうか。なかったでしょうか。そこら辺確認させてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 支援センターの状況につきましては、係長のほうから少しお答えさせていただきます。

第2学校教育係長（中野祥子君） ゼロだった日も何日かあったというふうに聞いています。1日当たり3組に絞っておりますので、重なったときにはお帰りいただく場合もあったということです。3組に……

（感染予防のために3組に絞っているの声あり）

第2学校教育係長（中野祥子君） そうです。ですので、そう何人もいなかったと思

ますけれども、お帰りいただいた。看板出して、もう3組になりましたということで引き返される方もいらっしゃるということは聞いております。

委員長（小野澤健一君） ほかございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、私から1つ、いいですか。

私、決算書の87ページ、局長からも説明がありましたけれども、賄材料費についてご質問いたします。ここの幼稚園だけではない。学校の給食なんかも含めてなのですけれども、地元からの材料の調達というのは、大体どのぐらいの割合になるのかというの把握されていればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 地元からの材料、地産地消という部分で進めてはおりますが、全体に占める割合としては、まだまだ少ない形になります。これというのは、なかなか地元産というのは作っている野菜がある程度限定されるということで、また季節が限られているものが多いものですから、検討して地元の食材が供給ができる体制がなかなか整っていないということで話のほうを伺っておりますが、確かに地産地消には努めてはいるものの、量がまだ少ないというところがございます。数字的には、今現在把握しておりませんので。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。地産地消に努めるという、その言葉はいいのですけれども、需要に合ったものを農家の人が作ってもらうというのも、これからの農業にとって私大事な部分だろうと思う。したがって、この金額って地産地消を給食関係のこういったものにやろうということであれば、当然町単独でできることではないわけですが、そういうものがはっきりとした方向性があれば、農家の人も作りようが多分あるのだらうと思うのです。量はそんなに多くはないにしても、そういった今後どうするのか、本当に地産地消をしっかりと進めていくのだというような形であれば、また違う方法があると思いますので、こういったものは、食育という言葉があるように、食というのは非常に人間が育っていく環境の中で大事な部分である。それから、農業を取り巻く環境は年々、年々厳しさを増してきている。そういった中で、経済循環型の経済を確立する中においても非常に大切な部分だろうと私は思っておりますので、今後そういったものを関係部署とも検討していただきたいと思いますというふうに思います。

私からは以上です。

7番（今井幸代君） 最後に1点確認したいのですが、多分消耗品費とかに入ってくるのか分からないのですが、保育士の方たちが保育業務をするに当たって必要

な、例えば文具品であったとか、画用紙であったり、もろもろ等、様々な備品と言われるものがあると思うのですけれども、昨今そういった園児等の保育に関わるそういった、本来であれば備品で事業所のほうが準備をして経費負担するのが当然なものが、保育士のもので負担をしていたりというようなケースが民間等では結構聞こえたりするのですけれども、幼稚園においてはそういったことはないというふうに考えていって大丈夫ですよ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 消耗品の関係でいきますと、筆記用具、文具の関係については園のほうで全て用意、賄っているということでありまして、ご存じだと思っておりますけれども、備品ということになるとパソコンなんかというのが台数が非常に少ないということで、結局USBで持ち帰りという部分もあって、自宅で自分のPCで作業というものが当然出てきているのかなと。園内での業務がなかなか、パソコンの台数が限られているということで、そういった部分であろうかと思えます。基本的には文具の関係は賄っているということをお願いいたします。

7番（今井幸代君） USBで持ち帰って、自宅のパソコンでということなのですからけれども、これしっかりと予算要求するべきだと思います。情報の流出の懸念もなきにしもあらず、そういったものは持ち帰らないようにされているのだとは思いますが、あくまでも持ち出して大丈夫なものの作業になっているのだとは思いますが、基本的に持ち帰り作業をさせるべきではないと思いますので、きちんと教育委員会のほうで必要な備品の要求はしっかりして、持ち帰りすることのない環境を整えていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。特に答弁要りませんので、よろしく申し上げます。

12番（関根一義君） 今日提示されました資料に関連して質問させていただきたいと思いますが、病児保育園の利用者が、実績が上がらないということの議論が昨今あります。21日にその件について若干議論しようというふうにしてはいますが、余剰な職員の力を、これをほかの職種に活用しようではないかという議論が出ているわけです。私は、こういう考え方は安易だというふうに思っているのだけれども、しかし無視はできないというふうになっているのですが、そこでお聞きしますけれども、年間で5名しか活用していないわけですよ。加茂市の状況なんか見ると、7月以降はトータルでゼロ、ゼロというのが続いていまして、こういうのを見せられると要するにどうするかという議論になりかねないのだけれども、どういうふうに見ているのかという。これだけしか活用していない要因について、その分析した考え方について、聞かせていただきたいというふうに思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 病児保育の利用の関係、この数となった部分というのは、新型コロナウイルスの感染症の影響というのが非常に大きくて、利用する側も利用を控えている、受ける側も新型コロナウイルスに対してすごく敏感になっているという部分がございますので、そういう形の中で、利用者数が伸び悩んだというところがあるのかなということで、こちらで今考えているところです。

12番（関根一義君） ちなみに、令和3年度は同じような傾向が続いているのですか。現状、実態はどのようなのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 令和3年度につきましては、年度末から4月の頭、5月にかけて、非常にRSウイルスということで、ほかの感染症のほうが非常に園で流行したということで、利用状況はそこそこ伸びていたというふうに聞いております。

7番（今井幸代君） 関連するのですけれども、令和2年度はインフルエンザの発生が本当に少なかった、ほぼないと言っていいような状態でした。それも大きな要因だろうというふうに思います。新型コロナウイルスがはやったおかげでと言うと変ですけども、他の通常時期、時期にはやる感染症類は、本当に令和2年度においては流行がなかったような状況でしたので、そういったものもこれらに反映されているのだらうというふうに思いますので、ただ、病児保育自体は非常に重要な最後のとりでだと思うのです。実際に新型コロナウイルスが流行することによって、休みやすくなったというようなことも要因にあると思いますし、利用されないほうがお子さんにとってはいいわけですから、実際に施設、有用性が取れる場ではなくて、今消防衛生保育組合のほうでそういった議論をされているということなので、しっかりとその分析も教育委員会のほうでされて、必要性の有無みたいなどころではなくて、しっかりと要因をつかんでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 看護師のほうといろいろ協議した中で、また進めていければと考えております。よろしくをお願いします。

11番（池井 豊君） 今この資料なのですけれども、問合せが下のところ書いてあるのだけれども、電話とその他というのがあって、その他って何、これ。直接来たけれども、帰ってもらったということなのでしょうか。そこら辺聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、私のほうでその部分を確認をしていませんでしたので、来園含むということで、直接園のほうに来て話を聞くというケースもあるし、あと市町村通してという部分もあろうかと思っておりますので、お願いし



たいと思います。

13番（高橋秀昌君） まず教育委員会のほうでしっかりと考え方をまとめてもらいたいのがあります、病児保育について。加茂の実際の一部事務組合の議員の中にも、効率が悪いとか言う方もおられるのです。でも、病院というのは効率で物は測れないのです。測ったら駄目なのだ。つまり数が少ないから問題ではなくて、親御さん、保護者が働かなければならない。でも、子どもが具合悪い。預けられるという場所があるということが最大の加茂、田上におけるメリットなのです。医療に関してどう捉えるかということをしつかりと行政当局のほうが持っていないと、ややもすると効率だ、もったいない、こんなにお金を使うのはおかしいみたいな形で、縮小や廃止される危険性があるのだと私は思うのです。その点では、所管が教育委員会ですが、本当は医療の分野なのです。そういう分野でしっかりと教育委員会もまた勉強して、加茂にも堂々と物が言える、そういう思想性を持ってもらいたいということ強く求めておきたいと思います。答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 高橋委員のおっしゃる部分、非常に大切な部分だと思いますので、今後また加茂市とお話をする機会がございましたらそういう形で話をしていきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） 加茂市と話をする前に、所管が教育委員会なので、そのところの考え方をしっかりと教育委員会事務局の中でまとめるということ。教育委員の皆さんにもそのことを通知し、しっかりと意思統一をするということが重要だと思うのです。もしこれが保健福祉課であれば、そのところで私は求めるのだけれども、所管が教育委員会なので、求めたいということでは言っているのです。

教育長（安中長市君） 今、高橋委員がおっしゃったことは本当に大切なことだと思います。教育委員の皆様にもこのことについてしっかりと議論していただいて、高橋委員がおっしゃったような方向で進めたいと思っています。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） なければ、3款の幼稚園関係の質疑をこれで終わります。

続きまして、4款の新型コロナウイルス関連のところ、教育委員会に関わるころの説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、4款のほうになりますけれども、決算書のページといたしましては106、107ページ、それから主要施策の成果の説明書につきましては38ページからとなりますので、お願いいたします。

こちら、まず107ページの下のほうに四角で教育対策事業ということで、1,071万6,000円ほど執行しております。こちらにつきましては、主要成果の説明の38ページのところにもありますように、こちら児童クラブの臨時休業中に行いました児童クラブに従事する指導員の報酬、交通費の支払い、それから消耗品の購入ということで、これ学校、それから児童クラブもそうなのですけれども、感染リスクを最小限にしながらということで、必要な消耗品のほうを購入をしたと。それから、衛生用品の購入ということで、こちら学校、児童クラブとも消毒用品をはじめとした衛生用品のほうを購入した経費を執行してございます。

それから、役務費につきましては、こちら学校からの通信料ということで、長期休業中に児童生徒向けに郵送で物をやる際の郵便料ということで支払いをしたものでございますし、13節使用料及び賃借料につきましては、事務機借り上げということで、こちらモバイルルーターの借り上げになりますけれども、オンライン学習の試行をするためにモバイルルーターを借り上げてまして、各校でオンライン学習の試行を行ったというところでございます。

107ページの一番下、教育支援ソフトの使用料ということでございますが、こちら12月補正でしたか、上げさせていただきました端末、G I G Aスクールで購入した端末のほうにオンライン学習を効率的に行うための教育支援ソフトということで、ロイノートというものを導入した経費となっております。こちらの使用料ということで執行させていただいているものです。

続きまして、109ページのほうで施設備品ということでありますが、こちら空気清浄機等の備品のほうの購入をしたものとなっております。

18節のところでは学校臨時休業対策費補助金ということで、59万7,000円ほど執行しておりますが、こちら臨時休業に伴いまして学校給食が休止となりました。それによって影響を受けた学校給食関係事業者に対する補助ということで、6事業者に支払ったところでございます。

その次の修学旅行キャンセル料等補助金ということで、46万3,800円ほどを執行してございます。こちら田上中学校の修学旅行が新型コロナウイルスの関係でキャンセルになったということで、関西方面の修学旅行がキャンセルになったということでキャンセル料が発生しましたので、その分を補助しまして保護者負担を軽減したというものでございます。

続きまして、決算書の111ページのほうお願いしたいと思います。一番上の四角の大学等就学支援給付金ということで、531万8,000円ほど執行させていただいており

ます。こちらにつきましても新型コロナウイルスの関係で収入が減少し、経済的に困窮する学生もしくはその保護者を支援するという事で、こちらの給付金のほうを給付したところでございます。自宅から通学している学生もしくは保護者に1万円、こちらが155人。自宅以外から通学している人には3万円ということで、こちら124人ということで、そのほか郵送料等の経費もございりますが、合計で531万8,000円ほど執行のほうさせていただきました。

続いて、幼稚園対策事業ということで、備品購入費の施設備品93万3,000円ほどになりますが、こちら空気清浄機、それから非接触型体温計のほうを購入をさせていただいた金額となっております。

それから、保育対策総合支援事業ということで、10万円執行してございます。こちらにつきましては、ルーテル幼稚園のつくしルームの関係に補助したものでございますが、こちらの感染症対策の経費に対しての補助ということで、10万円のほう執行させていただいております。

それから、111ページ下から2番目の四角になりますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業ということで、10万円のほう計上させていただいております。こちらは今ほどのルーテル幼稚園つくしルーム、これまた別事業での補助という形になりますが、同じ感染症対策の経費ということで10万円のほう補助させていただいているというものでございます。

それから、決算書の113ページのほうお願いしたいと思います。1番上の四角のA I 体温検知顔認証端末購入事業ということで、223万2,000円ほどを執行してございます。こちらにつきましては、町所有の施設にこのA I 体温検知顔認証端末を設置しまして、新型コロナウイルスの感染症対策を行ったということでございます。設置場所につきましては、主要施策の成果の説明書の39ページのところでございますが、道の駅、各小中学校、ごまどう湯っ多里館、YOU・遊ランド、椿寿荘、役場、交流会館、地域学習センター、竹の友幼稚園、町民体育館、コミュニティセンターということで、13か所設置をさせていただいております。

4款については以上でございますが、よろしく申し上げます。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

4款についての説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑ある方。

7番（今井幸代君） まず最初に、モバイルルーターの借り上げということで、オンラ

イン学習の試行を進めたということなのですからけれども、実際取り組んでみてどういった状況が生まれたのか、そしてどういった課題等含めて、試行した結果についてお示しいただきたいのですが、お願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） モバイルルーターにつきましては、各校にそれぞれモバイルルーター4台借り上げをいたしまして……

（各校の声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 各校に3台です。申し訳ございません。各校3台を借り上げいたしまして、それぞれ学校内で、当然端末が入る前の段階ですので、学校にあるパソコンでこれを利用して、学校内でオンラインの試行、モデル的な活動をやってみたと。その後、今度3校で合わせて、つながり具合であるとか、各校での連絡がどのようにできるかというところからオンライン学習の試行的な部分に取り組んで、学校のほうでそういった意識の向上といたしますか、こういった形で進めていったらいいかという部分を、そこからスタートしたというところでございます。

7番（今井幸代君） これは、生徒が利用したり、生徒を交えて何か取り組んだということではなくて、あくまでも先生方の中での試験的な取り組みをしたということですね。分かりました。それに関しては承知をいたしました。

次に、ロイロノートに関してですけれども、実際令和2年度導入しましたけれども、今学校の現場の先生たちのお話を聞いたりすると、まずロイロノートよりモニターですよというふうなお声を非常に多くいただきました。本当にそのとおりだろうなというふうに思っています。教育委員会、このロイロノートの導入に非常に力を入れておられたけれども、現場の感覚と少しもしかしたらずれていた部分があるのかもしれないなというふうに思いましたし、私自身も予算のこれら審査をする中で、もう少し現場の声を聞き取るべきだったなというふうに私自身も自戒を含めて反省をしているのですが、その辺りのこういった新型コロナウイルスの中でオンラインの学習を進めていくといったときの、令和2年度改めて振り返ったときに、事業の優先度としては本来であればモニターのほうが優先度が高かったのではないかなというふうに私自身は捉えているのですが、教育委員会はどのように捉えておられますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） モニターに関しては、本当に必要だというふうに思っていますが、ロイロノートを入れた経過は、去年のうちに契約をすると、5年間で幾らというのですが、1年目が一応計算上はただになりますよというのがある

て、それは今年からスタートするものですから、去年のうちに契約したいなというのがありました。それから、各市町村に聞いてみますと、ほぼ、60%以上のところがこのロイロノートを採用すると。それから、新潟附属、それから上教大附属もロイロノートを使っているいろいろやっていたというのを見て、ああ、これはどうしても必要だなと思って入れました。ですから、今この夏休みも先生方に集まっていたいて、ロイロノートの使い方を中心にやりましたけれども、校長方から聞いた話では、ロイロノート入れてよかったと、先生方もこのロイロノートがないと大変難しかったなというふうに言っています。ですから、ロイロノートは入れてよかったと思います。五百何十万円もかかったわけですが、5年間これを使えるというのは本当よかったなと思います。ただ……

委員長（小野澤健一君） 局長、そういうことではなくて、今井委員が言っているのはロイロノート入れたのがいいとか悪いとかではなくて、モニターが先だよという話ですから。先ほど冒頭で申し上げたように、的確に質問者の意見を酌んで、余計なことは言われなくて、的確に回答だけしてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） モニターは、本当に必要だと思っています。何とか各クラスに1台実現するように、その点実現するように頑張りたいと思っています。

7番（今井幸代君） 私が言いたいのはそういうことでは、局長、ないのですよ。ロイロノートの重要性とか、ロイロノートに関しての有用性をどうかと言っているのではなくて、こういった事業実施に当たっての順番があるわけです。教育委員会のほうは、モニターよりもまずロイロノートだということでロイロノートを入れたわけ、提案されたわけです。でも、実際令和2年度見ていると、ロイロノート、そんなに早く学校の中で使われたかという、使われていないのですよ。実際に使われていないし、先生たちもまずそもそもその端末、クロームの中にもアプリケーションいっぱいありますよね。そういったものの理解であったりとか使用もままならないままロイロノートを入れて、ロイロノートもまだよく分からない、端末自体もよく分からないという状況になっていたわけです。そういった令和2年度の状況を考えると、学校現場はロイロノートよりもまずモニターが必要でしたというような声を私自身は聞いたので、本来であればロイロノートを入れるより先にモニターを学校のほうに配備するほうが必要だったのではないかなということなので、その順番の問題なのです。私は、ロイロノートを入れるより先にモニターの整備を進めたほうがよかったのではないかとというふうに令和2年度の決算の中では捉えているのだが、

教育委員会はどうか捉えているのだということを知りたいのです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） モニターは、本当に必要だったなと思います。もっと強く予算要求をすればよかったなと思って反省をしています。一日も早く入れたいと思っていますが、ロイロノートを入れたのはさっき言った理由です。去年のうちに契約しなければならなかったから入れました。どうも現場の先生方との、今井委員が認識していることと、私とか教育委員会が認識していることが少し何か違うところがあるかなと思っています。ロイロノートは、すごく先生方に有効で、入れてよかったなと……

7番（今井幸代君） 局長、私はロイロノートを入れたことが駄目だと言っているわけではないですよ。ロイロノートを入れる前に、端末を導入していることはもう決まっていたわけですから、端末の中に入っているアプリケーションのいろいろ理解もまだ進んでいなかった状況だったわけですから、ただリモートでの学習であったり、こういったICT学習を進める中で、こういったモニターがないと結局端末だけを見て作業したりというふうな形になってしまうから、物事のスピード感、導入の優先順位でいけばモニターが先だったのではないかという捉えを私自身はしているのだが、教育委員会はどうかのって、令和2年度やってみてどうかのということを知っているのです。ロイロノートが必要だった、必要ではなかったということを知っているのではなくて、ロイロノートを入れるより先にモニターを入れておいたほうがよかったのではないのですか。令和2年度の状況を見て私はそう感じたのだが、あなたたちはどうですかという質問です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大型モニターにつきましては、皆さん全協等で一旦モニターの話が出てきたという部分を覚えていらっしゃるかと思います。当然教育委員会としましては、ロイロノート、それからモニターというふうに変更して進めてはいたのですけれども、予算の都合上、モニターのほうは削られてしまったという部分で確かにあるのですけれども、そちらのロイロノートのほうが、交付金の関係でそちらのほうが……

委員長（小野澤健一君） 局長、モニターが先でしょうと、必要だったのではないのですか、あなたたちはどう思っているのですかと、それについて答えればいいだけの話。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そこは、当然おっしゃるようにモニターの必要性というのは十分承知していて、予算要求した中で、計画等も上げさせていただいた中で、モニターのほうが削られてしまったという……

委員長（小野澤健一君） 違うのだ。削られてしまったとか云々ではなくて、必要だったのではないのですかということで今井委員が指摘をしているわけだから、教育委員会として今井委員が言っているものについて、そうですね、いや、違います、この2つしかないわけです。それについての的確に答えてもらいたい。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 先ほど言いましたように、今井委員のおっしゃるとおり、モニターの必要性というのは本当に、モニターの有用性、当然ですので、そちらを本当導入できればよかったというふうに感じております。

7番（今井幸代君） 確認なのですけれども、今の答弁を聞くと、実際みんな手探りの中でこれ進めてきたわけですよ。だから、予算提案するときはモニターとロイロノートと併用して話ししてきたけれども、結果としてロイロノートを優先させたわけです、教育委員会としては。だって、この金額でモニター入れることだってできたわけです。でも、教育委員会としてはロイロノートを先に優先させたわけです、事業実施を。でも、実際令和2年の状況を見てみると、実はロイロノートの事業実施を早めるより、モニターの事業実施を早めていたほうが、学校現場の新型コロナウイルスの対応しかり、ICTの推進に資するものだったのではないかというふうに私は捉えたので、皆さんはやってみてどうでしたかということを問うたのです。それに対して今の局長の答弁だと、そちらのほうがよかったのかもしれないという答えて、つまりモニターのほうが優先的かというと、事業実施の早さとしてはそちらを優先すべきだったというふうな形の見解を持っているというふうに捉えてよろしいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） まず、条件整備のほうを進めるべきであったのかなというふうに考えております。

委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

聞いていて思うのですけれども、今井委員が学校の関係者から聴取をした内容と教育委員会が捉えとは、若干の差異があるというような言い方先ほどされた。それって私は問題だと思うのですよ。人によって捉え方がおのおの違う、あるいは相手が人によって内容を変えているなんていうことになると困るので、本当に実態が今、今井委員が言ったような形で問題があるのかなのか、これは教育委員会としてしっかりと、学校の例えば校長先生だけではなくて、現場にいる教職員の人たちから聞いて、しっかりと把握をしておかないといけない事象だろうというふうに思っておりますので、その辺ひとつ実施をしていただきたいなというふうに思っています。

2番（品田政敏君） 今の件に対しまして、私もロイロノートを入れるというの分かつ

ていましたが、これが新型コロナウイルスの対策事業の中で、何でこれが出てくるのか聞かせてください。ロイロノートを入れるというのでもう全協の中で決めましたよね。もう私も分かっていたのですが、新型コロナウイルスの対策事業の中で、ここで何で出てくるのかと。これが通信本来の私が知らなかったソフトの内容で通信機能だとか何かがあったのかと、具体的なものがあれば聞かせてもらいたいのです。

委員長（小野澤健一君） 品田委員、これ突然出てきたわけではなくて、今まで議論してきているわけですから、今さら逆にそんな質問されても答えようがないと思う。したがって、今の質問の趣旨としては私は不適切だと思うのだけれども、どうでしょう。それでもあえて聞きたいですか。

（何事か声あり）

委員長（小野澤健一君） どうですか。あえて聞きたいということであればしますけれども。

（何事か声あり）

委員長（小野澤健一君） 自分から取下げということによろしいでしょうか。

2番（品田政敏君） うん。

委員長（小野澤健一君） では、取下げということで。

ほかございませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） では、4款の新型コロナウイルスについての質疑をこれで終わりたいと思います。

10時を過ぎましたので、ここで休憩を取りたいと思います。

午前10時05分 休 憩

---

午前10時20分 再 開

委員長（小野澤健一君） では、再開の時刻になりましたので、引き続き委員会のほう開催したいと思います。

続いて、第10款ですが、10款はかなりボリュームがございますので執行側のほうの説明についても、詳しく言うなという意味ではありませんが、要点を押さえた説明及び委員の皆様におかれましては、限られた時間の中での質疑になりますので、趣旨を明確にした中で、質疑のほうしていただければというふうに思います。

では、10款について執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、10款のほう説明させていただきます。



資料につきましては、決算書の152ページ、153ページから、それから主要施策の成果の説明書は54ページからということで御覧いただきたいと思います。それでは、10款教育費になりますが、全体の支出額につきましては4億9,900万円ほどとなっております。

それでは、項目別に説明のほうさせていただきます。1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。こちらのほうで168万9,000円ほど執行いたしました。こちら備考欄のほうをお願いしたいと思います。教育委員会費、こちらのほうで168万9,000円ほどの執行となっております。こちらにつきましては、教育委員の教育業務に係る経常経費で、報酬、費用弁償などの執行でございます。

続きまして、事務局費になりますので、154ページ、155ページになります。2目事務局費でございます。こちら5,830万2,000円ほど執行してございます。備考欄のほう御覧いただきたいと思います。事務局費ということで5,830万2,000円ほどになりますが、こちら教育長ほか事務局職員5名の人件費や嘱託の学校管理指導主事、それから訪問教育相談員などの報酬のほかの経費となっております。

続きまして、次のページ、156ページ、157ページということで御覧いただければと思います。3目教育振興費、こちらのほうで6,932万3,000円ほど執行させていただいております。備考欄のほう御覧いただきたいと思います。教育振興費6,611万7,000円ほどの執行でございます。こちらにつきましては、田上コミュニティースクールの運営、それから大学連携の一つであります理科支援員の配置をした経費、それから外国語指導助手、学校図書司書の配置などの経費、それから小学校4年生から6年生を対象としたたけの子塾の経費、それからスクールバスの維持管理に要した経費、それから教職員、児童生徒の健康管理対策、教育機器類の管理に要した経常経費となっております。

このページの中で、157ページの一番下のほうから159ページにかけて、18節の負担金補助及び交付金がございます。これで4,770万円ほど執行させていただいております。負担金につきましては、理科センターや三南視聴覚教育協議会などの教育関係機関への負担金でありますし、あとは次のページに移っていただきまして、町の政策として取り組みました就園就学奨励費補助金であるとか、教育資金の利子補給、それから学校給食費の補助、学校給食多子世帯軽減助成など、例年同様に執行いたしております。こちらの実績につきましては、主要成果の説明書の54ページ、55ページでございますので、お読み取りいただければと思います。

それから、159ページの上から4項目め、施設型給付費負担金ということで大きな

金額3,699万円ほど載っております。こちらにつきましては、幼稚園6施設に給付をしたものでございます。

続きまして、その下の四角の不登校児童生徒対策事業ということで70万9,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、不登校児童生徒対策として適応指導教室、田上中学校の中にございますけれども、こちらを開設した指導員報償費等で、経常経費ということでございます。

その下の四角、教育振興費その他事業ということで249万7,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、スクールバスの車検、修繕等の経費となっております。

続きまして、その下のほう、2項小学校費になります。こちら1億5,610万円ほど執行いたしております。こちらにつきましては、田上、羽生田両小学校、2校分に係る経費となっております。

最初に、1目学校管理費でございます。こちらのほうで1億5,310万円ほど執行してございます。備考欄のほうを御覧いただきたいと思っております。田上小学校管理費ということで1,883万2,000円ほど執行しております。こちらにつきましては、学校医、管理員などの人件費、それから施設設備や衛生管理に要する経費、教材消耗品類の購入費などの経常経費という形になっております。

続きまして、160ページ、161ページのほう御覧いただきたいと思っております。こちらのほうで一番下のほうに田上小学校整備事業がございます。こちらのほうで4,939万9,000円ほど執行してございます。こちらのほう、委託料のほうでは食堂空調設備の設計監理業務の委託料、それから校内情報通信ネットワークの環境整備工事の設計監理の委託料ということで、執行させていただいております。

14節の工事請負費では、田上小学校の校内舗装道路工事、それから学校給食等の空調設備設置工事、それから校内情報通信ネットワーク環境整備工事ということで、工事のほうさせていただいております。

続いて、163ページのほうに移っていただきまして、17節の備品購入費になりますが、こちら新入児童用の防犯ブザーであるとか保健室のソファの入替え、それから保健室用のエアコンが故障したということで入替え、管理員室エアコンの購入、それからこれGIGAスクール構想によります1人1台端末の購入ということで、897万3,000円ほど執行いたしております。

その下の四角になります。田上小学校その他事業につきましては、1,122万6,000円ほどの執行となっております。こちらにつきましては、特別支援学級の支援員とい

うことで6名を配置した経費、それから施設設備などを修繕した経費などを執行しております。令和2年度におきましては、学校の楽器の修繕であるとか暖房器具、AEDの修繕などを行っておりますし、トイレや水回り、照明器具等の修繕も行っているところでございます。

その下の羽生田小学校管理費につきましては、2,553万円ほど執行いたしております。内容につきましては、田上小学校と同様の経常経費となっておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、164ページ、165ページということをお願いしたいと思います。こちら下のほうに四角で羽生田小学校整備事業ということで、3,986万4,000円ほど執行しております。こちら12節の委託料では、田上小同様、食堂の空調設備、それから校内情報通信ネットワークの設計監理委託料ということで執行しております。

14節工事費でも給食棟の空調設備、それから校内情報通信ネットワーク工事ということで、執行のほうさせていただいております。

167ページのほうに移っていただきまして、17節の備品購入費の関係でございますが、こちら新入学児童用の防犯ブザー、それから消火器の入替え、それから管理員室のエアコン、またGIGAスクールの1人1台端末ということで、こちら執行させていただいているものでございます。

羽生田小学校その他事業ということでございますけれども、こちら828万3,000円ほど執行させていただいております。こちらにつきましては、田上小学校同様に特別支援学級に支援員4名を配置した経費となっております。あと、施設設備などの修繕費ということで、AED、楽器、それから椅子、机の修繕、あと水回り等の修繕ということで執行したところでございます。

続きまして、その下の教育振興費ということで、296万4,000円ほど執行しております。備考欄のほうへお願いと思いますが、田上小学校教育振興費で75万5,000円ほど執行しております。こちら教職員の校内研修会ということで、甚句太鼓の講師謝礼であるとか、要保護、準要保護の関係の就学援助費ということで、田上小学校では9名分の支払いをしております。こちらの経常経費となっておりますので、お願いいたします。

その下の田上小学校備品購入費ということで、57万3,000円ほど執行しております。こちら通常の教材備品、児童用図書となっておりますが、そちらの整備を行ったものでございます。

その下の総合学習支援事業ということで、田上小学校になりますけれども、12万

6,000円ほど執行してございます。こちら羽生田焼であるとか地域の自然や産業、環境問題などについて学習をした経費となっているものでございます。

下向きまして、羽生田小学校教育振興費ということで、67万8,000円ほど執行してございます。こちら校内研修の講師謝礼、それから要保護、準要保護の就学援助費、こちら7名分の経費となっております。就学援助のほうは、すみません、169ページのほうに移っております。申し訳ございません。

それから、羽生田小学校の備品購入費ということで、67万7,000円ほどの執行となっております。こちら田上小同様に通常の教材備品、児童用図書の整備ということで行ったものでございます。

総合学習支援事業ということで、15万2,000円ほど執行してございます。稲作の体験学習や地域の産業、梅などについて学習した経費というものでございますので、お願いいたします。

それから、中学校費ということで、5,365万5,000円ほど執行してございます。1目学校管理費ということで、5,031万5,000円ほど執行してございます。備考欄のほうお願いいたします。田上中学校管理費ということで、2,060万9,000円ほど執行してございます。こちらも小学校同様の経費で、学校医であるとか管理員の人件費、それから施設設備、衛生管理に関する経費、消耗品の購入費などの経常経費となっております。

そしたら、次のページになりますけれども、171ページ中ほどになりますが、田上中学校整備事業ということで、2,231万9,000円ほど執行してございます。12節委託料では、G I G Aスクール構想の関係の校内情報通信ネットワークの設計監理業務委託料。14節の工事請負費では、同じくネットワーク環境整備工事。17節の備品購入費では、保健室ソファの購入、それから教職員用の椅子の購入、それから保健室エアコンの購入、それから管理員室エアコンの購入、それからG I G Aスクール構想の1人1台端末の購入ということで、予算のほう執行させていただいております。

一番下にあります田上中学校その他事業ということで、738万5,000円ほど執行してございます。こちら特別支援学級に支援員3名を配置した経費のほか、備品の修理費であるとか、校舎の修繕等の経費となっておりますので、よろしく申し上げます。

続いて、172ページ、173ページのほうお願いしたいと思います。こちら教育振興費ということで、334万円ほど執行してございます。備考欄のほうお願いしたいと思います。

います。田上中学校教育振興費ということで、249万1,000円ほど執行してございます。これにつきましては、学力等調査経費であるとか部活動の支援をする経費、中越大会であるとか県大会などの関係でございまして、そういった経費を執行してございますし、あとは就学援助費ということで、こちらのほうは11名分の執行をしてございます。

続いて、田上中学校の備品購入費ということで、68万2,000円ほど執行してございます。こちら小学校同様の教科用の教材、生徒用図書というものでございます。

あと総合学習支援事業ということで、こちらのほうで16万5,000円ほど執行しております。進路を考える時間を通して学ぶこと、働くことの意義を理解させるためのキャリア教育の推進員をした経費ということで執行したものでございます。

続きまして、社会教育関係になりますが、4項社会教育費のほうでは9,559万8,000円ほど執行いたしました。1目社会教育総務費で3,805万7,000円ほど執行してございます。備考欄のほうお願いしたいと思います。生涯学習事業のほうでは、1,503万6,000円ほど執行してございます。こちらのほうは、職員の人件費、それから各種教室、講座開設に係る経費、それから175ページのほうに移っていただきまして、24節の積立金のところでは、生涯学習センターの建設基金の利子の積立金ということで1万163円を積立したところではありますが、3月議会に提案したように、年度末に基金のほう廃止をいたしまして、残高4,284万8,000円ほどございましたが、そちらのほうは財政調整基金のほうに繰り出しをした形となっております。

続いて、その下、音楽振興基金の利子の積立ということでそこにはございますが、そちらの基金を活用した交流会館コンサートということで、3回ほど開催のほうさせていただいております。

社会教育事業になりますけれども、640万5,000円ほど執行してございます。こちら教育委員会の特別職であります社会教育委員などの報酬、人件費、旅費などの経費、それから民俗資料館の維持管理経費、それから文化団体の活動支援の経費ということで執行させていただいております。

続いて、176ページ、177ページのほうの成人式事業になります。こちらのほうが26万1,000円ほど執行してございます。こちら令和3年3月20日の土曜日、第69回の成人式を実施いたしまして、該当者102名のうち58名の方から出席をいただいて開催したものでございます。大変残念ながら、第68回の成人式なのですが、昨年、令和元年度に開催予定のものを延期して令和2年度に実施する予定でありましたが、コロナ禍でなかなか開催が難しいということで、第68回の成人式については、残念ながら

中止をさせていただいたところでございます。

続きまして、学童保育事業862万9,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、児童クラブ運営に係る指導員の報酬や消耗品類ということで、経常経費という形になっております。開設の状況、利用人数等につきましては、主要施策の成果の説明書の58ページのところに載せてございますので、御覧いただければと思います。田上小学校のほうでは286日間、羽生田小学校では285日間開設をさせていただきました。

続きまして、178ページ、179ページのほうに移っていただきまして、埋蔵文化財発掘調査事業につきまして、こちらのほうで772万3,000円ほど執行させていただきました。こちら新津郷田上地区の県営圃場整備事業に伴いまして、埋蔵文化財の試掘調査を実施したものでございます。令和2年度につきましては、39.6ヘクタールの試掘調査を実施いたしましたところでございます。

続いて、2目公民館費について説明のほうさせていただきますが、公民館費については、2,192万4,000円ほど執行のほうさせていただいております。備考欄の公民館事業費ということで、こちらにつきましては公民館長の報酬のほか、公民館主催事業の経常経費ということで、371万4,000円ほど執行をさせていただいたところでございます。コロナ禍で事業のほうが結構中止となったものが多くありましたが、できる範囲で事業のほうさせていただいているところでございます。例えば早朝ハイキング、囲碁将棋大会、書き初め展など実施をいたしましたところでございますが、地区公民館活動助成なども実施はしている地区もあるのですが、コロナ禍で各地区でも事業の実施が非常に困難であったということから、執行額のほうはかなり少なくなっているところでございます。

一番下の公民館その他事業ということで、73万5,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、旧公民館の最低限の管理に要する経常経費ということで、執行させていただいたものであります。光熱水費であるとか警備の関係の通信料、それから委託料、火災報知機、警備の関係のものでございます。

それから、交流会館の施設管理事業ということで、施設管理に係る経費1,710万7,000円程度執行させていただいております。交流会館の通年を通した管理費というのがこの1,700万円になるのですが、この中で図書関係の経費につきましては、令和3年度、地域学習センターのほうに予算を移っておりますので、それらを除いたものが1年間でかかる経費ということで、御覧いただければと思います。交流会館の利用者数につきましては、本日お配りをした資料の2ページ目になりますが、令和

2年度におきましては、1万8,478名の方から利用いただいているというものでございます。4月、5月の臨時休館ありましたけれども、1万8,000人を超える方から利用いただいているというものでございます。

決算書のほう戻っていただきまして、交流会館整備事業ということで、施設運営に必要な備品の経費ということで、AED、それからジョイントマット等23万4,000円ほど執行のほうさせていただきます。すみません、183ページのほうです。申し訳ありません。

それから、同じく交流会館その他事業ということで、修繕料になりますが、13万2,000円ほど執行いたしております。こちらの看板であるとかガラスフィルムの貼り替え、それからアップライトピアノのキャスター、それから温水器のフィルターなどの交換、それから取付けなどを行っているところでございます。

それから、3目文化活動費ということで、29万7,000円ほど執行してございます。もう一度備考欄御覧いただきまして、文化祭事業ということで、29万7,000円ほどの執行になっております。この文化祭事業では、令和2年11月28日から29日に開催しました文化祭に係る経費ということで、執行いたしましたものでございます。主要成果の説明書の59ページのところに文化祭の開催状況載せてございますので、御覧をいただければと思います。展示の部で151点、芸能の部では12団体ということで出演いただきましたし、交流会館での開催、道の駅のオープンもございまして、2日間合わせて1,340名を超える方から来場していただいたというものでございます。

続きまして、4目コミュニティセンター事業費ということで、421万2,000円ほど執行してございます。備考欄のコミュニティセンター管理事業ということで、421万2,000円程度の執行になりますが、こちらに関しましては施設の維持管理及び開放に係る経常経費ということであります。施設の利用者は、1年間の開館日数が325日で、8,019人の方から利用いただいております。

それでは、次のページ、184ページ、185ページのほうお願いをしたいと思います。地域学習センター費ということで、437万6,000円ほど執行させていただきます。こちらの図書司書、それから図書整理員、管理人の人件費のほか、施設管理に必要な消耗品、それから燃料費、光熱水費、それから委託料、こちらのほうは電気保安業務、警備の関係になります。あと図書情報システムとか機器のリース料などを執行させていただきます。3月8日オープンということで、3月中の図書の貸出しにつきましては1,900冊を超える、本日お配りした資料の4ページのほうに図書の実績が載っております。3月で1,944冊ということで、441名の貸出しがござ

いました。旧公民館の図書室から比較いたしますと、一月の貸出し冊数については4倍、人数については2倍程度というふうになっておりまして、好調な滑り出しとなっております。あとは、各研修ルームの貸出し状況は3ページのほうに載せてございますので、御覧いただければと思います。

その下の地域学習センター整備事業ということで、2,663万円ほど執行させていただいております。主な内容につきましては、施設に必要な書架、本棚です。それから、テーブル、椅子などの備品2,443万2,000円ほど執行させていただいておりますし、図書費といたしまして、219万7,000円ほど執行させていただいたところでございます。この219万7,000円で1,345冊の図書を購入したものでございます。今現在の蔵書数につきましては、直近の数字で1万5,000冊程度という数字となっております。

それから、地域学習センターその他事業ということで、9万9,000円ほど執行のほうさせていただいております。こちら需用費、修繕料で、工事のほうで改修をしなかった建具の修理であるとか、不足する照明器具の取付けなどを行ったものでございます。

続いて、下のほう行きますと、5項保健体育費になります。こちらでは6,473万7,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、体育、スポーツの振興、それから学校給食に係る経費となっております。

それでは、1目保健体育総務費のほうから説明いたしますが、そちらのほうでは68万9,000円ほど執行させていただいております。備考欄のほうお願いしたいと思います。保健体育総務費ということで、68万9,000円ほど執行してございますが、こちらスポーツ推進委員などの人件費、旅費、スポーツ振興と技術レベル向上の観点から8人の方にスポーツ報奨を行いまして、負担金補助及び交付金ではスポーツ少年団8団体などの活動支援を行っております。こちら主要施策の成果の説明書60ページのほうに全国大会の出場報奨、スポーツ少年団の育成助成ということでまとめたものを載せてございますので、御覧いただければと思います。また、このスポーツ報奨の関係の1名が昨年10月に新潟市で開催されました第104回の日本陸上選手権大会の女子砲丸投げ競技におきまして、当町の高橋由華選手が見事優勝されたということで、スポーツ栄誉賞として表彰を行ったところでございます。

続いて、186ページ、187ページのほうお願いしたいと思います。2目総合体育大会費ということで、232万1,000円ほど執行してございます。備考欄のほうお願いしたいと思います。佐藤杯駅伝競争大会費ということで、第61回の大会を開催させていただいたわけですが、こちらコロナ禍で町内のチームのみの参加ということで



限定をさせていただきまして、11チーム参加で大会のほう開催させていただきました。その関係経費23万7,000円ほど執行させていただいております。

その下の各種大会費ということで、208万4,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、町主催事業のスポーツ大会などを田上町スポーツ協会に委託をして実施をしたものでございます。開会式などの行事のほか、新型コロナウイルスで中止をした大会もありましたけれども、野球やテニス、バスケットボールなど球技大会を委託し、開催した経常経費となっております。

その下行きまして、3目体育施設費の関係になりますが、934万3,000円ほど執行をさせていただいております。こちらについては、主に町民体育館、羽生田野球場の管理に要した経費となっております。備考欄お願いいたします。町民体育館管理費ということで、374万4,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、施設の維持管理に要しました経常経費となっております。町民体育館の利用状況につきましては、本日お配りした資料の一番後ろの一番下に利用状況を記載してございます。御覧いただければと思います。その前のページには羽生田野球場の状況を載せてございます。こちらでは、延べ利用者として5,243名という数字となっております。こちらのほうは、YOU・遊ランドの指定管理を行っています環境をサポートする株式会社きらめきのほうから、施設の一体的な管理をお願いしているものでございます。

それから、188ページ、189ページのほう行っていただきまして、こちらのほうで町営羽生田野球場の管理費、それから体育施設その他事業ということで、83万1,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、町民体育館のケラバの修繕ということで補正でお願いした経緯があらうかと思いますが、その修繕のほか、漏水修理等の経費となっております。

続きまして、4目学校給食施設費ということでお願いしたいと思います。こちらのほうで5,238万2,000円ほど執行させていただいております。こちらにつきましては、学校給食につきましては、1年間194回を基本原則といたしまして、1日当たり約800食の給食を提供してきておるところでございます。週5日の学校給食のうち米飯給食を週3.5回、パンを1回、麺を0.5回の割合で、栄養とか衛生管理を行いながら、地産地消に心がけまして、食育の推進を図ってきているところでございます。

それでは、190ページ、191ページのほうお願いしたいと思います。学校給食施設整備事業ということで、3万4,760円を執行しているものでございます。こちら施設備品ということで使用しておりましたカラープリンターが壊れたということで、更

新をさせていただいたものでございます。

その次の学校給食施設その他事業ということで、60万9,000円ほど執行してございます。こちらにつきましては、調理器具の修繕、それから配送車の修繕などを行っているものでございます。

1つ説明を飛ばしてしまいました。前のページに戻っていただいて、学校給食施設費という形の中で、5,173万8,000円ほど執行してございますが、こちらにつきましては職員、それから会計年度任用職員などの人件費、それから調理場の維持管理、衛生管理などに要した経費となっておりますので、お願いいたします。

以上で10款のほうの説明を終わらせていただきます。

委員長（小野澤健一君） どうもありがとうございました。

10款の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方。

6番（中野和美君） 4点ほどございます。

まず、159ページの中ほど、適応指導教室が設置されているわけなのですが、不登校の子どもたちというのは学校に来ること自体がもう本当に精神的につらいところがあるので、今まではこういう指導教室に何とか頑張ってきて来たということもあったのですが、GIGAスクールも取り入れたということで、今後リモートで元気な顔を適応教室の先生に見せるとかという方法も、もしかしてありなのではないかなと思っているのですが、そしてリモートで授業を受けることで、出席、実際そういうところやっている学校もありますので、ちゃんと出席扱いになるのかどうか、今後どうしていくのかということ、もし考えられていたら教えていただきたいのと。次に169ページ、説明がなかったような気がするのですが、需用費のところの不用額がかなり大きく、258万円ほどありますので、この辺もし教えていただけたらお願いいたします。

それから、177ページの学童保育の事業の報酬のところ、指導員、これほかのところは何名、何名というふうに伺っていたと思ったので、ここ私が聞き逃したのか、学童指導員が今何名体制でやっていらっしゃるのか、こちらも教えてください。

4つ目ですが、埋文事業の発掘調査なのですが、ちょうど数年前に大変貴重な文化財が出たということで、田上町全国放送になっていましたけれども、この発掘事業というのは、私そのとき地元にはなかったものですから、これいつまで続くものなのか。そのときのお話、それと今後どうなるのか教えていただけたらと思

いますが、お願いいたします。

教育長（安中長市君） 適応教室のほうだけ私が答えさせていただきます。

今中学校のほうで今月中に、もう先週あたりからしているのかもしれませんが、なかなか学校に来れない子に学校のタブレットを渡して、まずやってみようということで始めました。適応教室では、適応教室にいる子にもタブレットを渡してやっているのですが、中野委員がおっしゃるような場合には、本当は学級担任がいいのだけれども、なかなか難しいという場合、適応教室の先生とリモートということも視野に入れていきたいと思っています。

出席扱いになるかということなのですが、これが非常に全国でいろいろな考え方があって、今一生懸命調整しています。教育委員会としての立場をどうしようかというふうにしています。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 中学校費のほうの不用額お待ちいただきまして、その次の学童の指導員の関係ですが、田上小学校のほうで5名、羽生田小学校6名で今対応しております。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） いえ、学童の指導員の関係です。学童の指導員の関係は、田上小学校で5名、羽生田小学校6名で今対応しております。

埋文の関係ですが、これ発掘がいつまで続くかということによろしかったでしょうか。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 昨年度、新津郷のほうは終わりましたけれども、今年度、横場地区の県営圃場整備の関係で、令和3年、令和4年ということで今予定されております。そのほか、大きな開発があれば何かしら発掘はしなければいけないのですが、それは市町村の中でしなければいけないという形になっておりますので、いつまで続くかと言われると、その事業がある限りという形になるかと思っております。

中学校の不用額、需用費の大きかったものは、学校休業の関係とかございましたので、電気料、光熱水費なんかが結構執行残として残ったものでございます。よろしかったでしょうか。

11番（池井 豊君） 179ページ、公民館その他事業で、渡邊勝衛委員も質問していましたが、渡邊委員は危険性からでしたけれども、私こんなに旧公民館で毎年お金がかかり続けるというのも非常に問題だと思うので、これは経費的な観点からい

っても、早急に解体の段取り、一挙にやらなくても、年次的にでもいいと思うのですけれども、これ方向性出さないとお金の無駄遣いと言われるのもそうですし、渡邊委員が指摘したように危険性の問題、また今度放火されたりとか、様々な問題につながってくると思うので、経費的な面から方向性を出してもらいたいと思います、というところで改めて回答ください。

それから、187ページのところで、報償のところで、今回高橋由華選手、私も子どもの頃を見ているので、全国優勝で、そういう報償よかったと思います。これ検討してもらいたいのですけれども、教育長も言っていましたが、体育協会、スポーツ協会の中で飲み会になるといつも言われていたのが、オリンピック選手かプロのスポーツ選手出したいねという話をずっとしてきました。とうとう遠藤善選手がプロバスケットボール選手として今年デビューするわけです。まだシーズン始まっていませんけれども。これ田上町にとってみれば快挙なので、彼の活躍の度合いを見ながら町として、これからずっと言われます。新聞に、活躍すれば、田上町出身、遠藤善選手がと言われる。町のPRにつながるので、町を挙げてどういうふうに、表彰と言ったらおかしいけれども、するか考えてもらいたいと思っています。

それから、その下の佐藤杯駅伝、令和2年度はコロナ禍で町内チームに限り行われました。こういうやり方で行って、成果がどうだったのか。町外もいないと盛り上がらなかったなとか、でも、町内でもそれなりにというふうなことだったのかというところの評価を聞かせてもらいたいのと、あと今年の開催も同じようにやるのか、そこら辺もお聞かせください。

教育長（安中長市君） 遠藤善選手は、今バスケットで大活躍を始めました。私が中学校に勤めていたときの生徒でもありますので、どんな形で支援をしていくか、積極的に関わらせていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、駅伝のほうを先に回答させていただきたいと思います。係長のほうから説明させていただきます。

生涯学習係長（相田岳人君） 田上町教育委員会の相田です。よろしく申し上げます。

佐藤杯駅伝の評価の部分、町内の部でやった評価についてですが、終わった後に実行委員会を開催しまして、そこで評価をいただきましたところ、町内の部でやったというところで、コロナ禍でやらさせていただきましたので、参加者にとっては非常に安心して参加できたというような声をいただきました。今年度につきましても同様に町内の部という形で開催したいと考えております。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、旧公民館の関係でございますけれども、

令和3年度につきましては、教育委員会のほうの予算には計上していないのですが、こちらにつきましては、方向性につきましては総務課のほうと至急詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

7番（今井幸代君） まず最初に、GIGAスクール関係になるのですが、端末購入する際に故障した場合の取扱いに関して、保険を掛けるのは非常に金額的にも難しいので、少し余分に購入しておいて、何か壊れた場合は取替えをするというふうに認識をしていたのですが、学校現場のほうにはそういった壊れた場合、故障した場合等含めて、どういった説明をされたか確認したいのですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 端末の故障の取扱いということでございますけれども、基本的には1年間はメーカー保証のほうがついておりますので、そちらのほうでの対応を今させていただいております。購入台数のほうが令和元年度の児童生徒数を基に台数のほうはじいておりますので、若干子どもの数が減っておりますので、少しは余裕台数があるので、故障した場合お子さんに、故障した機種と取り替えて使っているケースもございます。あと学校現場に対しましては、1年間保証があるので、故障した場合にはメーカーのほうへということで話をさせていただいているところでございます。

7番（今井幸代君） そのメーカーの保証外、例えば大事に使っていたけれども、ふいに落としてしまったりとかということもあり得るわけです。そういった場合に関しては、きちんどういった対応取るということは説明はされておられますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 故障というか、破損の場合ですよね。破損の場合については、今現在であれば余裕台数での対応が可能なのですが、今後そういった当然破損とかも考えられますので、保険を掛けるよりは、少し備品のほうの予算を計上させていただいた中で、破損の場合の代替機のほう購入していかなければいけないのかなということで今考えております。

7番（今井幸代君） ということは、令和2年度において、例えば破損等に関してどうするというふうな形での説明は特段なされていなかったということなののでしょうか。今そのような形で考えているということで、令和2年度、学校のほうにどういった説明をしてきたというところに関しては、特段そういったことはなかったということなののでしょうか。何が言いたいかというと、学校のほうで非常に先生が不安に思っておられるのです。というのも、自分たちはこれ壊したら次はないからねみたいに使われていると。そういうふうな形で使われていると、本当はもう少しいろんな活用をしたいと思っているのに、もし故意ではなくて壊してしまった場合にどのよう

に対応するのか、そういった手段がはっきりしていないと活用に少しちゅうちよしてしまう部分があるというふうな声を聞いています。ですので、しっかりとこの部分をどのように対応するのかというのを明確化していただいて、仮に故意で壊した場合は、例えば保護者のほうに負担をさせることになるのか否かも含めて、メーカー保証も1年で終わるわけですから、故障も含め、破損を含め、こういった対応を教育委員会を取るのかということをしかりと明確化させて、かつ現場のほうにしっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。教育長は、これは文房具なのだというふうにおっしゃいましたよね。ノートや鉛筆と一緒に文房具として使っていただくものなのだというふうに言っておられたわけですから、それに関しての取扱い、しっかりと示していただきたい。本来は令和2年度の中でやらなければいけなかったことだろうというふうに思いますので、その部分もう早急に対応していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（安中長市君） 破損とか、それから故障に関しては、校長と大分相談をしておいたのですが、今のお話聞きますと、先生方のところにきちんと伝わっていないということで、大変申し訳ございません。早急に先生方のほうにも伝えていきたいと思います。今年は、故障は何とか対応できるのですが、来年からどうしていくかということに関しては、教育委員会としても予算を計上して対応していきたいというふうに考えています。

7番（今井幸代君） しっかりとその部分のまず対応をどうするかということを確認して、保護者含め、議会含め、しっかりと示してください。

次に、今GIGA導入して、端末のおおよその耐用年数を考えると五、六年になってくると思うのです。その後どうなっていくのか、国の動向もまだ分かりませんが、初回の今回の導入に関しては国も補助出すけれども、今後補助があるかどうか不透明なわけですから、町としてはこれをしっかりと切り替えていくときの算段を今から準備しておかないといけないと思うのです。国がはっきり決まらないことを待っていて、財政面での工面ができなかったなんていうふうになったら困るわけですから、町としてどういうふうに切替え時期、更新時期に対応していくのかということ、今からはっきりと考え方を持っていないと対応し切れなくなる可能性があるのです。その部分、現場の教育委員会のほうで何か考えているようなものがあれば聞かせていただきたいなと思いますし、その辺どのようにしているのか、お願いします。

教育長（安中長市君） その点は、多分どこの教育委員会も、県も本当に一番困ってい

ることだと思っています。数日前にリモートで30市町村が参加をして、ICTについてのリモートの会議があったのですが、そこで文科省から来られていた方にお聞きしたのですが、残念ながら今はまだお答えできないというお答えでした。本当に今井委員の言うことはよく分かるのですが、これどうしても田上町だけで対応するのは大変難しいなと思っています。来月町村教育長会議があるので、その一番の議題に上げていきたいと思っています。ちょうど私が研修担当だったものですから、それを研修の題材にさせてくれと、端末の切替えはどうするのか、それから電子教科書になっていく形になるのですけれども、その対応はどうするのか、それからリモートの持ち帰りに関して、実際にやっているところのいろんな情報を入れながら前に進みたいと思っています。

7番（今井幸代君） 県で足並みをそろえて、県としてしっかりと要望することもあり、それも非常に重要なことですし、あわせてもし本当に国県の補助がゼロベースだったときに、そういったときどうやって対応するかということも頭に入れながら、今後の見通しであったりとかお金のつくり方を含めて、積立てを含めて検討をする必要があるだろうと思いますので、お願いいたします。

次に、教育委員会の交流会館なのですけれども、非常に利用していただく方も増えてきて、いいことだなというふうに思っているのですが、1点、Wi-Fiが研修室等で全く使えないというのは、今リモートの会議等当たり前になってきています。リモートでの出席参加というのも当たり前になってきているわけですから、交流会館での、中継機置いて、構造がコンクリートだから、電波が飛ばないとかいう話も聞いているのですが、何かしら研修室でも会議等でしっかりと環境を整えるように整備を進めていただきたいなと思うのですが、その辺りどのように考えているのか。今あと教育委員会が持っている施設、地域学習センターは全館でWi-Fiの利用が可能だと思いますが、コミセン等を含めて、今公共施設のWi-Fiというのも、もはや必需品になってきつつあると思います。その施設の利用の目的にもよるとは思いますが、民間のそこまでセキュリティ必要なものもないと思うのです。なので、例えば民間のプロバイダーと契約をして、Wi-Fi接続できるような形で整えても、月額5,000円とか、対応できるようなものもあるのではないかなと思いますので、ぜひそういったWi-Fi、公共施設のWi-Fiの設置等もぜひ検討していただきたいなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問ですけれども、Wi-Fiの環境整備ということで、交流会館については、ご存じのように1階についてはWi-Fi可

能でありますし、2階、3階についても配線をしてあるということなので、その辺また予算のときに協議をして対応を進めていきたいと思っておりますし、そのほかの施設についても併せて検討は進めていきたいと思っておりますが、なかなか全て同時に準備というのは難しいかと思っておりますが、順次対応していければというふうに考えております。

13番（高橋秀昌君） まず最初に伺いたいのは、弱い子どもたちをどう守るかという課題なのですが、そこで伺いたいのは、登校できない子どもの数がどのくらいいるのか、これについてまず説明をお願いしたいのと。できるだけ毎年年次的にどういう変化があるのかについても表として出してもらいたいのです。その上で、どういふ対応をやったら、適応教室をやっていることは分かりますが、来れない子どももいるわけで、そういう子どもたちにどういふふうに接しているのかというあたりについても明らかにしてもらいたい。

それから、来れない子どもの、少なくないところで見えないいじめというものがあると思うのですが、これについて、日本というのはいじめを撲滅すると言先では言うけれども、実際に学校長が責任を持ってやるという立場に立っていないというふうを感じるのです。こういう点でも、弱い立場の子どもをどう守っていくかというのはすごく大事なことで、親御さんに任せっきりにしないということが大事だと思うのですが、その点での情報を提供してください。

教育長（安中長市君） どれぐらいの不登校の子どもがいるかということなのですが、今ちょうどその表がないのですけれども、小学校2つ合わせて毎年3人から5人ぐらい、中学校が多くて毎年10人から13人ぐらいというふうになっています。前もどこかでお話をさせていただきましたけれども、田上中学校、今落ち着いて、大変充実した教育ができていのではないかなと思っておりますが、不登校のことが私は今一番重要な課題だと思っております。毎月園・校長会では、必ずもう個々の名前も挙げて、その子どもが今どうしているか、少しいい方向に行ったのか、今こうしているかというのを時間を割いて情報交換をしています。それから、教育委員会所属の家庭訪問相談員、佐藤先生が非常に、もう昼、夕方問わず、ご自分のお休みの日でも出て行って、家庭のほうに入って、家庭と連携を取っています。なかなか改善されないのですが、どうしてなのかというその原因も含めて一生懸命やらせていただいておりますが、数字が改善できないというところは実際にございます。

それから、さっきのいじめに関してですが、いじめによって不登校になるというのが一番大変なことだと思っておりますので、そういうふうに来れなくなったときに



関しては、いじめではないかということをもまず考えてみて対応させていただいていますが、いじめが原因でという子どもは、今のところは不登校の中にはいないというふうに認識しています。確認できたのはないというふうに思っています。完全不登校の子どももいますし、時々出てくる子どももいますし、1週間に1日、2日休んでしまう子どももいるのですけれども、一人ひとり本当に原因やなり方というのですか、そういうふうになってしまったことも違うので、一人ひとり丁寧な対応に心がけていきたいと思っています。

委員長（小野澤健一君） 資料提供されるのですよね。不登校について資料の提供ということで、推移が分かるようにということで高橋委員からありましたが、これはご提出はいただけますよね。

教育長（安中長市君） 近日中に出せます。

委員長（小野澤健一君） 近日中と言われても、これ……

13番（高橋秀昌君） 委員会で出してもらいたい。

教育長（安中長市君） 分かりました。

13番（高橋秀昌君） データ出ているでしょう。

教育長（安中長市君） 分かりました。

13番（高橋秀昌君） 簡単に。

教育長（安中長市君） 今出ないので、今日の午後の会議に出して。

13番（高橋秀昌君） その子どもたちと直接接しているわけではないので、実態をつかむことは私自身ができないのですが、こういう専門のお医者さんがおられることご存じですよね。そういうところに自主的に子どもが行けるようになることから始まって、時間はかかるのだけれども、時間とともに解決するという事例が、テレビの受け売りですが、現実には起こっていることを知りました。たまたまそれは学習障がいという、そのお医者さんは大学の先生なのですが、誰もが学習障がいを持っていると言ってもいいだろうとまで断言されたのです。学習障がいを特別な障がい者と見る必要がないということも私分かりまして、そういうこともあるので、そうした点でのぜひ研究をしてもらいたい。私も全く素人で、受け売りなのですが、なるほどということが分かりました。私ごとですが、何と自分の息子が学習障がいだったということを近年知りました。学習障がいってみんな異常に感じるでしょう。普通に仕事をし、普通に子どもと接して、普通に生活をしていても、学習障がいだということが専門家の医者によって発見できたのです。そして、その子は自分もう能力がないのではないかと考えていたが、お医者さんにかかって、専門の医者にかか

って、あなたは学習障がいですよと言われてほっとしたと。その原因が分かれば、あとは自分でどう努力するかということ、私ごとで申し訳ないのだけれども、自分の息子が言ったということで、本当にちまたにそういうことがあると。親も分からない。本人は苦しんでいたけれども、その原因によって自分が解放されたというような、そういう経験を私自身の家庭で持つことができた。それは、この不登校の子どもたちに全て適用するわけではありませんが、そうした点でも研究の幅を広げることが、教育委員会の事務局や教育委員会のメンバーの方々にも必要だと感じましたので、要請しておきたいのですが、いかがでしょうか。

教育長（安中長市君） 今各学校に1週間に1回か2週間に1回、すみません、今少しずつ変わっていつてしまっているんで、1週間に1回か2週間に1回、スクールカウンセラーという方が派遣されています。これは、県から派遣されていて、これはそういう資格がある、そしてまた経験がある、非常に相談しやすい方なのですが、その方に年間、子どもだったり、あるいはその子どもを抱えている先生方が相談すると、相談できるという体制があります。

それからもう一つ、高橋委員がおっしゃった、学習障がいを含めた発達障がいに関しては、ここ10年非常に学校の中でも先生方の中でも理解が進んでいると思っています。学校の先生、それから家庭訪問相談員、それから教育委員会の所属の保健師等も含めて、そこのところは毎年しっかり研修していこうと言っています。高橋委員がおっしゃるとおり、これからも研修をしっかりと、一人ひとりに対して適切な対応ができるように心がけたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） 次伺います。

決算書では159ページ、それから施策の成果では55ページのところの学校給食補助金という、77万3,000円が入っています。これは、私自身が相当古い過去に、当時地元のコシヒカリを食べさせたいというPTAの運動の中から実現したものだと思います。私は、10年間議員でありませんでしたので、そこのところは分からないのだけれども、非常に歴史のある運動の中で生まれたものなのです。ずっとこの支援をしてもらったということは重要なことなのですが、それに関して当時は田上農協という田上町の農協、独立していましたが、そこからお願いをしたという経緯があります。今は、私はもう少し幅を広げる必要があるのではないかと思ったのです。先ほど事務局長が地産地消については、十分原則として考えているという趣旨の発言がありました。これは、学校給食も含めてなのですが、こうした学校給食や、それから町が今やっているコシヒカリの学校給食への提供について、もっと具体的に地

産地消という角度から研究したらどうかということをご提議しておきたいのです。これは、言葉はすごく簡単なのです。地産地消、地元で取れたものを地元の子どもたちに提供し、そしてそれを食育として、教育的観点から給食を見るという、言葉はすごく簡単なのですが、ここの田上町の教育に関する事務の点検及び評価報告の中にもありますように、食材というのは1年間を通じて同じものが提供されることはありません。これは、日本のどこに行っても同じなのです。ですから、栄養士の方々はそんなことをするよりもお店に頼んだほうが、電話一本でスーパーから送られてくるわけですから、非常に楽なのです。しかし、地産地消となるとそうはいかない。当然冬はないし、大根の季節は決まっているし、キャベツの季節も決まっています。そういう中で地産地消を行うということは、一給食センターの調理員や栄養士一人ではできないわけがないのです。そこは、簡単に農協ではなくてこの地域の農家の有志の人たちを組織する。そして、そういう人たちが、家いいよと、私ではなくて、自分自身ではなくて、私たちが地産地消のためにグループをつくって、出せる人から全部提供してもらって計画書を出せるよと、そういった組織の取り組みがあって初めて、つまりバックアップがあって初めて学校給食とかそういうのに使えるのだと思うのです。そういうものについて面倒くさがらないで、ぜひ研究してもらいたいと思います。地産地消は相前から言われているが、実際にはなかなかできないのです。それは当然のことなのです。食料というのは、そんな同じようなのできるわけない、工場の製品と違うわけですから。そうした点で、ぜひ研究して近年中に、近日ではなくて近年中に、そういうものについての展望をつくり出してもらいたいということをご要求したいのですが、いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 学校給食の関係で、地産地消という部分でのお話でございます。今現在、共同調理場のほうでは、にいがた南蒲農協あたりを通して地元の野菜を確保しているという部分があるかと思っておりますので、そういった部分に関しても高橋委員と言われるように研究をさせていただきまして、今後検討していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） これは、極めて重要なことだと思います。先ほど委員長が言われたように、地域経済の循環という視点からも、子どもたちへの、あそこのお父ちゃんを作った、あの畑で取れたのだよということが言える、そういう側面でも非常に優れた内容だと思うし、全国的には北海道で例があるのです。そういうことありますが、ぜひ研究してもらいたい。

最後の項に移ります。その同じページに学校給食費多子世帯軽減助成ということ

で581万1,204円が計上されています。これは、私自身が、まず伺っておきたいのは、これは町長の発案で行われたものですが、学校給食多子世帯軽減助成ということと、全国で今言われている学校給食無償化というものについて、これを結びつけて考えている、位置づけを持っているかどうかをまず教育長に伺いたい。

教育長（安中長市君） 教育委員会が補助をしまして、学校給食を全部無料にするというのは大変理想だというふうには思っていますが、なかなか財政面で大変難しいかなというふうに思っています。ほかのところでもいろいろやられているので、どんな仕組みでどんな考え方でやっているのか、研究していきたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） そういうこと言っているのではないのです。私全部無料にしなさいと言うわけない。だって、無料にしたら、町長、あしたから寝ていなければならぬ。5,000万円もかかるのだ、4,000万円も。そうでしょう。そんなことできないの私は知っている。そうではなくて、全国に今学校給食無償化という動きがあるよということ、これを位置づけていますかと聞いているのです。いいです。答えはいいです。

私は、佐野町長がこれをやられた最初の年、このとき論戦しました。そんなけちけち言わないで、各家庭の中に2人、複数の子どもに対して支援すべきではないかという、けんけんがくがくやったけれども、町長は頑として私の意見を受け入れなかった。いや、そうではないと、学校の中で2人子ども、3人子どもというところでやるのだと言って、実際やられました。私は、議論したけれども、この町長の提案を否定はしていなかったのです。それで、私今回一般質問の中で、私の提案をやったら1,000万円も金がかかるから駄目だという、本当に鼻でくくったような答弁が来てびっくりしたのですが、この1,000万円の根拠を聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 高橋委員のご質問ですけれども、一般質問での答弁の1,000万円の根拠という部分でございますが、今現在学校にいる児童生徒が世帯で第何子かという部分をなかなかこの期間調べるのは非常に難しかったということで、今第2子、第3子に助成金を交付しているわけですけれども、助成金を交付していないものを第1子と捉えた場合、第1子に給食費の15%を掛けて第2子、第3子分をプラスした金額が少し上回ったということで、約1,000万円というような数字とさせていただきます。

13番（高橋秀昌君） この1,000万円を総務課、財政と議論して、いや、財政がとても出せないから駄目だよという、そういう結果としての答弁なのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 予算計上に関しましても、非常に毎年予算獲得す

るのが厳しい中で、その項目で100万円、200万円というとなかなか……

13番（高橋秀昌君） 総務課と相談して駄目だよと言ったのかね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらも一般質問の回答を検討する中においてそういう表現とさせてもらってもいいかという部分含めまして、庁議のほうでもお話をさせていただいた部分あるのですけれども、その中で特段異論もなかったということでこういう表現をさせていただいたという部分でございます。

13番（高橋秀昌君） いいですか。あなた方は予算持っていないのだよ。私も保健福祉課とか町民課とか、ほかのところでも言うのだ。あなたたち予算持っていないのだと、全部予算握っているのは財政係、総務課だ。要求するときは、まず総務課説得するしかないのだと。そうでしょう。それなのに軽々に1,000万円かかるから駄目だと言われて、これ正直言ってこんな答弁してどうなるのだと思って聞いていたのだ。だから、第2子でも、町長に、では幾らなるのだと聞いているのです。でも、町長は高橋は第2質問で、そのこと言うよという予測答弁用意していなかったでしょう。いいですか。私は、町長いじめているのではないのです。これは、町長が発案したものが3年経過しているのだ。また同じことをやるのか、少しでも発展させるべきではないかという考え方から出ているわけでしょう。いいですか。私は調べたのです。実際に、1人しか子どものいない世帯の数は、中学生が97人になるのです。小学生は忘れてしまった。ごめんね。それで、これを給食費で計算するのだ。小学生、1か月4,900円でしょう。中学生が5,800円でしょう。これを年間掛ければ出ますよね。その合計額を小中学校、1人の子どもに、15%にすると、15%引くのだ。190万円のできるのだ。10%でやれば127万円のできるのです。いいですか。ところが、新たに127万円や190万円を出す必要があるか。出さなくたっていいのです。なぜか。令和元年は、予算は700万2,000円の予算出しましたね。それで、決算は665万円何がし。35万1,000円満たしていないのです。令和2年、この今議論している年、717万1,000円の予算書をつくったのです。議決したのです、町長と議論したけれども。ということで、議決したでしょう。ところが、決算書は581万1,204円しか使っていない。つまり135万9,796円余裕があるわけでしょう。私が提案した子ども1人の世帯も含めて15%差し引いたらどうかという提案で、あなた方は1,000万円も全体でかかると言ったけれども、190万円ですから、580万円に190万円足せば幾らになりますか。700万円ちょっと出るだけでしょう。こういう基礎的なことも調査もしないで、それで鼻をくくったような、1,000万円もかかるから駄目ですって、あなたそれ町長に答弁させているのだ。私は、自分の提案を町長に押しつけているのではないのです。

町がつくったこの案を、これは全国の無償化の流れの中で極めて意義があると。現実は何で意義があるか。文科省は、全国に学校給食無償化の調査をやっているのです。だから、どこの自治体がどれだけやっているかみんなつかんでいるのです。なぜか。それは、もしも全国の自治体が田上のように次から次へと、無償化ではないのだけれども、補助出していったときに、文科省もいつかやらなければならないのではないかという思いがあるから調査しているのです。ところが、あなたゼロ回答したわけでしょう。私は、こういうスタンスで本当に田上町長を支えていく側になっているのかという疑問さえ浮かんだのです。言っていること分かりますか。何でその数字私に分かるのだ。数字なんか分かるわけないでしょう。分かるわけないから、つかんでいるところ行って聞くわけだろうが。あなたたちは、その数字さえもつかまないで1,000万円かかると言ったのだ。率直に言えば議会に対する侮辱だ。私の質問に対して侮辱だ。これをあなたどう考える。

町長（佐野恒雄君） 多子世帯の軽減助成、私のほうで3年前に提案をさせていただいて、皆さんの議決をいただいた中で今進めてきているわけです。確かに高橋委員おっしゃるように、今そうした給食の無償化という流れは確かにあります。そういう中で、3年前に私はこの政策を打たせていただいた。それは、私間違っていなかったっておかしいですけれども、若い世代の経済的な負担、本当に2子目、3子目持つということは非常に大きな負担がかかるのだと。そうしたことを少しでも軽減をしたかった。そのことによって2人目、3人目も子どもを持ちたいと、そういう希望が持てるような、そういうことを期待してというか、願ってこの政策を打たせていただいたわけです。その前に、私が答弁させていただいたわけですがけれども、15%のあれが1,000万円と、別に鼻くくったわけではないのですけれども、私自身が別にそういう計算も何もしていない中で答弁をさせていただいた、それは私の謝罪しなくてはならない問題だろうと思いますけれども、そういう一つの、国のというか、流れの中で、少しでも今の助成が、3年を経過した中で少しでも進展という、その高橋委員のおっしゃられるのは非常によく分かります。一般質問のお答えの中でもお答えをさせていただいたように、確かに全部また今度経費として、毎年毎年の経常経費として上がってくるということが、そのことがなかなか財政的に非常に厳しいのだなということで、答弁をさせていただいたというわけですので。

13番（高橋秀昌君） 町長弁明されているけれども、大体歴代の町長は、私の知る限り、町長が執筆するというのはほとんどないのです。いいのです、別にそのことは。問題ないのです。そのことが問題ではないのです。所管する課が執筆するわけだ。つ

まり専門的な分野の人が書くわけだ。だとすれば、その数字の根拠が明確である必要があるのだ。逆に言えば、高橋の言うていることは駄目だと、うちは町長が言うたとおり以外は一切受け付けないという答弁もあるのだ。でも、私がびっくりしたのは、1,000万円もかかるから駄目だと答えたから、1,000万円ってどうやって数字出したのだらうと思って調べたわけだ。そんなにかかるものかいと。かつてのときは、各家庭で、2人、3人のときは1,000万円以上かかるということが分かったのです。私は、数字にちゃんとこだわって調べたのです。そうしたら、1,000万円なんかかからないではないかと。つまり当初予算に匹敵する額を出すことだけでも前進なわけでしょう。だって、580万円しか決算ないのだから、700万円余も出しておいて。そうしたら、高橋の言うていることの15%なんか絶対無理だな、せめて700万円の範囲内だったら何とかなるよとか、あるいはそうでないよと出すならまだ私は意見の違いとかいうことで、それはそれで済むのです。でも、全く根拠もないようなので出してきたから、私はすごい怒りなのです。つまりはっきり言えば、町長に対する無責任な答弁をしてしまうということです。これは、議会であってはならない。各課の職員は、長に答弁させるときにはその根拠も明確にして、そして出していくと。私は、絶対今後はその根拠が何だかきちんと聞きますよ。それ無視して1,000万円かかるから駄目ですなんて言われたら、町長答弁そのものを侮辱していることになってしまわないですか。そういう視点を持ってもらいたいのです。だから言うのです。こんなこと答えられないなんていうこと自体がとんでもない話なのです。むしろそうであれば、高橋委員が出した数字の根拠を後で見せてくれませんかぐらい言うならまだしも、それさえもないわけでしょう。それは、議会に対する軽視ですよ。我々は、議員全ての3年間の活動見ている、決して足引っ張りやろうなんていう人はいなかったでしょうが。みんな積極的に提起、提案する議員ばかりだったのではないですか。だから、なおさらこんな異常な在り方やめるべきだということです。

以上。

11番（池井 豊君） 委員長、今の高橋委員の提起は、決算には関係ないことだけれども、非常に重要なことなので、これ議長と相談して、町長答弁がちゃんとした計算に基づいていない、虚偽の答弁をさせたのかどうかということはしっかり調査しなければならないことなので、これは決算とは切り離して、議長と采配するように何かあれしてください。

委員長（小野澤健一君） 今そういうご意見ありましたので、教育委員会もそういう形

で私どもやりたいと思いますが、いいですか、今池井委員が言ったような。それとも根拠は今示せる。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 私どものほうで先ほど半額助成、全額助成ということで、第2子、第3子目以降のお子様が何人いらっしゃるの、学校全体の児童生徒数から第2子、第3子分を差し引いた、令和2年度の例で言いますと、小学校で245名、中学校で212名の方が今助成を受けておられないのです。それで、その方に給食費を掛けて、15%を掛けた数字というもので、小学校、中学校合わせまして400万円程度必要になってくるという形になりますので、それを今年度の第2子、第3子の金額にプラスいたしますと、おおむね1,000万円という数字になりましたので、1,000万円という数字を出させていただきました。先ほど高橋委員のほうで、中学生で第1子ということで97名という数字があったかと思います。これよろしかったでしょうか。

13番（高橋秀昌君） いいですか。私は、この計算のやり方は、来年小学校に入る子ども、来年中学校に入る子ども、これを調べた。2人、3人のほう調べるとものすごく膨大になるので、子どもの数、子どもが1人の世帯がどのくらいあるか、そして人数がどのくらいあるかということ調べた上での計算です。

終わり。

委員長（小野澤健一君） もともと基礎になる人数というか、が違うのではないかな。したがって、教育委員会は教育委員会で計算したらこうなる、高橋委員は高橋委員でしたらこうなる。なので、そういう意味ではすり合わせをしなければ駄目なので、これ以上やっても無理だと思うので、池井委員言われるようにこれで終わりというわけにはいかないけれども、すり合わせは取りあえずこの決算審査のところと切り離してやっていきたいというふうに思います。

それで、12時近くなりますが、10款終わるまでやっていきたいと思いますし、あと質疑のある方。

12番（関根一義君） では、簡潔にやります。

155ページ、事務局費の管理指導主事と、それから訪問教育相談員の関係です。私が特に問題意識持っているのは、上段の指導主事の関係ですが、これは私の勘違いかも知れない。だから、勘違いだったら是正してほしいのだけれども、指導主事が任用された時期というのは財政健全化の事案が真ただ中の頃。教育長を公民館長と兼任させたという、そういう時代です。そういう時代背景があって、要するに教育指導主事が必要だという、そういう流れだったのではないかというのが私の認



識なのです。だから、間違っているかも分からない。記憶がもう相当前の記憶ですから、間違っているかも。そこで質問なのだけれども、教育指導主事を任用した時期とその目的をはっきりさせるべきだというのが1つと、あわせて要するに訪問教育相談員の任用時期とその目的についてお知らせ願いたい。私は、これは私の理解だけれども、時限措置だと思っているわけ、教育主事については。いつときの教育長の任務を軽減させなければならないという、そういう配慮の下にいつときの時限措置としてやったものという私の認識があるわけです。したがって、私はこれはそろそろ教育長の任務に包含して、これはなくしていいというのが私の主張なのです。これは、過去にもそういうことを主張した時期があったけれども、これは私いつのとき、どういう主張したのかというのは、またこれも私の記憶が曖昧なので、それ以上のこと言えないのですけれども、私はそういうふうに思っている。まず、これについてお答え願いたいということと、あわせて指導主事の問題と訪問教育相談員の問題というのは、これは成果のところ載ってやしないかというふうにいろいろ見たのです。どういう活動をやられて、どういう要するに任務が遂行されて、どのような成果を目指したのかというのが載っていて当たり前だろうというふうに思ったけれども、それは載っていない。それについて、私はこれを継続するのであれば当然行うべきだ、そういうふうに記載すべきだというふうに思っているのだけれども、質問は2項目です。

以上です。

教育長（安中長市君） 今正確には言えないのですが、私の記憶で言いますと、田上町が指導主事を、嘱託ですが、田上町に置いたのは平成22年からだと思っています。私が中学校に勤めた年だと思っています。この指導主事の役割は、学校、特に3つの小学校、中学校と校長、教頭とつながり、その校長、教頭といろいろ協議をしながら、場合によっては指導しながら学校の運営をスムーズに行うこと。それから、あそこで勤めている先生方に対する授業への指導というふうに思っています。今10町村の中で指導主事を持っていないのは、粟島浦村と関川村だけだと思っています。田上町も入れた8つには、指導主事が1名以上、2名のところもあるのですが、いると思っています。私、すみません、公民館長と教育長が兼ねたということは分からなかったのですが、本当に重要な役割を果たしていて、今学校が非常にいいほうに行っているのは、私はこの管理主事がいるというのが大変大きいと思っていますので、私はこれからも続けていただきたいなと思っています。ただ、先ほど言いましたように、管理主事についても、相談員についても、どんな活動をしているのか、

その活動に対してどういう評価をしているのかということに関しては、今までそういう観点でお話したことがありませんので、そのことに関しては早急に委員のほうにまたご説明する機会を得たいと思っています。よろしくお願いいたします。

12番（関根一義君） 委員にお知らせするなんて、そういうことを求めているわけではありません。決算の成果の記載のところに明確に出しなさいということを出張しているわけです。

それから、私はなぜこのことを決算の段階で質疑させてもらっているのかといいますと、将来的には私は見直しすべきだと思っているのです。令和4年度の予算編成に関わるのです。だから、この案件についてどのようにその成果を認識しているのかという点が明確にされなければならないと思っているわけです。だから、そういう主張をしています。制度が発足した、任用した時期とその目的が、私の思いが間違っていれば訂正しますけれども、私はそういうふうに思っていますから、田上町の財政健全化の時期に、要するに人件費の見直しが最大の争点になったのです。そのとき役場職員の見直しなどについても課題が上がったのです。そのとき公民館長をどうするかという問題も浮上したのです。そして、そのような議論の経過の中で、公民館長が廃止されて、教育長が兼任することになったのです。そういう経過があると私は認識しているのだけれども、これが間違いだったら間違いだというふうに後ほど指摘をしてください。私はそういうふうに思っています、重大な問題です。もっと言えば、俗っぽい言い方すれば、主事は何やっているのだと、見えないではないかと、見えるようにしてくださいということなのです。だから、私に話をして納得してもらおうなんていうことは必要なのです。個人的な対応は必要ありません。議会に明確にしてほしいということです。

以上です。

教育長（安中長市君） 指導主事と、それから先ほど言いました教育相談員、どのような活動をしていて、どのような成果を上げているのか、まとめて皆さんのほうにお示ししていきたいと思っています。

8番（椿一春君） 各施設の管理人、図書司書の報酬と共済の保険についてお聞きしたいのですが、大体労働保険というのどこも入るし、あとその次に雇用保険、それから社会保険というふうに、労働時間に応じて入る保険の種類があると思うのですが、まず1点が185ページのところ、地域学習センターなのですが、これオープンして1か月のその一月分かと思うのですが、管理人報酬で4万500円、図書司書のほうで195万3,455円。ここのところには、労働保険と社会保険料と共済費が記載されて

いるのですが、社会保険が必要なぐらい勤務されている方がいらっしまったのかというのと、あと雇用保険がなぜないのかというのをお聞きしたいです。

それから、前のページに戻りまして181ページ、これ公民館長のほうなのですが、月額13万5,000円の管理人の報酬があって、労災保険料しか共済費ございません。ほかの雇用保険ですとか社会保険の必要はないのか、その辺のところお聞かせください。

あともう一つ、その前に戻りまして179ページのところも、ここは公民館長報酬ということで18万1,000円あるのですが、こちら雇用保険と社会保険あるのですが、労災保険料の記載がないのですけれども、この辺はどうしてなのかというのを聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問でございます。

では、まず179ページ、公民館長のところから行きますと、基本的に公民館長、報酬月額18万円ということで、社会保険料、それから雇用保険ということで、ここに労災が入っていないという形ですか。表現はされていないのですけれども、一応含まれて、要求書の中では計上されているというものでございます。

185ページの地域学習センターの管理人、それから図書司書ということで、社会保険に加入するほどの人がということだったのですが、地域学習センターの図書司書が20日勤務の方が2名いらっしますので、その方は社会保険のほうに加入をして今対応しております。雇用保険も、表記されていないのですけれども、特に地域学習センターの図書司書の関係ですけれども、これ年度途中からこちらのほうに動いていて、交流会館のほうに年度当初、4月以降、交流会館のほうから支出をしていて、年度途中からこちらの地域学習センターのほうに切り替えたという形になりますので、そちらのほうで支払いをしているというような形になっております。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 181ページが交流会館の管理人ですよね。こちら管理人と図書司書ということであるのですけれども、4月以降、交流会館のほうで図書司書の報酬のほう支払って、9月ぐらいから地域学習センターのほうで報酬のほう支払っている関係で、2口に分かれて保険のほうがあっちとこっちから出ているという部分もありますけれども、基本的に掛けなければいけない保険に関しては、全て支払いはしている形となっております。

委員長（小野澤健一君） あとご質疑ある方は何人いらっしますか、お昼過ぎているので。内容的にはいかがですか。短時間で終わりそうな質問なのか、あるいは時

間がかかりそうなのか。

(何事か声あり)

委員長(小野澤健一君) では、12時ちょっと過ぎましたけれども、あと3人、そういう意味では長引かない質疑だということなので、申し訳ないけれども、続けたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) その代わり再開の時間は、毎回1時15分というような形でやってきておりましたけれども……

(何事か声あり)

委員長(小野澤健一君) 1時半ですか。分かりました。であれば、お三方、そういう意味では、質問の内容を明確にした中で質疑をしていただきたいと思います。

6番(中野和美君) 今問題になっております地域学習センターの利用について伺います。

今回私一般質問をさせていただきましたが、教育長の回答は今のところ特定の方に貸し出すつもりはないとしています。それでよろしいのでしょうか。今後の予算にも関わってくることなので、お尋ねしておきたいと思うのです。現在、地域学習センターの貸出し方法や許可の方法、考え方、いま一つ確定しているとは言えません。私が一般質問であえて取り上げたのは、図書館に併設するカフェコーナーについてでした。それぞれの図書館では、特定事業所に継続的に貸し出しているということです。ある特定事業者の利益になるということでもありますけれども、全体で見たらその施設を利用する方々の公共の福祉や、または賃料は税の有効利用につながるものと考えています。地域学習センターの貸出し方法、許可の考え方について、教育委員会だけでなく、町としてどう町民の福祉のために使用していくのか再度お尋ねしまして、私これ総括質疑とさせていただきます。

委員長(小野澤健一君) それってまだ全協の中でもいろいろ議論していて、結論が出ていないわけでしょう。

6番(中野和美君) そうですけども、一応町長の考え方も聞かせていただきたい…  
…

委員長(小野澤健一君) いやいや、そういうわけにいかない。だって、順番で今までずっとやってきているのだから、それについて我々にも説明がまだ詳しいものがない中で総括質疑というのは、私はそれは合わない問題だろうと。

(何事か声あり)

6 番（中野和美君） そう。ですからこそ考え方をお伺いしたい。

（何事か声あり）

委員長（小野澤健一君） では、この件については議長のほうが今預かっている状態です。では議長、ひとつ。

議長（小嶋謙一君） 今委員長から、私からということですので。

今皆さん言われたように、まだこれは解決しておりません。まだはっきりした教育委員会からの返答もいただいておりますので、議会が終わってから改めて時間を設けて、全員協議会でまた詰めていきたいと思っております。

7 番（今井幸代君） 決算で、次年度の予算編成にも関わってくるのだと思いますので、最後に1点だけ。個別で後でまた教育委員会に確認したいこと等、お邪魔すると思いますが、1点だけ。

要保護、準要保護の就学支援に関してお尋ねさせていただきます。要保護はおりませんので、準要保護の補助対象の項目が様々あると思います。その中で卒業アルバム、卒業生たちが卒業記念品として購入をする卒業アルバム、子どもの数が減ってきて、単純に卒業生の人数で割り返していくと単価が高くなりがちになる傾向があると思います。低所得の世帯の支援として、そういった項目の追加も今後必要なのだろうというふうに思いますので、ぜひその辺りは鋭意検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご要望でございます。この場でご返答なかなか難しいと思います。これから検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

2 番（品田政敏君） 端的に。

埋蔵文化財についてお聞きしたいと思っております。お聞きしたいというよりも、直近の作成した資料あったら後ほどお見せさせてもらいたいと思っております。何で私こういうことを言うかといいますと、行屋崎をやったとき、県から武道館ができたときにやって、その後もやるというふうに聞いていて、私もそれについても聞いていたのですが、行屋崎自身もどこにどういうふうにまとまっているか見せたがらないという状況がありますので、ぜひ願います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 埋文の資料、行屋崎ということなのですが、今の県のほうに貸出しをして、今日から埋蔵文化財センターで展示のほうをしてい

るということですので、それが戻ってきた段階で確認をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

これで10款の質疑が終わりましたので、閉じたいと思います。

続いて、昨日の産業振興課のほうで資料の提出ということがありましたので、配付をお願いします。

（資料配付）

委員長（小野澤健一君） では、産業振興課、大分お待たせしましたので、手短に、申し訳ないですが、ご説明いただきたいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） お疲れさまでございます。それでは、私ども追加資料ということでお話のありました件につきまして、これからご説明申し上げます。

お配りしました資料と、すみません、それぞれお手元にございます決算書、若干見ながらご説明させていただきたいと思います。決算書のほうは、104ページ、105ページ御覧いただきたいと思います。あと主要施策の成果は37ページのほう御覧いただきながら説明させていただきます。委員長のほうから新型コロナウイルス関連の対策費の予算額の関係のお話がございましたので、まずは新型コロナウイルス対策費ということで、予算書104ページのところの5目の新型コロナウイルス対策費ということで、予算現額のほうが14億9,384万1,000円というふうに決算書書かれていますので、全体額ここに数字を載せさせていただいておりますし、その中で産業振興課の関連予算の減額の総額ということで、産業振興課の関係については中小・小規模企業対策事業費ということで、その事業と、それからこのたび雇用の関係で新規の雇用奨励金ということで2つの対策事業のほうさせていただきましたので、その合計を足したものが支出済額でございます。あと下のほうに主な新型コロナウイルス対策で実施した事業名というふうに、15事業書かれておりますが、これにつきましては主要施策の成果の37ページのところに主な施策の概要ということでずっと事業のほう載せさせていただきますが、その事業の予算額、それから支出済額を載せさせていただいておりますので、そのような見方で見ていただきたいというふうに思っております。細かい説明は、大変申し訳ありません。割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、裏のほうなのですけれども、農業の関係、2つご質問等ありましたので、資料ということでつけさせていただきました。細かい説明、農業の担当係長来ておりますので、担当係長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

農林係長（長谷川 暁君） 産業振興課の長谷川です。

では、資料の裏面、横の資料になります。昨日高橋委員のほうから、田、畑、樹園地の平均耕作面積はどのくらいかということでお話がありました。これにつきまして、農業センサスのデータ、平成27年度と令和2年度、2か年分を調べまして載せさせていただいております。

また、下のほうの表になりますが、これ渡邊委員のほうからご質問があった件ですが、多面的機能支払交付金の各活動組織の構成員の人数をまとめてあります。表見ますと、農業者というのが大体その地区にいらっしゃいます農家の方、この方各活動組織のほうから協定書というのが町のほうに出てきていまして、その名簿を拾い上げたものですが、農業者については具体的に名前のある方になりますし、非農業者のところについては、その集落の例えばPTAとか老人会とか、あと地区の住民、そういう方を各集落で人数をまとめて上げてきていますので、それを集計したのになります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

では、これで資料の説明終わらせていただきます。ありがとうございます。

本日の審査はこれで終了いたします。執行の皆様、大変お疲れさまでございました。

委員の皆様はいましばらく自席でお待ちください。

では、本日の審査報告でございます。質問数と総括質疑について副委員長からご報告をしていただきます。

副委員長（渡邊勝衛君） 大変ご苦労さまでございました。

それで、今日の質問数は43件です。1日目が59件、2日目が45件、3日目が43件ということで、合計147件になります。

それで、総括質疑は初日に2件出ただけですので、2件ということになります。

委員長（小野澤健一君） では、改めて午後は1時45分から総括質疑という形で……

（総括質疑の表題の声あり）

委員長（小野澤健一君） 表題は、私の行政評価の実施と公表について、それから今井委員のほうで、避難所等の公共Wi-Fiの設置について、以上2件でございます。

では、そういうことでお昼のために休憩入ります。

午後零時25分 休 憩

---

午後1時45分 再 開

委員長（小野澤健一君） 再開の時刻になりましたので、再開をしたいと思います。

三條新聞社より傍聴の申出がありましたので、許可をいたします。

午前中は大変時間オーバーしまして、ありがとうございました。

午前中に資料の提出の要請がありました教育委員会、こちらのほう資料の説明をお願いをいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） お疲れさまです。

午前中の質問の中で資料の提出ということで求められた部分につきまして、不登校の児童生徒数ということで、ここ6年分の数字出したものを、そちらお手元に配付させていただきました。令和2年度につきましては、田上小学校で4名、羽生田小学校ゼロ、田上中学校15人という数字となっております。令和元年度までの数字につきましては、昨年11月の社文の際にお配りをさせていただきました、その後全委員にお配りさせていただいた内容と同じ数字となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（小野澤健一君） 提出を要求された高橋委員、これでよろしいですか、内容的に。

13番（高橋秀昌君） はい。

委員長（小野澤健一君） 分かりました。

では、資料のほう、これで提出ということで了解をいたしました。

教育委員会事務局長（小林 亨君） あと、関根委員のほうから学校の管理指導主事の関係のデータを主要施策の成果の説明の中に入れてほしいということでしたが、まとめるのにお時間をいただきたいということで、出来上がりましたらそれぞれ皆様のお手元にお届けしたいと思いますので、それでよろしかったでしょうか。よろしくお願ひします。

委員長（小野澤健一君） では、そちらのほうは可及的速やかに我々委員のほうの手元に届くように、ご配慮いただきたいというふうに思います。

では、午前中大変お疲れさまでした。決算審査特別委員会に付託されました8案件、これ3日間審査をしていただきました。皆様からいただいた質問数は、合計で147件の質問数でございます。そして、総括質疑は2件でございます。

それでは、これから総括質疑を行いたいと思います。私が最初に総括質疑を行いますので、委員長を副委員長と交代をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

副委員長（渡邊勝衛君） それでは、はじめに小野澤委員長よりお願ひします。



委員長（小野澤健一君） では、総括質疑をさせていただきます。

私の質問事項は、行政評価の実施と公表についてであります。予算は、町側の意思表示で、説明責任が求められ、決算は行政運営の通知書であることから、結果責任が求められます。予算の執行の結果である決算により、各種施策の実施等により、町民の皆さんに対して質の高い公共サービスの提供がなされたのか、町民の皆さんがそれに満足しているのかについて総括、評価すること、これを行政評価といたしますが、行政評価は行政運営上、非常に大切な行為であります。

質問事項、4つございます。1つ目、そもそも行政評価は実施されていますか。

2番目、決算審査特別委員会の審査項目に行政評価の添付が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

3番目、行政評価の公開も必要と考えますが、見解をお聞かせください。

4番目、行政評価の妥当性を検証するために、町民の皆さん宛てに定期的なアンケートの実施等、町民の皆さんの満足度を把握する必要があると考えますが、それに対する見解をお聞かせください。

以上4つでございます。よろしく申し上げます。

町長（佐野恒雄君） それでは、総括質疑ということで、今ほどの小野澤委員のご質問にお答えいたします。

行政評価の実施と公表についてであります。まず、1点目の行政評価の実施につきましては、小野澤委員長がご指摘される行政評価ということは実施しておりませんでした。ただし、行政内部における事務事業評価として総合計画の年間評価を毎年実施いたしており、これが委員長のおっしゃられる行政評価の一部かもしれませんが、行政としての評価を行っているところであります。

2点目の決算審査特別委員会の審査項目に行政評価の添付の必要性につきまして、行政評価を実施した際には、決算審査特別委員会の資料として提出することがよいかというふうに考えております。現在毎年の決算監査の際には、その年の施政方針に基づいた事業に対しての成果を示した資料の提出を求められておりますが、その資料には町の評価や町民の声は記載されておりません。行政評価を実施するに当たりましては、事業概要、決算額及び成果を記載した決算監査資料に町の評価、町民の声を加えるなど考えられますが、評価の方法や様式につきましては、これから検討していきたいというふうに考えております。

3点目の行政評価の公開につきましては、情報を公開していくことは大変重要なことだと思っております。町民アンケートの結果などにつきましては、広報紙等を

通じて町民の皆様にお知らせしてきましたが、事務事業評価である総合計画年間評価は公開しておりません。今後行政評価を行った際には、その評価の透明性を図る観点から、公開していくことは必要と考えております。

4点目のアンケートの実施等、町民の満足度を把握する必要性、これにつきましては、行政評価を行った際には町民に公開し、その内容を町民の視点で確認していただき、ご意見をいただくことは重要であると考えております。意見聴取の方法について、具体的な考え方は現時点ではございませんけれども、少しでもお声をいただけるようなことから始めていければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

私が行政評価、大きな命題かもしれません。町長言われるように総合計画が田上町の最上位計画だと、それについての進捗は年に1回やっているのだということであれば、それをもってして全て行政評価ではなくて、行政評価って何のためにやるのか、町民のためであるわけです。町がよかれと思ってやった施策、あるいは対策、これが町民の本当に満足に値する内容だったのかどうなのかを確認をしない限り、全くもって自分勝手な評価になってしまう。したがって、町民という主役がどういうふうに行政水準を見ている、あるいは行政運営を見ているか、これを客観的に知り得る手段として、行政評価という形で私はご提案を申し上げている。そして、ちょうど去年も私は一般質問でこれに類したような質問をした。そのときに町長から答弁があって、その前には今の小嶋議長から同じような、成果についての総括がなされていないという流れの中で、ここに来ているわけでございますけれども、1年前の町長の答弁を見ますと、例えば決算については自己評価は必要であると考えておりますので、来年度の決算から記載してまいりますと、こういうご答弁がありました。ところが、決算のどこに町長の総括があるのだろうかと探してしまう、そういう状況でもあります。それから、重点プロジェクトの進捗状況についても、来年度以降提示できるように調整し、対応してまいりたいと考えております、こういうご答弁がありました。したがって、これについてもどこにそれがあるのかなというふうに思っておるわけです。したがって、言葉で言うのは簡単ですが、本当に行政評価がなぜ必要かという理解がない中において、残念ながら、いや、やりたいと思うのだけれども、今できないのだ、いや、検討したいのだ、研究したいのだ、こういう話になる。町民は、町がどういうことを今やっているのか、あるいはどういう形で進んでいるのか、財政状況も含めて、そういうものを知りたがっているに

決まっているわけです。財政で余剰金がありました、うん、だから何なの。行政運営をやる中において、財政の健全化は必須の条件であるわけでありませけれども、それが目的ではないわけです。最終的な目的は、先ほど申し上げたように住民の福祉の向上、住民の満足度の向上に寄与するものでなければいけないわけですから、そういったものを積極的に語りかけるという意味で、まず自らが自分で評価をし、それが町民の考えと整合性があるのかないのかを検証しなかったら、自分たちがやっているものが正しいかどうかで分からないと思うのですけれども、これについて町長はどう思われるか。いや、私がやっているのは正しいのだと、町民は絶対満足しているのだ、そういうエビデンスがないわけです。例えば経済状況の把握のために、町長がある程度の期間お出かけになられた。町民と事業者と対話をしてきた。そこで実感として得られたもの、それは要は町民の生の声なわけです。だから、町長が行くことに意義があると。今行っていらっしゃるかどうか、残念ながら今行っていらっしゃらないようでございますけれども、そういったものをなしにして、自分たちがやっている政策が、町民に対して満足度を与えているかどうかで分からないわけです。だから、行政評価をしっかりとまず行政自らがやって、それに対して町民がどういう評価をするかということをはっきりと認識をして、修正すべきものはしたらどうですかと、こういうこと。だから、行政評価をしたらどうですか。今の話を聞きますと、どうも総合計画の評価、この程度で終わりそうな気もしています。総合計画の評価についても、いや、月に1回会議をやりませ、1回やりませ、以上、終わり、だから100%ですみたいな内容になっているからおかしい。何のために会議をやるかとか、そういったものがないわけです。そして、行政において一番欠けているものは、民間企業であれば決算というのとはものすごく大事な部分があります。例えば株式会社であれば株主配当、原資をどうするか、そういうのを確定していく。ところが、行政の場合というのは、残念ながら自ら稼ぐということをしなないものですから、どうしても予算のほうに力を入れて、決算は当初予算から補正予算、その結果が決算ですというような形でしか物事を捉えていない。だから、それは私が一般質問でしたコストというものに対する考え方が大きく違ふ。コストがかかるから事業をやらないかもしれない、こんなばかな話ない。コストってそういう意味ではない。費用対効果というのはそういうものでもない。したがって、私は今の町長の答弁の中において、私が求めている行政評価を今後やるのかやらないのかという、そういう意思表示が残念ながら私はなされていないと思う。監査委員宛ての資料にそういった町長の施政方針に対する進捗状況というのですか、そうい

うものが記載をしてあるのであれば、なぜそれを變形して、例えば我々に公開をするなり、そういう形をしないのか。その辺2点。まず、根本的に私が言っている行政評価というものをやるおつもりがあるのか、ないのか。もしやるとすれば、監査委員に対してつまびらかにした町長の年度初の施政方針演説のそういう政策の内容についての評価、こういったものを我々あるいは町民に対しても公表をするべきとは言いませんけれども、したほうが私はいいと思っているのですけれども、それについて2点、町長のお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

町長（佐野恒雄君） 小野澤委員長のおっしゃられる行政評価、当然町がいろんな施策やっていく中で、それこそ1年間行政をやる中で、町民目線から見た評価、これは本当にどういう評価をいただいているか、これを把握していくということは非常に私は大事なことだと思っております。総合計画の中、これ5年を前期、5年を後期というふうな形の中で、自己評価というのをさせていただいております。これを毎年例えばやるということになると、これもまたなかなか大変な話かと思えます。一つの重点事業に対する評価とかいうことであれば、例えばアンケート等で評価いただけることは、これは案外容易にできることかもしれません。しかしながら、全体を通して評価をいただくということは、これなかなか大変なことです。そういう必要性というのかな、重要性というの私自身十分認識といたしますか、承知をいたしているつもりですけれども、確かになるほど、評価は大事なのですけれども、そういう難しさもあるのだということをお話をさせていただいたということです。当然評価も、それから公開をしていく、このことも私は大変重要だというふうに考えております。いかに1年間の評価をいただくか、そしてまた町民の方々が何を求めているのか。それこそ先ほど事業所訪問のことについても触れられました。今回新型コロナウイルスの関係で事業所回りましたが、いろんな町に対する要望であるとか、そういう意見も十分いただきました。それは、今現在はやってはおりません。でも、それはある程度定期的にはやっていかななくてはならないことだろうというふうに思います。だから、町民の方々は町に対して何を求めているのか、また1年間のそうした町の行政に対して町民の方々がどれだけ満足度といたしますか、評価をいただいているのか、それは把握していくということは十分必要だと思っております。ただ、それをやるにしてもどういう方法、どういうやり方があるのか、それは検討していかなければならないなというふうに考えておるところであります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

私はもうやらないほうがおかしいというふうに思うのですけれども、そう思わな

い人はそう思わないのだなというふうに思います。ただ、難しいからやらないなんていうのはおかしなわけです。これ田上にもし住民のオンブズマンとかいたら大変なことになります、今みたいなこんな答弁していたら。要はありのままを町民の皆さんにお知らせする、何にも難しいことないと思う。ですよ。隠し事があるから、難しくなるだけであって、こういうのやっていますよ、そうかといって何でもかんでも教えればいいって、そういうものでもない。けれども、町民が行政サービスを受けて、そして何事にも負担をするのが町民なわけです。そういった人たちに対して、例えば今財政はああいう形で基財に載せるからというけれども、あれを見て町の財政が分かる人がいたら私はすばらしい人だと思います。私も2年間かけてやっとこれを読んで、あるいはほかの書物を読んで、決算の内容が分かるぐらいですから、普通の人であんなの見たも何も分からない。ところが、あるときから、いや、財政が苦しいので税金上げます、これ有料化にします、そういう形では駄目だということです。だから、ありのままのものをそのまま素直に町民にお知らせすればいい。それがなぜできないのか、私は非常に疑問でならない。そうかといって、この決算書を全部貼り付けて町民に配る必要なんかないと思いますけれども、だからさっき言ったように決算についてもどう思うのか、あるいは行政評価、町長は実質単年度収支で黒字だから、皆さんに評価していただけたらと思いますということで、一般質問のある議員の中でお答えをした。けれども、町民は果たしてそう思ってくれるかどうか分からないわけです。だから、そういう町民のために我々やっているのですから、町民がどう思うか、それを聞くすべとして行政評価。私は、検討されるということですが、一日でも早くこういった行政評価というのは、実施をしていただきたいということで要望して、これで3回目の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

副委員長（渡邊勝衛君） 委員長の総括質疑が終わりましたので、委員長に代わります。

委員長（小野澤健一君） 次に、今井委員、お願いします。

7番（今井幸代君） 皆さん、お疲れさまです。それでは、私のほうから総括質疑をさせていただきます。

今回避難所等の公共Wi-Fi等の設置について、町長の考え方を、町の見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。今回質問をするに当たって、その根底にあるものは、Wi-Fi等はもう情報通信インフラとして非常に重要で、公共施設等に関してもそういった整備をしていかなければいけないのではないかという思いがまず根底にあります。そういった中で、今回防災行政無線を令和2年度配備していく

に当たって、戸別受信機の配布率が非常に伸び悩む実態となりました。その背景としては、1人が1台ずつほぼこういったスマートフォンをお持ちになって、情報の収集等が速やかにできるという、そういった時代の表れなのだろうとも思います。そういった中で、今後の防災対策の視点として、こういったもう相当数、相当普及をしているスマートフォン等の活用を踏まえた防災対策、そして、避難所等においてもこういったものを活用できる環境整備を進めていくべきではないかというふうに思っています。仮に今避難所等でWi-Fi等が設置されれば、有事の際に例えば町と避難所とのスムーズな情報の伝達であったりとか、要支援者や避難者等の方に町の保健師等がリモートで面談をしたりですとか、医師とリモートで何か体調不良の方とかいらっしゃればリモートの診察ができたりとか、あと避難所に対する、その避難をされている方たち自身が情報収集を非常にやりやすくなったりとか、いろんなメリットがあると思いますし、有事だけではなくて、そういったものを配備することによって、例えば今学校で進めているICT、端末の持ち帰りを今進めているようですが、長期休暇等で公共施設で例えば勉強するときにWi-Fi等つながっていればそういったところで、お家の近くの公共施設で勉強ができたりとか、そういったこともできるのだろうというふうに思っています。防災だけではなくて、今回私は防災の視点で質問させていただいていますが、導入後のメリットも非常に高いというふうに思っています。地域住民におけるWi-Fiというものが非常に重要な通信インフラとなって、ライフラインと言っても過言ではなくなっているのだろうというふうに思っていますが、町として、それらに関して整備を進めていく必要があると思うのですが、見解を伺いたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、今井委員の質問にお答えいたします。

避難所等の公共Wi-Fiの設置についてのご質問であります。現在平成25年に避難所等での通信手段の多様化としてソフトバンクより無料設置の提案があつて、役場庁舎、田上町交流会館、総合保健福祉センター、町民体育館、田上中学校武道場、老人福祉センター、コミュニティセンター、湯っ多里館、これらの8施設にWi-Fiスポットを設置しております。大規模災害時には、ソフトバンク契約者以外でも利用できることから、災害対策としては非常に有効であるというふうに考えてはおります。しかし、通常あるいは大規模災害時以外は、ソフトバンク契約者のみしか利用できません。委員ご指摘のような活用は難しいのが現状であります。私自身も委員のおっしゃるとおり、ある程度の施設には設置は必要であると考えておりま

す。当然経費等の問題もありますので、それらも含めて十分検討してみたいというふうを考えております。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきまして、大変うれしく、心強く思っております。

今ほどソフトバンクのWi-Fiスポットの話が町長からありましたが、ここに落とし穴があるのです。大規模災害というふうなものがどういうふうに定義としてあって、では大規模災害だからソフトバンク以外の方にも開放してください、開放するその判断をするのはあくまでもソフトバンクであって、町が決められることではないのです。そうすると、大規模災害のときはどなたでも利用できるようになりますといえども、その決定権は町にないので、そういった部分では、あることはありがたいのですけれども、決して万全な状況ではないというふうに思いますので、町長、ある程度の施設のところには、そういったものの整備は必要なのだろうというふうな考えがあるということでしたので、ぜひ施設の優先度であったりとか、Wi-Fiの設置の仕方も様々あると思います。例えば民間のプロバイダー等と契約をして、そんなにセキュリティにこだわらない形であれば、価格も相当安く設置もしていける可能性もあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、令和4年度に向けて具体的な検討を進めていただけるようお願い申し上げまして、私からの総括質疑終了とさせていただきます。ありがとうございました。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございました。

ソフトバンクの設置してあるWi-Fi、今、今井委員のおっしゃられるとおりなのです。私も、災害時ってどういう規模が災害なのだという、疑問というのかな、それは当然湧いてきました。そんなことで、今回今井委員がおっしゃられるのは、災害時等というふうな形で言われておられますけれども、そうではなくて、もう時代の流れというのですか、災害時どうのこうのよりも、主要な施設にはそういうものが必要なのだと、こういうふうなお考えでご質問されたのだというふうに捉えております。いろいろと、今お話しのように、安いものから、結構セキュリティを考えるとお金のかかるのもあるようです。実際問題そういうことも検討しながら、これからの時代そうしたところにWi-Fiの設置というのが大変必要なのだなというふうに捉えておりますので、十分検討してまいります。

委員長（小野澤健一君） ありがとうございました。

以上で総括質疑を終わります。

執行の皆様、大変お疲れさまでございました。

委員の皆様は、自席でしばらくお待ちをいただきたいと思います。

では、皆様、大変お疲れさまでした。いよいよ最後でございます。

これより本委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8案件につきまして、順次討論及び採決を行います。

まず最初に、認定第1号 令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、令和2年のこの一般会計の当初予算については、6つの項目を理由にして反対しました。そして、この決算を見るについて、とりわけ佐野町長を評価できる点は、コロナ禍の中で町当局が提出したものの、これに対して議会は熱心に議論を行い、町長の素案にこだわることなく、議会の主張もちゃんと受け入れて豊かなものにしたということ私は高く評価したいと思います。とりわけその中でも、他市町村に比べても極めて優れたものが複数入っていること、こういうことも理由にして、当初予算では6つの理由で反対しましたが、この6つの中身は全然実現されませんでしたけれども、コロナ禍での佐野町政の政策について賛成できるということで、決算については賛成の立場を取りたいと思います。

以上です。

委員長（小野澤健一君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について



て討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) ここについては、当初予算では引き上げられるということから反対の態度を取りました。決算では、所得割がこれまでの7.4から7.84%引き上げられ、均等割が3万6,900円から4万400円に引き上げられました。その理由というのは、医療給付の動向などを見て上げざるを得ないというのが理由でありました。また、これは町営ではなくて新潟県全体のものでありますから、直接的には町長の政策のまずさというふうには言い難いものでありますが、地域住民にとっては引き上げられるということは負担が強まるということで、決算においても反対の態度を表明します。

委員長(小野澤健一君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

委員長(小野澤健一君) 起立多数であります。どうぞお座りください。したがって、

認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

最後に、認定第8号 同年度水道事業会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。本会議における委員長報告につきましては、副委員長と相談の上、取りまとめを行いたいと思いますので、委員長にご一任願います。

これで本日の会議を閉じます。

以上で閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時23分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年9月17日

決算審査特別委員長 小野澤 健 一